

平成19年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成19年12月4日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成19年12月4日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第90号 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第91号 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第92号 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第93号 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第94号 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第95号 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第96号 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第97号 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第98号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第12 議第99号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第13 議第100号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第14 議第101号 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第15 議第102号 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第16 議第103号 公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第17 議第104号 人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第18 議第105号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第106号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第107号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第108号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議第109号 訴えの提起について
- 日程第23 議第110号 訴えの提起について
- 日程第24 議第111号 訴えの提起について

日程第25 議第112号 訴えの提起について

日程第26 諮第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第27 議第 71号 平成18年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について (継続) 一 厚 生

日程第28 議第 88号 平成18年度人吉市歳入歳出決算認定について (継続) 一 決特委

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

=====

3. 出席議員 (20名)

1番	松岡隼人君
2番	井上光浩君
3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西 信八郎君
8番	松田 茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中 哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代 勝君
19番	簗毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君

監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福 祉 生 活 部 長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福 祉 生 活 部 次 長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地 域 生 活 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農 業 振 興 課 長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教 育 総 務 課 長	坂 崎 博 憲 君
農 業 委 員 会 長	吉 川 泰 人 君
農 事 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	赤 池 謙 介 君
庶 務 係 長	村 並 成 二 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前10時 開会

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第6回人吉市議会定例会を開会いたします。会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いをいたします。

=====

日程第1 会期の決定

○議長（大王英二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月27日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。平成19年12月第6回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月27日午前10時から議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、本日12月4日開会、5日から10日まで休会、11日、12日一般質問、13日一般質問及び委員会付託、14日常任委員会、15日、16日休会、17日、18日常任委員会、19日休会、20日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、通告は12月7日金曜日午後3時に締め切りまして、登壇順位は抽せんにて決定することにいたしております。

今回から一問一答制による一般質問とし、質問回数につきましては、制限なしとしております。質問時間は従来どおり50分以内、登壇1回、2回目から質問席にて行うことに決定をいたしております。

また、継続審査となっております議第71号平成18年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について、及び議第88号平成18年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告、採決することにいたしておりますので、よろしく御願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおりに決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定をいたします。

=====

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に9番、永山芳宏議員、10番、福屋法晴議員を指名します。

=====

日程第3 議第90号から日程第26 諮第3号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、議第90号から日程第26、諮第3号までの24件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆様おはようございます。第6回人吉市議会定例会のはじめにあたりまして、発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。しばらくの間、お時間をいただき、所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

本年、4月の統一地方選挙では、20人の選良された市議会議員の皆様方とともに、私自身、マニフェストを市民の皆様方にお示しし、市長として市民の皆様方の負託を得ることとなりましたことは、大変、栄誉なことであり、また、身の引き締まる思いでございました。就任以来、今日まで、毎日が、緊張の連続でもございました。

この間、市民の皆様方のお励ましや議員各位の御協力、そして、市職員並びに関係団体の方々のお力添えをいただきまして、曲がりなりにも今日まで歩んでこられましたことに、まず以って、心から感謝申し上げる次第でございます。

今年は、長雨や台風による災害は、幸いにもこの人吉地方には、さしたる実害もなく、安堵いたしましたところではございますが、日本各地や世界各国では、数々の自然災害が発生し、それに伴う痛ましい犠牲に対し、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

一方、夏から秋にかけてまして本市では、大変うれしい出来事がございました。球磨工業高校カヌー部の高校総体での男子総合優勝、第7回高校生ものづくり全国大会の木材加工部門において、同じく球磨工業高校伝統建築コースの3年生、村山功真（かつまさ）君の初優勝、第二中学校出身の桑原俊選手の世界体操選手権での男子団体総合準優勝などは、この人吉球磨地方におきまして、歴史に残る画期的な出来事であり、また、県民体育祭では、クレー射撃競技において人吉市チームが見事1位を獲得されるなど、各分野においても輝かしい実績に賞賛を送った1年でもございました。

10月25日に横浜市で開催されました全国女性消防操法大会におきましては、本市の女性消防隊の皆さんが、初出場ながら、47チーム中、10位入賞を果たされるなど輝かしい成績を残されたことは、本市消防団の歴史に大きな足跡を残す出来事でもございました。

さらには、11月4日に阿蘇みんなの森において第31回全国育樹祭が、皇太子殿下の御臨席を仰ぎ、盛大に開催されましたが、本市からも林業功労者をはじめとして、林業関係者などが参加され、「この地球の未来を拓く緑の力」のテーマの下、中原小学校と東間小学校の緑の少年団の皆さんの堂々とした行進も披露されました。本市といたしましてもこれを機会に市民の皆様方とともに、緑は、空気や水を作り出し、我々が生存していく上で、最も大切にしていかなければならない資源として、さらに育て、守ってゆく機運を盛り上げてまいりたいと存じます。

また、10月21日から11月28日の期間にて、開催させていただきました「市長と語ろう かがやきトーク」は、市内6校区を、13回に分けて実施いたしました。多くの市民の皆様方に御参加をいただき、熱心な御質問、御提案などをいただきましたことは、誠にありがたく、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。これらの御意見とともに、9月1日から18日まで実施いたしました人吉行政改革市民意識調査では、様々な御意見を約400人の市民の皆様方からお寄せいただきましたが、いずれも今後の行政経営やマニフェスト推進の過程の中で、早速、具体策を講じて生かしてまいりたいと存じます。

そこで、現在マニフェストの実現に向けましては、庁内において様々なプロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めているところでございますが、今後はこの取組に対して、いかに市民の皆様に関わっていただくかという仕組みを構築していく必要があると考えております。そのため、テーマごとに広く市民の皆様方の御意見を聞く方法といたしまして、平成100人委員会の設置を検討しているところでございます。

姉妹都市関係でございますが、去る10月8日から9日にかけて、友好都市であります静岡県牧之原市の西原市長並びに大関議長に御来人いただき、おくんち祭りへの参加や相良家墓地に献花をいただくなど、親交を深めさせていただいたところでございます。

これまで長年の友好都市関係の中で、定期的な交流がございましたが、来年の富士山静岡空港の開港も見据え、定期交流を基本として、新たな民間交流や産業交流など、両市がこれからの友好関係について、再確認するよい機会となったものと存じます。

防犯関係でございますが、人吉警察署管内における犯罪の認知件数は、昨年と比べ増加傾向にあり、街頭パトロールの強化など、関係機関とともにその抑止に努めているところでございます。

このような社会情勢の中、10月11日から20日までの10日間、「みんなで作ろう安心な街」をスローガンに掲げ、全国一斉に「全国地域安全運動」が展開されました。昨年までは、人吉警察署において、関係者が参加し出発式が実施されておりましたが、今回はこの運動を地域住民の皆様により身近に感じていただき、さらなる防犯に対する意識の高揚を図るため、校区防犯パトロール隊やこども王国保安官をはじめとする防犯ボランティア団体並びに人吉警察署をはじめとする各防犯機関など、数多くの御参加をいただき、本市独自の出発式を実

施いたしたところでございます。

今後につきましても、自治体・防犯ボランティア団体・警察など、関係機関が連携し、地域ぐるみでの「安全で安心なまちづくり」の実現に向け、運動期間のみならず、常日頃の地域安全活動の一層の浸透と定着を図るための取組を強力に推進してまいり所存でございます。

後期高齢者医療制度でございますが、平成20年4月の制度施行に向けて、運営主体である「熊本県後期高齢者医療広域連合」と県内全市町村が協議を重ねながら準備を進めておるところでございます。また、本市におきましても、11月20日から校区ごとに制度説明会を開催しておりまして、制度対象の方々が混乱されることのないよう、周知に努めてまいりたいと存じます。

国営川辺川総合土地改良事業でございますが、利水関係6市町村長会議におきましては、相良村長自らが6市町村長による6者協議の呼びかけをされたにもかかわらず、様々な利水案の検討に入る前に、わずか2回目で、離脱されたことは、水を待たれる農家の皆様方をはじめ6市町村におきましても、誠に残念の極みでございます。しかし、5市町村は、相良村長にも毎回、手を尽くして呼びかけを怠ることなく、引き続き6市町村長会議を開催し、最大限の努力を行い、これまで国営事業を軸として利水事業計画変更案を検討し、5市町村長推奨案を策定し、揃って農家説明会が行えるよう協議を続けてまいりました。結果、御承知のとおり、相良村長との足並みをそろえるには至りませんでしたので、事業の推進には直接つながりませんが、関係農家の皆様へ情報の御提供と今後の事業の進め方を御説明し、併せて危機的状況などもお伝えしておく必要があると存じ、相良村を除く各5市町村は、11月5日から12日にかけて説明会を実施いたしました。その一方で、皆様もマスコミを通じて御承知かと存じますが、若林農林水産大臣は11月22日の閣議後の記者会見で、「地元6市町村の合意ができていない状況。年末までに最終判断するが、予算措置は難しいと言わざるを得ない」と述べられ、平成20年度予算要求を取り下げ、事業を一時休止する意向を明らかにされました。このことは、将来の球磨郡市北部台地の早期農業促進につながらず誠に残念でございますが、「関係市町村が合意形成を図ることができましたら、いつでも事業の再開は有り得る」という農水省の見解もございますので、引き続き利水関係6市町村長会議の足並みが揃うよう再び、最大限の努力を傾注してまいりたいと存じます。

また、川辺川治水対策につきましても、国土交通省による「明日の川づくり報告会」が、本市におきましても都合6回開催されたところでございますが、地域に根ざした御意見や経験など様々にお話が出され、大変有意義であったと伺っております。国土交通省におかれましては、この川づくり報告会の成果を十二分に生かされて、河川整備計画に反映していただきますよう心から念願するものでございます。

農産物のブランド化に関しましては、8月23日の平林規好先生の講演を生産者から加工者、消費者と、多くの方々にお聞きいただき、その後、その参加者の中からアンケートにお答え

いただいた皆様方に御案内状をお送りし、どのような筋道を立ててブランド化を図るか1回目の検討会を開いたところでございます。今後、プロジェクトといたしまして庁舎内に農産物ブランド化推進会議と、その下に「農産物生産・加工推進作業部会」と「健康づくり推進作業部会」の二つの作業部会を立ち上げ、健康を重点に置いた農作物の生産販売に力を入れていきたいとお願いいたしておる次第でございます。

さて、私が掲げさせていただきましたマニフェストも第四次総合計画とも連動させ、一貫した取組が始まったところでございますが、まず、2009年夏に開業いたしますSLの熊本一人吉間の運行は、JR九州様の温かい御配慮により実現するものでございまして、本市にとりまして、誠に願ってもない大変ありがたい事業であり、本市の、「観光で生きるまちづくり」にとりまして、千載一遇の好機と捉え、市民の皆様方とともに力を合わせ、大いに観光客の皆様方にお越しいただき、人吉の魅力を御堪能いただくべく、私といたしましても最大限の努力を惜しまない覚悟でございます。

そこで、さる10月22日から24日まで人吉球磨地方を見聞していただきました日本旅行作家協会の兼高かおる会長をはじめ、3人の方々から様々な御意見を頂戴いただきましたが、今までの観光素材とともに、兼高会長から御指摘がありましたプラスアルファとは何かを模索しながら、観光客の皆様方に喜んでいただく仕掛けをしていかなければならないと考えておるところでございます。そのためにもまず、本市においていただくお客様を最初におもてなしする玄関口として人吉駅の駅舎を含めた周辺の整備を検討しているところでございます。

現在、JR九州各列車をデザインされております水戸岡鋭治先生へ、本市のまちづくりのハード部分のコンセプト作成につき、御相談申し上げ、8月以降協議を重ねるとともに、同時にJR九州様にも様々なお願いをしておるところでございます。この事業計画を検討・推進していくために、庁舎内において8月に立ち上げました戦略を考える「交通網の整備プロジェクト」の中に、今回新たに具体的な構想を検討する「駅前活性化推進プロジェクトチーム」を11月に発足させまして、2年後の肥薩線SL復活、平成23年春の九州新幹線開通を視野に入れ、近代化産業遺産に認定された人吉駅構内の石造り機関庫の新たな活用や駅舎の見直し並びに駅前の周辺整備と大型バスを考慮した駐車場の整備及び駅を中心とした交通手段や観光のための交通網の集積地の検討を始めたところでございます。

このように、駅を整備させていただきますと同時に、街中の見所をきちんと表示し、観光客の皆様方に感動と喜びを与えることのできるように、ハードの再生とソフトの充実を大切にしながら、人吉の街中を堪能していただく環境を街の随所に散りばめ、観光立市にふさわしいまちづくりに挑戦してまいる所存でございます。

次に、従前からそうでありましたように、今後も本市の観光の核となるべき城址公園の環境整備でございますが、平成10年に設置されました「人吉城跡保存活用協議会」の推進部門といたしまして、新たに「お城全体名城作戦」と銘打ってプロジェクトチームを立ち上げま

した。駐車場や休憩場所など観光客の利便性を図るとともに、日本百名城の一つとして市内外の皆様に誇ることのできる環境整備を検討してまいりたいと存じております。

私は、本市に点在する観光資源の掘り起こしに伴う産業振興を進めるに当たり、去る10月12日に観光振興課を中心として、戦略を練る「魅力ある観光開発プロジェクト」を庁舎内に立ち上げました。このプロジェクトにおきましては、この会議の中に今後、観光・福祉・環境などの作業部会を設置し、市民や観光客の皆さんが本市の緑滴る自然の中で憩い、特に、温泉町では木漏れ日や川面を眺めながら心を癒すことのできる環境が創出できるような構想を、温泉町の皆様や人吉温泉観光協会のほか、関係各団体と協議を重ねながら、レベルの高い観光地創りができるような取組をはじめたところでございます。

中心市街地活性化につきましては、商工会議所が事務局となりまして、民間レベルによる中心市街地活性化推進委員会を10月26日に立ち上げられておりまして、現在、本委員会と三分科会による活性化協議会設立に向けた検討・協議が行われており、本年度末までに取りまとめられることになっておるところでございます。

企業誘致関係でございますが、このほど優遇措置制度や本市の魅力など新たな情報も掲載した企業誘致パンフレットを2年振りにリニューアルいたしました。先月、東京で開催された熊本県企業誘致セミナーにおきましては、パンフレットの配布と工業団地のPRを行いました。また、本市独自の取組といたしましては、企業の支店が集中する福岡県内での説明会開催案内と併せてパンフレットも送付いたしまして、企業誘致活動を行っております。この外、ターゲットを絞った企業誘致ということで、県と連携を図り積極的に企業訪問などを行っているところでございます。

次に、建設部の主軸事業でございますが、地方道路整備臨時交付金事業で整備を進めております市道中神鹿目線の球磨川架橋につきましては、平成16年度に着手し、平成18年度までに橋脚4基、橋台2基の工事を完了し、平成19年度では、上部工桁架設を施工しておりまして、平成20年度の完成を目指し鋭意努力しておるところでございます。

街路事業でございますが、紺屋町南町線外1線の大橋架替工事につきましては、11月20日の第5回人吉市議会臨時会で契約内容の一部変更について御承認をいただき工事を進めておりますので、12月中旬には歩行者の通行ができる予定でございます。今後は斜路工、照明設備、添架物設置、取付道路などの工事を進め、一日も早い供用を目指して鋭意進めてまいります。

公営住宅整備関係でございますが、昨年度から引き続き地域住宅交付金事業として取り組んでおります東間団地建替工事におきましては、本年8月に、第2期として4棟10戸の建設工事に着手したところでございますが、工事は順調に進んでおりまして、平成20年2月には既に完了しております第一期工事分と併せまして、9棟24戸の新しい東間団地が完成いたします。

学校教育関係でございますが、去る4月24日、43年振りに全国で実施されました「全国学力・学習状況調査」について、10月24日付でその結果が公表され、本市は全国平均水準の成績を収めました。「確かな学力」の育成を目標に、児童・生徒の学力向上に取り組んできたことの成果ではないかと受け止めているところでございます。今回の調査結果を分析しながら学力の充実を図るとともに、今後とも人吉市教育目標に沿って、知育・徳育・体育・食育の充実を目指してまいりたいと存じます。

文化事業関係でございますが、芸術の秋を彩る「人吉球磨総合美展」もことしで54回目を迎え、10月20日から25日までの6日間、スポーツパレスにおいて開催いたしました。大賞を受賞された山本哲也さんの彫刻をはじめとした絵画や写真、書道、工芸など6部門に会員・会友・一般の265人から402点の出品があり、この内の313点の作品が展示されました。会期中の6日間で2,000人を超える方々が御来場になり、質の高い芸術を堪能していただいたと存じます。

61回目を迎えた犬童球溪顕彰音楽祭は、11月16日から18日までの3日間に碑前祭と学校発表会、個人コンクール本選、市民参加の「音楽のひろば」を開催いたしました。本年1月、犬童球溪先生の代表歌である「旅愁」は文化庁などによって「親子で歌いつごう 日本の歌百選」の一曲に選定されましたが、これを機会に作曲家の故郷アメリカ合衆国との文化交流なども検討してまいりたいと存じます。

今年は明治10年の西南戦争から130年目となり、11月27日から来年1月27日までの2カ月間の日程で、人吉城歴史館を会場に特別展「西南戦争と人吉」を開催中でございます。また、特別展の初日には記念講演会を西郷軍側の本営となった永国寺で開催し、併せて境内にあります「人吉二番隊の碑」の前で追悼式を行いました。この追悼式では、相良藩鼓笛隊の厳かな演奏の下、県際の市町村長や戦没者遺族関係者、相良家先祖供養会、一般市民の方々に多数御出席いただき、国の行く末を思いながら戦場に散った両軍従軍者の追悼を行ったところでございます。

最後になりましたが、第40回歳末助け合い演芸会を、去る12月2日に開催いたしましたところ、昼・夜の部ともに、例年になく多くの皆様に御来場いただきました。この場をお借りいたしまして、御協力をいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。スローガンの一つにありましたように「みんなそろって明るいお正月」を迎えられますよう、寄せられた多くの善意は大切にさせていただきますとともに、これからも、笑顔が絶えないまちづくりを、市民の皆さんと一緒に進めてまいりたいと存じます。

ここで、平成20年度予算編成に向け、その方針を定めましたので、御報告申し上げます。先般、国が示しました「平成20年度地方財政状況の8月の仮試算」においては、地方交付税総額を出口ベースで4.2%の減額と見込むなど、主要一般財源である、市税、地方交付税の確保が大変厳しい状況となっております。また、都市と地方の格差も鮮明になってまいりま

した。

しかしながら、少子高齢化の進展による社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、地域経済の活性化につながる様々な施策に取り組む必要がございます。そのために、本市財政の健全化を一層進めながら、所要財源の確保に最大限の努力に傾注することはもちろん、既存の事務事業についても、従来にも増して、その必要性・優先度の観点から評価見直しを行い、財源の重点的・効率的配分に努め、質的に充実した予算となるよう予算編成の方針を定めたものでございます。

市民の皆様方をはじめ、議員各位におかれましてもこの主旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

引き続きまして、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第90号平成19年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、国・県の補助事業の内示、申請額による補正のほか、扶助費及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ3億3,340万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億6,730万円とするものでございます。

議第91号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第2号）は、歳出の総務費と予備費の組替えを行うものでございまして、歳入歳出予算総額の変更はございません。

議第92号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、国民健康保険税の補正が主なものでございます。

歳入歳出をそれぞれ6,318万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を50億9,047万3,000円とするものでございます。

議第93号平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、人事異動に伴う人件費及び保険給付費などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ7,518万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億7,994万7,000円とするものでございます。

議第94号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,047万5,000円とするものでございます。

議第95号平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用に63万5,000円を増額いたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費に560万円を増額いたしております。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額3億170万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,068万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,979万

4,000円と繰越利益剰余金処分額1億2,122万1,000円で補てんすることにいたしております。

議第96号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還に伴います公債費の補正等でございます。

歳入歳出にそれぞれ7億8,085万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,021万6,000円とするものでございます。

議第97号平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ322万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を943万4,000円とするものでございます。

議第98号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法の施行により、育児を行う職員が仕事と家庭を両立できるよう育児のための短時間勤務制度が、国と同様に地方公務員においても導入されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

議第99号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案は、育児短時間勤務制度の導入等に伴い、関係条文を整理するための改正でございます。

議第100号人吉市職員の給与に関する条例の一部改正案は、育児短時間勤務制度及び公務能率を上げるために、任期を定めて雇用できる任期付短時間勤務制度を導入することに伴いまして、職員の給与について改正をするものでございます。

議第101号人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律により制度化された任期付職員の採用等について、必要事項を定めるため条例を制定するものでございます。

議第102号人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例案は、地方公務員法の一部改正法の施行により、職員の能力開発の促進を目的に、大学院、国際貢献活動などのため休業することを認める自己啓発等休業制度が地方公務員において導入されたことに伴いまして、条例を制定するものでございます。

議第103号公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等への職員派遣について、必要事項を定めるため条例を制定するものでございます。

議第104号人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正案は、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、引用している条文に移動があったことなどに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議第105号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正案は、日本年金機構法において、雇用保険法等の一部改正法の一部が改正され、同法の施行日が改められたことに伴いまして、先の9月議会で御議決いただきました「人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」の未施行部分の施行日を改正するものでござ

ざいます。

議第106号人吉市国民健康保険税条例の一部改正案は、国民健康保険税の制度改正により、平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収が実施されることに伴う改正でございます。

議第107号人吉市体育施設条例の一部改正案は、公の施設であります市の体育施設につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により平成20年4月から指定管理者制度を導入することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議第108号公の施設の指定管理者の指定についての案件は、人吉市体育協会を体育施設の指定管理者とすることにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。

議第109号から議第112号までの4件の案件は、市営住宅の明渡し請求に係る訴えの提起でございます。市営住宅の入居者のうち、家賃滞納が長期に及んだ方に対しまして、法的措置へ移行する旨の警告などを行い家賃の納入を指導してまいりましたが、改善が図られず、自主的な滞納の解消が見込めないため、公営住宅法第32条第1項第2号及び人吉市営住宅条例第38条第1項第2号の規定に基づき、市営住宅の家賃等の請求及び明渡し請求訴訟を提起するものでございます。

諮第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての案件は、平成17年4月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されておりました新宮義正氏につきまして、任期が平成20年3月31日をもちまして満了となりますので、後任として堀秀行氏を推薦することにつきまして議会の御意見を求めるものでございます。

以上御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○企画部長（井上修二君）（登壇） おはようございます。それでは、私の方から議第90号平成19年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。第2条、債務負担行為の補正につきましては、第2表の債務負担行為補正により御説明いたします。第3条の地方債の補正につきましては、第3表の地方債の補正により御説明いたします。

7ページをお願いします。第2表債務負担行為の補正でございますが、県庁研修職員住宅借上料は、県出向職員の家賃の賃貸借契約が年度をまたぐ契約となることから、債務負担行為を設定するものでございます。期間を19年度から20年度まで、借上料の支払いが前払いとなります関係で、次年度の支払いは発生しないことから、限度額をゼロ円と定めるものでござ

ざいます。

次に、体育施設指定管理料は、市内11カ所の体育施設について、指定管理者制度を導入することに伴い債務負担行為を設定するものでございまして、期間を19年度から24年度まで、限度額を3億1,250万円と定めるものでございます。

次に、第3表の地方債補正でございしますが、弓道場建設事業債及び地域再生事業債は、弓道場建設事業の事業費の確定により限度額を変更するものでございます。

次に、第1条の内容につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いします。歳入でございしますが、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8,256万円の増額でございしますが、自立支援給付費負担金は、身体障害者更生医療費の最終決算見込みによる補正のほか、生活保護費負担金の医療扶助の最終決算見込みによる補正などでございます。

12ページをお願いします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金892万1,000円の増額でございしますが、延長保育などに対します次世代育成支援対策交付金の補正などでございます。4目教育費国庫補助金1,457万9,000円の増額は、弓道場建設事業の事業費の確定に伴う補助金の追加補正でございします。5目農林水産業費国庫補助金990万円の増額は、林業用機械購入に対します農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の補正でございします。

13ページから14ページを省略しまして、15ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金3,924万8,000円の増額でございしますが、特別保育事業費等補助金は、軽度障害児保育事業などに対する補助金でございします。そのほか学童保育運営に対します放課後児童健全育成事業費補助金などの補正でございします。

16ページは、省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金609万9,000円の増額は、出生育児一時金の18年度精算に伴います繰入金の補正でございします。

18ページをお願いします。19款繰越金を1億7,000万円増額いたしております。

19ページをお願いします。20款諸収入、4項雑入、3目雑入の1,889万9,000円の増額補正は、一般廃棄物処理施設建設事業などの精算に伴う人吉球磨広域行政組合からの還付金などでございします。

20ページをお願いします。21款市債につきましては、第3表で説明しましたので、省略させていただきます。

次に、21ページをお願いいたします。歳出でございしますが、各款、項、目の中に一般職給、期末勤勉手当、共済組合負担金などの増額は、人事異動などによるものでございまして、説明を省略させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費のうち 1 目一般管理費471万2,000円の減額は、人件費の減によるものでございます。また、増額補正としまして、20年度県出向職員の住宅借上料及びび防犯パトロール用の備品購入経費のほか、トイレ水洗化に伴う地区公民館施設整備費補助金などの補正でございます。

22ページから26ページまでを省略させていただきます。

27ページをお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費のうち 1 目社会福祉総務費6,055万4,000円の増額補正は、国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金などの補正でございます。2 目心身障害者福祉費2,402万5,000円の増額補正は、重度心身障害者などの医療費の追加補正などでございます。

28ページを省略させていただきます。

29ページをお願いします。2 項児童福祉費のうち 1 目児童福祉総務費8,692万6,000円の増額は、延長保育などに対します次世代育成支援対策補助金のほか、軽度障害児保育事業などに対します特別保育事業等補助金、及び学童保育運営に対します放課後児童健全育成事業補助金などの補正でございます。

30ページをお願いします。3 項生活保護費のうち 2 目扶助費9,944万7,000円の増額は、生活保護扶助費の最終決算見込みによる追加補正でございます。

31ページを省略させていただきます。

32ページをお願いします。6 款農林水産業費、1 項農業費のうち 4 目畜産業費180万円の増額は、堆肥舎等家畜ふん尿処理施設整備に対する補助金の補正でございます。

33ページを省略させていただきます。

34ページをお願いします。2 項林業費のうち 2 目林業振興費1,002万2,000円の増額は、球磨川流域林業事業協同組合の林業用機械購入に対する農山漁村活性化プロジェクト支援事業補助金などの補正でございます。

35ページをお願いします。7 款商工費、1 項商工費のうち 1 目商工総務費322万3,000円は、災害復旧に伴う梢山工業団地造成事業特別会計の繰り出しでございます。

36ページを省略させていただきます。

37ページをお願いします。8 款土木費、2 項道路橋梁費のうち 2 目道路維持費700万円の増額は、道路維持補修工事の追加補正でございます。

38ページは省略させていただきます。

39ページをお願いします。4 項都市計画費のうち 4 目街路事業費450万円の増額は、大橋の親柱 4 カ所に人吉ゆかりの文人たちの詩歌を焼きつけた陶板製作及び取付委託料などの補正でございます。

40ページをお願いします。9 款消防費、1 項消防費のうち 3 目消防施設費59万9,000円の増額は、木地屋、矢岳、大塚地区に設置しております衛星携帯電話の受信状況が悪いことか

ら、アンテナを購入するものでございます。

41ページを省略させていただきます。

42ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費のうち3目学校建設費155万7,000円の増額は、大畑小学校特別支援学級教室改修工事の補正でございます。

43ページから45ページまでを省略させていただきます。

46ページをお願いします。6項保健体育費のうち1目保健体育総務費80万2,000円の増額は、「人吉温泉マラソン大会」が「ひとよし春風マラソン」に名称を変更されたこと、及び準備経費の増額補正のほか、九州実業団9人制バレーボール大会が、来年の3月22日から23日にかけて本市で開催されますので、その大会運営費補助金などの補正でございます。

47ページをお願いいたします。14款予備費を953万2,000円増額いたしております。

以上で議第90号について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大王英二君） 以上で、議第90号から諮第3号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

=====

日程第27 議第71号

○議長（大王英二君） 次に、日程第27、議第71号平成18年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） おはようございます。平成19年9月定例会市議会において、厚生委員会に付託されました議第71号平成18年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、3回にわたって開催し、まず、水道局長及び次長から前年度指摘及び要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は前年度と比較して総収益が0.6%増の5億9,157万2,072円に対し、総費用が2.4%増の5億344万1,556円で、純利益が前年度より8.4%減の8,813万516円となっております。本年度投資された事業の主なものとしましては、九日町配水管改良工事、下戸越町配水管布設工事等が行われております。

給水戸数は前年度より34戸減少、給水人口は266人減少し、給水区域内人口に対する普及率は98.7%となっております。年間総配水量は前年度より2.2%、年間総有収水量は1.9%、いずれも減少しております。有収率は83.66%で、前年度より0.28ポイント上昇しておりますが、今後も有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

また、前年度の指摘及び要望事項に対する経過説明として、1点目の公用車による交通事

故防止については、朝礼時において安全運転の指導を行い、特に飲酒及び酒気帯び運転防止については、測定器を購入し安全運転の遵守に努めている。2点目の危機管理体制の確立については、平成7年に締結した九州山口9県災害時相互応援協定により、応急給水設備の確保、水道施設の応急復旧対策、災害発生時の動員体制の確保について応援体制を整えている。3点目の熟練技術職員の後継者育成については、毎回指摘を受けているが実現しておらず、今後も粘り強く人事担当課へ要望していく。4点目の給水区域の拡張にあたり、簡易水道等の問題を十分調査した上で税の二重投資とならないようにとの要望については、工事前に地元説明会を行い、上水道を布設した場合、簡易水道は使用できなくなることを数度にわたり説明し、十分注意をしているとの説明がありました。

また、監査委員の決算審査の過程において、平成19年3月定例市議会で議決しました平成18年度補正予算（第2号）の中で、第2条において収益的収入及び支出の支出科目を1,955万8,000円増額補正した際、同時に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の額を改める旨の条文を記載しなければならないところ、その条文を遺漏していたことが判明したと、委員会の冒頭で水道局長から説明及び謝罪がありました。このことについては、監査委員から詳細な説明を受けたところですが、委員会としましては、議案提案のあり方として問題があったことから、審査の途中協議会に切り替え、委員だけで委員会としての対応を協議し、職員給与費の増額は、流用ではなく補正によるもののため、予算執行上での違法性のないことや形式上での不備であったことなどから判断して、今後は十分に精査を行い、このような不備がないように強く指摘を行ったところです。

水道事業は、今後も給水人口の自然減少、節水等により給水収益の減少が予想され、費用の面では給水区域の拡張及び施設の改良、修繕費に多額の出費が見込まれます。

委員会としましては、これらのことを踏まえながら、今後の水道事業の経営について、引き続き公営企業経営の原則（経済性と公共の福祉の増進）に沿って健全財政の維持に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定的な供給ができるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行ったところです。

記

- 1、職員の交通事故防止については、より一層交通安全指導を徹底し、職員のモラル向上及び安全運転の遵守に努めるよう要望する。
- 2、危機管理については、引き続き関係機関と十分調査し、情報の電子化、民間との強力体制等も含めて緊急時に適切で迅速な対応ができるような体制を確立されるよう要望する。
- 3、熟練技術職員の後継者育成については、年齢等を考慮した適正配置に努めるよう要望する。
- 4、施設の老朽化等により今後多額の設備投資が予想されるので、市民の急激な負担増に

ならないよう配慮しながら、今後の財政計画及び施設の運営計画を策定されるよう強く要望する。

以上、厚生委員会に付託されました議第71号平成18年度人吉市水道事業特別会計決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君） 委員長にお尋ねをしたいと思います。

特に、指摘事項の中で、3点目の技術職員の育成ですか、配置、それについてのことでございますが、これは長年の懸案事項として指摘をされてきているわけでございます。今回も指摘はなされているようでございますが、一向に解決していない。今、委員長の報告もございました。そういうところで、言いかえると、この間そういう事故が起きた場合には、市民は不便をかかっているという状況でもあるわけです。そうした場合に、これからも寒冷の時期に入ります。当然、凍結という事態も生じると思います。そうした場合に、水道管の破裂が出てきた場合、これは市民生活に直接かかわる重大なことでもあらうと思います。

そこで、お尋ねをしたいと思います。この対応策としていろんな御審議をされたと思いますが、審査をされたと思いますが、その中でその審査はどうなされたのか、これだけずっと長年懸案事項としてきているのに、なかなか一向に進まない。例えば、人事担当の意見を聞くとか、担当部門の意見を聞くとか、または独自の職場での研修といいたしめようかね、そういう育成のための研修等もなされているのか、そこらまで突っ込んで踏み込んだ審査がなされているのかどうか。それについてお尋ねしたいと思います。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 今の指摘事項についてでございますが、本当に毎年のことですので、どうかしてもらおうようにというような要望をしまして、その突っ込んだ細かいことまでのやり取りはなされておられません。早く要望に対して、要望を上を上げてきちっと対応するようにというふうな結果で終わっております。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第71号平成18年度人吉市水道事業特別会計決算に反対の立場から討論を行います。

平成8年度に水道料が約25%値上げされました。値上げ前の平成7年度の当年度純利益は2,864万円、値上げ後の平成8年度の当年度純利益は1億1,562万円、以後、毎年約1億円に近い額を続け、値上げ後11年目に当たる平成18年度も8,813万円となっています。

値上げ前の平成7年度の当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字が8,746万円で、これが平成18年度には4億8,066万円です。平成7年度の累積黒字に比べ、平成18年度にはその約5.5倍にも膨れ上がっています。値上げ後の決算を見ていくと、平成8年度の値上げの妥当性には大きな疑問を感じざるを得ません。

格差社会が叫ばれる中、市民の生活は本当に大変になっています。多良木町では、平成18年度より、毎月の基本料金が100円引き下げられました。私が計算してみると、人吉市でも1円当たり累積黒字の3.9%を使うだけでこのような引き下げが可能です。累積黒字の何割かは、水道料の値下げなどによって市民に還元すべきだと思います。

以上のことを述べ、私の反対討論とします。

○議長（大王英二君） 以上で討論を終了いたします。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決といたします。議第71号については、委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第71号は認定することに決しました。

=====

日程第28 議第88号

○議長（大王英二君） 次に、日程第28、議第88号平成18年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さんおはようございます。平成19年9月第4回定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました議第88号平成18年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部から前年度の指摘・要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成17年度においては、5,333万円余りの黒字でありましたが、平成18年度においては、1億3,364万円余りの赤字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは、18億2,819万円余りとなり、1会計ふえたことにもより前年度に比べ1,404万円余りの増となっております。

普通会計において、財政力指数は0.49で、前年度に比べ、0.01ポイント高くなっておりま

す。公債費比率は12.2%で、前年度に比べ0.8ポイント低くなっておりませんが、引き続き財政構造の硬直化が懸念されるところであります。経常収支比率は102.1%で、前年度に比べ5.3ポイント高くなっておりまして、これは、経営経費充当一般財源の大幅な増が影響しているものと考えられます。

歳入面については、三位一体の改革の影響を受け、引き続き厳しい状況であり、歳出面については、架橋等の大規模プロジェクト、一部事務組合への支出、福祉施策等に係る財政需要の増大が予想されます。

よって、今後の行財政運営に当たっては、国が新たに示しました「新地方行革指針」に基づき、さらなる行政改革の推進を図りながら、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するために、引き続き事務事業等の徹底した評価見直しを行い、中長期的な収支の見通しに立った計画的・効率的な予算の編成、執行がより強く求められるものであります。

なお、指摘・要望事項は次のとおりでございます。

- 1、税、使用料、負担金等については、未収金の解消を図るため、さらなる収納対策を講じ、自主財源の確保に努めること。また、使用料、負担金等の改定に当たっては、急激な負担の増加につながらないように配慮した施策も講じること。
- 2、補助金の支出については、各団体の実施検査を行うことで、一定の成果を上げることができた。引き続き、使途、事業内容について精査し、効果的な運用が行われるよう努めること。
- 3、公有財産の運用・活用については、財政・利用計画等の検討を含め、持続可能なまちづくりを実現するため、市民の要望等も踏まえ、速やかに対応されるよう要望する。
- 4、人吉球磨地域交通体系整備特別会計においては、基金減少の現状を踏まえて、基金管理の事務局として今後のくまがわ鉄道のあり方も含め、会社側と十分な協議を行い、住民の交通の確保に取り組むよう要望する。

以上、4点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第88号平成18年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

なお、少数意見の留保がなされておりますので、あわせて報告いたします。

○議長（大王英二君） ここで、本件については、少数意見の留保がなされておりますので、少数意見の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第88号平成18年度人吉市歳入歳出決算認定に反対の立場から少数意見の開陳を行います。

私が、この決算に反対する一つ目の理由は、保育料の値上げに基づく決算であり、保育料の値上げはすべきではなかったと思うからです。決算委員会に出された資料を見ますと、

現年度の保育料の滞納世帯数は、平成16年度分が18世帯、平成17年度が22世帯だったのに対して、値上げされた平成18年度分は35世帯と急増しています。格差社会が叫ばれる中、マスクミなどでももうこれ以上、家計を切り詰めるところがなくなっている深刻な家庭の実態などを取り上げています。保育料の値上げは、そのような状況にある市民生活をさらに圧迫させ、保育料が払いたくても払えないという状況を生み出しているのではないのでしょうか。

値上げは、人吉市が保育所運営費に出す負担分を約800万円削減したために起こったもので、その理由として当時の福永市長は、平成17年12月議会で、市の財政が適正に運営されることを前提として、市民に応分な負担増をお願いすることは、必要と答弁しています。

そこで、人吉市の財政状況より、負担分を削減する必要があったのか調べてみました。熊本県が出している平成17年度市町村財政の概要を使い、熊本県内14市の平均的な状況と比較すると、財政の余裕を示し大きいほどよいとされる財政力指数は14市の合計が0.418に対して、人吉市は0.482、財政構造の硬直化を示し、小さいほどよいとされる公債費比率は、14市の合計が15.1に対し、人吉市が13.0、また同じく実質公債費比率も14市の合計が15.3に対して、人吉市が11.4となっています。このように人吉市の財政状況は、県下14市の中でもよい方だと思います。そのような状況の中、保育所運営費に出す負担分を削減して保育料を上げるということは、すべきではなかったと思います。

私が、この決算に反対する二つ目の理由は、この決算には、部落解放研究集会に要する経費195万円が含まれており、これに反対するものです。国は、同和地区を巡る状況が大きく変化したことを踏まえ、同和問題に対する特別対策を2002年3月をもって終結しています。このように、部落差別問題は基本的に解決を見る段階にあるという点からも、また行政が一住民団体の集会に予算をつけ参加を要請するという点からも、この部落解放熊本県研究集会への人吉市の取り組みは、間違っていると思います。

以上のような見地から、私はこの決算に反対します。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告及び少数意見の報告に対し、質疑はありますか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 田中委員長に一つだけお尋ねをしておきたいと思いますが、報告をされました中で、税の収納率、市民税等の税の収納率について、どのように議論をされてきたのか、あるいはその対応策などについて、どのように議論がされてきたのか、そのところがちょっとわかりませんでしたので、議論をされておるならば、報告をしていただきたいと思います。

以上、1点です。（「12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 収納対策につきましては、いろんな委員から意見が出まして、その

対策方法等も執行部より説明を受けたわけでございます。そういう努力を今後とも続けるように要望をしておきました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決といたします。議第88号について、決算特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第88号は認定することに決しました。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時17分 散会

平成19年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成19年12月11日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成19年12月11日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議第90号 | 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議第91号 | 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第92号 | 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議第93号 | 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議第94号 | 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第95号 | 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議第96号 | 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議第97号 | 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議第98号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第10 | 議第99号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第11 | 議第100号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第12 | 議第101号 | 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第102号 | 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第103号 | 公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第104号 | 人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第16 | 議第105号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第106号 | 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第107号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第108号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議第109号 | 訴えの提起について |
| 日程第21 | 議第110号 | 訴えの提起について |
| 日程第22 | 議第111号 | 訴えの提起について |
| 日程第23 | 議第112号 | 訴えの提起について |
| 日程第24 | 諮第3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

日程第25 一般質問

1. 永山芳宏君
2. 下田代勝君
3. 井上光浩君
4. 福屋法晴君
5. 笹山欣悟君

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・質疑を含めた一般質問

=====

3. 出席議員 (20名)

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 松岡隼人君 |
| 2番 | 井上光浩君 |
| 3番 | 豊永貞夫君 |
| 4番 | 川野精一君 |
| 5番 | 笹山欣悟君 |
| 6番 | 村上恵一君 |
| 7番 | 西信八郎君 |
| 8番 | 松田茂君 |
| 9番 | 永山芳宏君 |
| 10番 | 福屋法晴君 |
| 11番 | 森口勝之君 |
| 12番 | 田中哲君 |
| 13番 | 本村令斗君 |
| 14番 | 立山勝徳君 |
| 15番 | 仲村勝治君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 山下幸一君 |
| 18番 | 下田代勝君 |
| 19番 | 簀毛正勝君 |
| 20番 | 大王英二君 |

欠席議員 なし

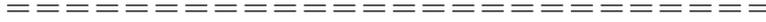
4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 信孝 君
収入役	大松 克己 君
監査委員	篠崎 國博 君
教育長	鳥井 正徳 君
総務部長	秋山 健兒 君
企画部長	井上 修二 君
福祉生活部長	尾方 篤君
経済部長	俣野 一君
建設部長	丸山 善利 君
総務部次長	深水 雄二 君
企画部次長	上田 泉君
福祉生活部次長	久本 一富 君
経済部次長	蓑毛 幸一 君
建設部次長	山上 茂君
秘書課長	福山 誠二 君
地域生活課長	東 俊宏 君
財政課長	井上 祐太 君
福祉課長	椎葉 幹夫 君
農業振興課長	中村 憲司 君
管理課長	松田 知良 君
会計課長	大石 宝城 君
水道局長	濱田 芳彰 君
水道局次長	多武 芳美 君
教育部長	浦川 康徳 君
教育部次長	中村 明公 君
教育総務課長	坂崎 博憲 君
農業委員会 農事務局長	吉川 泰人 君
監査委員 監査局長	松江 隆介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長	永田 正二 君
次長	赤池 謙介 君
庶務係長	村並 成二 君

書 記 和 泉 龍 二 君



○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（大王英二君） ここで市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） おはようございます。今議会の開会日に述べました施政方針の中で間違いがございましたので、訂正をお願いいたしたいと存じます。

施政方針の中の2ページ、10行目の友好都市であります静岡県牧之原市関連のところ、富士山静岡空港の開港を来年と申し上げましたが、正しくは再来年でございますので、御訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君） ただいまの申し出のとおり、訂正方よろしくお願いいたします。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「9番」と呼ぶ者あり）

9番。

○9番（永山芳宏君）（登壇） おはようございます。9番議員の永山芳宏でございます。

昨夜雨が降りまして、きょうから始まる一般質問の一问一答制のトップバッターとして気が重い気持ちでおりましたところ、出かけるときになりまして雨が上がり、気も切りかえて家を出てきました。新聞報道で皆さんも御存じかと思えますけれども、今月6日、県議会本会議で潮谷知事が来年4月に任期満了となる県知事選に不出馬を表明されました。昨日の人吉新聞、そしてまたけさの熊日新聞では、相良村、矢上村長が知事選への出馬の記事が載っております。これまでの潮谷県政の中で、学校再編、水俣病問題、川辺川計画と県政の懸念が残されたままである中の記事を見ても、評価と不満の声が記載されております。

安心・安全なまちづくり、安心・安全な建物、安心な水とか、そういった安心・安全な言葉がよく近ごろ使われます。安全に対しましては、私自身もある面厳しい一考え方を持っておりますけれども、川辺川問題につきましては、計画がなされた原点に戻り、任期満了まで決断されるかどうかわかりませんが、そういった原点に戻った考えを示していただけ

ればなというような考えも持っていた一人でございます。しかしながら、矢上村長の知事選出馬で来年4月、そしてその後も川辺川関連につきましてはいろんな動向が気になるところではございます。

今議会より一般質問の形式が一括質問制から一問一答制で開始されます。私、1番くじを引きました関係上、1番を選ばせていただきました。見本になるか、よしも悪しもあると思えますけれども、やや緊張しておりますけれども、記念すべき第1番目としてしっかりやっていきたいと思えます。国会の方でも衆院予算委員会が昨日テレビであってございましたけれども、やはりテレビで見る側と聞く側でもやはり一問一答制のやり方が非常にわかりやすいなというふうな感じておったところではございます。小刻みにやらずに集約して私の場合質問をしていきますので、市長、部長、答弁の方をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一問一答式でやっていきます。

林業問題、球磨焼酎振興の2点につきまして御質問いたします。

まず1点目、林業問題について。

人吉球磨地域における林業の課題、今後の方向性を見るとき、森林から生産される木材は、今や原材料という扱いのもとに国際商品としての認識が定着しつつあるように思います。少子高齢化社会へ移行する中で、耐震偽造の再発防止を目的とした改正建築基準法が6月から施行され、建築確認審査も厳しくなった現在、住宅着工戸数の増加は望めないようにあります。しかし、これまで割り当ててきた外来シェアが価格競争が可能となった国産材で取り返していくのが大きな課題ではなかろうかと思えます。国産材復権に向けた取り組みは、新生産システム事業による国の政策においても、またやる気のある地域においても実践、検討が進められている昨今ではないかと感じているところです。このような状況下で、熊本県においても戦後植栽された森林が伐期を迎え、需要拡大、森林所有者の所得増大を目指した取り組みが始まってきています。林業は、第1次産業に分類に属しますが、多面的な機能から見ますと、2次産業にも3次産業にも属する面から、1掛け2掛け3ではありませんけれども、6次産業、いろんな面の機能を持っていると見る人もおられるのも現状です。

そこで、田中市長にお尋ねをいたします。なかなか森林林業とは長期的な施策の中で経営し、また維持管理されている分が多く、そしてまた市長のマニフェストにも若干掲げられておると思えますけれども、そしてまた施政方針の中になかなか林業、森林に関することが見えませんもんですから、森林林業に対する市長の考え方、また担い手の問題、1次産業としてのどのような位置づけを考えておられるかお尋ねし、1回目を終わります。

○市長（田中信孝君） 永山議員にお答えを申し上げます。

まず、日本の国土に占める森林の面積の割合でございますけれども、64%もでございます。中国はわずかに12%、世界の平均を見ましても22%となっております。本市の割合を見ますと、約76%にも達しており、まさに緑に覆われた地方ということができると存じます。緑は

CO₂を吸収し、空気をつくり出し、豊かな水をはぐくむ大切な地球の循環機能でございます。よって、この豊かな森林環境は、未来永劫に守り育てていかなければならないことは自明のことと存じております。近年、特に山林の伐採後の植林放置やシカによる森林の被害などで、荒廃の一途をたどる森林環境を大変危惧いたしておるところでもございますが、今後よりよい環境を守り続けていくために、針葉樹林帯と広葉樹帯との割合にも心を注ぎ、人間社会や山の生態系との整合性にも配慮しながら、林業政策を進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「9番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君） 市長の林業に対する総合的なお答えを聞いたわけですけど、やはり林業は木を売るばかりのなりわいという部分が非常に林業関係者の一人としても感じておるところでございますけれども、やはり今後、今まで植えてきたものを維持しながら、そしてまた今後次世代に継ぐときにもやはり市長と同じような考えを持っている一人でもございます。しかしながら、担い手不足等も非常に少なくなって、森林の面積に対する1人の従業員といえますか、担い手については大きな部分があると思います。長期的な部分が大変あるわけですけども、そういった部分で人吉市も市有林、そしてまたいろんな補助事業を重ねておられますので、どうか5年、10年の短期の目標で施策を推進していただければなというふうに考えておるところでございます。市長の考えに対しまして一定の答弁がございましたので、この件についてはこれで終わりたいと思いますけれども。

次に、分収林入札が先般行われました。分収林問題につきましては、16年3月に田中哲議員が一般質問をされておりますけれども、重複しない部分で質問をしていきますけれども、分収林の公開入札が行われた手順とか方法、その概要について部長にお尋ねいたします。

○経済部長（俣野 一君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

分収林入札の手順と方法についてという御質問でございますが、分収林入札につきましては、公売入札の公告を行い、一般競争入札方式で実施いたしました。入札の対象者は、人吉市市有林内林産物の公売入札事務処理要領に基づきまして、県に木材業者、製材業者の登録をしている市内の林業事業体または個人を対象として実施いたしましたところでございます。今回、対象となりました分収造林3カ所は、いずれも契約満期に伴う公売でございます。

以上、お答えいたします。（「9番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君） 分収林入札について、以上一定の答弁をいただきましたけれども、分収林入札があれば契約がなされるわけですけども、私が一番心配するのは契約終了後に伐採された後の更地の問題でございます。今まで分収林組合と期間を設定しての契約がなされてあったと思いますけれども、地元からの再契約の希望があればまたされるのか。もし市

の財政等厳しい状況でございますので、分収林組合の組合員の皆様方の高齢化、山に対する思いが若干薄れてきている現状で、市直轄で管理をされるのか。また、森林組合等の林業事業体との分収造林契約というか、そういった考えがあるかないか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

分収林入札後の事業についてということでございますが、分収林契約終了後は立木処分ができました場合、その後の維持管理は市で行うこととなります。ただし、地元から再度契約の希望がありましたときは、地元優先と考えております。また、林業事業体との分収契約につきましても、過去に例がありませんので、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君） 分収林入札後の事業について、林業事業体との契約には過去に例がないということでございますけれども、やはり市直轄事業というの厳しい部分があるように感じておりますし、そしてまた森林組合とか林業事業体との契約ができるようであれば、今の林業の施業計画等の関連から、やはり団地化とかいろんな部分でメリットがある部分もあるんじゃないかという考えを持っているからでもございます。今後、分収林の入札が契約満了時に、私の知識の中で150ヘクタールのうちの130ヘクタールぐらいはまた随時入札公売で契約されるかと思っておりますけれども、今まで分収林組合の組合員の皆さん方が長年手入れをして、また分配を強く希望されてきた経緯があることから、高く公売できることを期待して、この件については終わりたいと思います。

2点目の球磨焼酎振興についてでございます。

スポーツ大会やスポーツチームにとっての運営費は、スポンサーからの支援に頼る部分が大きなウエートを占めています。人吉新春マラソン大会、来年の第5回大会からはひとよし春風マラソン大会に名称変更で大会がなされるようでありましてけれども、そこにもワコールの福土選手が参加することで宣伝効果があるように、新聞、テレビ等で皆さんも知っておられると思いますが、発足3年目でロッソ熊本がJ2昇格に決まりました。サッカーファンの方ばかりでなく、熊本県民にとりまして大変喜ばしいことではあります。ところが、ロッソ熊本チームが着用しているユニフォームに地元の酒造会社のロゴマークが使用されていることで、Jリーグ事務局が難色を示しているということでもあります。子供たちも着るレプリカに酒の銘柄が入るのは好ましくないというところのようでもございますけれども、地元焼酎メーカーのロゴマークが使用できなくなり、球磨焼酎の広告塔といえますか、そういった部分が消えることとなりますけれども、今後球磨焼酎の振興についてどう考えておられるか、市長、熊本県、当市にとっては焼酎は特産品でもありますし、焼酎文化というものが根づいていることを全国にアピールするためにも、Jリーグ事務局等に対しましてなぜ酒造会社の

ロゴマークはだめなのかとか、チームのスポンサーでもいいじゃないかと申し入れてみてはどうかという考え方、で市長の御見解をお尋ねします。また、一酒造会社を支援してほしいという意味ではなく、銘柄のロゴが人吉球磨をアピールするためのユニフォームに入れる文字がもし可能ならば、熊本の熊でなく人吉球磨の球磨にしたらどうかという酒造会社とかに協議してみるのも一つの案ではないかと思っておりますので、市長御答弁をお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

J 2 昇格に際しまして、いわゆる酒造メーカーの名前を冠にしたスポーツウエアであるとかいうものがなかなか難しいというふうに承っているところでございます。最近の例で考えてみますと、去るパチンコ業のネーミングが却下されたというふうにも聞いておりますし、一つのJリーグに対する考え方としては、青少年の健全育成という観点から、飲酒というのは20歳以上ということでございますので、サッカーファンにとりましては子供から大人まで老若男女の方々が応援されるという観点から、そういうことも一つの基準になっているのではなかろうかなと考えているところでございます。そして、せっかくこれまであるメーカーの方が一生懸命ロッソを支援してこられたわけでございますから、今後焼酎組合またメーカーの皆様方と協議をさせていただきながら、どう人吉球磨を売り出していくかということは考えてみたいと思っているところでございます。

さらに、今後球磨焼酎をどのように売り出すかということでございますけれども、ただいま焼酎組合並びにメーカーの皆様方と中国の上海へ向けて、その販売ルートを確認しているのではないかと努力をいたしておるところでございます。またさらに、やはり日本国内でもっともっと知名度を上げる必要がある、そういうのもひとつJリーグのスポーツウエア等々には非常に有効かと思っておりますけれども、やはり国内の東京での知名度をもっと上げる必要があるのではないかと、そういう東京販売戦略なるものの構築をまた始めたところでございます。いずれにいたしましても、この焼酎の精製・発展につきましては、やはりメーカーの皆様方が一致団結されて、そしてその売り込みがまさに物語、ドラマになるような、そういう御努力というのが必要ではなかろうかなと思っているところでございます。そしてさらに、地産地消の典型といたしまして、人吉球磨産の米で焼酎を製造していくということも非常に地産地消も兼ねまして重要なことではなかろうかなと思っておりますので、人吉球磨産のお米を推奨し、そしてそれを焼酎に特化していくということも大切なことではないかと思っております。これを林業に移し変えて見ますと、先ほど永山議員もおっしゃいましたとおり、6次産業というのが今盛んに全国各地でテーマとして取り上げられておるところでございますけれども、やはり近年の林業の低迷というものの中で、一つは杉とヒノキの価格逆転というところもございまして、林業を正業とされる方々の取り巻く環境というのはますます厳しくなっていると。

そこで、農産物のブランド化を今提唱させていただいているところでございますが、やは

り木材に関しましても一つのブランド化に向けた取り組みが必要ではなかろうかなと考えているところでございます。よって、本年の5月には林業関係者の方々にブランド化についての話し合いを行っておりまして、ブランドのネーミングであるとか、山に入る入山方法、帰ってくる時の帰山方法、またトラック輸送の輸送方法などに関して提言をさせていただいたところでございます。さらに、8年前からもお話をさせていただいているところでございますけれども、やはり地域の建築材を生かして建造物を構築していくということが、一番大切なことではなかろうかなと思っております。木材を初めとして1次産業の農林業、これはもう地産地消というのがまず大前提であろうというふうに考えているところでございます。また、先ほど申し上げました担い手対策といたしましても、さまざまに機械化がなされているとはいえ、重労働から担い手は高齢化する一方で、次世代の育成もままならない環境にあるというふうに感じております。いずれにしても、この人吉地方のみならず、森林環境を守って育てていくというのは、これはもう大命題でございまして、地球生命にも直結する問題だと認識をいたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「9番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君） 焼酎振興については、市長も焼酎特区の構想とか焼酎に対する思い入れが強い人と私も思っております。ましてや、選挙当選後ではいろんな総会の中で五尺運動といいますが、そういった部分もあいさつの中で言われておるのも頭に残っているものです。新聞報道によりますと、このロッソのあれには地元メーカーは今後も子供たちに夢と希望を与えるために役に立ちたいからということで支援をしていかれるようでありますし、ぜひ可能かどうかわかりませんが、ロッソ熊本が胸に球磨のユニフォームを着て、来年3月から始まるであろうJリーグ大会でプレーすることを期待したいと思いますし、最後にことしの全国育樹祭のテーマ、「この地球（ほし）の未来を潤すみどりの力」、この緑の力と来年のえとはネズミでございます。最初はネズミ年でありますし、またシロネズミは大黒様の使いと言われております。いい年であることを期待して、私の一般質問を終わります。

（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） おはようございます。18番の下田代でございます。けさほどもテレビを見ておりました。最近の国内外のニュースの中で気がかりな幾つかのことが目立ちます。まず、今盛んにやっています新テロ特措法のこれをめぐる越年国会の問題、それからOPEC、原油増産の見送り、いわゆる原油の高騰でございます。さらに、国際学習到達度調査PISA、ピサでございますが、これでの我が国の理数系の落ち込み、そして地球温暖化にもかかわる食糧事情の激化、そしてまたおぞましい食品の偽装表示、こういうものなどあります。それは我が国がこれまで培ってきました自信と誇り、これに影を落とし、

さらに一抹の不安を覚えるのも否めないものであります。

このようなことを踏まえまして、2点について質問をいたしてまいります。まず一つは、農業振興、これまでも行ってまいりましたけれども、その中でも特に中山間地・山間部農地の振興でございます。それから、二つに教育課題として基礎教育の充実であります。

まず農業振興、これは問題と言ってもいいんじゃないかと思えますけれども、これについてであります。

我が国の食料自給率、御承知のとおりカロリーベースで40%、最も大事な物量ベースで39%でありまして、加えてエネルギーの自給率19%、ちなみにアメリカは70%と、フランスあたりヨーロッパでは50%以上持っておるようでございます。このような中で、我が国の農業も原油高騰、そしてまた米価の凋落等で重大な危機に直面していると、こういう状況でございます。とりわけ中山間地・山間部農業地域は、言葉で「限界集落」という言葉もあるようでございますが、まさしく崩落寸前にあると言っても言い過ぎではないと思えます。かつて自給率の一翼を担いまして、水源涵養、防水、洪水などなど、多面的な機能を持ったこの山間部・中山間地農業・農地の保持・再生を図るために質問いたしてまいります。質問は、今回から一問一答でございますが、なるだけ答弁していただくのがしやすいようにブロック別にくくりをしながらお尋ねをしてまいりたいと思えます。

山間部農業・農地のその後、これまでも質問をいたしてまいりましたけれども、どうなっているのかということでございます。そして、減反の推移状況、ここらもお聞かせいただきたいと思えます。それから、主業農家、かつては専業農家という言葉であったようでございますが、主業農家、準主業農家の状況、そしてまた平均耕作面積といいたしましょうか、そこらについてもお尋ねをいたします。それから、米以外の穀物、この収穫量、生産量はどうなっているんでしょうか。まず、これを1回目とさせていただきます。

それから、教育問題につきましては、自席の方から続けて質問をさせていただくということでお許しをいただきたいと思えます。

以上、1回目です。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

山間部・中山間地の農業振興ということで御質問いただいております。まず、米の生産調整でございますが、平成16年度から生産目標数量となっておりますので、その数量を反収で面積換算いたしますと、その生産調整率は平成16年度は30.6%、17年度は32.74%、18年度は32.36%、19年度は約41.3%の生産調整率となっております。

農家戸数は、2005年農林業センサスによりますと、1,407戸、そのうち販売農家の内訳といたしましては、主業農家195戸、準主業農家191戸となっております。それ以外が副業的農家でございます。なお、現在の認定農業者は78経営体となっております。平均耕作面積でございますが、統計上の数値が出ておりませんので、経営耕地面積規模別経営体の割合でお答えさ

させていただきますと、家族経営体939経営体のうち、経営耕地が100アール未満の経営体数が576で全体の約6割を占めており、本市におきましては小規模の耕作農家の割合が高い状況でございます。

次に、米以外の穀物の収穫量でございますが、平成18年統計によりますと二条大麦が54トン、大豆が13トンとなっております。そのほかアワやキビなどの雑穀につきましては把握ができておりません。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいまお答えをいただきました。非常に人吉の農家、これはもう御多分に漏れずやはり規模が小さいということでございますね。それで、もちろん後ほどまた質問させていただきますけれども、次に質問いたしますけれども、規模が小さいということはそれだけ収益が少ないということになります。そしてまた、今いろいろ話題になっております穀物、米以外の例えば大豆とか、それから今いろいろお答えをいただきましたが、非常に生産量といいますかね、収穫量が少ないと、そこらの要因といいますでしょうか、そこらはどういうことなんでしょうか。例えば、米で収益が上がらない場合に、例えばそういう穀物でさらに収益を上げていくというのが農家としては主業と思うんですけれども、その原因はどういうふうにお考えになっているのかな、どういう理由を要因についてとらえていらっしゃるか、もしわかっておればお答えをいただきたいと思います。

○経済部長（俣野 一君） 要因につきましては、やはり先ほどお答えいたしましたように小規模の農家が多いというふうなことで、その要因になっていると考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 小規模農家が多いということは御説明ありましたとおりでございますが、例えば小規模でも集約してそういう方向に向けていくと、そういうような指導とか調整はなされてなかったんでしょうか。

○経済部長（俣野 一君） 指導とか調整でございますが、御存じのとおり今年度から品目横断的経営安定対策というふうなことで、これからの農業につきましては一定の基準を持つ担い手で行うということでございまして、集落営農を進めるというふうなことで、これからの農業はそういうふうな営農方式になっていくと考えております。

以上でございます。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） これから十分そこらのところを期待したいと思います。

2問目に入ります。減反農地、今非常に減反問題も話題になっておりますが、減反農地、これの助成とかまたはそれに対する固定資産税等の取り扱いはどうなっているんでしょうか、

お聞かせをいただきたいと思います。

○**経済部長（俣野 一君）** 御質問にお答えいたします。

米の生産調整に伴う助成措置でございますが、平成19年度は基本部分では飼料作物、大豆、麦が10アール当たり1万円、花卉、小豆、ソバ、野菜、永年性作物等が10アール当たり5,000円となっております。さらに、担い手部分加算といたしまして、10アール当たり3万円以内、重点作物特別対策10アール当たり1万3,000円以内を予定しております。

なお、自己保全管理と調整水田は助成の交付対象とはなっておりません。

以上、お答えいたします。

○**総務部長（秋山健児君）** おはようございます。減反農地についての課税でございますが、休耕している田の課税についてのことにつきまして、一時的に休耕しているような田で耕作の用に速やかに供し得る状況にある場合は、一応田として認定して課税をいたしております。それからまた、耕作がなされず雑草等が生育しまして、復元し得ないような状況にある場合は雑種地として一応認定し課税をいたしますが、一応田と同程度の課税評価額になっております。

なお、転用許可を受けた田につきましては、宅地並みの課税ということで一応課税の対象になっているということでございます。

以上、お答えいたします。

○**議長（大王英二君）** 18番。

○**18番（下田代勝君）** 今、答えをいただきました。零細な経営規模ということは、先ほどお答えをいただきました。そういう中で減反地、俗に減反ですね、耕作をしていない、そこらが110ヘクタールぐらいあるようでございます。そうしますと、そこらについて今おっしゃいましたように自己保全管理、減反しているけども田として田んぼとして残っていると、そして調整水田、そこらも田んぼとして、減反はしているけれども田んぼとして残っていると、そういうところについてはいろんな助成もないし、そして今度は税としては当然田んぼとしての固定資産税が賦課をされているということでございます。言うならば、減反がなければその田んぼも収益を上げて、それなりのことになるわけでございますが、言うならば収益は上がらない。しかし、農地として持っているがゆえに税金がかかっていくということでございます。ですから、山間部農地・中山間地農地育成のためにも、そういう税の減免等はないのかなと。言うならば、マイナスの助成といいましょうかね、そういう考えになるかもしれませんが、せめてものそういう収益が上がらない土地については、山間部農地、そういうものの育成、保全するためにも、そういう手だてはできないのかなということをお尋ねしたいと思います。

○**総務部長（秋山健児君）** 税の減免措置についてお尋ねでございます。固定資産税の減免措置につきましては、地方税法第367条及び人吉市税条例第71条で規定をされております。

減免には二つの事由がございます。

一つは、納税義務者の担税力に着目した事由でございます。貧困により公私の扶助を受けている場合や災害等により著しく資産の価値が減少した場合など、税金を負担することが困難な場合に適用する措置でございます。

もう一つは、公益性がある場合に適用するものがございます。今回の休耕田につきましては、税法の趣旨から判断いたしますと、減免の対象にはならないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 減免の対象にならないと。現行の条例ではそういうことになっていると思いますが、法律も条例もすべて住民が安全で豊かで幸福な生活を送れるようにする規程であります。そうした場合に、もしそういうことであれば、そこらの改正というのも考えられるということでございますので、そこ辺には十分配慮してほしいなと思います。これはこれで結構です。

それから、次に参ります。中山間部・中山間地、これに対する活性化プロジェクトといいましょうか、ここらの振興計画といいましょうか、育成計画といいましょうか、それはどう行われているのかなと、支援等があれば、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

そしてさらに、支援件数、そこらについて助成件数等がわかっておればお知らせをいただきたいと思ひます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

農山漁村活性化プロジェクトにつきまして、お答えいたしたいと思ひます。本年度より農山村活性化プロジェクト支援交付金事業が始まっております。この取り組み状況についてでございますが、この交付金事業は国からの直接の交付金で、市町村を經由し、各実施事業体に交付されるものでございます。平成19年度にこの交付金を活用した高性能林業機械の購入について、郡市内の5林業事業体から所在いたします市町村に農山漁村の活性化のための定住など、及び地域間交流の促進に関する法律第5条第5項の規定に基づく活性化計画の提案があり、作業範囲が郡市全体に及ぶことから、郡市内10市町村連名により人吉球磨地区活性化計画、平成19年度から21年度の3カ年計画でございますが、を作成し、国へ提出いたしまして、既に交付金の交付対象の決定と割り当て内示がされているところでございます。本市におきましては、平成19年度に林業事業体に高性能林業機械フォワーダ2台を購入される予定で、事業費といたしまして2,310万円で、交付金額は990万円の予定となっております、12月補正予算に計上させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） お答えいただきました。活性化事業として進められていることは喜

ばしいことでございます。国は、御承知かと思いますが、逼迫している農業、これの喫緊の課題としまして19年度補正予算でもいわゆる米価対策、これは前渡金でしょうかね、仮渡し金でしょうかね、ここらの問題についても検討を進めているようでございますし、それから新年度におきましても小規模農家の参入をしやすいするために集落営農特例措置、例えば面積だと思いますが、特例を4ヘクタール、これを少し下げて零細農家が参入できるように、そういう検討も進められているようでございます。そういう方針のようでございます。そして、営農面積、これについても今まで知事特認だったということが、いわゆる市町村長の特認になってくるといふようなことも盛り込んであるようでございます。さらに、身近な子供たちのことも含めまして、子ども農山漁村交流プロジェクトというようなことまでも、そういうモデル事業も考えているようでございます。

さらに、いわゆるそういうもろもろの方針が打ち出されておりますが、これらに対してどのように人吉市は対応または対処されようとしているのか、そういう情報も既に入っていると思っておりますけれども、そこらについての準備どのようになされているか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

新聞等での情報でございますが、御質問のように国におかれましては、小規模農家等への支援などいろいろな見直しが検討されているところでございますが、現在のところ、まだ私どもには国、県からの公式な情報は来ておりません。ただし、これらにつきましては、国、県からの具体的な施策が示された際には、市としても速やかに対応していかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） お答えいただきました。まだ情報が入ってない。実は、せんだって私は農水省に行ってまいりました。本省で20年度の概算要求の概要というのが入って参っております。多分県にも来ているんじゃないかと思っておりますし、振興局あたりも把握をしているんじゃないかと思っております。当然、市の方としてもそういう情報をキャッチといいたしめようか、アンテナを最大限広げていただいて、やはり早く情報をキャッチし、そして取り組み体制を早くしてほしいなと思っております。そういうことでよろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、先ほども話がありましたが、中山間地農業・山間部農業、これまでは農業収入とそしてまたアルファ、その他の収入、それによって生計を立ててきたと。例を挙げれば、建設業が盛んなときには土木作業員として、そういうような日雇いも行いながら、そこらに従事しながら別の収入を得てきたということもあっているようでございます。それはしかし、現在は非常に厳しい状況でございますから、その補完、救済といいたしめようかね、これらについていろんなことをお考えなのかなと。私は6月においても、いわゆるエタノールエネルギー

ギー問題、先ほど自給率の話もしましたが、エネルギー問題、ここらについてもエタノール生産あたりはどうでしょうか。いわゆる米が一番効率がいいと。それは主食用じゃなくても飼料用の多収穫米、またはそれに近いようなやつでもいいんじゃないかなということでお尋ねをしてみました。そういうことで解決の一つとして、山間部農業、地域再生の大きな力ともなるとお考えしますので、お尋ねをしたいと思います。

中山間地・山間部農業農地保全の再生のためにも、今後どういうふうにお考えになっているのか、どういう取り組みをなされようとしているのかなということをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（俣野 一君） 中山間地農業の再生のためにどういうふうな取り組みが必要かということですが、生産調整をいたしました減反地につきまして、例えば米にかわる飼料、その中で先ほど申されましたバイオエタノールということで、バイオエタノール化による農地の活用というようなことを例を挙げて説明したいと思います。例といいますか、につきまして。現在、非常に石油高騰になっております。そういうことで代替エネルギーとしてバイオエタノールの需要がますます高まる中、米余りを解消するためにバイオエタノールの原料となる燃料米などの新規需要米への転作を行うことは必要かと考えております。しかし、中山間地の生産になりますと、担い手の確保や食糧米との格差支援策などの課題も多く残るところでございます。以前のように土木工事などの公共事業等が多うございましたが、減少した昨今、兼業農家の所得確保のためにも今後重要な施策と考えられますので、国の動向を見守りながら検討をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） お答えをいただきました。今まで石化資源、エネルギーを石化資源、化石資源といいましょうかね、そこらに依存をしてきた。それがさらに非常に限度があるということで、世界それぞれ各国、先進国も含めてバイオ関係の代替燃料の方に一生懸命頑張っていることも伺っています。そうした場合に、これをそのままということじゃなくて、農山間地その他の収入あたりにどうそれを寄与させていくかと、加えていくかということも含めての質問でございましたので、例えば国の制度、そういうことでなくて、国の方は民間が参入してもいいということをおっしゃいますから、例えばどこかの企業が、じゃあそこらと共同で山間部の農家と共同でやりましょうかという場合に、それも可能なわけでありまして。そうした場合に、エタノールの生産というのはコストが高いんじゃないかというお話もありますけれども、極端な荒っぽい言葉を申し上げますと、焼酎をつくるような製造工程というのはそういうことなんですね。ですから、やり方としては非常にやりやすいわけです。ですから、それは焼酎ということになりますと、これはまた別サイドのいろんな制約もあるでしょうから、規制もあるでしょうから、そういうことではなくて燃料をつくっていくと、エネ

ルギー問題だということになりますと、またそれは別問題ということでございますから、国あたりを待つんじゃないくて、国も地方自治体のいろんな自主的ないろんな知恵を出していただくことを待っているわけですね。ですから、国の制度がどうだからと、県がどうだからということも大事なことですけれども、以上に地方自治体の頑張りというのが必要ではないのかなと。これは市長も特区あたりをお考えでございましたので、ぜひそこらを早く立ち上げて、この問題も含めた農業特区、これについてももしっかりやっていただきたいなと思います。この農業特区についても、6月に市長の御答弁もあっておりますが、この取り組みについてはどのような進め方がなされておりますか、それをまずお聞かせください。どちらでも結構ですよ。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

バイオ燃料に関します農業特区でございますが、これにつきましては現在、どのような取り組みができるのか調査している段階でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 一生懸命取り組んでおられるということでございますので、古い言葉を使いますと可及的速やかな取り組みというのをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。農業問題はこれで一応終わらせていただきます。

次に、教育問題でございます。

教育課題、これは基礎教育の充実であります。せんだって全国学力テスト、そしてこれはOECDによる国際学習到達度調査でしょうか、これが行われておりました。略してPISA、ピサというんでしょうか、結果は読解力の低下、そして科学的・数学的応用力の低下、そして国際的にトップレベルからの転落、いわゆる15歳代の高校1年生でしょうか、そこの理数の低迷ということが判明をいたしております。施政方針で全国学力テストは全国平均水準の成績をおさめたと言われておりますが、これはあくまでも平均水準というふうに私は受けとめております。

そこでお尋ねをいたします。学力調査についてですが、人吉市の小中学校の県下での位置はどのようになっているんでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

さらに、公表について、それは例えば生かし方と言った方がいいんでしょうかね、あの学力調査の、もちろんプライバシー、学校序列化、これに触れることではなくて、例えばテストの結果、ここらの結果を踏まえて、強い心を持った子供、そしてまた頑張り抜く子供、この育成にどう生かされていくのかなと。例えば、新聞報道等でそれぞれの保護者の皆さん方もそれだけとらえますと、どうなのかなという疑問も心配もあるんじゃないかと思います。そういうことも含めて、保護者を含めたところのそういう取り扱い方といいましようか、広い広義の意味の公表ということでお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず1問目、それをお願いしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） それでは、お答えを申し上げます。

全国的に注目されました学力・学習状況調査でございますが、マスコミでもいろいろ取り上げていただいておりますが、公表後、マスコミ等でも何か記事がなくなったような感じがいたしておりますが、現在は結果の分析、対策、このことについて学校を中心に取り組んでいる状況でございます。

さて、御質問の全国学力・学習状況調査において人吉市はどうかと、どのような位置にあるかということでございます。まず、熊本県ですが、熊本県は知識を問う問題も活用を問う問題も全国平均を下回っている分野はございません。しかし、全国平均を大幅に上回っているというものも少なく、全国平均より若干上というのが熊本県の結果でございます。じゃあ、人吉市の結果はということですが、小学校においては、知識・活用ともに県平均を下回っている分野はございません。若干上回っている分野もございます。ですから、県平均は全国的にもいいということですが、それよりも小学校は少し上回っているということでございます。中学校においては、わずかに県平均を下回った分野がございますが、ほぼ全国平均並みを維持しております。これが人吉の結果でございます。

ただ、この調査は平均で見るだけでなく、領域別・観点別に把握することがより重要でございます。どの領域や観点がすぐれていて、どの領域や観点が劣っているかを把握し、指導の改善に生かすかということが最も大事でございます。各学校においても、現在結果の分析とその対策を立てて指導の改善に役立ててもらっているところでございます。順を追って私の方にも報告が参っております。

次に、結果の公表ということでございますが、御存じのようにこの調査は国の責任で行うものでございまして、調査のねらいは次のように定めております。一つは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。もう一つは、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることというふうに定めております。したがって、国、教育委員会、学校がP D C Aサイクルに基づき教育活動を行うため、その結果を検証する具体的な方策、手段としてこの調査は実施されたものでございます。小学校、中学校ともわずか一つの学年、一度の調査結果、それも20数問の問題で、その学校すべての学力がはかられるものではございません。学年によって調査結果がよい学年もあるでしょうし、そうでない学年もあると思います。これは御経験で御存じだと思います。調査結果に私は一喜一憂することなく、この結果を今後に生かすことが重要でないかと考えています。全国や県単位での結果の公表はされています。大きな単位であれば、学校間の序列化や過度の競争、ひいては学校の風評被害による児童生徒の学習意欲の低下等につながることもないかと思っております。

市町村単位、学校単位での公表が行われれば、地域間・学校間でランクづけされたり、序列化されたり、過度な競争等につながったりするなど、教育的にプラス面よりマイナス面が大きいと考え、公表は避けたいと教育委員会会議でも判断したところでございます。もちろん教育には競争はなくてはならないと、これは原則でございます。全国学力学習状況調査に関する実施要領でも、市町村教育委員会へは域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないことと規定されています。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように調査結果に一喜一憂することなく、学校であれば指導の改善にどう生かすかということが大切であり、個人であればその結果をしっかり受けとめ、自分の次の学習に生かすことが重要だと考えています。個人票も子供に差し上げております。これもしっかり課題を説明をして、保護者の方とも相談をして、これからこれをもとにどのように自分の学習を組み立てていくか、そういうことも担任の方で言いながら渡しておるところでございます。恐らくこういうことにつきましては、保護者会等でもそのようなことでできることの範囲において説明がなされるものと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいまお答えをいただきました。教育委員会、人吉市の教育委員会、人吉市の学校教育をしっかりとおやりになっていることは私も認識をいたしております。しかしながら、この調査、到達度調査、これは正答率、そこらで示されたようでございますが、やはり学習をしたことがどのくらい子供たちが理解をしているか、それに習熟してきたのかということが大きな問題だろうと思います。私もこの結果に一喜一憂するものではありません。しかし、学力というのは教育長は専門家ですから私が門外漢が言えば釈迦に説法かもしれませんが、一つ一つの積み上げというのが大事なことであろうと思います。そしてまた、この学力調査、これも一つの大きな目安であろうと思いますし、教育上の大きな論点になるかと思えます。

そこで、やっぱり私も格差社会、いろんなことは好きではございません。しかしながら、世の中というのはやっぱり競争というのが現実になっていると思います。そういう意味で、例えば社会人になったときにいきなり競争社会に放り込まれていくということでは、なかなか学校では格差はありませんよ、過激な競争はだめなんですよということが教えておられると思いますけれども、やはり現実はその子供たちが社会人になるための準備でございますから、やはり出ていったときにいろんな圧力等に対して強い心を持った、そういう子供、例えば物事に不屈の精神を持つ、そしてまた打ち勝っていく、自分にも勝たなければいけませんし、いろんな圧力にも勝たなければいけません。そういう強い心を持った子供の育成というのをお願いしたいなと、それはもちろんお進めだろうと思います。そうした場合に、私が申

し上げた公表等につきましては、保護者も含めてそこらの結果を踏まえた広い意味の公表といいたいでしょうか、そういうことをお尋ねしたわけでございます。そこらについてどうお考えか、もう一回お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） お答えを申し上げます。

おっしゃいましたように競争社会にやはり卒業したら子供たちが出ていくと、強い心を持ってぶつかっていく、そういうことを子供たちに身につけさせたい。そのためにこの調査の結果、テストの結果をどのようにしていくかということですが、これは学校ではいろいろなテストが行われております。全国的にというのは最近珍しいことですが、ですから私が先生方に言っていますことは、状況調査もやっておりますので、この結果を特に学習状況、これはもう全国平均であろうが比べてもいいわけでございますので、学習状況があなたの課程ではこういう状況にあると、非常にすぐれている、あるいは劣っている、そういうことを明らかにしながら、そこを克服して一人一人が自分はこのことを克服してやるんだという強い心を持つように、一人一人に向かって指導していくことが大事というふうに思っております。そのためには私たちはとにかく強い心を持たすためには、基礎学力がないといけないと、基礎が大事。基礎にはいろいろありますけれども、普通言われている読み書き、そろばん、計算とか、今言いますと英単語、こういうようなことについても調査をして、どこに出ても基礎だけは自分ではできているんだという子供を育てたい、こういうふうに思っているところでございます。また、そういう段階に今具体的に調査問題等もやっているところでございます。

以上、お答えにならないかもしれませんが、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 次に参ります。全国学力テスト、先ほども御承知のようにいわゆる読解力の低下と、それから言うなら応用力の低下ということがありましたでしょうね。

そこでお尋ねします。この結果を踏まえて、重複するかもしれませんが、学力向上へどう具体的に取り組んでおられるのかなと。それから、読解力、これと読書教育、その相関はどういうふうにお考えなのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

これはOECDの調査でもありましたけれども、読解力が劣っているという結果も出ているようでございますが、読解力と読書教育との関連という御質問でございますが、読解力を高めるためにはまず読書を推進することは大変重要だと考えています。したがって、教育委員会の施策といたしましても、学校教育努力目標に読書活動の推進を位置づけ、各学校に創意工夫をしてもらい、具体的な取り組みを行っていただいているところでございます。学校訪問では、必ずこの質問はしております。

ところで、今回話題になっていますように、PISA型の読解力を向上させるためには、

読書活動の充実はもちろんですが、各教科において読解力を高めることが重要だと言われております。各教科においての読解力でございます。国語において読解力を向上させることはもちろん、中核に据えなければなりません。その上で算数、数学における読解力をどのように高めるのか、社会における読解力はどのように高めるのか、理科教育においても読解力をどのように高めるのかなど、すべての教科において読解力を高めることが強く求められております。つまり問題や課題をどのように読み取り、理解し、判断して思考するのか、またそれをどのように表現するかなど、一連の連続した思考過程や問題解決の過程を重視した中でどのように読解力を高めるかということが求められています。非常に程度の高いといえますか、難しい問題でございますが、今これが一番求められているところでございます。やはり毎日の授業改善をどのように図っていくかということが、その中核になると思います。学校では、校内研修で取り組んでいただいたり、教育研究所の活動でも取り組んでいただくなど、日々この向上に向かって努力をしているところでございます。

なお、PTAあるいはボランティア等でも、各学校に読み聞かせとか読書活動については、本当に市内はもう非常に協力をいただいて、読書活動については一体感が出ているかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） お答えをいただきました。冒頭に教育長から読書というのは大事なことだと、私もまさしくそのとおりと思います。例えば、野球にたとえますと、打球をとってダブルプレーをとる、先ほどおっしゃいましたように科目ごとに応用力、読解力をつける。例えば、理科で読解力をつける、数学の読解力をつける、それはダブルプレーの域じゃないかと思います。まず最初、読書、これをまず補給をする。ゴロを補給をしませんと、野球でいいますとダブルプレーも何も成立しません。そういう意味でやっぱり読書、昔から「読書百遍意自ら」というように、これがしっかりした基礎だと思います。これを重点的にやっていただくと、科目ごとの読解力というのはもう当然できてくる。すべての応用に通じるんじゃないかと思います。冒頭申し上げられましたように、それにもしっかりお願いをしておきたいと思います。

それから、次に参ります。小中学校と塾の連携授業ということでお尋ねをしてみたいと思います。

朝、テレビ番組でチャンネル5でしょうか、みのもんた、あの人が出る番組がございました。ちらっときょうは準備をしながら見ましたけれども、塾とこれは杉並区の和田中学校、この放映がなされておりました。残念ながらビデオに撮ることはできませんでしたが、これを私はちょっと見ただけですから、これでいわゆる質問するものではありません。こういうことがありましたということをお知らせをしておきたいと思います。

それで、塾と小中学校の連携、これについての質問でございますが、これは東京都江東区、それから葛飾区、私は勉強に行っていました。

まず、東京都江東区の例でございます。江東区は、平成18年度から小中学校と学習塾の連携授業を行っております。実施しております。その中で内容は運営主体は各小中学校に任せます。それから、授業はT・Tの要領、ティーム・ティーチングですね、そういうような用途でやるようでございます。時間は40時間から80時間、1時間60分でございますから、それをお考えいただければいいと思います。講師謝礼、これは1時間の2,500円、大体2時間を単位としているようですから、5,000円ぐらいと、これは交通費込みでございます。これはあくまでも江東区の例です。それで、科目は国語、算数、プラス選択と、もしかすると英語が出るかもしれませんが、理科が出る場合もあるかもしれません。そういうようなやり方をやっております。加えて、この江東区には江東区マナビフェストというものを作りまして、小中学校に実施をしてもらっているようでございます。17年度からこれは独自の取り組みというようなことでございます。ちなみに、マナビフェストというものを御紹介しますと、学校と家庭の連携をとりながら、学校が達成すべき具体的な目標を設定して家庭に知らせます。そして、家庭での取り組み事項、これは生活面の指導も含めて学校へ今度は知らせるということ。そういう連携をとりながらしっかりした塾との教育と。マナビフェストということでございます。このマナビフェスト、三つの基本は、区独自に講師を配置するというようなことでございますし、学習塾との連携、これは先ほど申しましたこの補修授業の実施、こらをやっているようでございます。区立中ではさらに2学期制。これは熊本県でもやっているところもあればやっていないところもあると思いますが、こういうことを三つの基本としている。その中で私は学習塾と連携、これについてお尋ねしたいと思うんですね。

マナビフェストの中は、後ほど資料を差し上げたいと思いますけれども、八つの施策として一つの例を挙げますと、小学1年生の場合は、これならば私は絶対できる、それを一つつけてあげる。要するに、自信を持って何か一つはできるんだということを1年生の場合にはさせる。今度は2年生になりますと、国語の場合、1年間に例えば30冊以上の本を読ませると。そして、2年生には今度は算数の場合は——失礼しました。小学校2年生の場合は国語を1年間に30冊以上の本を読ませる。これは学年ごとにふえていきます。そして、算数は2年生の場合は掛け算、九九をすらすら言えるようにさせるといような内容のようでございます。これがいわゆるマナビフェストですか、江東区のやり方のようでございます。

それで、これによって今まで非常に塾に通っているいろんなことをやっていた子供、そしてまた塾に行けない子供相当おるわけでございますから、そこらの子供たちが非常に力をつけてきたと。言葉がいいか悪いかわかりませんが、有名中学、有名高校でしょうか、そこに進学が非常に多くなってきたと、いわゆる大きな成果が上がっていて、保護者も非常にそれについては賛同し、喜んでもらっているというようなことでございます。

そこでお尋ねをいたします。人吉市でも独自の方策、こういうことは、何も塾を呼んできなさいとか、塾からということではございませんが、独自の方策はお考えになることはございませんかということでございます。いわゆる学力向上、例えば塾に行けない子供、そこらも救済できましようし、そしてまた塾のいわゆる教え方のよさ、そして学校の教え方のよさ、そこらがお互いに相乗作用もあるかと思えます。そういうことで、そこらについて新たな人吉の方式、子供たちの学力調査、いわゆるそういうような地域教育も入るかもしれません。そういうことも含めてお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

江東区の例は初めてお聞かせいただきました。本当に何かうらやましいなというふうに感じたところがございます。人吉ではどうかということでございますが、管内には人吉を大学もなく学習塾も江東区と比べられないほど少のうございます。あっても規模も小さいということでございます。したがって、江東区とまではいきませんが、人吉でできることと考えてみたわけでございますが、例えば長期休業中であれば、帰省してくる大学生のボランティアで補充学習の補助、そういうのに活用することはできないか。今現在でも夏休み中に学校の先生方が補充授業をしています。これ自主的にやってもらっているところでほとんどの学校がやっております。そういうところに大学生のボランティアをできないかも考えられると思えます。また、地域の人材から学習支援ボランティアを募りまして、学校の要望に応じてT・T、ティーム・ティーチングを行うことなども考えられると思っております。

先日、ある中学校から人材バンクを学校でつくっている。教育委員会も協力をお願いしますというような要望も出ております。そのような各学校においても、できれば人材バンク等をつくるなどして、各教科の学習支援の視点を明確にして取り組んでいく必要もあるかなというふうに思っているところがございます。いろいろ検討いたしまして、塾との関係というのはできないと思えますが、そういうようなことでいろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま子供たちの学力向上のために、人吉ではこういう方法もあるんだよというお答えをいただきました。ぜひ進めていただきたいなと思っておりますし、私たちもできることならばしっかりと応援をさせていただきたいと思っております。

次に参ります。いじめ、この問題、いわゆる不登校も含めてございますが、これについてでございます。

文科省による2006年度、いわゆるいじめ調査、これでは熊本県は数字上では全国で言うならば最多といいましようか、言葉を変えればワーストワンとなっているようでございます。これは私は額面どおりとは受け取っておりません。それは調査のやり方もありましようし、

まじめにしっかりと調査をされた結果かなというふうにも受けとめております。しかしながら、子供たちはこの少ない子供たちが、白金（しろがね）、黄金（くがね）、これよりも大事なものですよというたとえもありますように、一人でもつらい目に遭ったりかけることについては許しがたいことでもあります。

そこでお尋ねをしたいと思います。いじめ、暴力行為、これは新聞等でも暴力行為のことも載っておりましたけども、不登校の実態、ネットいじめも含めまして、その概念も含めてお聞きをしたいと思います。そしてまた、いじめ、不登校の関連といたしましうか、言葉が相関関係といたしましうか、いじめと不登校というのはどういうふうになっているのか、いじめがあるから不登校になるのか、不登校だからというような関連もあればお聞かせいただきたいと思ひます。そして、それに対する人吉市の対応、まずそれをお聞かせいただきたいと思ひます。

○教育長（鳥井正徳君） いじめについての御質問でございますが、まずいじめの定義ですね、概念ということでございますが、これいじめの定義がちょっと変わっている面もございまして、普通、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する必要があるとされております。いじめられた側に立つて。18年度までは、その判断基準は自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加える。相手が深刻な苦痛を感じているもの、そういうふうにしてありました。一方的に攻撃的に継続的に、しかも苦痛を感じる、これがいじめの定義でございました。

ところが、昨年度からの途中から、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。大幅に変わったわけでございます。しかも、起こった場所は学校の内外を問わないということになりました。簡単に言いますと、冷やかしかからかいとか悪口とか脅し文句とか、嫌なことを言われる、これもいじめでございます。これが全国の60%を超えております。それから、仲間外れ、無視、これが25%。軽くぶつかられた、遊ぶふりして体をけられたとかというもの入りますので、この調査については、子供の回答次第でなかなかこう実態をつかめることはできませんが、そういうことで昨年、自殺予告の手紙も県内にありましたので、県がそういうのを含めて調査した結果が3万件、人吉で260というふうに大幅に上ったわけでございます。

この結果を受けまして、各学校は子供との面談や家庭訪問、教育相談などを通して、内容を精査したところでございます。それによりますと、県では1万1,205件、人吉市では62件ございました。しかし、これは多いという誤解を受けやすいとは思ひますが、各学校で子供一人一人の思ひを大切にしながら、実態を調査した結果でございます。しかし、精査の結果、多くのいじめが早期に発見できて、その解消率というのは全国一でございます。95.8%解消

をしているという県の結果は出ているところでございます。

このいじめについては、子供を守り育てる何よりも保護者や教員、地域住民を含めた大人全員がみずからを律し、みずからの生き方を見つめ直すことが根底にあるんじゃないかなとも思っております。

いじめと不登校の関係だったと思いますが、不登校の状況は昨年度でございますが、全国で12万6,764人、熊本県で小中学校合わせて1,638人、じゃあことしの人吉市の小中学校はと申しますと13人でございます。県下でもトップクラスの不登校の少ない地域でございます。この13人の不登校の原因は、いじめ等の学校生活に起因するものではなくて、ほとんど全員、放任、養育不適切な家庭など、学校へ来る前に生活が破綻し、あるいはきちんとできていないなど、家庭に起因するものが全部でございます。

そのためいろいろな市としても対応を考えているわけでございますが、まずいろいろありますが、スクールカウンセラーの配置をお願いをしております。ことしまでは一中でございましたが、来年度から二中に置いてもらおうかなというふうに思っております。しかし、そのカウンセラーの人は、その学校だけじゃなくて東、西、東間、田野、一中、これもカウンセリングしていただきます。それから、心の教室相談員を一中、二中、それに西小をお願いをしております。また、親と子供の相談員を中原小学校に配置していただいております。さらに、学校支援ネットワーク会議というのを設けておりますが、人吉市全体での要保護児童及びDV防止対策連絡協議会に組み込んで、さらに連携を市全体として、学校だけではなくて福祉関係も含めて、全体として連携を強化するというところで進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま御答弁いただきました。人吉の場合は、幸いにして現在13人だと、不登校の場合。さらに、いじめについても非常に適切な対応がなされておるという御答弁をいただきました。すごくありがたい、幸いなことだと思います。

ただ、ネットの場合、なかなか表にあらわれないということでございますから、今後そこらについてはしっかりと注目をさせていただきたいと、注意をさせていただきたいと思っております。

そしてまた、不登校の原因が例えばいじめとか何とかじゃなくて、どうしてもやっぱり家庭、その生活上の問題が大きいと、そこが原因だとお答えがありました。実は、この不登校、いじめについて、特に不登校でございますが、葛飾区が大いに取り組んでおります。その例も申し上げてお尋ねをしたいと思っております。

葛飾区の場合は、適応指導室というのを設置をしているようでございます。これはどういうものかといいますと、学校の廃校を利用して総合教育センター、もちろん規模も大きい都市でございますから、それができると思うんですけれども、廃校を利用して総合教育セン

ター。それはどうして学校でないかということは、例えば学校等に空き教室もあるわけですが、そこらを利用して、もちろん学校に行きたくない、行きたがらない子供たちですから、学校は当然もう拒否反応が大きくなるということで、この総合教育センター、廃校を利用してつくっているようでございます。その機能は、まず教育相談ですね、それから適応指導というのがあります。適応指導室ができております。これは不登校の子供たちをどうするのかということでございます。それから、あとは科学教育センターでございますが、その中でこのセンターの中には申し上げたように教育相談、適応指導、科学教育センターというのがありますが、不登校の適応指導教室、この設置がこの区には1カ所、葛飾区にあるわけです、この教育センターの中に。対象は学校に行けない、また、行きたがらない、そういう児童生徒が対象でございます、小学校の4年、5年、6年、それから中学校は1、2、3年ということで、現在、ここに入っている子供が28名のようでございます。

そして、開設時間は月曜から金曜まで、学校と同じですね。朝の9時から16時、ほぼ学校と同じじゃないかと思えます。当然、週間、週間のそれぞれの時間割もでございます。授業の内容ですが、学習指導、体験活動、いろいろあるようでございます。遠足もあるみたいでございます。例えば、林間学校園における2泊3日の体験研修というものも盛り込まれてカリキュラムの中に入っているようでございます。そして、ユニークといいましょうか、楽しいんだらうなと思えますのは、月に1回はポニーの乗馬、その体験もあるようでございます。さらに家庭訪問、教育相談も密にやっている。お互いに交互にやっているということでございます。

そして、その職員は退職をされた校長先生方とか、そういう特殊な方たち、そして、先ほど教育長も補習授業のような格好でお話しになりました学生ボランティア、この方たちを若干名、先生方は10名だそうでございます、退職者の。そういう方たちで対応をしている。当然のこと、スクールカウンセラーは全校に配置をしている。小中学校全校に配置をしているということでございまして、1日の活動がなされているようでございます。そして、当然家庭の相談もその方たちにやっていただいているということでございます。

そういうことで、人吉市もこういう適応指導室、何も学校内、例えば施設とすれば、考えるとすればたくさんあるわけございまして、コミセンもありますし、カルチャーもありますし、いろんな施設がやろうと思えばあります。

そういうことでこれらを設置するお考えはございませんか。一步踏み込んでスクールカウンセラーだけじゃなくて、この13名の子供たちをさらによりよい方向にさせていただくために、そういうことをお考えになってないのかということでお尋ねをいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

先ほどネットによるいじめも少しずつ出てきているようでございます。全国的な調査によりますと小学校の場合は0.何%、高校になると2.8%ぐらい、ネットのよる誹謗、中傷、管

内で高校生と思いますが、その事件がありました。改めてその辺のことにつきましては情報モラル教育に努めねばならないというふうに思っております。

それから、ただいまの適応指導教室について葛飾区の例を御紹介をいただきました。非常に具体的で後で資料もお見せいただけたらなと思っております。適応指導教室の設置につきましては、随分以前から設置についての検討が何度かなされていたところでございます。私も他管内に見学、視察に行ったことがございますが、適応指導教室については市でも検討をしたところがございます。

しかし、本来子供たちを学校に通わせることが重要なことですので、できたら学校の空き教室を利用した心の教室やスクールカウンセラーの相談室等を利用して、学校の実態に応じた取り組みを人吉市は推進してきたところがございます。何しろ学校に出てこない、不登校の児童は学校に出てこないということがございますので、できるだけ学校に出てくる対策、方策、そのためにはスクールカウンセラーとか、心の教室相談員とか、そのようなものを中心に進めてきたところがございます。幸いにも県内でも有数の不登校児童生徒が少ない地域になったと思っております。県下でもかなりのところで適応相談教室というのはあっております。

人吉市の規模でありますれば、各学校の支援体制を充実することで対応することが現在のところ効果的であると考えております。今後も不登校児童生徒に対する手だてを、先生がおっしゃいました適応指導教室等も含めて手だてを実情に応じてしっかり考えていきたいというふうに思っているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 人吉市でもこれまでも考えてきたし、これからも適応をどうするのかということを考えていきたいと。もちろん学校に行く、これが前提、大原則でございます。しかしながら、どうしても行けない場合には、一つ、ワン段階おいて、それをどうするのかなど、そこまでやって仕上げで学校に帰すと。要するに落ちていく子供を一人でも救うのが、これはもう教育の全く根幹でございますから、学校制度だけにとらわれることなく、そこらについても十分もちろんお考えになっているようでございますから、さらに深めていただきたいなと思っております。

実は、先ほどお答えいただきました、いわゆるそういう先生方の何と申しますか、これについては確保と申しますか、先生方、そういう指導教師と申しますか、そこらについても例えば学校の先生方が、また、スクールカウンセラーだけではなくて、そういうお考えの先生方の協力も必要じゃないかなと。私は平成11年に一般質問の中で人吉市における地域指導教師、学校と家庭を結べるような退職をされた先生方のお力を借りながら、またはそういうような力のある方のお力を借りながら、お考えのある方のお力を借りながら、そういうことを

創設したらどうですかという質問をしたこともあります。そういうことも含めて教育長が申されました、その進め方、やり方をぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

そこで、このことについて市長にお尋ねをしたいと思います。市長は、いろいろ教えられた経緯もございますし、教育には十分造詣の深い方だと思っております。そこで、教育が百年の大計というのは、これはもう言わずもがな、皆さん方はよく御承知のことでございますから、人吉市教育委員会内に教育長も随分な意気込みもありましょし、そして、また今度の学力向上ということもありましょし、ぜひ、教育指導室といいましょか。いわゆる、今、指導の先生方2名いらっしやいますね。他県あたり、まだ熊本市あたりは持っているのかなと思えますが、独立したそういう指導室、学校教育全体、でき得れば地域あたりにも踏み込めるような、そういう指導室は設置できないのかなと。いうならば、これは課制、または部制じゃありませんけれども、そこまでいかないならば係制あたりにして、現在教育委員会の中にある学校教育課、そこらの中に係として設置をしていただいて、責任を持ってさらに突き進んでいただきたいと思います、人吉市が基礎教育が充実をされたすばらしい人吉市の教育ということに進むためにはそういうことも必要かなと思ひまして、市長のお考えをお聞きしたいと思います。ぜひ、強いお考えをお示しいただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○市長（田中信孝君） 下田代議員にお答えをいたします。

基礎学力をつけていくというのは、日常の、教育長も答弁されましたように読み書きそろばん、ここに尽きるというふうに私は考えているところでございます。これを日常的に反復していく、このことが最も重要ではなからうかなと思っております。

特に議員も冒頭御指摘になられましたとおり、まずはやはり読解力といひますか、読むところが最初の切り口であることは間違いがなからうと思っております。よって、私も就任させていただきまして以来、教育委員会にさまざまな提案をさせていただいておりますけれども、日常的な反復練習とともに、やはり夏休みが非常に重要な学力向上の期間であるというふうに私は認識をいたしております。教育に関しましては、大した経験はございませんけれども、どこの期間でみずからが不得意とするものを穴埋めをしていくかということは、この夏休みに限るといふふうに考えているところでございます。

よって、今後、人吉市の学力向上において大切なことのもう一つの面は不登校というテーマもございましたが、やはり子供の精神的な支えに教育現場でその環境を充実させていくということも大切なことではなからうかなと思っております。つまり、やはりほめて育てる、このほめ言葉に非常に子供たちはやる気を覚えるわけでございます。それも学力だけでなく、体力であり、文化芸術の分野でもあり、いかに子供をほめて、そして育てていくかという、そういう精神的な教育の環境をやはり大人も勉強をしていく必要があると思っております。

そういう総合的な教育行政の中の一環として、そういう指導係というものが今後、必要かどうか、検討をしてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま市長からお答えをいただきました。基礎学力の大事さというところは市長も十分御認識をいただいているところはございまして、ぜひ、そういうような総合的な指導を行う、そういうことについて市長の強い力を出していただきたいなと思っております。

いろいろ農業振興、そしてまた、教育問題、それぞれ御答弁をいただきました。私も今回から一般質問一問一答方式の議論でございましたので、私も含めて、また執行部の方も初めての経験といいましょうか、それぞれとまどいもあったかと思えます。今回からスタートしましたので、これを糧にしまして私も今後、さらにこの議会の議事運営も円滑に行く上でのことを基本にしながら人吉市進展のためにしっかりと議論、勉強してみたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後1時 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「2番」と呼ぶ者あり）

2番。

○2番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。2番議員の井上でございます。昼食後の一番最初の質問でございまして、私も3回目の登壇となりました。一問一答方式になりまして要領を得ませんが、通告に従いまして2点に絞りまして質問をさせていただきます。まず、1点目は教育問題からです。家庭教育学級について。そして2点目は市民の声からということで、はり灸・マッサージの助成事業について質問をいたします。

まず、1点目の教育問題の中で、昭和22年に公布されました教育基本法の中に平成18年の改正の際、学校教育だけではなく家庭での教育が重要であるということが明記されました。そこでこの点を踏まえて鳥井教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） それでは、井上議員の質問にお答えをいたします。

今回、新しく教育基本法が改正された中で、私も非常に注目していましたが、家庭教育、10条でございまして、と、就学前の教育が項目として取り上げられたこととございまして、全国的にこの項目は注目されているところとございまして、取り上げていただいてありがたいと思っております。

家庭教育の重要性を定めましたのは、第10条でございまして、このように述べてあります。まず、父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を持つものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする。2項におきましては、国及び地方公共団体は家庭教育の自立性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならないものとする、なければならないと、行政の努力目標を定めているところでございます。

このことは、端的に申し上げますと、一つは家庭は教育の原点である。子供に必要な生活習慣を身につけなさい。もう一つは行政は家庭教育をしっかり支援しなさいという、いわば当たり前のことと思いますが、裏を返しますと、教育基本法に明記しなければならないほど子供の教育、家庭の問題、家庭の教育が困難な状況を呈していると言わねばならないと思います。このように私は受けとめております。

そこで、このことをしっかり踏まえまして、次の2点について確認をして進めたいと思います。一つは教育は学校だけで行われるものではない。家庭はすべての教育の出発点であり、それを支える地域社会もまた、その役割は重要である。もう1点は、学校、家庭、地域の3者の役割と責任、これを明らかにする。この2点は改めて確認し、人吉市の教育方針にしっかりと据え、そしてその具現化に努めなければならないと、こういうふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたしました。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 教育長のお考えをお聞きした中で、それから質問を進めてまいりたいと思っております。先ほど教育長のお考えをお聞きしましたが、家庭教育はすべての教育の出発点である。まさに私もそう思うわけでございますが、近年家庭の教育力の低下が指摘されており、本市においては家庭教育学級を実施されております。

そこでお尋ねいたしますが、平成18年度、平成19年度で結構でございます。具体的にどのような実施状況をされているのか。また、現在も行われているのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（浦川康徳君） こんにちは。よろしくお願いいたします。

では、御質問にお答えいたします。この家庭教育学級は、21世紀を主体的に生き抜く心豊かで創造性に富む子供の育成を目指して、家庭の教育力の効用を図ること。また、生涯学習の原点としての家庭の教育的役割を理解し、親としての自覚を高め、日々愛情に満ちた家庭教育の実践に努めることを目的として、毎年、幼稚園、保育園、小中学校を指定いたしまして家庭教育学級を開講いたしております。

また、全市民を対象としました中央公民館家庭教育学級と校区公民館を指定いたしまして、校区公民館家庭教育学級を開講いたしております。

平成18年度は保育園、幼稚園から人吉乳児保育園、小学校から人吉東小学校、人吉大畑小学校、中学校から人吉一中、人吉二中を指定校とし、また、校区公民館から西瀬校区公民館を指定し、実施いたしました。

指定校では保護者、児童生徒を対象とした講演会を中心に、人吉乳児保育園で3回、人吉東小学校で2回、人吉大畑小学校で3回、人吉一中で2回、人吉二中で1回、合計11回の家庭教育学級を実施し、保護者、児童生徒あわせて1,701名の受講がございました。

また、指定校区公民館の西瀬校区公民館では体験学習を中心とした17回の家庭教育学級を実施し、保護者、児童生徒あわせて247名の受講がございました。

さらに、全市民を対象とした中央公民館家庭教育学級では、親子影絵劇と、親子切り絵教室を実施いたしまして、保護者児童生徒あわせて387名の受講がございました。

次に、平成19年度の実施状況でございますが、保育園、幼稚園からあいだ保育園、小学校から人吉西小学校、人吉西瀬小学校、中学校から人吉一中、人吉二中を指定校とし、また、校区公民館から中原校区公民館を指定いたしまして実施いたしております。

指定校では、保護者、児童生徒を対象とした講演会を中心に、ことしの12月までにあいだ保育園で1回、人吉西小学校で2回、人吉西瀬小学校で2回、人吉一中で2回、人吉二中で1回、合計8回の家庭教育学級を実施し、保護者、児童生徒をあわせて1,840名の受講でございます。

また、指定校区公民館の中原公民館では、体験学習を中心とした家庭教育学級を12月までに5回実施いたしまして、保護者、児童生徒あわせて167名の受講でございます。

さらに、全市民を対象とした中央公民館家庭教育学級では9月に人吉影絵劇サークルまつばづくりによる親子影絵劇をカルチャーパレスで開催しまして、保護者、児童生徒あわせて276名の受講がございました。

以上が平成18年度、19年度の家庭教育学級の実施状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 今、家庭教育学級の実施について、具体的に答弁をいただきました。この質問をなぜしたかと申しますと、民間の団体、個人のおつきあい、友人等のお話を聞きました。次世代の子供たち、人づくりにはこういう学級が必要ではないかという意見が多数を占めまして質問をしたわけでございますが、この家庭学級実施後の市民の反響、また、感想等のアンケートを取られておるのか。もし、取られておれば、そのアンケートの意見、内容等をお聞かせ願いたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

アンケート調査は家庭教育学級の受講生を対象に講演会等の終了後に行っております。アンケートの意見、内容等につきましては、平成19年度のアンケート結果をもとに受講生の

方々の御意見を抜粋してお答えをさせていただきます。

まず、あいだ保育園の家庭教育学級では、「子育てに絵本を」のテーマで和歌山県読み聞かせの会代表の別院清氏の講演を行いました。その中の感想といたしましては、「絵本の大切さを改めて実感させられました。これからは読み聞かせを実践していきたい」などの御意見がございました。

また、人吉一中の家庭教育学級では、昭和56年に封切られました映画「典子は、今」の白井典子氏による「あれから26年、今を大切に生きる」をテーマに講演会を行いました。その中の感想といたしましては、「今を大切に生きることを教えられました。前向きに生きることの大切さを改めて気づきました。今を一生懸命に生きてこそその将来という言葉が印象に残りました」などがございます。

また、人吉二中の家庭教育学級では、取材中の事故で脊椎を損傷する重傷を負いながら再起不能と言われた中、厳しいリハビリにより見事に復帰を果たされましたアナウンサーの木村和也氏による「再起可能」というテーマでの講演を行いました。その中の感想といたしましては、「プラス思考で前向きに生きることの大切さ。1%の可能性を強く信じることを学びました。これからも目標を持って達成することが大事なんだと実感しました」などがございます。

また、全アンケートの結果としましては、回答者の22%が男性、78%が女性の方でございました。その中で、9割以上の方が講演会の内容につきましては、「大変よかった」との御感想をいただいております。

「参加しやすい時間帯」につきましては、「日曜祝日の昼間」が回答者の51%を占め、次が「平日の夜間」24%、「平日の昼間」16%、「日曜祝日の夜間」5%、「平日の午前中」4%の順でございました。

また、「今後どのような講演を聞きたいですか」との質問に対しましては、「思春期の子供の心理」、「子育てや健康、命の大切さ」、「親の心の持ち方」、「地球環境問題」、「さまざまな体験談についての講演」といった回答がございました。そのほか、「会場の体育館にはいすを置くなどの配慮をしてほしい」、「開催時間帯を考慮してほしい」などの御意見もあっております。

このアンケート結果をもとに、今後は参加率を上げるためのテーマ設定、時間設定、講師の選定や講演内容とあわせまして、会場設営についての配慮など、指定校や指定公民館と一緒に十分検討し、実施してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） アンケート調査については9割の方が大変よかったと、アンケートで出ております。先ほど述べましたとおり、講演等もしくは映画、地域住民の方からのお知

恵を拝借されてされていることはよく今わかりましたけども、この中で私から4回目の質問になりますが、家庭教育推進校、また家庭教育推進モデル公民館等を指定されております。その決定の仕方と、また、その一つの事業についての予算の分配、これはどのように決定されているのかということをお聞きしたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

指定校につきましては幼稚園、保育園、学校、それぞれをローテーションするという形を基本といたしまして、毎年幼稚園、保育園から1園、小学校から2校、中学校から2校を指定し、実施いたしております。また、校区公民館も2年ごとにローテーションをする形で1館を指定し、実施いたしております。

予算につきましては、保育園、幼稚園の1園に3万円、小学校2校にそれぞれ5万1,000円、中学校2校にそれぞれ3万円となっております。主に講師謝金に充てております。

また、中央公民館家庭教育学級といたしまして24万5,000円、校区公民館家庭教育学級といたしまして1館に7万円の予算となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） ローテーションで決めておられるということでございました。講師料が各1園に3万円、小学校につきましては5万1,000円、中学校につきましては3万円というふうに、今、答弁をいただきました。公民館につきましては24万5,000円、1館につきまして7万円という予算になっております。私は持論ではございませんけれども、鳥井教育長のお話を又聞きしましたときに、教育は物をつくるのではなく、人をつくるためにあるというお考えを教育長は持っておられるとお聞きしております。極端にいうならば、もう少し保育園、幼稚園、小学校、中学校ございますけれども、枠を広げて実施をしていただければなあと考える次第でございます。

そこで、5回目の質問でございますが、家庭教育学級の今後の取り組み、どのように進めていかれるのか、今のままで進めていかれるのか。その辺をお尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

井上議員の言われますとおり、ますます家庭教育の重要性が高まってまいっております。教育が人材の育成を目指すためには、まず家庭が安定し、そして家庭教育が充実しなければならない、このことをやはり市民みんなが強く認識する必要があると思っております。いろいろ実践してまいりますけれども、それをどのように家庭で実行したか、実践したか、これが大きな課題になると思っております。

したがって、今後の具体的な政策といたしましては、家庭教育学級の指定校の数を何とかこれまで以上にふやしたい。また、指定校区公民館以外の校区公民館におきましてもコミセン講座などの中に短期でも長期でもようございますので、積極的に家庭教育学級を取り

入れるなど、家庭教育支援の充実に努めてまいりたいと思います。

さらに、教育における地域社会の役割を明確にして、各種団体や関係機関等との連携を強化して、「地域の子供は地域で育てる」、この仕組みの形成と社会的機運の醸成に努めてまいりたいと存じます。特に、内容面では就学前の教育の課題が山積していますことから、「親になるための学習」、「親としての育ち、力をつける学習」など、いわば親学面の重視を考えております。また、子供の変化、そして親の変化、そして地域の変化の3点からの視点を大事にして取り組みたいと考えております。要は家庭教育学級の実施により、家庭や親がどのように変わったか。変わるために何か障害があるのか。そういうことを明らかにして取り組むことが大事だと思います。そこまで何とか踏み込んで、これは学校も課題ですけれども、そこまで踏み込めないか。学校も地域も課題でございます。こういう面から積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 教育長の方から今後、より一層広げていくという答弁をいただきました。私も子供を持つ親でございます。もう私も親としての親学を勉強し、この点に重視を置いて頑張りたいと思いますが、どうか教育要望ではございますが、今後もより一層この事業に力を入れていただいて、どうか次世代の子供たちと一緒にやっていただきたいと思います。この問題につきましては質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、2点目の項目に入りたいと思います。2点目ではございますが、市民の声からということで通告をしておりました。はり灸・マッサージ助成事業について質問をさせていただきます。

現在、人吉市の国民健康保険事業においては、医療給付の一環としてはり灸・マッサージ施設利用券を発行し、医療費の増加を抑え、市民の健康維持増進の一翼をなしておられます。しかし、平成20年4月より施行されます後期高齢者医療制度においては、はり灸・マッサージ施設利用券ができなくなる。なくなってしまうのではないかと不安が広がっております。

これは高齢者の負担増をするものであり、そこでお尋ねいたしますが、現在の国民健康保険事業として国保の被保険者に限ってははり灸・マッサージ施設利用券が交付されておりますが、人吉の助成内容をお尋ねいたします。平成18年度分で結構です。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えをいたします。

18年度の実績でございますが、まず助成額は1回当たり500円となっております。施術券は1冊24枚綴りでございます。被保険者1世帯につき原則年の24回分を交付をいたしております。ただし、さらに施術の必要がある場合には、追加し、24回分を限度に追加交付をいた

してありまして、最高48枚でございます。18年度は699世帯に交付し、そのうち2冊交付した世帯が78世帯でございます。総数が6,378枚、助成総額が318万9,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 平成20年4月から熊本県内の市町村が加入する、熊本県後期高齢者広域連合、以下、広域連合と言いますが、運営主体となり、75歳以上の方と65歳から74歳の人で一定の障害がある方がこの医療制度の被保険者になります。

そこで、お尋ねでございますが、平成20年度4月から発足されますこの制度で別制度となりますが、75歳以上の取り扱いはどうなるのでしょうか。お尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

議員御指摘のように20年4月からの後期高齢者医療制度へ移行ということになりますが、広域連合におきまして検討を重ねましたが、実施することはなかなか困難という結果をいただいております。その理由としましては、各市町村における助成の額や助成の回数にかなりの差、開きが大きく、また、助成を行っていない自治体もございますので、広域連合で県内の全市町村を統一して実施することは難しいということでございます。

また、財源は被保険者の方々からいただきます保険料となりますが、地域によってははり灸院がないところもございまして、被保険者の方々の公平なサービスが提供できないというのが懸念されるということです。本市では、国保の被保険者が対象の助成事業でございますので、来年4月からは後期高齢者医療制度に移行となる75歳以上の方は対象外ということになります。

ちなみに全国を見ても、これは調査は7月の時点でございますけれども、広域連合で実施する県が2県、未定が9県、実施をしないというのが35県となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 今、部長の方から答弁をいただきまして、広域連合では実施される県が2県、未定が9県、実施しないが35県という答弁をいただきました。そこで、県内の各市、また、人吉球磨では他町村では会計別助成状況はどうなっておるのでしょうか、質問いたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） 各市町村の状況でございます。県内13市とも本市と同様国保事業での実施でございまして、世帯単位で交付しておりますのが本市を含めまして10市、個人に交付している市が4市ございます。1回当たりの助成額は500円から1,000円未満が4市、1,000円が9市、1,000円以上が1市でございます。

また、年間交付枚数は1世帯当たり15枚から最大の60枚までと、個人ごとの交付におきまして20枚から最大80枚までと、各市それぞれ異なっております。

年間の助成限度額は最少が1万5,000円、最大が13万6,000円となっております。

また、郡内の町村は9町村全部が一般会計で助成されておりまして、個人に交付され、1回につき500円の助成でございます。

1人当たりの年間交付枚数は、8町村が48枚、1町が60枚の交付となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 先ほど答弁をいただきました。本市では国保特別会計で助成をしておられます。それで、後期高齢者医療制度において他町村との格差が明らかになると、私は考えております。そこで、何とか本市も75歳の方に高齢者の方にやさしいまちづくりということをお願いしまして、今後の対応とどういったふうに進めていかれるか、お尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

議員御指摘の格差につきましては、確かに同じ75歳以上で自治体が異なることだけでサービスを受けられないという、こういう格差は認識をいたしております。これは自治体の財政の問題が大きな要因ではなかろうかというように考えております。本来であれば、広域連合での事業として取り組んでいただくことがよりベターじゃないかというふうに考えております。

そういうことを踏まえまして、この事業は療養面におきましても医師の同意に基づき、保険給付の対象として実施されているところでございます。しかし、それ以外に国民健康保険で実施しておりますはり灸助成事業も議員御指摘のとおり、健康維持や増進の面からも効果があり、医療費の抑制につながっていると認識をいたしております。

先ほど申しましたように、これまで国保での助成事業でございました。75歳以上の方々を対象となりますと、今まで国保ではなかった社会保険等の被保険者の方々も対象となりますので、一般会計の新たな財源が必要となります。各市の対応状況を調査いたしまして検討をさせていただきたいというように考えております。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） この質問で私の質問を終わりたいと思っております。先ほど来、言われましたとおり、後期高齢者医療制度の中では療養費があるということも聞いております。しかし、これは先生方の診断書をもっていくものでありまして、非常に不便でありまして、75歳以上の方は大変だろうと思います。

そこで、要望でございますが、今まで何十年と続いてきました制度を簡単に廃止せず、来年春4月に導入されますこの制度の中でも、どうか75歳以上のはり灸・マッサージ券の発行をお願いしたいと、私はここで要望をしたいと思っております。また、この質問につきまして、市長の方からも答弁をいただきたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきますが、どうぞ市長の答弁をお願いします。

○市長（田中信孝君） 福祉生活部長が答弁をさせていただきましたとおりでございますけれども、いわゆる後期高齢者医療制度、国保を離れまして社会保険等々の方々も含んだ措置が行われるところでございます。よって、財政的には医療制度の支援ということは大変、一般会計で予算が伴うことでございますが、しかし、将来的には助成の限度額を引き下げてでも75歳以上の皆様方の療養に寄与したいというふうに考えてるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 私の質問はこれで終わらせていただきますが、ただいま市長の方からありましたけれども、財政面等も考えましても、どうかお考えをいただいて高齢者の方にやさしいまちづくりということでお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時37分 休憩

午後1時51分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） 10番議員の福屋です。師走の寒さが体に感じる季節となってまいりました。しかし、民間では会う人ごとにあいさつの中では、「ことしの暮れはこのままではきつかなあ」というのが合い言葉のように話が出てまいります。昨年はいじめについて、子供の安全、登下校について、議会で議論をまいりました。市民各種団体のおかげをもちまして人吉市の安全生活は少しは守られてきたように感じております。来年2008年には人吉市に安心した生活基盤が保たれ続けられますよう、いま一度市民のための市民主義に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。通告は第1番目に田中市長のタウンミーティングからということで、農業の今後について、2番目にスポーツの振興から2点、漆田多目的広場について、総合型地域スポーツについての2点です。3番目に学校教育から、モンスターペアレンツについて、田中市長、担当部局に質問をいたしてまいりたいと思います。与えられた時間が十分にあるか、ないか、初めての経験ですので、時間内になるべく早く終わるように質問をまいりたいと思います。

それでは、まず、初めに田中市長の「市長と語ろう かがやきトーク」が市内各校区にて開催をされてまいりました。私も時間の許す限り参加をいたしてまいりましたが、説明の中で主なものは観光、農業、駅前開発でありました。その中の1点、農産物のブランド化に関し質問をいたしてまいります。

各校区での説明会の中で、市長は生産履歴、成分分析、レシピを作成して今後行っていきたいという説明をされておられました。また、1例をあげられ、徳島県の上勝町の葉っぱビジネスを取り上げての熱弁でもありました。簡単に高齢者が利益を上げているような発言があったように感じておりますが、そこにいくまでには大変な取り組みをされておると思います。また、大変な時間と労力がかかって現在の葉っぱ事業であると思われます。人吉市における農業を田中市長はどのように考えておられるのか、いま一度説明をいただきたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

○市長（田中信孝君） 福屋議員のお尋ねにお答えをいたします。

御指摘のとおり、徳島県上勝町葉っぱビジネス、一朝一夕になっただけではございません。この葉っぱビジネスの門戸を開いたお方の本を読ませていただきますと、まず、大阪の調理場に入らせていただくだけでも3年もかかったというふうなお話がありました。よって、何かをブランド化するということは至難の技でございます。そこにやはり汗と涙の物語が存在しなければ、そういう葉っぱビジネス一つとりましてもなかなかブランド化、または販売増にはつながっていかない。または、要は生産はいたしましても、それを一体、どこにどのように売っていくかということが最大の農業の課題でもございます。

そういう観点を重々頭に置きながら、農産物のブランド化に取り組んでまいりたいと思っておるところでございますけれども、まず、本日の永山議員の御質問にもございましたとおり、1次なくして2次、3次なしと。この1次産業というものが最も大切な基本である。これは農業におきましても、林業におきましても同じことでございます。それから、下田代議員の中山間地の今後の農業の対応についても御質問があったところでございますが、御承知のとおりこの人吉というのは生産基盤が非常に弱い。ということは、下田代議員も御指摘のとおり、非常に収入が低いということにもつながってまいります。そして、中山間地における農地はどんどんと荒れ地化していつている。しかし、この現状に何とか歯どめをかけてみんなが元気で健康で暮らせるまちづくりを始めたいと思うのが農産物のブランド化の第一歩でございます。御指摘のとおり一朝一夕にこれになるとは思っておりませんが、しかし、いずれかの時点で始めてまいらなければ、いつまでたっても農産物のブランド化はできないわけでございます。

ただ、今までのブランド化と申しますと、グルメ志向、または高級志向、ここに意識が向けられてのブランド化でございましたけれども、今後人吉市におきまして取り組んでまいりたいブランド化は、健康を中心にしたブランド化でございます。よって、だれが生産したのか、どのような生産履歴で生産したのか、というところが非常に重要になってくると考えております。

それから、先ほども申し上げましたとおり、じゃあ、生産をした、生産者履歴も非常に健

康に重点を置かれた生産者履歴が整うようになった。しかし、じゃあ、それをどのようにして販売し、売りさばいて実質的な収益としていくか。こちら辺が非常に重要な今後の課題になってくると思っております。しかし、これらがもし、整ったとしましたならば、中山間地、いわゆる高齢化しておられる方々、この方々に対する農業というのは今後まず、軽作業でなくてはならない。それから、例えば放置をしてもどんどん生えてくる。そういう作物に焦点を当てなければいけないというふうに思っているところでございます。そのことによって、高齢者の農業従事者方にとられても多少の収益が毎月あるということは、非常に元気が出る源ではなかろうかなと思っているところでございます。

そこで、元気な暮らしがいま一度楽しみがよみがえってくることによって幸せを実感し、より自分自身の健康の生活にいそしんでいただくという、そういう環境をつくり上げるための一環として農産物のブランド化に取り組んでまいりたいと思っております。

もちろん第1番目には地産地消、これが一番大切でございます。しかし、やはりつくったものをよそに売って、そしてよそから外貨を獲得して初めてこの地域が潤うわけでございまして、このことを先ほど申し上げました、どこに売るのか、どのようにして売るのか、どのようにして完売するのかということにも力点を置いていかなければいけないと思っております。そして、さらに米価、米の価格の低迷が非常に叫ばれている中でございまして、米のブランド化、一番いいのは契約栽培において完全に生産した米がはけていくという、そういう環境をどのようにしたらつくれるかということにも心を注いでまいりたいと思っております。

この農産物のブランド化を突破口にいたしまして、そして将来的には全体的に、この人吉という町そのものをブランド化していかなければならない、というふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長から各校区における説明会、それ以上のまた新しい考えが出てきたのかなと、今、聞き及んでおりました。今後、もう一度対応する場所があったら、今言われたような、今度は市民にわかりやすい、そういう説明をしていただければいいのかな。今回、聞きまして農業に対する課題も前向きに考えておられるようだし、また、市民の健康というのを今お聞きしまして重要に考えておられるというのがはっきりわかりました。校区においてはその辺の健康というような話が出てまいりませんでしたので、ただ、ブランドをされるのかなという感覚でおりました。新しい答弁をいただきまして、非常にありがたいと思います。

それでは、今の市長の答弁を受けまして、俣野経済部長にお尋ねをしたいと思いますが、これまで人吉市で取り組んでこられたさまざまな農業について、人吉の農業の位置づけと、

現在、進められておられます政策についての説明をお願いを申し上げます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

今後の人吉農業の位置づけで現在の政策についてということでございますが、現在、行っております集落営農の現況につきましてお答えしたいと思います。現在、品目横断的経営安定対策を今年度から始めました。加入申請されました集落営農組織が現在2集落でございまして、参加戸数は2組織、合計57戸、参加農家の平均年齢は約60歳となっております。

今後の農家の経営でございますが、大変厳しいような状況になると思われましますので、米政策を含めまして品目横断的経営安定対策で集落営農の取り組みを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長、部長の答弁をいただきまして、集落の営農、こちらの方もお話を聞いていかないかと思いますが、農業のブランド化、農水省がモデルタウン事業などをするというので農業に従事していないといいますが、したくてもできない状況にある私たち市民のためにもいろんな政策をしていただかなければいけないのかなと思っております。それと、私なりに中山間地の農業が市長の目指されているところに一番近いのではないかなと考えております。

人吉の農業は広大な農地があるわけでもなく、また、アメリカや中国みたいに広大な農地を持っているところと争っても勝てることはありません。絶対に負けると思います。人吉の中山間地においては空気、水、こういう条件、環境条件が中山間地を活用したらすべてこういう大国には勝っていると思います。そこで人吉独自の人吉でないといけない農業を考えていけば、先ほどの例のように上勝町以上のものが生まれてくるのではないかなと考えております。

行政と地域が農業に対し、真剣に取り組んで何かを考えていったら、何かが必ず生まれてくるのではないかと考えます。そのためにも何か具体策があるのか、この件について、具体策について、もしありましたら、俣野経済部長にお尋ねをいたしておきます。

また、市長のアイデア、多分の頭の中、ポケットの中にたくさんのアイデアが田中市長の中にはお持ちだと思います。私たちが到底思いつかないようなアイデアがたくさんあるんじゃないかなと思いますが、人吉の今後の農業のためにも今有名な宮崎の東国原知事ではございませんが、人吉市の農業をどがんかせないかというのが今だと思います。田中市長が先ほども言われましたように第1産業の農業が大切だということを声を出して言われております。私も人吉市の農業のためにも微力ながら、何かできることあったら一生懸命頑張りたいと思いますので、田中市長にもこのことについて答弁を求めたいと思います。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり本市は中山間地域でございまして、平坦部のような効率的な営農が困難であると存じているところでございます。そのような中で本市独自の具体策があるのかというふうな御質問でございしますが、まず、1点目にこれは市長のマニフェストの一つでもございしますが、これまで1次産業として生産だけで終わっていた営農から、今後は中山間地である本市の恵まれた自然を生かし、付加価値をつけ、加工販売までを手がけていく農業経営システムへの展開により、農業者の所得向上を図っていくことができないかと検討しているところでございます。

また、2点目としましては、緑豊かな本市の農山村を生かしまして、田舎ののんびりとした生活を体感したい都市住民や、特に農業体験のない子供たちを受け入れまして心と心の交流を図っていくグリーンツーリズムへのさまざまな取り組みが、本地域の活性化につながるものでございまして、今後とも本市独自の政策として位置づけまして、より一層推進していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

アニメのドラえもんじゃありませんけれども、どこでもドアとか、何でもポケットがあれば、本当にいいんだがなあとつくづくいつも思うところでございますけれども。

まず、今、特色のある農業の端緒に入ろうとしている物産が一つございます。それは中国の農業に汚染されたキクラゲの新聞、テレビ報道等によりまして国産のキクラゲが一躍注目を浴びることになりました。実は、その国産のキクラゲ、今まで中国産のキクラゲと比べまして非常に高い価格でしか買い求めることができませんでしたけれども、この中国産のキクラゲの報道の影響によりまして、実は国産キクラゲに非常なる、今、注目が集まっているところでございます。特に、給食界、生徒児童にはいわゆる安全安心なものを提供したいという願いが全国の保護者の間にもございますようございまして、このキクラゲの生産を拡大できないかというふうに今考えているところでございます。

このキクラゲにおきましては、いわゆる軽作業、そして先ほど申しましたように放置をしておくことができる。もちろん十分なる菌床の管理はしてまいらなきゃいけませんけれども、このことに意識を向けて、今、約2件のキクラゲ生産農家の応募があったところでございます。

さらに、これは話が少しそれるかもしれませんが、将来の改正自立支援法をかんがみまして、うぐいす荘並びに希望ヶ丘等々の中でも生産することができないかと考えたところでございます。特にビニールハウスは現に事業団の中にございますし、しかもあそこは温泉がございまして、その温泉を張りめぐらして1年中キクラゲが生産できるという環境ができしないかと、今、研究をしているところでございます。もし、このキクラゲの生産に一步、二歩、歩を進めることができましたならば、一つのモデル事業として進めていくことができ

るのではないかと考えているところでございます。

徳島県上勝町は葉っぱビジネス、または京都府綾部ではそういう中山間地の田畑にフキを種まきをいたしまして、そしてその、フキの畑の中にまたサンショウの木を植えて、これもフキも勝手にどんどん伸びていきますし、広がっていきますし、また、サンショウの葉っぱも軽作業で放置をしておればよい。今後、軽作業で放置をして、そして収益を上げることができる。ただ、1次産品だけにこれをとどめることなく、これを2次産品、3次産品に進めていき、収益性を高めていかなきゃいけないというところで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ありがとうございます。キクラゲの生産を考えて、今、2件の農家ですか、やっておられるということで、市長のアイデアの中で多分これは進めていっていただけるものと確信をしております。具体的なモデルですので、やはりこれを継続することによって日本の中の人吉の産業として今後位置づけをますますしていただくよう、この件は要望しておきます。どうか人吉市民のためにも、人吉の農業のためにも行っていただきたいなと考えております。

それと経済部長の方から集落営農とかについてのお話をいただきましたが、それを受けまして例ではありませんけど、今現在、人吉市の方では減反をすると食べていけないという農家がたくさんふえております。話もいっぱい聞いてまいりました。例えば、私の友達なんですけど、2反の米づくりでは減反すると最後は米を買わなければいけないということだったように思います。なぜかと言いますと、減反が補助の条件になっている集落営農というのがありますけども、今、簡単に考えまして、米30キロが5,500円ぐらいで農家の方は取引をされているという話を聞きました。錦の方では5,150円だったそうですけど、それが何等米かというのは私は専門じゃありませんのでわかりませんが、そういうことです。それがですね、10キロ平均しまして買うときに、例えば5,500円で売って、市販の米を買うときには10キロが3,000円ぐらいになります。その辺のスーパーに行っても大体3,000円近くで売ってあるわけですけど、そうすると9,000円になるわけです。減反をしてもらうお金よりも減反をしない方が金になるというような単純な計算なんです。そういうこともあって減反はなかなかできないというお話でした。

今後、ますます厳しい現状では地方の農家は確実に衰退していくと私は思うのですが、また、国の施策だけに頼って、その国の施策に人吉市が同じ方向性をとって農業従事者がその施策をとっていくと今後いなくなっていくのではないかなと、考えています。農家が今後安心した経営ができ、担い手対策を推進しなくても、農業を自然とできるような人吉独自の農業を展開しなければ人吉の農業は確実に衰退していくのは、市民だれでもわかるはずだと思

います。

何度も言うようですが、中山間地にあった農業が今後とても大切なことになってくると思います。今後、少子高齢化が進み、10年後には極端な話ですが、生産農家はなくなってくるのではないのでしょうか。農家に対して何らかの対策が早急に必要だと思われます。休耕田対策、生産農家対策、中山間地対策、このようなことについて俣野経済部長はどのようにお考えなのか、お尋ねをしておきます。

ここで、事例なんですけど、例えば秋田県では集落営農というのが国の施策によって積極的に取り組んでこられたそうです。これも補助事業にて次々に補助金をもらうということで事業拡大をし、大型機械を購入されたそうです。その後、米の値崩れが始まりまして、その大型機械の返済ができない状況に現在はなっているそうです。人吉での集落営農をそういうことを考えまして、今後進めていくのが一番いいのか。どちらの方向に行くのか、もし、お考えがありましたら、この件について答弁を求めます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

集落営農を進めることが一番いい方法なのかということですが、議員、御質問のとおり、御存じのとおりだと思いますが、このままで農業をやっていけるのだろうかと不安を抱く農家が多いのではないのでしょうか。

その中で国の農業政策でございます、先ほども下田代議員のところにもお答えいたしました。が、本年度から始まりました品目横断的経営安定対策ではこれからの農業は一定の基準を持つ担い手、集落営農組織、認定農業者で行うという施策に変わっております。農業従事者の減少、高齢化などを背景に集落機能が低下する中で、地域農業の脆弱化により農地の果たす多面的な機能の維持にも支障が生じるおそれがございます。地域ぐるみの体制整備が必要なことから集落営農は必要だと考えます。

また、このこととあわせて議員御指摘のとおり集落営農に参加されない農家への手だても当然必要でございます。このことにつきましては新聞報道でございますが、国においても米政策と並びまして品目横断的経営安定対策の見直しも、今検討されているようでございますので、今後の国の対応を見守りますとともに、先ほど答弁いたしました人吉の中山間地農業ともからめまして、本市独自の施策として考えていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 今、部長の方から本年度から始まっている品目横断的経営安定対策、これが本当にいいのかどうかというのも、私もまだはっきりとはわかりません。集落営農もそうだったように、国の事業がその都度その都度変わっていくし、それがこういう人吉みたいな中山間地で本当にいいのかどうかというのも今後の課題じゃないかなと考えております。ただ単に国が政策でいうのが地方にあてはまるかどうかというのは、地方の問題だと私は考

えておりますので、経済部長には人吉の農業関係者とか、農業委員とか、いろんな方が、有識者がおられると思いますので、その人たちと人吉にあった農業はどういうものか、国の施策は本当にいいのかどうか、というのをやはりその都度協議をしていただきたいなと思っております。そのあたりをよろしく願いを申し上げておきます。

私は、今言いましたとおり国の施策がすべて本当に正しいとは考えておりません。人吉独自の農業施策がどの方向に行くのか、これは行政とか、農家、この周り関係者を巻き込んでのいろんな話し合いをしていくのが一番大事ではないかなと考えております。でないと、人吉の農地が死んでしまい、人吉市自体が急速に今後の高齢化社会に行くことによって過疎化に向かうのではないかなという懸念も持っております。市内各地に至るところに車で通るたびにですが、荒れ果てた農地を今、目にしております。一度荒れてしまえばなかなかもとは戻らないと農家の方に言われました。荒れる前に何とかしなければ、農地は二度ともとは戻ることはないだろうという話でありました。

また、最初の市長の6月の農業施策の中で農業に関して特区をとって行っていきたいというお話がありましたが、この農業というのは大体5反政策で今行っておりますけど、全国にも3反政策とか、1反政策という話が出ています。前市長のときに現議長をされておられます大王議長と岩手県の遠野町の方に行っていました。これは焼酎特区です。やはりここも5反政策ではだめだということで、地元を生かした農業をしようということで、3反政策を行って焼酎特区をとって農業活性化、その後にグリーンツーリズムというようなものを取り入れてきておられました。市長がせっかく6月議会の方で農業特区をとって何かしたいというお考えを示されておりますので、あれから半年ぐらい経っておりますので、市長はその後どのような見解を持っておられるのかお尋ねをしておきます。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

農業特区に関しましては焼酎特区と絡めまして、ただいま経済部の方で本省の方と鋭意詰めあわせをさせていただいているところでございます。

また、議員御指摘のとおり現在の農地法では耕作放棄地の解消などの条件つきではございますけれども、50アール以下の耕作も可能になってきているところでございます。

よって、御指摘のとおりさまざまな農地保全の観点から新たな担い手の確保として、定年後の新規参入であるとか、市外からの新規就農者であるとか、定住支援などの条件整備を行う必要があるというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたキクラゲ等々では県外からの新規参入が見込めそうだという感触を得ているところでございます。

つまり、いずれにしても軽作業で放置可能という農業が、しかもそれにプラス収益性が高い、販売ルートもしっかり確立をしていると、そういう環境を育成していくことに全力を傾けていかなければならないと思っておりますのでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長の方から今後についてお話を伺いました。やはり今、市長が申されたとおり、生産から販売まで、それと人吉市独自の農業を市長の方で今後ますます進めていただきますようお願いを申し上げておきます。これで農業に関しては質問を終わります。

続きまして、漆田多目的広場について質問をいたします。この広場について、今までに何度となく私は質問をしてみました。今、現在、土地開発基金分につきましては、一部買い戻しをしていただきましたが、残りの買い戻しと県の水路について、その後の計画はどのようなになっているのか、その進捗状況をお尋ねをいたします。

○教育部長（浦川康德君） 質問にお答えいたします。

多目的運動広場につきましては、人吉市土地開発基金にて平成元年度から平成4年度にかけて上漆田地区に約10万8,000平方メートルの用地を購入いたしております。この用地を昨年度から2カ年計画で買い戻すことにいたしてございまして、昨年度4万2,029.95平方メートルを5,035万9,228円で買い戻したところでございます。今年度は残り6万6,464.60平方メートルを買い戻す予定にしておりますが、買い戻し費用が7,300万円ほど要しますことから、現在、財政当局と調整中でございます。

また、議員申されましたように、用地の中に熊本県所有の用悪水路が存在しておりますので、調査しましたところ、昭和48年から52年にかけて県が実施しましたシラス対策事業の際に購入した水路でございまして、事業完了後の譲与目録を球磨地域振興局で調査していただきましたが、該当する地番の水路がございませんでしたので、県の指導で当該水路の登記簿を法務局から取り寄せたところでございます。今後とも引き続きどのような手続で譲与していただくのか、県の御指導をいただきながら手続を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 今、浦川部長から広場についての答弁をいただきました。人吉の方は財政的なものがありますから、なるべく財政部とのお話を進めていただければいいと思います。

それと、県の方を水路の地番がないということですので、多分これはうまいこといけば無償提供になるんじゃないかなと、簡単に手続が終わるんじゃないかなと私は考えておりますので、無償提供をいただけるように進めていただければいいと思いますので、どうぞよろしく願いしておきます。

この漆田の多目的広場、その当時漆田土捨て場と言っておりましたが、平成16年3月30日に工事目的物引渡書というのが日本道路公団と人吉市において行われております。そのときには16年3月整備しての引き渡しとなっておりましたが、結果は中途半端なものでございま

した。その後、教育委員会の方に管理委託がなされております。当時、早期完成を目指すためにも青写真の作成をお願いしておりました。現在、この青写真についてどのように計画が行われているのか、進捗状況をお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、現時点では平成18年度と平成19年度で用地を土地開発基金から買い戻す予定でございましたが、先ほど申しましたように財政面で調整中でございます、19年度での買い戻しについては見通しが立っていない状況でございます。

しかしながら、スポーツ交流の場として多目的に利用できる運動広場につきましては、できるだけ早い時期に加工してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 今、土地開発基金も財政的に厳しいということでお話ございましたが、前教育次長は19年度には予算をつけて買い戻したいというお話をされておりました。そのときに市長の方向性、新しい市長の方向性ともお話をすりあわせて行いたいという答弁だったんですが、ちょっと変わってきているのかなということです。この場所については、平成元年からの事業でありまして、約20年経ちます。当時地元地権者に対して多目的運動広場として取り組みたいとの発言をされております。地権者、地域の方々にもそのような説明会が当時あったと地元の方からお聞きをしておりました。

関連してですが、これも何度も質問しておりますが、第二中学校で開催をされております人吉球磨郡の陸上競技会、記録会ですけど、こういうときにも市道に路上駐車をしておられる。応援に行っても路上駐車ができないということで、路上駐車したら、市の方といひますか、警察の駐車違反になりますので、市としてはどう思うのかというような質問をさせてもらっておりますが、そのときに路上駐車をしないでいように早く競技場をつくってくださいという要望、希望も出てきているのも確かであります。

また、子供たちのためにも安心して保護者の方々が応援に行ける場所の確保を必要であるというのを、たくさんの市民の方からいただいておりますというお話もございました。

スポーツの持つ力というのは私は無限に広がっていくものだと思います。前市長のときから掲げられておりますスポーツ交流都市づくりを総合計画でうたっている以上、場所のない交流都市、これは絵にかいたもちに過ぎないと私は考えます。このことについて管理者となられました教育長は、多目的運動広場の位置づけをどのように現在考えておられるのか。また、今後どのような計画を教育長は進められていくのか、答弁を求めます。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

議員御要望のとおり、早い時期にスポーツ交流の場として、多目的に利用できる運動広場を整備したいという考えは全くそのとおりでございます。

しかしながら、先ほど教育部長がお答えいたしましたとおり、何せ厳しい財政状況でもございますので、他の部署の事業との関連等を相互的に検討しまして、この事業をどのように整理していくのか。今後やはり早急に協議していかねばならないことと考えております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 教育長は、早く整備をしたいというお考えを持っておられるということで一安心で、あとは市長がどう考えるかということなんですけども、スポーツの力を借り、青少年育成、高齢者の健康維持のためにも私は必要であると思います。健康な体をつくり健康に生活をする、健康を維持することが私たちにとって一番大切なことではないでしょうか。

今後高齢化が確実に進んでまいります。人吉のスポーツ文化がただの競技スポーツの場所ではなく、市民の集いの場所でなければならないと考えております。スポーツ交流都市づくりは田中市長の観光人吉と大変な関連があると私は考えております。早期完成することで、当初地元で説明された計画を実行するためにも、また約束をされたことを所期の目的を果たすためにも、市民に対して答えを出すべきではないかなと考えております。

また、毎年さまざまな大会を開催することによって、スポーツ広場においての地元物産販売もできます。それらの試みが少しずつ実を結び、先ほど農業に話をしましたブランド化にもつながっていくんじゃないかな。おいしく安心して食べることのできる農産物を参加者に提供していくことで毎年参加される方たちが買って帰られまして、近くの方に宣伝をしていただけたと思います。

19年3月定例議会におきまして、新市長の意見、方針に沿えながら事業を進めていくという、先ほどお話をしましたが教育次長のお話がありました。このことを受けまして、田中市長は今後この広場をどのように考えておられるのか答弁をお願いします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

まず、健康で笑顔あふれる人吉市のまちづくり、これが大きなテーマでございます。その健康という観点からお話をさせていただければ、今後高齢社会を向かえる本市にとりまして、スポーツ、運動というのは非常にその健康面において重要なキーワードになるというふうに考えているところでございます。よって、そのことを満たすためにも、総合運動公園といいますか多目的運動広場と申しますか、そういうものの必要性は十分に認識をしておるところでございます。

しかし、先ほど部長からも答弁がございましたとおり厳しい財政状況にもございますので、他の事業との関連も含めまして総合的に検討させていただきたい。そういう中で、この事業を有効的にまたは進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長の方から力強いお言葉、確信の意味にとれるようなお言葉をいただきましたので、このことは教育長の方もしっかりと聞かれておると思いますので、今後進めていただきたいと考えています。

例的なものなんですけども、グラウンドゴルフ大会というのが人吉市では開催されないということで、お話を聞いてまいりました。約大会が2,000人から最大規模で6,000人だそうです。ジュニア大会っていうのが大体300人ぐらい集まります。大人を入れたときに1,200人ぐらいなるそうです。これは私も経験しておるんですが、ジュニア大会には必ず帯同をさせていただきます。親、保護者だけで来るっていうことはまずありませんし、子供だけで来るっていうのもありません。

だから、こういう大会をすることによって我々も経験してるんですが、必ず監督会議っていうのがございますが、必ず泊まらないかんわけですね。そのためにも人吉市のためにはプラスにはなってもマイナスにはならないんじゃないかなと私は考えております。

それと、今議会に提案されております体育施設の指定管理者制度が行うとすれば、ますます競技場とか広場、施設、こういうのは必要になってくるんじゃないかなと考えております。

今後、人吉市での大会開催ができる場所があるのとないのとでは、田中市長が目指されるというのは、私が勝手に決めたかわかりませんが安心・安全な、笑顔の絶えないまちづくりにあてはまっていくんじゃないかな。スポーツをすることによって笑顔が生まれるし、子供が頑張ることによって保護者がついてきて、また楽しい笑顔に変わっていくんじゃないかなあと考えております。

指定管理者制度というのが導入されることによって、その人件費がどれぐらい浮くか、今後の委員会での審議になると思いますが、ぜひ進めていっていただきたいと思いながら、また今の答弁でできるっていう確信をいただきましたので、この質問は終わります。

次に、時間的なもので簡単に進めたいと思いますが、総合型地域スポーツについて質問をいたします。

6月定例会にて質問をいたしました総合型地域スポーツについてですが、田中市長は、本市でも総合型地域スポーツクラブの育成を成人の運動不足、子供の体力低下、地域コミュニティの現状改善のためにも再構築が必要であるとの答弁をいただいております。現在スポーツ振興課において、総合型地域スポーツクラブの設立準備委員会が開催されているようですが、この進捗状況、現在までの活動を御説明をいただきたいと思っております。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会につきましては、文部科学省の平成19年度総合型地域スポーツクラブ育成推進事業において育成指定クラブの指定を受けまして、平成19年6月5日に第1回設立準備委員会を開催いたしまして、現在まで第7回の委員会を開催した

ところでございます。平成20年2月までにあと2回の委員会を予定いたしております。活動状況でございますが、設立準備委員会は30名の委員で構成され、総合型地域スポーツクラブの先進地視察研修や活動種目及び拠点の検討、ネーミング、ロゴ等の検討を行っているところでございまして、12月9日には西瀬小学校体育館におきまして、「現代社会にスポーツを生かす」と題しまして、熊本県立総合体育館館長の山口俊介氏をお招きし、総合型地域スポーツクラブについての講演会を実施したところでございます。

また、市民のニーズを調査するため、市内の小・中学校及び人吉市体育指導員協議会の御協力をいただきまして、平成19年12月10日――きのうからでございますけれども、平成20年1月25日までの期間で、小・中学生1,350名、一般市民650名を対象にしたアンケート調査を実施しているところでございます。

なお、人吉市体育協会所属の29種目団体に対しましても、指導者についてのアンケートをお願いいたしておるところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 現在の進捗状況をお聞きしまして、設立に当たっていろいろな方々へアンケート調査をされて立ち上げをしていきたいというお考えを持っておられるということは、今後進めていく上でも非常に重要じゃないかなあと、行政主体で勝手に歩いてしまったら、どちらの方向で崩壊するかわかりませんので、こういうアンケート調査というのを大切にして今後進めていっていただければなと思います。

このことは、ちょっと市長に、田中市長には失礼な言い方にはなるかもしれませんが、前市長は、20年前、川や山など自然に親しむために、子供たちのためにアドベンチャークラブを立ち上げられております。ことし20期生が卒業をいたします。今後青少年育成と市民の健康維持、地域コミュニティーの活動として、文部科学省が2000年9月にスポーツ振興基本計画というのを取りまとめ、生涯スポーツ社会実現に向けて、成人の週1回のスポーツ実施率を50%以上に上げていかなければいけないというような数値目標を掲げております。全国各市町村に少なくとも一つ以上のクラブを育成していくこととしておりますが、変な言い方かもしれませんが、このアドベンチャースクールももうマンネリ化をしてきております。

そこで、このアドベンチャーあたりを市長の考えで総合型に取り入れて、新しい田中市長のスポーツに対するカラーっていいですか、そういうのを進めるっていう方向性もいいんじゃないかなっていう私の提案なんですけど、市長、このことについて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

ちょうど24年前、日本青年会議所青少年開発委員長を仰せつかりましたときに、文部省へ約500ページにわたる「お父さんお母さん、子供に夢と感動を与えましょう」という一つの

研究レポートを提出させていただいております。そこではアドベンチャースクール等々も内包をいたしました文化・芸術・スポーツ・生活または勉学、あらゆるものを12カ月の季節ごとのマトリックスにまとめまして提案をさせていただいたところでございます。その提案をぜひこの本市においても生かさせていただきたいという考えておるところでございまして、総合型のスポーツクラブの育成と同時に、また老若男女がこのスポーツクラブでスポーツを楽しむということと同時に、芸術・文化等々にも及んだ包括的なクラブの育成が必要ではなからうかなと思っているところでございます。

ただ、スポーツクラブにしましても今後学校教育との連携、どのような密な連携をとっていかか、現場指導者、また学校の先生方との協議も十分進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） やはり市長のポケットはドラえもののポケットかな、っていうようにいろんな事業に参加をされてる。心強いお言葉をいただきました。市長がされてきたってということで今後安心してこの総合型が進んでいくんじゃないかな。そちらの方に動いていくことを期待しながら。

ただ一つ、この総合型というのは民間主導で行いますから、予算的なものもあるんですけど、初めのころは、当初宮城国体の方で——この間委員会の方で行きました。そちらの方では800万とも500万ともいうようなお話がありました。早く手を挙げれば挙げるほど予算がつくってというのが国の施策でありまして、現在、人吉市が始めようかなっていうときが大体300万ぐらいの予算だったんですけど、現在、多分100万ぐらいもう減額させているのかなと思います。この事業がおくれればおくれるほど補助額もだんだんなくなってきて、最後には、文科省が「しなさい」と言うだけで補助金はないのかってというのが現状だと思います。文部科学省が体育協会とかスポーツ少年団、体育指導員と行政が深くつながりを持って進めることが大切ですっていうお話をされております。このことはやはり青少年の健全育成、少子高齢化が進む中での高齢者の健康管理、また福祉への負担軽減、医療費削減等大変重要な施策になってくるんでないかなあと考えております。設置後、いつまで予算がつくのかわかりませんが、軌道に乗るまでに行政の手助けがなければ途中でできなくなってしまって、また福祉への医療費に対しての負担がふえてくるんじゃないかなあと考えております。このことを市長はどのように考えておられるか。今後予算の計上をすぐしてくださいとは言いませんけど、その方向性で行くのかどうかの、その方向性について御答弁をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君） まだ概要がそうそう固まっていないというふうに考えているところでございます。今研究の半ばにあるというふうに考えているところでございます。よって、先ほども申し上げましたとおり、従前にありました社会体育、あの轍を踏まないように、ど

のようにしたら老若男女がこの総合型スポーツクラブに参画し、そして笑顔で健康なまちづくりができるかということは考えてまいりたいと思いますけれども、一定の概要ができたところで予算化についてはまた考えさせていただきたいと思います。

以上、お答えでございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 総合型クラブに関しては、市長の方から一定の答弁をいただきました。大変ありがたいことだなあと考えております。スポーツの理解を持っておられる市長がおられるっていうだけで、私たちはスポーツに対してますます健康と医療の削減を目指し、スポーツを進めていきたいなと考えておりますが、このことは教育委員会にも少々関係があると思うんですよ。学校教育の中で先生たちは非常に忙しいですね。学校教育で授業を教え、その後クラブ活動をし、またあしたの日程を組みってということで、部活動もせないかんクラブ活動といういろんな、何か名前が似たようなやつが現在ございますが、やはり学校活動の中でこの体育の授業ってというのは学校の授業でありますけど、残りのクラブとか部活ってというのは、今後社会教育の方に移行して、総合型スポーツの方に移行していくことが先生たちのゆとりができ子供たちに——先ほどいろんな話が出ておりましたけど、いじめの話も出てきましたけども、先生たちが余裕を持つことによって教育長がお話をされていることがますます先生たちに伝わって、いい学校生活ができるんじゃないかなと考えます。総合型については今後とも行政の方、市長を初め部長の方、一所懸命取り組んでいただきたいと思いますをお願いを申し上げます。

次に、最後なんですけど、学校教育からとして通告をいたしておりますが、質問っていいですか一般質問の中で、私はどうしても最後には鳥井教育長と話をこの場でしたいなあとということで無理に入れたような感じなんですけど、通告のモンスターペアレンツについて質問をいたします。

この言葉は最初にたしか私が聞いたのは、学校給食費を払えるのに何か問題をつけて支払いを拒否したというようなテレビ報道があったように記憶をしております。思い起こせば私たちもこのような前兆を体験したように感じます。本議会に来まして、当初市内中学校で似たような事件が、問題が発生したことが現在のモンスターペアレンツではないでしょうか。私も社会教育の中で指導にも狂いが現在生じてきているように感じております。学校教育の現場では先生方は真剣に教育に取り組んでおられますし、ある先生たちと話をする機会がありました。先生たちの一日の仕事の量をお聞きしびっくりいたしました。大変な仕事だと思えます。教師が忙し過ぎて何でもかんでも受け入れてしまうのはどうかなというふうに思えます。私の考え方が間違っているかもしれませんが、もっと教師は言うべきことは言う、受けとめることは受けとめるようなしっかりとしたことを主張することだと思います。

ここで鳥井教育長にお尋ねをいたします。モンスターペアレンツについて教育長はどのよ

うに感じておられるのか、お尋ねをしておきます。

○教育長（鳥井正徳君） お答えをいたします。

学校教育をめぐる問題は、次から次にいろいろな問題が出てきまして深刻さを増しているところでございますが、議員御指摘のモンスターペアレンツあるいはモンスターマザー、あるいは医療現場で行われておりますモンスターペイシエント、これは大きな問題でございます。

そこで、議員お尋ねのこのモンスターペアレンツについて少しお答えを申し上げたいと思っております。

これは、学校に対して理不尽な要求を突きつける保護者のことでございます。このモンスターペアレンツは、大体三つの形がございまして、一つは、自分の子供が受けた指導や対応に対して不満をぶつけるタイプでございます。一つは、学校の対応が不十分で納得ができないことによって、ますます次第に怒りを募らせ要求をエスカレートするものでございます。

しかし、この二つは、学校の誠実な対応によって理解を得ると、かえって学校の応援団になる可能性がございまして。

しかし、三つ目のいわゆるクレーマーと呼ばれるタイプでございますが、これは担任の交代や子供の成績へのクレーム、例えば成績が悪いのは担任が悪いからだ。あるいは金銭的な補償の要求など、自分を納得させる方法として物理的な要求を目当てとするとされておりまして。私も現実にもそういう、議員の話もありましたようにそういう場に遭ったことがございます。これは病院の世界でもあっているようでございます。

このようにモンスターペアレンツはあくくりにして論ずることはできませんが、対応が難しい保護者には、私は1人の教師ではなく数人の教師がチームを組んで対応することが望ましいと指導をしております。もちろん校長先生のはまりといたしますか、毅然とした態度がその核になくはなりませんけれども、チームでの対応というのが欠かせないと思っております。特に最近の若い先生たちは、コミュニケーション力といたしますか、そういう面がなかなか十分ではございませんので、チームでということっております。

ただ、何かのきっかけで学校側が過剰反応をする、これは絶対に避けねばならないというふうに思っております。過剰反応をするとそのクレーマーと言われる方も過剰反応をされます。落とすところがなかなか難しくなってくるということになります。

以上、モンスターペアレンツについて話を申し上げましたが、もう一つ、モンスターマザーというのが最近言われておりますが、これは簡単につけ加えますと、まず今の若いお母さん方は、お母さんらしさを嫌い、子供がいるとは思われないいつまでも若くて変わらぬスタイル、生き方をしたいという母親の増加でございます。これはもうお気づきの面もあるかなあと思っております。

したがって、自分の生き方が優先で子供をどうしようでなく、自分をどうしようという母

親の増加でございます。反対に、子供の教育に全力を尽くす、自分のことよりも子供の教育、いわゆるお受験族と言われる方も増加しておりまして、極端に二つに分かれているようにございます。

このモンスターマザーの増加は近くでも見られるような感じもいたします。将来の子供の心の成長に大きな影響を与えるものとして私は憂慮しているところでございます。

以上、つけ加えさせていただきます。終わります。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） モンスターペアレンツについては教育長が言われたとおりです。学校教育の中で親がどこまで立ち入っているのかどうかという問題も、今から始めてもこれはもう間に合わないのかという感覚でおりますが、先ほど教育長の方が先に言ってしまわれましたけど、私も調べたところによりますとモンスターペアレンツとかモンスターマザーとか、モンスターペイシェント、これが今一番問題になっていますね。ペアレンツよりもモンスターペイシェントの方が非常に問題になっております。これは医療現場で医者からの指示に従わないとか看護婦が言うことは医者じゃないから聞かないとか、支払いをせなあいかんのに支払いもせずに帰る。支払いをしなさいと言ったら、それに対して「まだ治ってないからおれは払う義務がない」とか言いたい放題をしているのがこのようなモンスターペイシェントであります。

それに似たようなのが、今後多分ペアレンツというのが非常に言葉を変えて、その言葉が新しい言葉であるために、いかにもその言葉が正しいというような感じで保護者の方が受けとめられて勝手にひとり歩きを始めると、今後の学校教育の中で青少年育成においても、また同じようなことが、わからなくてもわかったふうな感じで行われてくる可能性があると思います。

教育長にお尋ねなんですけど、今後教育現場での教育者に対する指導のあり方っていうのをもしお持ちでありましたらお尋ねをいたします。

○教育長（鳥井正徳君） なかなか難しい問題でございまして、先ほどちょっとお答えいたしましたけれども、やっぱり親としてのあり方を、今の家庭を見てみますと子供をどう育てていいやら相談する相手がいない家庭がたくさんございます。それで、どこにそれをぶつければいいのかわからない。結局は学校の先生。やむにやまれぬ気持ちでそういうふうになったのも一面もございまして、マスコミ等での宣伝もあります。

それで、そういう実態があるということを先生たちにもやっぱり検証していただいて、そのような場合にどう指導といいますか一緒になって考える。子供の育て方について、あるいは親としてのあり方について一緒に考えると、そのような面もPTAとか行事の中に入れて、ただ学校からの一方的な指導とか説明じゃなくて、そういうなんも入れていきたい。そうしないとなかなか、あつと言う間にこういう問題は広がっていくんじゃないかなというふうに

思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） モンスターペアレンツに関しましては、今までいじめ問題とかいろいろな問題で協力を得てまいりました市民の方とか地域の方と、何かの機会につけお話をさせていただき、また校長会とか教育の現場でも、その話を毅然と態度でとれるような教師になっていただくような指導をしていただきたいなと思います。

それと、先生たちにも教えてる授業を一所懸命教えてるんだ。そのほかのことに労力を使うよりも、先ほど言われましたように、何かこう3人4人のチームを組んでいただきまして、何かその問題があったらそのチームで頑張ってみる。それでもだめだったら校長に言って、校長から教育長まで来ていただいて、地域の方も交えながら、そのモンスターに対して立ち向かうっていう学校教育っていうのを今後進めていただかなければ、私はますますこの日本の社会っていうのは廃れていくんじゃないかなあとと思います。

市長がよく言われます安心・安全な生活を人吉市で、笑顔の絶えない人吉というようなされますが、そこに行き着くためにはもう大人に何を言っても始まらないんだという感覚を私は持ってます。じゃあ何をするかと言ったら、子供に指導をし、子供が自分の親に対して、今言われました母親でありたい、きれいでありたいっていうのは当たり前だと思うんですけども、やはり子供のために動きがとれない親に対しては、子供が保護者に対して、間違っただけをしている場合には、「お母さん、お父さん、これ間違いだよ」って言えるようなこれからの教育をしていただかないといけないのかな。私たちもその社会スポーツの中で一役をかっておりますので、社会スポーツの中のルールという問題を取り上げ、また私がしておりますサッカー教育という中のイエローカード、レッドカード、グリーンカードの意味合いを親の前でも説明をしながら、何が正しいのか何が悪いのか、このカードが出たのはここにいたらいけないんだよとか、もう1枚出たらこの場所から出ていってくださいよというのを強く言える指導者、これは社会スポーツで指導者ですけど、学校教育の中では校長、その頂点であります教育長が強く進めていただくことによって人吉市は、いい町だ、住みやすい町だ、安心して暮らせる町だ。市長が言う笑顔の絶えない町だとなってくるんじゃないかな。そのことが結果的に、市長がよく申されます駅前開発とかお客様をお迎えできる場所をと言われるところに、お客様を設備でお呼びしても何にもないんじゃないかなと考えます。やはり最終的には市民があいさつをし笑顔で向かえられる人吉であったら、今進めておられるブランド化にしろ教育にしろ、そういうものが一面に出てくることによって人吉は素晴らしいところなんだ。その結果、今はやりのふるさとに家を持ち、週5日都会で働いて2日が田舎暮らしをとというのが逆に、週2日が都会で週5日が田舎に帰り、最後はそこに将来一生を捧げるところになるんじゃないかなと考えます。

今後、市長を初め執行部の方々に、人吉はどうあるべきかというのをいろんな話し合いの中で進めていただき、またきょう質問しました子供たちの将来のために、スポーツ広場とか学習について、またいろんな意見を交あわせていただければと思います。またこの次、このことについて質問を行ってまいりたいと思います。私の質問はこれで終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後3時8分 休憩

午後3時23分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） 5番議員の笹山でございます。9月議会に引き続きまして最初の、初日の最後の登壇となりました。今議会より一問一答制の導入ってということでございますので、傍聴者並びに市民の皆様には執行部との一般質問のやり取り、今まで以上にわかりやすくなるのではないかと考えております。

今回の通告、非常に時間が足りるのか心配でございますので、さっそく質問に入っていきたいと思っております。

今回通告しました項目は、1点目に、指定管理者制度についてであります。議第107号、108号に提案されておりますように、体育施設等の指定管理者導入についてであります。

2点目に、公益通報者保護制度についてであります。

3点目に、市長の施政方針より、庁内プロジェクトと本来の業務のあり方であります。

4点目に、市民の声から、図書館の学習室の開放について、スポーツパレス前の路上駐車について、人吉市史の編さんについて、市営住宅の入居についての4項目であります。

初めに指定管理者制度についてであります。今議会予想しておりましたように、議第107号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定、108号公の施設の指定管理者の指定についての2議案が上程をされてまいりました。9月議会でも質問を行ったところであります。浦川教育部長が、「第1回目の候補者選定委員会では体育施設の設置目的が、市民の体育、スポーツの振興及び文化の向上を図るものであることから、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用したいということで公募か公募によらないで選定するかも含めて御審議いただいているところであります。今後は選定委員会での審議決定を受けまして、指定管理候補者の承認と関係条例の改正をお願いしたいと考えております。」と答弁をされております。

そこで1点目に、第2回目以降の指定管理候補者選定委員会の開催状況について、また審議の状況について説明をいただきたいと思っております。

2点目に、公募によらないで選定することについては、いつの選定委員会で決まったのか説明をいただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○総務部長（秋山健児君） 御質問の指定管理候補者選定委員会の審議の経緯について申し上げます。

2回目からということでしたが、1回目の方から御答弁をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

第1回目の選定委員会を8月24日に開催をしております。今回初めて選定委員になった職員もおりましたので、まず事務局から指定管理者制度の概要説明を行いました。

次に、教育委員会から指定管理者制度を導入する体育施設の概要や教育委員会の方針について説明がございました。

その内容ですが、これまで公益法人など指定管理者制度導入への意向を考慮して検討を進めてきたこと、その後8月22日に開催された行政経営会議で、指定管理者に体育施設の管理を行わせることと、11施設を一括して——1人1業者でございますが——の指定管理者に管理運営させることで承認を得たこと。スケジュールにつきましては、11月までに当選定委員会で指定管理候補者を選定いただき、12月の定例議会に体育施設条例の一部改正と指定管理者の承認をお願いしたいと考えている、とのことございました。

また、募集方法につきましては、基本的には公募だが教育委員会としてはスポーツの振興を図るといふ体育施設の設置目的を考えれば、同じくスポーツ振興を図ることを目的として活動している人吉体育協会があるので、この団体が管理を行うことで設置目的を効果的かつ効率的に達成できると考え、人吉市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第7条の規定を適用し、公募によらず人吉体育協会を指定管理者とする選定の手續をとりたい、以上のことで審議依頼がございました。

第1回目の審議結果でございますが、人吉体育協会を指定管理者とする具体的理由についてなどの意見が出まして、次回の選定委員会にこれらの課題についてさらに意見を求めることにいたしました。

次に、第2回選定委員会を9月19日に開催をしております。第1回の選定委員会で出されておりました課題の検討結果について担当課から報告があり、人吉体育協会を指定管理候補者とする具体的理由などにつきまして担当課から説明を受けた結果、人吉体育協会を指定管理候補者として引き続き審議を進めていくことを決定いたしました。また、あわせて体育施設の指定管理者制度導入要領案及び業務仕様書案について担当課から説明を受け審議をしましたが、仕様書の中身をしっかりと詰める必要があり、再度整理して次回の選定委員会へ提出するようスポーツ振興課に求めました。

第3回の選定委員会を9月25日に開催をいたしております。第2回の選定委員会における

検討課題の結果報告がスポーツ振興課からあり、指定管理者制度導入要領案及び業務仕様書案を最終決定し、体育協会へ人吉市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則に定める申請書の提出を求めることといたしました。

第4回の選定委員会を10月2日に開催しております。ここでは前回、体育協会に提出を求めた申請書につきまして、人吉体育協会から申請内容の説明をいただき選定委員会からの質疑を行いました。審議の結果ですが、5項目につきまして体育協会へ再質問することになりました。

第5回の選定委員会を10月15日に開催しております。本来ならこの第5回選定委員会で再質問を含め体育協会へ再ヒアリングを予定しておりましたが、この再質問については、10月22日に開催される体協の理事会で協議がなされるということでございましたので、再ヒアリングは次回の11月1日に開催することとしまして、この第5回選定委員会ではこれまでの結果確認とあわせて、選定委員会が指定管理候補者を選定するに当たっては、人吉市指定管理候補者選定委員会評価採点要領——これは平成17年11月7日に制定されたものです。これに基づき、選定委員がそれぞれ評価採点表により評価採点する方法によるとされておりますので、その評価と採点表の要領について確認し、評価採点項目について決定をいたしました。

第6回の選定委員会を11月1日に開催しております。体育協会から検討を依頼していた5項目と提出資料の変更点について説明を受けヒアリングを行っております。ヒアリング終了後評価採点の手順を再確認し、選定委員の採点作業期間を11月6日までとし、結果報告協議を11月13日といたしております。

第7回選定委員会を11月13日に開催をしております。まず、それぞれの選定委員から提出されました評価採点の結果報告を選定委員会事務局から行いました。その後評価結果を受けての協議に入りましたが、人吉市指定管理候補者選定委員会評価採点要領における評価採点の判定に基づき、評価A、指定管理候補者として指定可能としています平均80点以上をクリアしているところから、人吉体育協会を指定管理候補者と決定し、この第7回選定委員会をもって、体育施設にかかわる指定管理候補者選定の事務につきましては終了をいたしました。

なお、体育協会——公募とせず体育協会の審議に入ったのは第2回目で、一応そういう方向で審議をしていったということがございます。

以上、御答弁いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今の選定委員会の審議結果を答弁いただきました。9月議会の一般質問のやり取りで、その選定委員会で公募によらないで選定するんですか、公募として選定するのかどうかというふうな、最初の質問から私は9月議会質問しております。

ただ、今の答弁聞きますと、もう既に第1回目の8月25日の選定委員会の提案に、体育協会を、規則の第7条によって体育協会を指定するというふうなことで審議をお願いしたちゆ

うようなことで最初から出発をされてる。ということになれば私は9月議会でなぜあれだけの議論をしたんでしょうか。私は、当然、まだ公募にするのか——公募によるのか公募によらないで選定するのか、そこをきちっと踏まえるべきだということでもかなりのやり取りやっております。ですので、もし8月時点でもうそういった方針が決まっただけであれば、なぜ9月の質問でそういった答弁がなかったんでしょうか。まずそこから教えていただきたい。説明いただきます。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

教育委員会といたしましてはそういった提案いたしましたけども、選考委員会の中ではまだ公募によるか公募によらないか、そういうふうな段階ではないというふうなことでございましたので、9月の段階ではああいう答弁をさせていただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 9月の議会でまだ選定委員会でそういうふうに公募するかどうかかわからないからと。しかし、原案としてはそういった原案持ったわけでしょう。ということは、教育委員会としてはこういった原案で考えているというのは答弁だけはできるんじゃないですか、その時点で。それは選定委員会が選定委員会で、きちっとそれを公募するのか公募でしないのかちゅうのは選定できちっと議論すればいいことであって、ならば初めから公募しないちゅうようなことがわかってるわけでしょう。私はその、公募をするのか公募をしないのかということこそこの9月の議会でやり取りしたわけなんです。だからそういったやり取りちゅうのが全く無意味だったちゅうことですよね。初めから指定をしていくんだちゅうことをもう頭からあったわけですから。だから私は、9月議会であれだけ指定管理者制度そのものの考えたときに、なぜ公募しなければいけないのか、もしくはなら公募によらないでこういった方法でいくのか。そこをかなり私は話をしたはずですが、でも、そういったものは全く意に介せず、もう結局は気持ち的にはもう教育委員会そのものは8月以前からあったんだと。そういった方向で指定管理者を導入するというふうなことで進めてきたちゅうことでしょう。そういうことであれば、非常に私は9月議会で、本当に何で私はあれだけ公募云々、公募によらないで云々というふうな議論をしたのか、非常にこう腹立たしい気持ちでいっぱいなんです。今さらそういうふうに、そういったものも含めてお願いしてるからちゅうことで今答弁いただきましたが、なぜそのときにそういった基本的な教育委員会の方針だけは説明できなかったのか。それが非常に私は残念でなりません。

そこで——議論はやってきます。質問はやってますが、ならば先ほど説明ありました人吉市体育施設指定管理者導入要綱案、この要綱案が決められたと。で、この要綱案についても結局は第7条の規定に基づいて体育施設の指定を、管理者を選定するんだということできちっと選定委員会で出されております。結局はもう公募によらないで指定管理者を選定する

というふうなことでありますが、その最初から公募によらず選定していくということであれば、まずは教育委員会として、なぜ最初から公募によらないで選定を進めたのか。その理由について教えていただきたいと思えます。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

これまで地方公共団体と事業の企画、運営等において協働してきた体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ活動を中心とするNPO法人団体などは、みずからの組織規模に応じて適当な公共体育施設の指定管理者に応募していきたいと希望する団体が全国的にふえており、一方、地方公共団体の中にもそれを期待する声は高まってきております。

しかし、事業展開や人材育成など、ソフト面では高い実績とノウハウを有するものの、ほとんどこれらの団体は施設管理の経験はございません。実績をもとに安定的、継続的に施設管理を指定したい市の立場から見ると、これらの団体は意欲はあるものの組織や財政基盤の安定性、施設管理業務の実績、収益向上の能力、実績が他の民間事業者と比べて見劣りするのはいたし方ないというふうに考えております。しかしながら、公共施設の中でもスポーツ大会などソフト事業運営の実績や専門的スタッフが強く求められ、施設や武道施設、陸上競技場、屋外球技場など、これまで民間事業者が主体的に管理にかかわったことが余りない施設については、民間事業者の参入意欲は弱い傾向だというふうに言われております。そのためこのような体育施設の管理については、これまで事業の協働を図ってきた体育協会やNPO法人等にゆだね、経費削減はもとより、サービス向上を重視した指定管理をしていきたいと考えていく傾向にあるようでございます。

今回、市の体育施設に指定管理者制度を導入するに当たりましては、このような他の多くの自治体の考え方に即したものでございます。生涯スポーツの普及、振興を図る上で利用できる施設の確保が必要になりますが、大半の施設が競技団体の定期利用となっている現状でございます。よって、これらの競技団体と施設事業の調整が必要となりますが、体育協会はその能力を有しておると考えております。

また、スポーツ指導者を多数有しておりまして、体力づくりのためのスポーツ教室開催や総合型スポーツクラブへ指導者を派遣することができますし、その他参加の種目団体による各施設の状態の把握が容易であり、危険個所の早期発見により施設による事故を未然に予防できるというふうなこともできると考えております。

一方、市にとりましては、これまで補助金を支出し、教育委員会が事務局を持ちながら運営をしてまいりました体育協会に、体育施設を管理運営させることは体育協会を組織的にも自立させていくことも期待できます。そのようなことでスポーツ事情に明るく、ボランティアを含むさまざまなスポーツ関係団体との協力を得やすい体育協会が指定管理者としてしっかりと経営、管理能力を身につけて、努力に見合う収益を得ていければ、これからの新たなスポーツ振興に柱になるものと期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） いや、期待したとっちゃ困つとですよ。なぜ今から期待するんですか。そういったことを十分に踏まえて管理能力があるというふうな判断をしたから指定管理者するわけでしょう。なぜ今から期待するんですか。

○教育部長（浦川康徳君） 最後の方で期待って言った部分につきましては、今までやってきてない部分、そういうことが今後指定管理をされていく中で、先ほども申しましたように、より以上に自立といいますか、そういうのができることを期待というふうに申し上げました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） そういったことじゃなくて、体育協会が指定管理者としてきつと運営できるということを判断されたんでしょう。そういうことであればそういった期待云々じゃなくて、それだけの今、先ほど部長が答弁されたそういった能力ですよ、管理能力。それを現在そういった管理能力があるんですか、体育協会は。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

体育協会にはさまざまな方がおられますし、事業の経営者、そういう方もおられますので、そういった管理、経営、管理能力っていうのはあるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 部長が管理能力あると思っていらっしゃるのであれば、私はそれを信じます。部長の答弁を信じます。

ただ、ならば、ちょっと元に返りますが、この導入案によってこの体育施設の導入要綱案——もう導入要綱だと思いますが、これによると指定の期間を20年の4月1日から25年の3月31日までと指定してあります。ていう5年間の指定管理ということなんですね。ということであれば5年間の期間を指定管理をしたと。この5年間の指定管理の根拠を教えてください。

○総務部長（秋山健兒君） なぜ5年間にしたかという理由でございますが、これまでは行政予算の単年度主義の原則にあわせて、毎年委託契約の更新を行っておりましたが、指定管理者制度では指定管理期間を複数年で指定することができます。この複数年契約は、指定管理者となる事業者にとっては重要なポイントとなっております。みずからの職員を雇用して、計画的に長期的に経営方針を立てていくためには、年数が長いほど長期的な経営計画を立てることができるわけでございます。

一方、地方公共団体は、新しい制度を導入するに当たって慎重にならざるを得ず、最初から長期の指定をすることは、もし早い時期に想定以外の問題が発生したときには変更がきか

ないことになってまいります。指定期間につきましては、試行期間や助走期間を前提にすれば2年から3年というふうになると思われませんが、一方、新規に民間事業者が参入する場合には、指定期間が短いと雇用する職員の確保に支障が生じたり機器機械類のリース期間も大体5年とされております。備品の購入やさまざまな投資を行うことについて、複数年度での収支決算などが不安定となりますから、そのリスクを回避するためにも市側のコスト負担が割高になる懸念もあるわけでございます。このような事情を考慮した上で、選定委員会としては5年が適当であろうという判断をしたところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番。

○5番（笹山欣悟君）　そういった形からの5年と、本当に5年、5年間で最初から指定して、体育協会が管理運営能力、管理をできるかどうか。その辺を。ならば、今まで指定をやった事業所、これはそれなりの事業所が実績あって、今まで引き続き継続をやってきた事業所、それについては最長5年間という形で指定管理をやってこられたですよ。新しい今回の施設については全く実績も何もない、そういった事業所。だからどこが指定管理に応募しようとしてできる状況ちゅうのはみんな一緒なんです。そこであえて体育協会を指定してきてやってきましたが、本当からそういった形でできるのであれば、まずはその体育協会の今の状態を考えたときに、ならば4月からそれすぐに移行できるのかどうか、そういったことを考えて、いきなり5年ちゅうのは私は無理があるんじゃないかなと思います。やはり基本的には3年ぐらいの、3年程度の期間を設定しながら、その中でぴしっとした体育協会としての管理運営を方向性を導きながら、引き続き2回目に指定を続けていくときに、ならば今回は5年という形でしていくのが妥当じゃないかなあと私は思います。もし5年間運営しきらなかったらどうなるのか、そういった不安もあるわけなんです。そういった部分で、私はいきなり5年ていうのは非常に理解に苦しむところであります。

それと、要領案で管理に要する経費として、要領案から見ますと基準額は3億2,750万を5年間の試算として計上してくださいと、そういったことで指示をするようになっております。で、基本的に実際、債務負担行為で上がったのは3億1,250万での提案ということがあります。1点目は、この3億1,250万の、ならば3億2,750万、これの基準額の根拠は何なのか。それから、提案書、要領を見ますと10月1日までに申請書を提出しなければならないということでもあります。体育協会にはいつ通知をされて、体育協会からはいつ提案が上がってきたのかお答えいただきたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後3時50分　休憩

午後3時58分 開議

○議長（大王英二君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

○教育部長（浦川康徳君） 大変御迷惑をおかけいたしました。提出日等の日にちの確認をさしていただきました。ありがとうございました。

では、お答えさせていただきます。

募集要項を示した日ということでございますけども、9月26日でございます。それから、提出があったのが10月1日でございます。

次に、経費の算定根拠というようなことでございますけども、募集要領で体育協会に示しました管理に要する経費の基準価格は3億2,750万円でございます。これを5年分の上限として提示いたしております。その内訳は、歳出見込み額が5年間で4億150万円、歳入見込みが7,400万円でございます。歳出から歳入を差し引いた3億2,750万円を管理経費の上限として算定しております。

歳出の内訳は、職員人件費が5名分で年2,099万円、嘱託職員人件費が月17日の8名分で1,293万円、人件費以外の経費が4,758万円でございます。主なものは委託料の2,574万1,000円、光熱水費の1,287万9,000円でございます。合計で8,150万円でございますが、このうち平成20年度には備品や印刷費などの初年度経費約150万円が計上されております。

したがって、平成21年度から平成24年度までの4年間は毎年8,000万円を計上いたしております。5年間の歳出総額を4億150万円としております。

歳入は毎年度1,480万円を見込んでおりまして、5年間の総額を7,400万円と算定いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 26日に通知をされて10月1日に提出をされた。10月1日に提出された資料っていうのがこの指定申請書ですね。私もいただきましたコピーをですね。

これ見たときに、なら26日に提出をされ——出しなさいと言われて1日、都合4日、4日しかありません。4日でこれだけの申請が出せるんでしょうか。私は不思議でたまりません。4日で申請が本当に出せたのか疑問であります。その辺はどうお考えでしょうか。

また、算定の根拠について、先ほど説明ありました。結局、今さっき算定の根拠を説明されたのは、基本的にはいままでスポーツパレス等が体育施設等にかかった費用、歳出分、それを想定をしてそういった歳出の根拠をされたということですか。

○議長（大王英二君） 時間かかりますか。時間は。——ここで暫時休憩いたします。

午後4時3分 休憩

午後4時9分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

まず、執行部の方へ申し上げます。一問一答式で、確かに大変幅広く突っ込んだ議論にはなると思いますが、説明吏員として自分たちが今までやってきたことに対する質問でございますので、その点については的確に答弁をいただくようお願い申し上げます。

○教育部長（浦川康徳君） たびたび申しわけございませんでした。

経費は実績に基づくものかどうかっていうことでございますけども、実績に基づくものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今までの実績に基づくものということではありますが、そうでありますと体育協会から提案されました提案書、これについて先ほど人件費については約3,000万ほどになるようではありますが、この提案書見ますと館長1名、それから事務局長1名、から一般職員を3名と。嘱託職員を7名と、そういった雇用での（「8名、8名」と呼ぶ者あり）8名って、さっき8名って言われたですね。失礼。失礼しました。はい。8名と言われましたが、この提案書見ますと7名になっております。で、その館長、それから事務局長、から一般職員、この方の雇用についてはどのような方針で雇用すると、そういった説明があったのか。また、その雇用の考え方についてどのような議論を、例えば選定委員会の中でどのような議論があったのか。それについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

また、嘱託職員についての考え方。嘱託職員についてはどのような考え方でこの7名の雇用というふうな考えになったのか。また、現在、スポーツパレスに勤務されてる嘱託職員もいらっしゃいます。そういった方の雇用はどういうふうに考えていらっしゃるのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それと、先ほどは8名というふうなことでありましたが、提案書では7名という形での提案になっております。この違いについてお答えをいただきたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

体育協会では指定管理者として承認されますと、現在の組織の中に協会三役と常任理事及び学識経験者からなる体育施設管理運営委員会と体育施設管理事務局を設置されます。管理運営委員会は管理運営計画などを作成し、施設の適切な管理運営方針を決定されます。施設管理事務局には館長1名、事務局長1名、一般事務3名、嘱託職員管理4名、トレーニングルーム3名を配置される計画でございまして、限られた管理経費の中での運営となるため、労務管理や予算管理に精通した人材を配置したり、器具の使い方や競技ルールの説明など、初めてスポーツを始められる方々が安心してスポーツを楽しめるような、スポーツに精通したスタッフ体制を考えておられます。

そのほか責任体制を強化するため、3年以内を目途に法人化に取り組まれることになって

おります。

以上、お答えいたします。——済みません。答弁漏れがあったということでございまして、現在おられます嘱託職員の方々はそのまま残るといふような希望があれば、そのまま雇用をしていただくといふようなこととさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 選定委員会はなかと、選定委員会の議論は。選定委員会での議論は。

○総務部長（秋山健児君） 選定委員会について、この点についてどのように審議したかということですが、まず向こうに出しました申請書につきましては、最近導入をされた、こういった指定管理をしているところの人件費を参考に一応経費の算定が上がってきております。で、選定委員会としてはそれが妥当だろうと。

あと維持管理費については、これほとんど変わりませんので、これは実績に基づいてということで、この先ほど申しました金額について一応申請内容は承認をして、それを向こうに差し上げた。で、向こうからはその中の範囲内で、そういった範囲内の提案ということで、今教育部長が申しましたとおりの館長の月額と、この辺のところでは提案がありましたので、その範囲内ということで、一応選定委員会はこの点については認めたということとさせていただきます。

以上、お答えします。（「7と8の違い」と呼ぶ者あり）

7名か8名かという話ですが、これ私どもに上がってきましたのが受付4名、事務3名、7名で上がってきております。

以上、お答えします。

○教育部長（浦川康徳君） 大変申しわけございません。8名が7名になったのはどういうことかということとさせていただきますが、勤務日数が現在8名の場合17日、今回上がってまいりましたのは19日と、1月の勤務日数が。そういうことから7名で対応できるというようなことで7名に上がったようでございます。

以上です。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） そういうように明確にわかるように、答弁いただければ何も追求するつもりはありません。どうして8名で計画をしたのが7名で提案上がったのかちゅうそういった理由だけを聞いただけでは、きちっとそういった理由があればそれはそれで問題ないと私は思っています。

ただ、今のその考え方、なぜ館長1名、事務局長1名、一般職員3名なのかと。そういったものが基本的にそういった配置の考え方ちゅうのがちょっと私は示されなかったのかとと思っています。なぜそういった配置をするのかと。それをやっぱり議論しないとそれが妥当であるかどうかちゅうのはわからんわけでしょう。ただ、こういった人数で妥当だろうと。ほ

かの施設がこれだけの人数でしとるけんが妥当だろうと。そういったことは議論にならないと思ってます。この人吉のこの11の施設の体育施設を管理をしていく中で、これだけの職員で本当に妥当なのかどうか、そういった部分をきちとした議論をしなければいけないんじゃないかなと私は思います。そういった議論はなかったんでしょうか。

○総務部長（秋山健児君） 先ほどお答えしたのは金額のところでお答えしまして、その前に事務局1名、館長1名、それから事務局職員3名、これで今までのこの実績からやっているとこの審議会では審議をいたしております。そしてその算定の結果を先ほど申しました金額で申請を出したと。向こうから上がってきたのがその金額の範囲だったから、選定委員会はそれを了解したということでございますので、よろしく願います。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） それでは、基本的にこの人件費を見た場合に、今、今の18年度の経費を見た場合に約2,000万ほど、7,800万、それから今が約9,000万ちょいだと思っておりますが、基本的に2,000万ほどの減額になってるわけなんですね。

その2,000万ほどの減額の理由何かと見てみますとほとんど、人件費以外の維持管理費はほとんど変わらない金額が計上されております。それを見ますと人件費が今の職員がいらっしゃる。今多分5名いらっしゃると思いますが、その職員費の、職員の方の人件費と、今回新たに体育協会の方でもし考えていらっしゃるこの人件費、この人件費の差額がこれだけの約2,000万ほどしか出てきてない。単なる基本的に言えば、その人件費の2,000万円分が減額をされると、経費の削減につながるとそういった考えであろうと思いますが、ただ5人の方の職員。これはやめるわけでもなんでもありません。ほかの施設に、ほかの部署に異動するわけですよ。だから、5人の方の人件費ちゅうのは当然そのままあるわけです。だから、人件費は削減にも何もならない。かえって支出増になってくるじゃないかな。私はそういうふうにと考えるとあります。

そこで、例えば委託料が、先ほど部長が委託料に2,500万ほどの計上の云々というふうな話をされました。確かにこの計画書見ますと委託料が2,574万1,000円。5年間毎年2,574万1,000円の委託料が計上されております。5年間の計が1億2,800万の委託料ですよ。これ委託料についてはどういった部分を委託するのか。こういった部分を委託するのでこれだけの経費がかかると。そういった予算の計上があったと思っています。具体的に――基本的に指定管理者の場合に一括の委託ちゅうのができないちゅうふうなこととなりますので、ただ部分的な委託をこういった形で、もう違うところに部分部分をその委託をするんだというようなことが委託料計上されていると思いますが、この委託料についてはどのような中身が積算根拠、これはどういうふうになっているのか。それをちょっと教えていただきたいと思えます。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

指定管理委託料の中に含まれている業務委託料は約2,574万円でございます。この主なものは、スポーツパレス、第一市民運動広場、梢山多目的グラウンド、川上記念球場などの清掃委託料でございます。これらにつきましては今まで人吉シルバー人材センターに委託しておりましたが、体育協会でもシルバー人材センターでの金額で計上しておられるようでございます。

なお、指定管理者に移行後も施設の利用申請許可は指定管理者が行いますが、清掃や機械の保守点検など、業務の一部を書面により市の承諾を得て第三者に委託できるように協定書に盛り込みたいというふうを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 全く同じ委託料を体育協会でもシルバー人材センターに委託するというので計上されているということですが、そうしますとそういったいろんな体育施設の効果を考えたときに、そういった部分をすべてシルバー人材に委託しなくても、体育協会の中でできる部分というのがあるんじゃないでしょうか。そういった部分があるからこそそういった効果が出てくるというふうなことでそういった選定をやられたと私は思っています。全く同じ委託をなぜしなければいけないのか私にはわかりません。体育協会ではこれだけの部分は市が今まで委託しとったけども、こういった部分は体育協会の方で委託せんでもできる部分があると、そういったことをきちんと積算をしながら、そして、でもこの部分だけは委託料が必要だということで委託料が計上されなければ体育協会としての姿勢、方針が私は見えてこないと思っています。その辺はどうですか。

○教育部長（浦川康徳君） 体育協会の方で今回送らしていただきました分につきまして、今後体育協会の方でいろいろそういったことも、今議員言われるように体育協会のできること、あるいは委託に出してってということは今後体育協会の方で検討していただくものというふうを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今後体育協会で検討するんじゃなくて、そういった部分をきちんと選定委員会で論議をする、選定委員会でやっぱり議論をして、ならば本当に体育協会じゃあこれだけの削減ができるんだということを選定委員会で議論するのが私は本来の議論のあり方だと思っています。なぜ今後そういった部分を検討しなければいけないんでしょうか。非常に不思議であります。

それから、例えば今さっき言われたように、市が委託している金額をそのままならば積算していると。そしてそれを体育協会もそのままの委託をしているということですが、

今後心配されるのは、結局体育協会が委託料を委託した場合に、結局同じ金額で委託をせずに、結局委託料を減額をして、そして委託を受けると。そういった可能性も出てくると思っています。基本的にはそういった雇用される方の賃金の削減、もしくはそこで働く人の人員の削減、そういったことにつながる。そうなりますとそこで働く人たちが厳しい労働環境の中で結局は仕事をせざるを得なくなる。そういった状況に置かれる。そういったことが予想されるわけです。ましてや、現に、現に県内の施設においても、やはりそういった原因になったために、例えば昼食をとる時間もないとか、休憩をする時間もないとか、そういった状況が実際に来ていると。そういったことも話をちょっと聞いてるところであります。ですので、そういった部分についてはやはりきちんとした方針を考えていかないと非常に難しい状況になってくると思っています。この辺についてはどう考えているのか聞いてもなかなか難しい、答えが返ってこないかなと思っていますので、私はそういった厳しい現実があると、状況があるということのをこれは申し添えておきたいと思っています。

あと、もう1点は、ちょっと選定委員会にちょっと帰りますが、選定委員会の中で検討項目を一応出したと。また体育協会からそういった検討項目については回答があったというふうなことでちょっと先ほどありました。総務部長の方から。選定委員会からどのような検討項目を出されたのか。もしくは条件等を出されたのか。そして体育協会とすれば、体育協会ではそういった検討項目、もしくはそういった条件がもし出された場合に、そういった部分についてはどのように体育協会でも処理をされ整理をされてこられたのか。そういった部分についてお答えいただきたいと思います。

○総務部長（秋山健児君） お答えいたします。

体育協会から提出された指定管理者の指定申請書につきまして、第4回の選定委員会を10月2日に開催し、体育協会から申請内容を説明をしていただき、選定委員会からの質疑を行いました。

このときの審議の結果、5項目について体育協会へ再質問することになりました。その5項目でございますが、一つは、体育施設管理候補者としての協会の基本的な考え方、2、協会の過去の業績、指定管理者としての運営理念、運営の安定性、3、体育施設の事業計画、4、施設運営の収支バランスと収益が出た場合の用途、5、総合型スポーツクラブとのかかわり方、以上の5項目について質問をしております。

また、体育協会を指定管理候補者に決定した旨の通知をした際、付した条件でございますが、指定管理候補者選定委員会で体育協会を指定管理候補者として決定した後、その審議の結果を通知する中で6項目の要望を行っております。一つ、経費の節減及び要望の効率化を継続的に提供ができる体制づくり、2、運営に関しノウハウを持った人材を確保し、市民の利便を考慮した運営、3、現場責任者及び有資格者を適切に配置し、指揮系統や責任権限が明確な組織体制、4、経理帳簿、台帳等を整備し、情報公開や監査請求に適切に対応できる

明瞭性のある経理、5、業務報告や事業報告を適切に作成し、みずから評価し改善に積極的に取り組む体制、6、全国の類似施設や関連業務を研究、分析し、優秀事例は積極的に取り入れるなど、市民が利用しやすい体育施設。この6項目につきましては、指定管理候補者として指定する際の条件ではございませんが、体育協会において今後十分検討いただいて施設の運営管理に当たっていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○**教育部長（浦川康徳君）** 上記5項目に対して、教育委員会と体育協会はどのように対応したかということをございますけども、10月3日に選定委員会から5項目の検討事項が示されましたので、10月5日に体育協会三役の方々にお集まりいただきまして、その内容を御説明いたしております。

三役におかれましては、内容検討のため各自持ち帰られまして、10月9日に再度お集まりになっております。検討事項の回答の説明、承認等、これまでの経過報告のため、10月22日に全加盟団体の代表で構成されます理事会を開催することを決定されました。

理事会当日は、東西コミセンに理事29名、うち、委任状提出4名と、役員並びに事務局8名が出席いたしまして、経過報告の後、検討事項について協議が行われ、全員異議なく回答内容が承認されたところでございます。そして、11月1日の選定委員会で説明をされたところでございます。

以上、御説明申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（大王英二君）** 5番。

○**5番（笹山欣悟君）** それなりにですね、要望事項等があるようであります。当然、先ほど6項目の要望事項についても、非常にこれ、一番重要な部分だと思いますが、体育協会そのものが、こういった6項目の要望等を踏まえて、本当にそういった管理運営をやっていくだけの体力があるのかどうか、そういった部分がですね、非常に疑問に思っているところです。

本当にそういった管理運営を体育協会がやっていく、やっていかれるのか、先ほど、部長の方が、いろんなノウハウを持っている、また、体育の指導等もできると、そういった専門的な部分もあると、そういったところで答弁されましたが、基本的には、そういった体育の指導等については専門かもしれません。でも、その方たちが、そういった施設の管理運営をできるだけのノウハウを持っていらっしゃるのでしょうか。それはまた、私は別問題だと思います。

そこを管理運営はさせると言うんですから、そういった管理運営をできるだけの体力、ましてや、組織体系がきちっとあるのかどうか、それが、公募によらないで選定をするのか、公募によって選定をするのかのそういった分かれ目になってたんじゃないかなと、私は思います。

そういったことを踏まえれば、まず、全く今の状況では体育協会もそういった組織体系、私はないと思っています。組織体系がない中で、いきなりそういった形で選定をやっていくんじゃなくて、やはり基本的に考えれば、まずは公募をやってみて、ならば手を挙げたところのそういった提案書、そういった部分をきちんと把握をしながら選定をやっていく。これが、やっぱり一番ふさわしい指定管理のあり方として、一番基本的な、きちんとしたですね、みんなにわかる指定管理の候補の選定のあり方ではなかったのかなと、私は思っているところです。

そういった部分については、非常に私はまだまだ疑問がぬぐい切れないところでありますが、そういった体育協会が、基本的には、今の体育協会そのものが市の補助金、市の補助金で運営を行っている。市の補助金に頼って運用をされている状況にありますよね。

この提案書にも、体育協会の18年度の決算とか、19年度の予算書がありますが、これを見ますと、約1,050万ほどの運営、歳入歳出、事務運営をされていますが、そのうちの950万ほどが市からの補助金で運営されていると、そういった状況であります。

この主な歳出を見ても、県体費、それから、事務局費、そして、事業費、これが主なもので歳出をされて、体育協会の運営がなされております。指定管理者として体育協会を指定された場合に、この体育協会に対する補助金はどうなるのでしょうか、この点をお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

体育協会は、平成18年度に951万7,389円、平成19年度に947万8,279円を補助金として支出いたしております。平成18年度補助金のうち、547万7,992円は県体出場選手の旅費でございます。そのほか、主なものは、各種目団体の市民体育祭補助金と事務局職員1名の人件費でございます。体育協会が指定管理者となりますと、この人件費につきましては、削減する方向で協議をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 人件費だけを削減する方向で検討する。ほかの部分は補助金としてやっていくんだというような考えだと思いますが、体育協会を指定管理者としてひとり立ちをさせるといった方向であれば、私は、体育協会に対する補助金としての支出のあり方ちゅうのはおかしいんじゃないかなと、私は思います。

基本的に、もし、県体選手のですよね、出場費としてのそういった補助金であれば、それは、そういった県体の出場選手の出場費用という形で別途に、補助金じゃなくて、きちんとした項目を設けて支出をしていけばそれで済む問題であって、体育協会にわざわざ補助金としてやる必要はないと、私は思います。

そういった部分は、もう、ちょっと時間がないので、なかなか進みませんが、その

辺は私は補助金の支出のあり方として、やはりおかしくなるんじゃないかなということをして私は申し添えておきたいと思えますし、それについては十分な検討をしていただきたい。指定管理者として体育協会がひとり立ちをすると、そういうことであれば、そういった団体に対して、指定管理料を払いながら、そしてまた、あえて、補助金を出していく。それは、私はおかしいんじゃないかなというふうな意見を持っていますんで、ここで申し添えをしておきたいと思っています。

時間がないので、あとはですね、あす、立山議員も通告されておりますし、あとは総務文教委員会の中で、今の一般質問のやりとりを聞いていただきながら、総務文教委員会の中で十分な審議を私はお願いをしたいと思っております。

そういったところで、次の項目に行きたいと思えますが、時間が終わるか終わらないかわかりませんので、申しわけありませんが、市民の声からの部分から、質問をさせていただきたいと思っております。

市民の声からということで、まず、図書館の学習室の開放についてということであります。

基本的に、今、図書館の学習室として、夏休み、もしくは、冬休みの期間だけ、カルチャーパレスの、基本的には、第三会議室の開放をされていると、そういった状況であります。

会議室の開放というのは、一般質問等でも以前取り上げながらお願いしてきた部分がありますが、図書館自体に机の配置が少ないと、で、なかなか夏休み、冬休み中ですね、非常に学習する人たちが多くて、図書館に学習に行ってもなかなか机があいてなくて学習できない、そういった状況から、夏休み、もしくは、冬休み期間中の会議室の開放ということで今していただいている状況があります。

ただ、今、また聞くところによりますと、やはり今から受験シーズンにも入ってきます。なかなか家庭で学習ができない状況がある。そういったところに、どうしても図書館に行っても、机がいっぱいで学習できない。渋々帰らなければいけないと、そういった状況があるわけなんですけど、市民から聞いたところで、やはり土曜日とか日曜日だけでも、せつかく会議室があいてるのに何で利用できないんでしょうかと、せつかく会議室があいておるのであれば、そういった部分を開放していただければ学習しやすいんだがなと、そういった部分を考えてほしいなちゆうふうな意見があったということから、私は、会議室を学習室として開放できないのかどうか、その点についてだけ、私はこれは通告いたしました。ですから、その点についてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思えます。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

図書館の学習室開放についてでございますが、夏休み・冬休み期間中は、カルチャーパレス会議室を学習室として開放いたしております。18年度は、夏休み・冬休みあわせまして860名の利用者がございました。

その内訳でございますが、小学生が186名、中学生が339名、高校生が145名、一般が198名

でございます。一日の平均利用者は約25名でございます。19年度は、夏休み期間中の数でございますが、小学生が153名、中学生が238名、高校生が112名、一般180名、合計で683名の利用で、一日平均22名の利用者でございます。

なお、40名の方が利用できる第三会議室を主に開放し、開館時間は、図書館と同じく午前9時から午後5時までといたしております。

このように、多くの方々の利用がっておりますので、今後は、夏休み・冬休み期間中に限らず、利用者数に応じて適時会議室を開放して、利用者への利便性を図ってまいりたいと考えております。——あっ、済みません、私、今、「860名」と言ったそうでございますけれども、「868名」です。訂正方をよろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 適宜会議室を開放していただくというような答弁をいただきました。本当にありがたいことだと思っております。やはり、そうやって会議室あいてる分は開放していただくということになれば、ほんとに利用する方にとっての市民サービスの向上にもつながる、そういうふうにと考えるとありますが、ただ、適宜開放するという答弁をいただきましたが、行ってもいつあいてるのかわからないと、そういった部分があるんじゃないかなと思います。

例えば、そうやって来られた利用者の方に、こういった形で、ならば周知をしていくのか、もしくは、市民に対してこういった形で会議室を開放してますとか、そういった部分のお知らせ、そういった部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

利用者への周知をどのように行うのかとの御質問でございますが、利用者の方々への周知の方法といたしましては、いろんな周知方法があると思われませんが、前もって、会議室開放を知らせるポスター等を図書館掲示板に掲示して広く周知を行い、また、開放日には、開放する会議室入り口に「図書館学習室」と明記した掲示板を立てたり、来館者に直接、多い場合は、そういったことで口頭での説明等もしながら、お知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますが、そういうことであれば、今から適宜開放していくということであれば、もう早速開放するという事で理解してよろしいんでしょうか。いつから開放するとか、期間的なものはどうでしょう。

もう、例えば、あしたからでも、そういった形で利用があれば開放しますよと、そういったことで理解してよろしいんですか。よろしいんですね。ぜひ、そういった形で実施をです

ね、うなずきがありましたんで、ぜひ、あしたからでも早速に、そういった利用があれば、会議室の開放をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、2点目に行きたいと思います。スポーツパレス前の路上駐車についてということです。

スポーツパレス前の路上を見てもみますと、現在、駐車禁止と書いたコーンとタイヤが交互に両側にわたって、かなりの距離にわたって設置をしてあります。非常に、わあって、ちょっと思ったところなんですけど、以前から、スポーツパレスの利用者とか、子供を迎えに来られる保護者の方が路上に駐車をされると、よく光景を見ておりました。実際、私も子供を迎えに行って何回か、私も、その路上に駐車をした一人でもあります。

で、駐車禁止のコーンが立ってからは、私も注意してまして、駐車場の方にとめて迎えに行くようにしておったところなんですけど、やはり非常に、そういったかなりの数のコーンとかタイヤを両側に置かれてあるということで、恐らく駐車をされないようにということで、そのような対策というふうに思っていますが、それでも、なかなか路上駐車が絶えないと、そういったことを聞いたところであります。

ですので、現在、そういった路上、私は路上駐車がまだまだ絶えないというふうなことを聞いておりますが、実際スポーツパレスとしては、そういった対策をしながら、現在はどのような状況になっているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っておりますし、もう1点は、そのカルチャーパレスの入り口から西側の駐車場までの道路、これについては、公道なのか、もしくは、施設の管理用道路なのか、その辺をちょっとお尋ねをしたいと思っております。

それと、あと1点、カルチャーパレスとスポーツパレスの管理区分はどこで分かれているのか、それについてちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

国道445号からスポーツパレス駐車場までの道路は、スポーツパレスへの進入路という位置づけになっておりまして、公道ではございませんので、道路法の適用は受けません。したがって、スポーツパレスの管理者がこの道路を管理することになります。

スポーツパレス前の路上駐車につきましては、車の陰からの飛び出しや車の乗りおり時の事故などの危険が予想されますし、通行にも支障を来します。このことから、駐車禁止の看板を5カ所に設置して、路上駐車対策を図っているところでございますが、依然として、こうした駐車禁止の看板の前でも駐車をされる方が後を絶たず、通行車両へ御迷惑をおかけしているところでございます。

駐車場の管理区分でございますが、カルチャーパレス前の駐車場は、カルチャーパレス専用駐車場となっておりますので、カルチャーパレスで管理しております。

また、管理棟東側の駐車場も、カルチャーパレスが管理する駐車場となっておりますが、

照明等の電気代は、スポーツパレスからの配線となっておりますことから、スポーツパレスで負担いたしております。スポーツパレス奥の駐車場は、スポーツパレス大駐車場となっております。スポーツパレスが管理をいたしております。

ただし、管理区分は明確になっておりますが、カルチャーパレスやスポーツパレスでの催し物によっては、駐車場が不足しますので、お互いに協議をしながら利用をしている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 基本的には、やっぱり利用者のモラルの問題かなと、問題であるというふうに思っているところですけどね、ただ、どうしても、ちょっとスポーツパレス前の路上に駐車をするというのがですね、何らかの施設の環境整備の不備があるのかなというふうに、ちょっと考えるところであります。

西側の駐車場を見たときに、夜間を見たときに、非常に暗いんじゃないかなというふうな声もよく聞きますし、スポーツパレスからその駐車場まで行く区間の通路についても非常に暗いところがあると、電気が消えてしまえば真っ暗でどうしようもないと。

そういった部分で、やはりなかなか西側の駐車場までとめて、例えば、迎えに来るとか、そういった部分がやっぱり、一人で行った場合に暗い部分があって、いろんな危険があるとか、そういった部分で、やっぱりどうしても路上駐車、スポーツパレス前に路上駐車をされる部分があるのかなと、そういった部分もちょっと気になる場所なんですね。そういったところで、そういった駐車場等の外灯の設置について、今の設置数で妥当と判断していらっしゃるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

外灯につきましては、国道445号からスポーツパレス駐車場までは、スポーツパレス前の芝生や樹木が植えてある緑地の道路沿いに1基、障害者駐車場に1基が設置してございます。スポーツパレス駐車場には7基、スポーツパレス駐車場からスポーツパレスまでの通路に7基が設置されております。

また、カルチャーパレス管理棟の東側駐車場に2基、東側駐車場からスポーツパレスまでの間に2基、建物壁面に4基の照明が設置してあります。

議員御指摘のとおり、スポーツパレス駐車場からスポーツパレスまでの通路に設置されている外灯は、高さが1メートルほどの照明でございまして、庭園灯程度のものでございまして、建物の陰になる場所でもございます。余計に暗さを感じるのではないかと思います。この照明確保につきましても、今後、調査検討をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） あと1点だけ、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

ほかの自治体のスポーツパレスみたいな体育施設を見たときに、結構、体育館のその周りにすぐ駐車できるような駐車場、そういった部分がかなりあると思ってます。ただ、スポーツパレスは、非常に駐車場が遠いわけですね。

ですので、今のそういったスポーツパレスの景観とか環境面、そういった部分も配慮して、今の現在の形であってるのかなと思ってますが、ただ、ちょっと見たときに、身障者用の駐車場がありますが、それから西側の方に向かっては芝を張ってあって、樹木が、木が植えてある、植栽してあると、そういった部分があります。そのこのところを駐車場として開放すれば、芝等の維持管理もなくなるし、一番利用者がすぐ近くに駐車すると、できると、そういったような利便性等もあるのかなと思いますが、その辺はどういうお考えでしょうか、1点だけお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

スポーツパレスの駐車場につきましては、敷地と建物の配置上、現在の場所に設置されたところがございます。議員御指摘のスペースにつきましては、スポーツパレス利用者が、戸外で休息される場として整備をしたものでございまして、面積が約1,000平方メートルございまして、現在は樹木も成長し、大きな木陰をつくっております。このスペースの管理は、シルバー人材センターに除草・清掃を年間を通じてお願いしているところがございます。樹木につきましても、状況を見ながら剪定を専門業者をお願いしているところがございます。

教育委員会といたしましては、路上駐車防止対策としてどのようにしたら路上駐車をせず、駐車場を利用していただけるのか、利用者の利便性、駐車場や照明の課題も含め、今後、調査検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 基本的には、利用者の方のモラルが一番だと思いますが、やはりぜひ、そういった部分については、総合的な調査検討をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

すぐすぐにそういった部分が解消できるかどうかちゅうのは、なかなか難しいところではありますが、ぜひできるところからそういった調査なり、検討なりをしながら、今後のあり方を探っていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

人吉市史の編さんについてであります。

これまで、人吉市史は2巻刊行されておりますが、これまで刊行された市史の経過状況等について、1点お尋ねをしたいと思っております。

また、第2巻が、今、人吉城歴史館において発売中ではありますが、これまでの発売の状況についてもお教えいただきたいと思います。

またあと1点、他市町村の市史編さん等の状況については、どのような取り組み状況なのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

人吉市史につきましては、市制施行30周年記念事業として、昭和43年に編さん事業がスタートいたしております。その結果、総説編と原始から江戸時代末までの通史から成る第1巻を昭和56年3月に刊行し、明治維新から市制施行の昭和17年までの通史から成る第2巻を平成2年3月に刊行いたしております。発行部数は、いずれも2,500部で、第1巻は完売いたしております。第2巻の残りが1,110部ございます。

他市の状況でございますが、新熊本市史が、平成6年までを平成7年に刊行し、新宇土市史が、平成6年までを平成18年に刊行しております。山鹿市は、旧山鹿市史として平成16年までを刊行しております。

球磨郡では、免田町史が、平成14年までを平成15年に刊行し、球磨村は、昭和29年の合併までを平成11年に刊行、山江村は、全4巻の村史を編さん計画がありますが、明治以降については具体的な計画がないということでございます。また、相良村は、全4巻の村史を刊行済みですが、明治以降の近現代史の刊行計画はないとのことでございます。五木村は村史の刊行がなく、計画もないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 昭和17年までの市制施行までの編さんということでありまして。それ以降の、現在までのこの編さん、これについては今後どのようにお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

先ほど、他市町村の状況等をお聞きすれば、刊行しているところ、また、計画がないところも、それぞれ市町村でまちまちのようではありますが、人吉・球磨が今のところ、合併というふうな状況はほとんどこう進展していない、進展していかない状況にありますが、しかし、いつ合併の話が持ち上がるかわからない、そういった状況でもあると思っております。

もし合併が進んだ場合に、その今の人吉市としての市史の編さんができるのかどうか、非常にわからない状況も出てくると思っております。今現在、非常に複雑な現代ではあると思っておりますが、やはり今の段階でそういった昭和17年以降の第3巻の市史の編さん、これについては、基本的な方針を打ち出す必要があるのかなって、私は思うところですが、その点について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

市史の編さんにかかわることは、副市長や教育委員長などで構成されます人吉市史編纂審議会において審議することになります。平成2年に人吉市史第2巻を刊行しましたが、それ以降、人吉市史編纂審議会を開催いたしておりません。したがって、第3巻以降の編集

事業についての具体的な計画はございません。

しかしながら、編さん作業から出版までは相当の日数が必要となりますので、まずは、人吉市史編纂審議会を開催し、検討を行ってまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 人吉市史編纂審議会、そこで一応検討していきたいというふうなことであります。人吉市史編纂審議会、私も、ちょっと初めて聞いた審議会でありまして、こうした審議会があるのをちょっと知りませんでした。

ただ、聞いてみますと、第2巻の刊行以来は今休止の状態のようであります。やはり、先ほどから言いますように、現代を見てみますと、やはりさまざまな多くの事項が対象になっていると思っておりますし、情報量もかなり膨大になってきてるんじゃないかなと思っております。

そこで、例えば、市史編さんをするための調査とか、資料収集等をするとしても、かなり相当な日数、また時間を要するんじゃないかなと、非常に心配をするところであります。そういったところで、早急にそういった編さんを着手すると、着手をしていくと、そういった考えはございませんか。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

人吉市史編纂審議会については、議員おっしゃいますように、できるだけ早く開催し、周辺町村の動向も見ながら、編さん方針や内容、編さん体制などについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 3巻の編さんについては、やはり重要な事業であると、私は認識しておりますので、ぜひ、先ほど、今答弁いただきましたように、人吉市史編纂審議会を開催をしていただきながら、取り組み等について十分な審議をお願いしたいと思います。

出版に当たっても、十分な調査とか、資料収集等がかなり必要となると予想されますので、やはり早急にそういった方向性を定めながら取り組んでいただきたいと思っておりますので、そういった形で要望をしておきたいと思っております。

以上、人吉市史の編さんについては終わっていきたいと思っております。

あと1点、市営住宅の入居についてということであります。

この項は毎議会ごとに、家賃滞納による明け渡し訴訟のための訴えの提起、こういった部分が議案として提案をされてきております。今回は、ちょっと市営住宅、違った角度から質問をしていきたいと思っておりますが、市営住宅の入居については、収入基準が設定してあると思っておりますので、まず、その収入基準と家賃との関係をちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

また、収入基準を上回っている場合にはどういうふうになっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

市営住宅入居の収入基準と家賃との関係でございますが、まず、市営住宅の入居資格となります収入基準に関してでございますが、入居資格の収入算出に当たりましては、世帯の合計所得金額から、同居者控除や障害者控除、寡婦控除などを行い、その金額を12カ月で割ったものを「政令月収」といいます。

高齢者、障害者などの裁量が必要な世帯につきましては、政令月収が26万8,000円以下、それ以外の世帯につきましては、政令月収が20万円以下であることが、入居資格を有する収入基準となるわけでございますが、収入基準と家賃との関係でございますが、家賃体系は、大きく分けると、政令月収の金額の幅により八つの階層から成り立っておりまして、政令月収がゼロ円から12万3,000円までの世帯が最も低廉な家賃となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 収入超過者の分については改めて2回目でも、御答弁いただきたいと思っておりますが、収入超過者が、収入基準を上回っておれば、上回る場合のその収入超過者の部分ですね、その方の入居者数が、収入超過者の方がどのくらいいらっしゃるのか。また、そのような入居者に対してどのような対処をしていらっしゃるのか、その辺をちょっとお尋ねをしていきたいんですが、やはり、かなり団地に入居希望待ちの方がいらっしゃると聞いておるわけなんですね。その中でも、団地の収入基準以下で、どうしても団地に入居したくても、やはり市営団地があいてないためにどうしても入ることができない。

ましてや、自分よりもはるかに、例えば、収入のある方が団地に入っている状況があって、何でそのような方たちが入ってらっしゃって、自分たちみたいな生活も苦しくて、何とかその団地に入りたいと、そういうふうにも思っても、どうしてもあきがないためにどうしようもないと、そういった方の声をちょっとかなり聞いたところであります。

ですので、そういった部分から、そういった収入超過者の方に対する状況ですね、先ほど言いましたように、それと、例えば、高額所得者の方がおられるのかどうか、その辺についてちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

収入基準を上回っている入居者のうち、市営住宅に引き続き3年以上入居される方を「収入超過者」と申しますが、政令月収区分ごとの収入超過者の世帯数につきまして、御答弁申し上げます。

収入認定の基準日でございます本年10月1日現在、市営住宅の入居戸数は1,043戸となっております。そのうち、政令月収が20万円を超え23万8,000円以下の層における収入超過は

21戸となっております。以下、23万8,000円を超え26万8,000円以下が11戸、26万8,000円を超え32万2,000円以下が23戸、32万2,000円を超え収入超過者の世帯は17戸となっております。

このほか、市営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間引き続き政令月収が39万7,000円を超える、議員申されました高額所得者の世帯が1戸でございます。収入超過と高額所得の計で73戸でございます、およそ全体の7%となっているところでございます。

収入超過者への対応に関しましてでございますが、高額所得者につきましては、住宅明け渡しと義務がございますので、明け渡し期限を設けさせていただき、必ず退去していただくことになっております。それ以外の収入超過者の方に対しましては、住宅明け渡しに努力していただく義務がある旨を記載した収入認定通知を送付した資料をお送りしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） それでは、はしょっていかんと時間がなくなってきました。それで、高額所得者の方に対しては、例えば、退去勧告などを出されたことがあるのかどうか、1点お尋ねしたいということと、もう1点は、そういった収入超過者の世帯に対して退去を勧めるような対策がとることができるのかどうか、市としてはどのように考えていらっしゃるのか、2点、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

本年4月1日から、収入超過者に対しまして、市営住宅に居住する効果を薄くして住宅の明け渡しを促進しようとする「改正公営住宅法」が施行されました。具体的に、収入超過者の家賃を段階的に引き上げ、1年ないし5年間をかけて、最高家賃の適用というものでございます。

しかしながら、収入超過者の住宅明け渡しに関しましては、従来と同じく、努力義務にとどまることや収入超過者の所得が減少したならばもとの家賃に戻るという点から、必ずしも効果が期待できるものではないと考えているところでございます。

しかし、市営住宅は、公営住宅法に基づくものでございます。公営住宅の利用関係につきましても、司法上の賃貸借関係でありますので、一般法として民法や借家法の適用があるとされております。

そのようなことから、本市が事業主体でございます市営住宅でありましても、収入超過者に対して独自の対策を講じることは難しい、なかなか可能ではございませんが、市が発行しております全入居者向けの団地だよりや各種通知書などを通じて、収入超過者には、明け渡しの努力義務があることをお伝えし、早期の明け渡しをお願いしていく機会をふやしてまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今、非常に難しい問題なのかなということで、ちょっと感じたところですが。しかし、公営住宅法の目的からしますと、ほんとに住宅に困窮している方、低額所得者に対して低廉な公営住宅を提供すると、そういった部分がありますので、ほんとに低所得で、市営住宅に入りたいと待っておられる方がおっても、どうしてもあきがないために入ることができないと、そういった状況ですので、やっぱりそういった部分をやはり市としても配慮をいただきたいと、私は思いますし、これは法律の壁でどうしようもない、やはり入っている方の権利もありますので、無理にということではできませんので、それについてはやはり長い観点で、やはりいろんな形で話をしてお願いをしていくとか、そういった部分で、やはり少しでも一人でも多くですね、例えば、低所得者でほんとに団地に入りたい、そういうふうにおられる方が入れるような、これは努力をやはりそういった形で、これ強制的にはできないと思いますので、そういった形での努力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

公益通報者保護制度についてであります。

2004年の6月に公益通報者保護法が成立いたしまして、2006年4月から施行されております。公益通報者保護法は、公益通報を行った労働者を不利益な取り扱いから保護するとともに、事業者による法令遵守を促進することを目的として、公益通報をしたことを理由とする通報者の解雇の無効や、その他の不利益な取り扱いの禁止等、公益通報に対して、事業者及び行政機関のとるべき措置などについて規定をされているところであります。

市長のマニフェストにも、内部通報制度を設け、入札や事業の透明性を高める、不正に関与した職員に対しては、地方公務員法に従いペナルティー制度を設けると書かれています。この内部通報制度が、いわゆる、この公益通報者保護制度に当たるものであると、私は思っております。そこで、この制度の内容について、1点御説明をいただきたいと思ひます。

○総務部長（秋山健児君） 御質問にお答えします。

近年、食品の偽装表示や自動車のリコール隠しなど、国民の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、異業種内部の労働者などからの通報を契機としまして、相次いで明らかになっております。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体への保護、消費者の利益の要望などに係る法令遵守を確保するとともに、労働者が公益のために通報を行ったことを理由として、解雇などの不利益な取り扱いを受けることがないように、公益通報者保護法が制定され、平成18年4月1日から施行されました。

この公益通報者保護法では、保護される通報要件や保護の内容等を定めるとともに、事業者や行政機関がとるべき措置を規定しております。これにより、公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければなりませんし、公益通報が誤って処分等の権

限を有しない行政機関になされた場合は、その行政機関は正しい行政機関を通報者に教示しなければならないとされております。

国では、この法の円滑な施行のため、行政機関への外部の労働者のから通報、行政機関内部の職員等からの通報でございます。及び事業者内部における通報処理のために、民間事業者向けのガイドラインを定めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 2006年4月からの法律施行ということですが、まず1点、市役所内に、2006年4月からの法施行に伴って、市役所内における担当窓口、担当課の窓口があったのかどうか、1点お尋ねをしたいと思います。

それと、人吉市における公益通報者制度の取り組みについて、どのように考えておられるのか、特に、人吉市におけるその内部通報処理体制の整備ですね、その辺もどのように考えていらっしゃるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（秋山健児君） 2回目の御質問にお答えします。

地方公共団体としましては、内部通報を受け付け処理する事業者としての位置づけ、また、所管事業者に関する通報、これは、外部からの通報を受け付け処理する権限、権限ある行政機関としての位置づけの二面的性格がございます。

まず、市役所内部からの通報に関する市の考えについてですが、市長のマニフェストにも内部通報制度を設けるとありまして、平成19年度中には、仮称ではございますが、「不正防止内部通報に関する要綱」を定める予定でございます。

その内容ですが、職員及びその他関係者からの通報を適切に処理するため、通報処理に係る基本的事項を定めるもので、市としてとるべき措置を確立し、通報者の保護を図り、不正防止の自浄作用の向上を図るものになります。

次に、外部の労働者からの通報についてでございますが、市として法令に基づいた処分等の権限を有する事案としてどのようなものがあるか、また、通報を受け付ける相談窓口体制や、通報内容の調査、是正措置を含め、通報処理の仕組みの整備、さらには、秘密保持の徹底、利益相反関係の排除など、今後十分調査研究する必要があると考えておりまして、先進事例等も参考に検討してまいりたいと存じます。

なお、事業者や市民に対しても、制度の周知を図っていく必要もあろうかと考えております。

なお、窓口につきましては、地域生活課の相談係の方で対応しております。

以上、お答えとします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） この公益通報者保護については、まだ、今後取り組みをされるとい

うようなことで、なかなかその具体的に踏み込んだ議論がちょっとできないかと、ちょっとまだ思っております。ただ、ことしになりましてからも、かなり新聞報道等で産地偽装の問題、また、消費期限改ざんの問題、そういった偽装のさまざまな問題が非常に明るみに出てきております。そういった部分を見てみますと、やはり内部告発とか、匿名通報とか、そういった部分が、こういった公益通報者保護に守られて、そういった形で出てきたのかなと、私は思っております。

公益通報というのが、やはり消費者の保護とか、公正なやっぱり社会を実現するためには、やっぱりどうしても不可欠なものであると考えるので、今後、行政機関に対する労働者からの公益通報についてはどうやった対応をするのか、もしくは、その人吉市に対する公益通報の窓口はどういうふうに設けていくのか、また、そういった公益通報の対象となる法律、それから、その担当窓口、そういった部分はどのようなふうに決めていくのか、そういったさまざまな問題があるかと思っております。

そういった部分については、やはり実施要領なり、事務要領といえますか、そういった部分をきちんと策定をしていただきながら、また、公益通報に対しては、こういった事務の流れでやっていきますよとか、市民からの、労働者からの通報の場合には、こういった取り組みで対応していきますよと、そういった部分をやはり行政が行政としてできることをきちっと市民にわかりやすく知らせてほしいと、私は思います。

ですので、これについては、今後そういった取り組みをされた中で、問題点について、また指摘をしていきたいと思っておりますので、そういった形での早目の対応をお願いを申し上げたいということで思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、庁舎プロジェクトと本来の業務のあり方についてということで質問していきたいと思っております。

今回の市長の施政方針の中で「庁内プロジェクト」と、そういった言葉がかなり方針の中に出てきました。マニフェストの実現に向けて、庁内においてさまざまなプロジェクトを立ち上げて検討を進めていかれるということでもありますけれども、施政方針に出てきただけでも、中身だけでも、「農産物ブランド化推進会議」、「農産物生産加工推進作業部会・健康づくり推進作業部会」、「交通網の整備プロジェクト」、「駅前活性化推進プロジェクト」、「お城全体名城作戦プロジェクト」、「魅力ある観光開発プロジェクト」といったように多くのプロジェクト名が出てまいりました。

これ以外にも、かなりのプロジェクトがまだあるのかなと、立ち上げてあるのかなということだと思っております。こういったプロジェクトの果たす役割と主管課と全体の取りまとめの課がどうなっているのか、また、そのプロジェクトの職員はこういった形で構成をされているのか、その点について、1点お尋ねをしておきたいと思っております。

○企画部長（井上修二君） 私の方から、庁内プロジェクト業務のあり方についてという御

質問の中で、どのような仕事があり、プロジェクトの担当課はどこかということでございますので、これについてお答えします。

交通網の整備プロジェクトは、建設部道路計画課が所管をいたしてございまして、平成21年のSLの復活走行、平成23年の九州新幹線の全線開通を視野に、JR人吉駅及び周辺の整備や交通網の整備、あるいは、観光的要素の拡充を目的にプロジェクトを設置いたしてございます。戦略プロジェクトの構成員は、事務局を含めまして14名、そのほか、推進プロジェクトを三つ設置いたしてございます。で、28名が参加をいたしてございます。

次に、中心市街地活性化基本計画庁内推進会議のプロジェクトは、改正法による新たな中心市街地活性化基本計画の策定と、市長マニフェストに沿った中心市街地の活性化を検討協議することを目的といたしてございまして、経済部商工振興課が所管をいたしてございます。構成は、戦略プロジェクトである推進会議が9名、それから、推進プロジェクトに当たる幹事会が20名となっております。

次に、人吉城跡保存活用協議会のプロジェクトは、組織としましては、要綱に定めた既存組織を戦略プロジェクトとして位置づけたものでございまして、人吉城跡に花いっぱい憩いの場を設けることや観光拠点としての拡充を目的といたしてございます。教育部社会教育課が所管をいたしてございまして、構成員は9名です。それに、作業部会である推進プロジェクトが13名の構成となっております。

次に、魅力ある観光開発プロジェクトは、観光振興課が所管をいたしてございまして、黒川温泉や湯布院にも負けないような温泉街の創出を目指すものでございまして、現在、温泉町で展開できないか、検討を進めているところでございます。構成員は22名、推進プロジェクトに当たる幹事会は現在調整中でございます。

次に、農産物ブランド化推進会議のプロジェクトは、経済部農業振興課が所管をいたしてございまして、農産物の生産履歴、成分分析、それを素材とした料理のレシピを3点セットとして、地域の農産物を売り出すことで農産物のブランド化を図るものでございます。戦略プロジェクトは14名で構成をいたしてございまして、推進プロジェクトを二つ置いてございまして、19名が参加をいたしてございます。

次に、幸せ追求プロジェクトは、持続可能な社会作り担当部長に課せられた特命事項としたプロジェクトでございまして、講演会等の開催による幸せに関する市民意識の醸成や市民の総幸福量の研究、検証を目的といたしてございます。構成員は7名でございます。

これら六つの戦略プロジェクトのほかに、職員の提案によって設置されております推進プロジェクトがございます。一つは、球磨川再生チームでございまして、構成員は8名となっております。もう一つが、村山公園・石野公園活用チームでございまして、構成員は10名となっております。

それから、職員の応募状況と取りまとめの課があるかということでございますが、職員の

応募につきましては、戦略プロジェクトは、それぞれの所管課におきまして、関係各課に依頼した職員で構成しており、関係業務という要素が強いものでございます。

推進プロジェクトにつきましては、作業部会として関係課に充て職的にお願いしたのもありますが、それぞれの所管課等で公募を中心に参加を呼びかけ組織いたしております。応募の状況はプロジェクトによって異なりますが、取りまとめとしましては、プロジェクトを設置した時点で、企画課にチーム設置届を提出するようお願いをいたしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） それぞれかなりの、六つの戦略プロジェクト、また、それから、そのテーマごとの推進プロジェクトの設置ということであります。本来の自分の業務を行いながら、こういったプロジェクトの事業に取り組んでいくと、そういった事業でありますから、非常に職員の仕事量を考えたときに、職員の方の仕事のその負担がかなり大きくなるかというふうに思っているところであります。本来の業務ができなくなるようなそういった部分が出てくるのじゃないかという心配をしておりますが、そういった職員の本来の業務との関連性、これがどのように変わってくるのか。

また、その業務とプロジェクトの業務とのかかわり方をどのように整理を考えていらっしゃるのか、それについて、ちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

○企画部長（井上修二君） 本来の業務とプロジェクト等の事業との関連ということですが、まずは、地方自治法制度の変遷でございますが、平成7年に地方分権推進法、平成11年に地方分権一括法が成立し、事務の権限移譲が市町村になされてまいりました。

この大きな地方自治制度の大改革によりまして、地域のことは地域住民が自分たちでどんな事業を必要かを決定し、財政的にも責任を持って、地域の行政運営、地域経営を実施していかなければならないという時代が変わってきたところでございます。

従来は、国や県でどんな事業をやるかという事業内容を決定し、それを全国一斉に補助金を受けながら実施してまいりましたが、現在は市長を含め、職員や住民の皆様、また、議員の皆様はどんな事業が必要であるか、また、どのようにして実施していくかを自治体独自で決定していかなければなりません。地方自治体の健全な行財政運営の観点からは、一つの事業を実施する場合でも、より安い経費で効果が多方面に行き渡る事業方法が求められてまいります。

例えば、それが、本市の個性、歴史性、文化性を有しているか否か、観光面や地域振興の面でも効果的かどうか、乳幼児や高齢者、あるいは、障害者にも利用しやすいづくりであるか、また、社会システムであるかなど、全方位に気配りした事業であるかが問われてまいります。

そうなりますと、従来、国の所管省庁に対して、それに対する市の所管課だけで実施してきた事業のやり方、いわゆる縦割り型の行政のやり方では対応できなくなってきました。今回のマニフェスト関係の事業は、本市独自の必要性に基づき、典型的な地方分権時代対応の事業と言え、もはや単独の課だけでは対応できない状況にあります。

そこで、一つの事業を担う多方面の効果から考えると、どうしても複数の課の特定の分野に精通した職員の協力がないと実現できないという事業自体からの要請が生じ、また、関係各課からその事業だけを実施するために別個の組織を新たにつくる人的、財政的な余裕のない現状におきましては、プロジェクトで対応せざるを得ない状況でございまして、現在のプロジェクト体制をとっているところでございます。

また、職員の負担という問題に関しましては、プロジェクトにメンバーの組み方としましては、職員が応募する方式と課を指定して職員が参加する方式の二つの方法をとっております。いずれの方法におきましても、プロジェクトに参加する職員本人、あるいは、プロジェクトを所管します所管課から、所属長には承認をとってありまして、本来の業務に支障が生じない範囲で、また、職員本人に過度な負担が生じない範囲で、課や係で十分調整をとっていただきながら、市の発展のためにプロジェクトの運営をやっているところでございます。

このことにつきましては、部長会でも、個々の職員に過度な負担がいかないよう申し合わせをいたしたところでございます。また、プロジェクト全体の進捗状況の把握や連絡調整につきましては、現在、企画課の方で担当をいたしております。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） もう時間がなくなってきましたので、終わっていきたくと思いますが、ただ、そのプロジェクトの事業とか、そういった進め方、そういったものを考えたときに、プロジェクトで行うその事務事業の範囲と、例えば、担当所管の本来の事務事業との関係やかかわり方、もしくは、また、それに伴う予算、予算執行が伴う場合にどのようになるのかなと、非常に複雑にわからない部分が出てくるわけなんですね。

ですので、その辺で、例えば、そういった複雑にかかわってきますので、例えば、そういった進行管理をきちっと管理していくというような、例えばマニフェストを管理していくような推進室、そういったものを設けて、そういった部分のプロジェクト体制のあり方をつくっていく必要もあるのかなというふうに考えるところなんですけども、その辺の関係については、先ほどこちょっと、いろんな財政的な面、いろんな面から、人員面から厳しい状況であるかと思いますが、もしそういったマニフェストをきちっと確実にしていけると、そういうことであれば、そういった推進室なるものが必要かなと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○企画部長（井上修二君） プロジェクトの進め方についてのマニフェスト進行室、こういったものが必要ではないかということでございますが、プロジェクトを組んで事業を進める必要性は、先ほど申し述べさせていただきましたが、実際の事業の実施につきましては、現在の所管事務に沿って、それぞれの課に予算の方をつけて事業を行うということになります。事業関連の予算は、プロジェクト自体に組むわけでなくて、プロジェクトの所管や関係課に組むということになります。

19年度につきましては、新年度予算の編成後に、田中市長がマニフェストを掲げて当選されたことから、既存事業とマニフェスト関連事業の進め方に戸惑った感も否めませんが、来年度事業につきましては、これからの新年度の予算編成時点で、平成21年のSL復活走行や、23年春の九州新幹線の全線開通などを見据えたマニフェスト実現に向けた予算組みになってまいりますので、各課でもさらに事業が整理されていくものというふうに考えております。

また、マニフェストに関しての権限を持った進行管理を行う組織が必要でないかということでございますが、先ほどお答えさせていただきましたとおり、やはり人的な余裕や財政的な余裕がなく、独立の組織を設置することは、現状では極めて困難ではないかというふうに思います。

そこで、マニフェストに関しますことは、政策にかかわる部分でございますので、現在、市の重要施策について審議を行っております行政経営会議におきまして、進行状況の確認を行っていくことが妥当ではないかというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 時間が来てしまいましたので、あえて言いませんので、ぜひ、プロジェクトの事務事業と本来の業務の事業の遂行については、やはり本末転倒にならないように、きちっとした整理を行いながら、職員の方の混乱が生じないように、そういったマニフェストの取り組みについては取り組みを進めていただきたいと、そういうふうに思いますので、ぜひそういったことをお願い申し上げまして、時間が来て大変申しわけございません。一般質問を終わります。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時36分 散会

平成19年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成19年12月12日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成19年12月12日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議第 90号 | 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議第 91号 | 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第 92号 | 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議第 93号 | 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議第 94号 | 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第 95号 | 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議第 96号 | 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議第 97号 | 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議第 98号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第10 | 議第 99号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第11 | 議第100号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第12 | 議第101号 | 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第102号 | 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第103号 | 公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第104号 | 人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第16 | 議第105号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第106号 | 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第107号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第108号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議第109号 | 訴えの提起について |
| 日程第21 | 議第110号 | 訴えの提起について |
| 日程第22 | 議第111号 | 訴えの提起について |
| 日程第23 | 議第112号 | 訴えの提起について |
| 日程第24 | 諮第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

日程第25 一般質問

1. 立山勝徳君
2. 田中哲君
3. 豊永貞夫君
4. 川野精一君
5. 森口勝之君

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問

=====

3. 出席議員 (20名)

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 松岡隼人君 |
| 2番 | 井上光浩君 |
| 3番 | 豊永貞夫君 |
| 4番 | 川野精一君 |
| 5番 | 笹山欣悟君 |
| 6番 | 村上恵一君 |
| 7番 | 西信八郎君 |
| 8番 | 松田茂君 |
| 9番 | 永山芳宏君 |
| 10番 | 福屋法晴君 |
| 11番 | 森口勝之君 |
| 12番 | 田中哲君 |
| 13番 | 本村令斗君 |
| 14番 | 立山勝徳君 |
| 15番 | 仲村勝治君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 山下幸一君 |
| 18番 | 下田代勝君 |
| 19番 | 簗毛正勝君 |
| 20番 | 大王英二君 |

欠席議員 なし

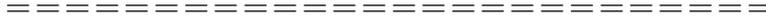
4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 信孝 君
収入役	大松 克己 君
監査委員	篠崎 國博 君
教育長	鳥井 正徳 君
総務部長	秋山 健兒 君
企画部長	井上 修二 君
福祉生活部長	尾方 篤君
経済部長	俣野 一君
建設部長	丸山 善利 君
総務部次長	深水 雄二 君
企画部次長	上田 泉君
福祉生活部次長	久本 一富 君
経済部次長	蓑毛 幸一 君
建設部次長	山上 茂君
秘書課長	福山 誠二 君
地域生活課長	東 俊宏 君
財政課長	井上 祐太 君
福祉課長	椎葉 幹夫 君
農業振興課長	中村 憲司 君
管理課長	松田 知良 君
会計課長	大石 宝城 君
水道局長	濱田 芳彰 君
水道局次長	多武 芳美 君
教育部長	浦川 康徳 君
教育部次長	中村 明公 君
教育総務課長	坂崎 博憲 君
農業委員会 農事事務局 会長	吉川 泰人 君
監査委員 監査局 局長	松江 隆介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長	永田 正二 君
次長	赤池 謙介 君
庶務係長	村並 成二 君

書 記 和 泉 龍 二 君



○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） おはようございます。14番の立山でございますが、きょうは、ちょうど51年前、昭和31年ですけれども、日本が終戦後、国連に加盟することを認められた記念日だそうでございます。それから半世紀たったんですけれども、国連が目指しております国際紛争のない世界の平和というのは、いまだに実現されておられません。日本が半世紀前に国連に加盟したそのときに、日本はただ一つの被爆国でありますから、国際平和に貢献するリーダーを握るのではないかという期待をいたしました。残念ながら、いまだに国際平和のためのリーダー的役割を日本は果たされていない状況にあるというふうに思います。

あの戦争を、小学生でしたけれども体験をいたしました私としては、また、あの戦争で沖縄で父を戦死させ、満州でおじを戦火に散らせた私としては、今のこの現状を考えますときに、やはり歯がゆい思いをしますか、そういった思いに駆られざるを得ないというのが現状であります。戦争で散った日本を初めとするアジア諸国の1,000万以上の人たちの、生きてるおまえたちは何をしてるんだという声が聞こえそうな、父やおじのしかりが聞こえそうな現状だというふうに認識をしております。

国連加盟から半世紀ということで、ちょっと私の感傷的なひとり言ということでお聞きおきをお願いしたいというふうに思います。

さて、質問でございますけれども、私は今回は、議案質疑について2件、それから一般質問では、後期高齢者医療制度、スポーツ施設の管理運営について、市民の声からして国民健康保険個人別保険証について、以上3件についてお尋ねをいたしたいと思っております。

質問形式が変わりましたので、時間の配分を考えまして、通告と少し順序を変えて、まず後期高齢者、そして個人別保険証、それから議案質疑、最後にスポーツ施設の管理委託についてと、そういう順序をお願いをしたいと思いますから、よろしくお願いを申し上げます。

平成18年6月、第164通常国会において医療制度改革関連法が成立し、約20年間施行されてきました老人保健医療制度が廃止され、変わって高齢者の医療の確保に関する法律が制定、

後期高齢者医療制度が新設をされました。

私は、ちょうど1年前の12月議会で、この後期高齢者医療制度について質問し、尾方福祉生活部長から、その時点での内容について、かなり詳しく答弁がありました。年明けましたことし2月1日、熊本県後期高齢者医療広域連合が設立され、実動のスタートが切られました。その後、広域連合での決定事項などについては、全員協議会の中で説明を受けてきましたので大方わかっているつもりであります。ここにおいでの方の中からは、この後期高齢者医療制度の適用を最初に受けるのは私だというふうにご負担をいたしておりますので、本会議場での確認を含めてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目です。いよいよ4月1日から施行されます後期高齢者医療制度の概要についての説明をお願いします。

2点目、現在施行されています老人保健医療制度と今回新たに設立をされます後期高齢者医療制度の主な相違点について説明をいただきたいと思っております。

3点目です。2月1日に広域連合が設立されてからの主な経過、並びに去る11月19日に開催されました第2回広域連合議会での議決された内容についてお尋ねをしておきます。

4点目です。この新しい制度を市民、特に対象者に周知するための説明会を市では9回、各校区で開催されていますが、そのときの状況、参加人数、主な質問の内容、意見などがあつたかどうか、その概略について報告をいただきたいと思っております。

以上、高齢者医療制度については4点についてお尋ねをします。

1回目を終わります。

○福祉生活部長（尾方 篤君） おはようございます。お答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度の概要でございますが、制度の施行期日は平成20年4月1日となっております。県内の全市町村が加入します熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、保険料の賦課、医療費の給付、健診事業などを行い、市町村は窓口業務と保険料の徴収などを行います。

財政運営の仕組みとしましては、被用者保険及び国民健康保険からの支援金、国負担金、県負担金、市町村負担金と保険料を主な財源として医療給付等を行います。被保険者でございますが、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方が対象となります。

また、医療機関で受診した際に支払っていただく医療費の自己負担割合につきましては、1割または3割となっております。保険料につきましては、すべての被保険者に個人ごとに賦課されまして、原則、県内均一の率で賦課した保険料を負担していただきます。また、国民健康保険と同様に、所得の水準により均等割額が7割、5割、2割軽減される措置もございます。

なお、保険料の徴収方法につきましては、介護保険と同様に年金から差し引く特別徴収と

納付書または口座引き落としにより納めていただく普通徴収がございまして、いずれも市に保険料を納めていただくことになります。

財政リスク軽減対策としましては、国民健康保険と同様に、保険料軽減分を県と市町村が負担する保険基盤安定制度、また、高額な医療費の発生によります財政への影響緩和を図る高額医療支援共同事業、また、広域連合間の財政均衡を図るため国による財政調整交付金制度、さらに、介護保険と同様に、保険料の未納、医療費の急増に伴う財政への影響緩和を図る財政安定化基金の設置などの制度が設けられております。

また、老人保健法では、市町村の業務でありました対象者の健診も広域連合の保健事業として取り組むこととなります。

次に、現行の老人医療制度との相違点でございますが、制度の対象者、医療費の自己負担割合及び1カ月当たりの自己負担限度額は、現行の老人医療制度と同じでございます。大きく変わります点は、運営主体が市町村から広域連合へ移ることございまして、ほかにも、医療機関で受診した際に医療保険証と老人医療受給者証を2枚提出していただいておりますが、来年の4月からは新制度の保険証、カード型でございますが、1枚の提出で済むようになります。

また、保険料につきましては、現在、国民健康保険に加入されている方は国民健康保険税を、被用者保険に加入されている方は本人または扶養者が保険料を負担されておりますが、新しい制度では、今まで保険料を負担されてこなかった被用者保険の被扶養者にも保険料を負担していただくこととなります。

次に、広域連合の設立から現在までの経過と11月19日に開催されました広域連合議会での議決された案件についてお答えいたします。

まず、平成19年2月1日の広域連合設立から現在までの経過でございますけれども、設立当日に広域連合長の選挙が実施されまして、熊本市の幸山市長が広域連合長に選出をされております。

2月14日には広域連合議会議員の選挙が実施されまして、市議会議長会推薦8名、町村議長会推薦8名、市長会推薦8名、町村長会推薦8名の計32名の議員が選出されております。

3月26日には第1回広域連合議会が開催されまして、議長、副議長の選出、副連合長の選任同意、平成19年度予算、組織、人事等の関係条例が議決されております。

4月からは、来年度の制度施行に向けて広域連合と市町村が協議しながら、電算システム開発などの準備業務を行っておるところでございます。

6月26日には、4月の統一地方選挙によりまして、市町村議会議員及び首長の改選等がございましたので、議員の補欠選挙が実施をされております。

8月21日には、補欠選挙に伴う議長、副議長選出の臨時議会が開催されております。また、同日に広域連合議会全員協議会も開催され、改めて制度の説明等が行われております。

10月26日にも広域連合議会全員協議会が開催され、保険料の算定方法や保険料率等についての説明がなされております。

次に、11月19日に開催されました広域連合議会第2回定例会の議決内容でございますが、5件ございまして、平成18年度一般会計予算の決算の認定、前年度予算の決算に伴う繰越金を予備費に計上する平成19年度一般会計補正予算、保険料徴収、医療費の給付等を予算化する特別会計条例の制定、郵政民営化に伴う郵政職員の公務員規程を除外する情報公開条例の一部改正、主に保険料の賦課徴収について規定した後期高齢者医療に関する条例が議決をされております。この後期高齢者医療に関する条例は、保険料率等が規定されておきまして、1人当たりの均等割額が年額4万6,700円、所得割率が8.62%となっております。保険料の賦課限度額も50万円と規定をされております。

次に、校区別制度説明会における参加者数と主な質問、意見でございますが、11月20日から12月6日にかけて、校区別に9会場で制度説明会を開催しております。参加者数につきましては、東校区が40名、西校区が32名、東間校区が17名、大畑校区が15名、西瀬校区が28名、中原校区が20名、矢岳校区が8名、田野校区が9名、大塚校区が8名の計177名でございました。

参加された方の主な質問や御意見でございますけれども、全会場で、保険料算定の詳細、老人医療制度との相違点についての質問がございました。また、御意見としましては、西校区、東間校区、大畑校区の説明会場で制度の周知方法に対するものがありまして、説明会の回数をふやしてほしい、広報もしっかりやってほしいなどの御意見や東間校区、大畑校区、大塚校区では、医療機関に支払う診療報酬制度に対する国への御意見も出たところでございます。

なお、校区別の制度説明会以前には、町内単位のミニサロン、校区別シルバーヘルパー研修会、ボランティア養成講座、高齢者相談員研修会など10回以上に出向きまして、350名ほどの方々に制度の説明や周知への御協力をお願いしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま総論的に説明をいただきましたので、今度は各論的に質問をいたしたいと思いますが、まず、加入者が負担することになります保険料に関係してお尋ねをします。

まず1点目でございますが、75歳以上の同一人物が国保加入時代に負担した、いわゆる国民健康保険の保険料と、来年4月から新しく負担することになります後期高齢者保険料、比較をしまして、同一人物の場合、同一収入の場合に安くなるのか、高くなるのか、変わらないのか、試算の結果としてお尋ねをしておきます。

2点目でございます。新保険料の最高限度額は50万円ということでございます。現行の国民健康保険料の限度額が最高56万円だというふうに思っています。6万円の格差があるわけですね。

ということは、限度額が6万円国保よりも安いということは、その6万円の分の負担を下の方の所得者で負わなければならない、そういうことになるんだというふうに思うわけですが。つまり、うんと所得のある人にとっては有利ですけど、一定限度額以下の収入のある人にとっては、これは厳しい限度額の設定だというふうに思います。このことについてどう思われるか。

3点目であります。所得の低い人に対しては、国民健康保険と同じく7割、5割、2割の負担軽減策があるということではありますが、軽減対象者のランク別の人数、それから軽減額、それに対する補てん策についてはどうなってるのか、説明をいただきたいと思います。

4点目であります。今まで子供などの扶養に入って保険料の負担がなかった人も、新たにすべての人が負担をするということになります。その激変を緩和をするという意味で、2年間の緩和策がとられています。その緩和策の内容、対象者数、緩和金額、また、その金額の補てん策はどうなってるのか。

それからもう一つは、これにちなんで、仮に来年、再来年ぐらいに新たに75歳以上になった人があるとすれば、その人はその時点から2年間、激変緩和策の対象になるのかどうか、その点についてお尋ねをします。

5点目であります。原則として年金引き下げということでもありますから、保険料の未払いは少ないかなというふうに思いますが、年金額が安い人、あるいは新たに75歳に達した人については、納付書による納付ということになるわけでもあります。したがって、保険料を払わなかった人、払えなかった人の扱いについては国保と同じような扱いになるのかどうか。

以上5点お尋ねをします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、新しい制度の保険料は、国民健康保険税と比較して安くなるのか、高くなるのかということですが、新制度の保険料は、一人一人にかかる均等割額と前年の所得に応じて算定されます所得割の合計となります。国民健康保険税には、この2種類に加えまして、世帯単位で賦課される平等割と固定資産税に対しまして賦課される資産割がございました。新制度の保険料には国民健康保険税の平等割額がないことから、均等割額が国民健康保険税より高めに設定をされております。総所得額等が前年と同じという条件で、単身世帯を算定しますと国民健康保険税より安くなりまして、2人世帯でどちらも後期高齢者医療の対象の場合は高くなりますが、国民健康保険税で資産割を賦課されていた世帯は逆に安くなる例もございます。

次に、保険料の賦課限度額が50万円で、国民健康保険税の56万円より安くなっているのはなぜかということですが、厚生労働省からは、新制度には国民健康保険から大半の方が移行されることから、国民健康保険と同程度で応分の負担をしていただくための金額という説明がなされております。

なお、国民健康保険税は世帯課税でございますが、新制度の保険料は個人ごとに賦課されるため、仮に夫婦で片方が賦課限度額の保険料を負担されても、配偶者にも最低で4万6,700円の均等割を負担していただくことになります。

次に、均等割額の軽減割合別の人数でございますが、それにまた保険料の補てんということでございますが、まず、軽減割合別の人数と金額につきましては、広域連合から人吉市の対象者の平成19年度市県民税の賦課情報をもとに試算した数字を申し上げます。7割軽減の対象者は2,907名でございます、軽減された金額の合計が9,595万6,108円、5割軽減の対象者は189名で、軽減された金額の合計が1,349万5,011円、2割軽減の対象者は382名で、軽減された金額の合計が333万1,354円となっております、軽減額の総額が1億1,278万2,473円となっております。この軽減されました保険料につきましては、国民健康保険税と同じく、新しい制度にも保険基盤安定制度が設けてございますので、4分の3の8,458万6,854円を県が負担しまして、4分の1の2,819万5,619円を市が負担することになります。

次に、被用者保険の被扶養者の激変緩和措置に伴う軽減の対象者数、金額でございます。また、軽減された保険料の補てんはどうするのかということでございますが、まず激変緩和措置の対象者数と金額につきましては、先ほど申し上げました広域連合が試算した7割軽減と5割軽減の中に含まれております。同じく保険基盤安定制度の対象となりますが、内訳の数字はまだ示されておられません。ただ、保険料凍結分につきましては、対象者が893名、凍結される金額が1,430万1,875円で、全額を国が負担することになっております。

それから、先ほどお尋ねがありました、新たに75歳に達した場合ということですが、誕生日から2年間、軽減措置があるということでございます。

次に、保険者の未納者の取り扱いということでございますが、納期限から1年経過後も滞納された方には、国民健康保険と同様に、災害等の特別の事情があると認められる場合を除きまして、資格証明書を交付することになっております。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 一定の説明をいただきましたので、保険料については、少し意見はそれぞれあるわけですが、時間の都合がありますので、ちょっと割愛をして次の段階に進んでいきたいというふうに思います。

次にお聞きをしたいのは、患者の窓口負担の問題であります。医療機関にかかった場合の患者負担は、原則として、基本的には大体1割負担。しかし、現役並みの所得のある場合には3割負担ということになっております。なぜ1割から突然3割なのかというのがありますが、2割がなぜないのか。中間の人たちに対する緩和措置としての2割がなぜないのか、ここが私にはちょっと理解できない問題であるから、説明をしていただきたい。

それからもう一つ、75歳以上の夫婦では、夫婦のどちらかが現役並みの所得があれば、も

う一方の人が非常に低い所得額であったとしても3割負担をしなければならない。これは、保険料というのは全部一人一人に課しますよという、いわゆる課税の原則からすれば、自分の所得は少なくとも、一定額の所得、現役並みの所得がないのに、なぜ患者負担だけは3割しなければならないのか、そここのところのつじつまが合わないというふうに思うわけですが、この点についてはどうでしょうか。

2つ目であります。現役並み所得者というのは、金額にして幾ら以上と今決めておられるのか。決めた基準は何かということであります。

3点目であります。現行の老人保健制度で行われております健康診断、これは広域連合に変わっても変わらないのか。現状のような方法でやられるのか、あるいは負担はどうなるのか、その点について、以上、窓口負担についての3点をお尋ねします。

以上です。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

医療費の自己負担はなぜ1割と3割なのか、2割はないのかということですが、夫婦で片方が3割なら、2人ともなぜ3割になるのか、また、広域連合で自己負担割合は決められないかということですが、まず、自己負担の割合につきましては、昨年老人保健法の改正によりまして、既に平成18年10月診療分から2割負担が3割負担に引き上げられております。その時点で2割負担はなくなったということですが、

また、3割負担の方々を現役並み所得者とも呼称しますが、これは、法において現役世帯と同程度の負担能力を有しているものと位置づけられておりまして、現役世帯の医療費の自己負担が3割であることから、同じ割合になったものでございます。

次に、夫婦で片方が3割なら、2人ともなぜ3割かということですが、これも法令によりまして基準が定められておりまして、政管健保被保険者の標準報酬の平均をもとに算定された現役世帯の平均的な収入が基準となっておりますので、夫婦の場合の基準で、夫婦の収入合計が基準を上回っていれば、ともに3割負担となります。

なお、自己負担割合につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されておりますので、広域連合で独自に割合を変えることはできない状況でございます。

次に、現役並みの所得者とはどういう基準で決めるのかということですが、市県民税の課税標準額が145万以上の方が現役並みの所得者でございまして、かつ所得を算定する前の収入の合計が、1人世帯であれば383万円を超える方、また、2人世帯であれば両者の収入の合計額が520万円を超える世帯が自己負担3割負担となります。この383万円と520万円が、先ほど申し上げました自己負担3割判定の基準額でございます。

次に、健康診断はどのようになるのかということですが、高齢者の医療の確保に関する法律では、40歳から74歳までの健診を各医療保険者が実施することを義務づけておりますが、75歳以上の健診につきましては広域連合が保健事業として実施することと規定して

ございます。しかしながら、努力規定となっておりますので、実施を義務化されてはおりませんが、熊本県の広域連合では条例で規定し、今までどおり実施することに決定をされております。ただ、広域連合みずからが県内の全被保険者を対象に健診を実施するのは困難ですので、各市町村に委託する予定になっております。なお、健診の費用を保険料で賄うことや受診者と無受診者の公平の観点から、費用の1割程度を御負担いただく予定で調整が進んでおります。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 窓口負担について再度意見を入れながら質問をいたしますが、1割から突然3割ということは、患者にとって、現役並みの所得145万を分かれ目にして、例えば所得が144万5,000円だったと、その人は1割負担ですね。さらに、それに1万円積み上げて145万5,000円の人、それはいきなり3割の負担ということになるわけですね。現役並みの所得があるから、それだけ3割負担にしますよということはわかりますけれども、どうして45万という限度線を超えて、いきなり1割と、その3倍になるのか、その激変に対する議論がされてないのかどうか、そこらあたりじゃ私はなかなか理解できない。法の問題ですから、確かにそうでしょうけれども、ここらあたりについては広域連合の議会などにおいて議論がされてないのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、夫婦の場合では、私は単純に考えておったんですが、所得額がだんなさんの方が150万あった、御婦人、奥さんの方が30万だった。そういうケースの場合でも、奥さんの30万の方も3割負担になるというふうに私は考えておったんですが、今の説明では、両方の収入額が520万以上でないとそれには該当しないということなんですが、そのところをもう少しわかりやすく、いわゆる収入と所得の関係についてわかりやすく説明をしていただきたい。

以上であります。

○議長（大王英二君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） 貴重な時間を割いて申しわけございませんでした。お答えいたします。

まず、現役並みの所得ということですが、これは老人保健法施行令で決定されておまして、広域連合では、この協議につきましては協議をなされてないというのが実情でございます。

それから、もう一点目でございますが、課税標準額が145万以上で、かつ収入が383万円、あるいは520万円という両方の基準をクリアした場合に3割負担ということになるということでございます。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の説明で、一応いわゆるクリアすべきハードルが二つあるということで、それは理解ができましたので、次に進みます。

最後に、いよいよ来年の4月1日が実施、あと3カ月半ということになるわけですが、それまでに広域連合としてどのような準備、対応というのがあるのか。それから、市として、条例化の問題とか、それから職員派遣の問題など、そういった市として対応すべき問題がどうなってるのか。

もう一点は、先ほど各校区ごとの説明会の中でも出てきたというふうに言われておりましたけれども、対象者に対してどう周知徹底をし、理解をしてもらうのか、その点について、今後のスケジュールを含めてお尋ねをしておきたいと思えます。

以上です。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えをいたします。

まず、今後の予定でございますけども、広域連合のスケジュールを申し上げますと、新年1月から、市町村担当職員を対象に電算関係のシステム説明会や端末操作研修会を一定期間開催する予定になっております。

それから、2月1日には平成20年度の第1回定例議会が開催される予定でございます、主に平成20年度広域連合一般会計、それから特別会計の予算案が審議されることになっております。

2月と3月につきましては、保険証の発行など、制度の施行に向けた準備業務が進められる予定になっております。

4月には制度施行となりますが、現在の広域連合事務局職員21名体制を32名にする予定でございます、人吉市からも1名派遣する予定になっております。

次に、市の予定につきましては、3月議会に、窓口業務と保険料徴収関連の条例、新しい特別会計を設けるための特別会計条例の一部改正及び特別会計予算を提案させていただく予定としております。

また、市民の方々への周知でございますが、さきに開催しました校区别制度説明会でも説明回数をふやしてほしいとの要望が出ておりましたので、町内単位、老人クラブの方々とは協議しながら、再度説明会を開催するなど、制度対象の方々が混乱されることのないよう周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今までそれぞれ制度の中身についても質問をやってきたわけですが、正直言いまして、例えば国民健康保険とか、あるいは現行の医療保険などになりますと、市が直接運営をしますので、それなりの住民の意見の反映というのがやりやすいんですが、これが広域連合ということになって、熊本県下全体ということになりますから、なかなか市民の意見をそういう広域連合の中で反映をしていくというのが厳しいわけですね。

例えばきのう、井上議員が質問いたしました、はり、灸、マッサージに対する500円の割引券だって、市としてはもう当然やりたいけれども、広域連合ではやれないという苦しい状況で、市長の方から、値段を下げてでも何とか支援策をつくるという答弁があつてはるわけですが、そういったものとか、あるいは健診の場合の、今報告がありましたように、今までは無料であったものが、1割程度はどうしても負担をしなきゃならんという現実が出てきそうでありますね。

そういったことで、所帯が大きくなれば、確かに安定度という意味ではいいけれども、細やかなサービスをどうするのかということでは、逆にデメリットになる場合があるということをもまず念頭に置いて、今後対応していただきたいなというふうに思ってます。

特に、1割負担とか、3割負担の問題とか、あるいは夫婦2人の場合の扱いの問題とか、こういった問題については、特に国で決めてしまったということがあるわけですが、国で決めてしまったから、もうそのとおりにせざるを得ないというのが現状でしょうけれども、決める国に対して物を言っていく、その姿勢も、住民の意思をどう国政の中に反映をするかという意味では非常に大切だから、そういう立場から、いろんな意見を十分察知しながら、今後のこの新しい医療制度の運営に当たっていただきたい。これは、議長も市長もそれぞれ連合の議員として出て行かれますので、この点には強く要望しておきたいというふうに思います。

終わりました、市民の声からということでお尋ねをしておきます。

ことしの夏ごろだったと思いますが、国民健康保険個人別被保険者証書が配付をされました。個人別のカード式になっておりまして、便利だという声もごございます。その反面、小さ過ぎて、どこに置いたかわからんめなって困ったと、ポケットに入れたまま洗濯してしもうてと、あるいは薄っぺらで余りにお粗末だな、などの声が聞こえてきます。賛否両論あるわけですね。あのカード式になったことはよかったとかね。それから、評価についても両論あるわけですが、まだなれていないという感覚もあると思いますけれども、もう少し厚手の腰の強いやつに変えてほしいなというのは、大体市民の声としては一致してるというふうに思います。

そこで、お尋ねであります、このカード式に変わったために紛失届、そういったものが極端にふえてきたとか、そういった実害がないのか、あるいはその他の市民の声が担当部の方に寄せられてないのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。これは市民の声から

であります。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

国民健康保険被保険者証につきましても、被保険者の利便性、国、県からの指導もござい
ますけども、本年8月から、これまでの世帯単位の被保険者証から1人1枚のカード式の被
保険者証に更新を行ったところでございます。カード化以降、紛失、破損等の理由で184件
の再発行をいたしております。これが前年に対しまして多いか少ないか、ちょっと比較はし
ておりませんが、184件を再発行いたしております。

カードの材質でございますが、御指摘のとおり、ラミネート加工した紙質の台紙を使用し
ております。国民健康保険は、社会保険等の職域保険と異なりまして、地域保険でございま
して、被保険者の転入、転出、世帯構成の変化、社会保険等からの加入など、被保険者の異
動が頻繁に行われている現状でございます。また、1年ごとに被保険者証の更新を行う状況
も含めまして、プラスチック等のカードは多大な経費を要し、実施が難しい状況でございま
す。御理解をいただきたいというふうに考えております。

次に、家族間で被保険者証の負担割合や有効期限が異なることにつきましては、現在、健
康保険の自己負担割合は、3歳未満は2割、3歳以上70歳未満が3割、70歳以上は1割、も
しくは3割となっております。したがって、被保険者証もその年齢に応じた表示を行っ
ているため、同一世帯でも個人ごとに負担割合や有効期限が異なる状況となっております。
8月実施したばかりでございますので、1年間の様子を見まして、改めるべきところにつ
きましては改正をやっていきたいというふうに考えております。なるべく分厚いといいますが、
今まで以上の分厚い保険証に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 財政の内容がわかってるもんですから、金のことを言われれば非常
にこっちも余り強いことが言えないというふうになるわけですが、確かに言われましたとお
り、1人1枚ずつ、更新もある、社会保険からの加入してくる人もある、毎年変えなきゃなら
ん、大変な枚数かなというふうに思いますし、札束が厚いんだったらいいんですけども、
カードの方は少し厚く、もう少し、1回洗濯したから、もうぐちゃぐちゃになってしまった
ということにならないような、そういったカード式の方に検討をしていただきたいというふ
うに思って、この項は終わりたいと思います。

次に、議案質疑であります。先ほど2件と申し上げました。

まず、議第101号人吉市一般職の任期付職員の採用に関する条例、これは、国において地
方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定をされました。これに基づいて、
市でも新しく条例を制定しようとするものでありますが、この条例で言いますところの任
期付職員と現在市で雇用している臨時職員、嘱託職員との具体的にどう違うのか。臨時職員

と嘱託職員と今回の任期付職員はどう違うのか、それから勤務形態はどう違うのか、その点について説明をいただきたいと思います。

それから、議第103号公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例についてであります。この人吉市の職員の部外派遣については、6月議会の一般質問の中で私が取り上げまして、法令に基づいて派遣をするべきではないかという立場から質問をいたしました。そのとき市長からは、法治国家である以上、法に基づいて条件整備をするとの答弁をされておりましたので、早速その答弁に基づいて条例制定の提案をされたものと思いますし、適切な行為であるというふうに思います。

そこで、質問であります。今回提案されている条例案が可決をされますと、現在派遣をされています職員との関係はどのようになっていくのかお尋ねをします。

以上2点であります。

○総務部長（秋山健児君） おはようございます。立山議員の議案質疑にお答えします。

議案101号人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてのお尋ねでございますが、この条例の根拠になります法律は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律でございます。平成14年に施行されています。この法律は、地方公共団体の行政の高度化及び専門化の進展に伴い、専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、また公務の能率を上げるため、任期を最長で5年と定めた一般職の雇用制度を整備するものでございます。

その業務につきましては大きく三つに分類されておりまして、まず、高度な専門的な知識経験、またはすぐれた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされている業務でございます。他市では弁護士、医師、臨床心理士等の雇用の例がございますが、本市にとりましては現在のところ予定しているものはございません。

次に、一定期間内に終了することが見込まれる業務または一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務でございます。これも現状では、職員が育児休業や、これも今回の議案に提案しております条例でございますが、自己啓発や国際貢献のために一定期間休業する場合の自己啓発休業を取得する際の人的な対応策の一つとして想定をしております。

最後に、短時間勤務職員でございます。前の二つは週40時間の勤務でございますが、これは短時間勤務職員に従事させることが能率的運営を上げる業務ということで、週32時間以内の勤務となります。これも現状では、職員が修学部分休業、介護休暇、育児部分休業等を取得し、一定期間、1日当たり8時間働けない場合の人的対応策の一つとして想定をしております。

次に、お尋ねがありました臨時職員と嘱託職員との違いについて説明をさせていただきます。

臨時補助員は、地方公務員法第22条第5項による一般職の臨時的任用職員であり、本市で

は任用期間は6カ月以内とし、6カ月を超えての継続雇用は認めていません。嘱託職員は、地方公務員法第3条第3項第3号による特別職の非常勤職員ということで、本市では勤務日数と勤務時間に、月17日以内、週29時間以内という制限を設け雇用をしています。

今回提案しています一般職の任期付職員のうち、短時間勤務職員は勤務時間に制限がありますが、あとは任期が最長5年ということ以外は一般職と同じ勤務形態になります。また、短時間勤務職員を除いて、一般職の職員数に計上されることになります。

次に、今現在派遣しています職員と今回整備される条例はどのような関係にあるのかということですが、初めに、現在派遣してる職員の関係ですが、この条例は、初めに、現在派遣してる職員と公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例についてでございますが、この条例は、人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に従事させるため派遣する制度を定めるもので、根拠になります法律は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律であり、平成12年に施行されています。この法律では、派遣先の公益法人としての要件として、その業務の全部または一部が当該地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するもの、かつ当該地方公共団体との施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとしております。

また、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令により具体的に法人が示されており、現在本市が派遣を行っている法人では、社会福祉協議会、社会福祉事業団、商工会議所、中小企業大学校がこれに該当いたします。

また、現在は実施しておりませんが、人吉球磨広域行政組合への派遣は、地方自治法に基づく派遣となります。なお、県に1名、1年間研修に行かせていますが、これも広義の意味では派遣になるかと存じます。

次に、現在、社会福祉協議会、社会福祉事業団、商工会議所、中小企業大学校に、それぞれの法人と協議書を交わして派遣している職員の条例制定後の扱いですが、条例による派遣は区切りがよいところで来年度から適用したいと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 議案質疑ですから、2回で終わりたいと思いますが、まず、人吉市一般職の任期付職員の採用に関する条例、ただいまの答弁で言われましたように、中身が専門職から一般職まで勤務内容が非常に幅が広い。勤務形態もそれぞれ違ってくるということになりますね。ですから、その採用の方法などについても、いろんな方法があるんじゃないかというふうに思いますし、採用の方法とか、あるいは賃金のあり方とか、あるいは派遣労働、労働者派遣法に基づく派遣労働の可能性などもあるというふうに思ってるんですが、そこらあたりについて執行部としてどのように考えておられるのかお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、議第103号の方の公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の中でありますけれども、今現在派遣をされてるのは兼務職という発令でやられてるんですが、今回は、その条例が制定されますと、条例に基づくまた契約書なり、協約書を結ぶということになるというふうに思いますが、その場合に職員の給料支払いをどうするのか。相手側との話の中で決めていくのか、もうこっちから見ますよということを決めてあるのか、その点についてお尋ねをします。

以上です。

○総務部長（秋山健児君） 2回目の御質問にお答えします。

初めに、高度な専門的な知識経験、またはすぐれた識見を一定期間活用する業務の任期付職員の採用の方法でございますが、基本的には専門的な資格または経験を持っている方ということになりますので、試験によらない選考採用になると考えております。また、その場合の賃金につきましては、今回の条例では一般職員の職員の給与といたしておりますが、それによりがたい場合も想定をされまして、その場合には条例を改正し、新たな給料の設定の必要があるかと考えております。

次に、一定期間内に終了することが見込まれる業務、または一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務の任期付職員の採用ですが、こちらは公募をしまして、採用試験を実施することになると思っております。賃金等につきましては、一般職と同じように給料と諸手当を支給し、保険は共済組合に加入することになります。

最後に、任期付短時間勤務職員の採用につきましては、これも公募をしまして、採用試験を実施することになると思えます。賃金等につきましては、再任用短時間勤務職員と同様に、再任用職員の給料を基本としながら、職員の1週間の勤務時間を一般職の1週間の勤務時間で除して得た数を乗じた額といたします。例を上げますと、1週間に20時間の勤務を定められました者は、再任用職員の給料の半分ということになるわけです。なお、短時間勤務職員につきましては、扶養手当、住居手当、単身赴任手当は支給されません。保険は原則として社会保険に加入することになります。

また、派遣労働者の雇用につきましては、この条例は任期付職員として市役所が直接職員を雇用する制度を整備するものであり、派遣労働者の雇用を想定しているものではございません。ただ、高度な専門的な知識経験、またはすぐれた識見を一定期間活用する業務の任期付職員をニーズに応じて御紹介をしていただくということはあるかもしれません。

次に、派遣された職員の勤務条件ですが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例では、派遣される職員の勤務条件に関しましては、報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項等を派遣先の公益法人との取り決めにより決定するようになっています。

また、派遣される職員には、事前に取り決めの内容を明示し、同意をとるようになっており、期間は原則として3年、最長でも5年を超えることができないとされています。なお、給与につきましては、原則としまして派遣先での支給になりますが、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が、地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務、もしくは地方公共団体の事務、もしくは事業を補完し、もしくは支援すると認められる業務等の場合は、地方公共団体でも給与を支給するようになっています。

また、派遣された職員の不利益にならないよう、復職時におきましては、部内の他の職員との均衡上、必要と認められる範囲内で調整ができるようになっています。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 議案質疑を終わります。

○議長（大王英二君） では、ここで暫時休憩いたします。

午前11時6分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） それでは、早速質問をいたしたいと思います。

市の体育施設の管理運営についてということで、これは、きのう、笹山議員の方から詳しく具体的に質問がありました。かなりの時間これに議論をされてきた、答弁をされてきたという経過があります。その答弁を受けながら、私もまた質問をしたいと思うのですが、きのうの夕方聞いて、きょうの質問ですから、執行部の方に要綱が行き渡ってない部分もあるかもしれない。その点については、執行部としては当然この半年間でやってこられたことですから、当然いきなり質問をしてもおわかりのことだという認識の上に立って質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、通告いたしましたように、指定管理者制度を導入する理由ということで申し上げました。そこで、指定管理者制度を導入した方がいいのか、直営で組織形態を変えてやった方がより効率的で、経費削減になる、そのような議論をやられたのか、やられなかったのか。第1点です。

2点は、選定の方法であります。きのう何回も部長から言われましたように、公募によらない方法をとってきたということでもあります。私は、なぜ実体のない、施設の管理能力のない、実体のない人吉体協が、公募によらないで、いきなり指定管理者として指定できると判断をされた理由がよくわからない。条例の7条に照らしてよくわからない。その点につい

て説明をいただきたいと思います。

それから、制度導入の効果をどう見込んだかということを通告いたしました。体育協会に委託をする、指定管理者とするという立場から、経費削減にどうつながっていくのか、あるいは利用者のニーズにどうこたえていくのかという視点から、どのようにその導入効果を考えてこられたのか。

それから4番目は、市職員と嘱託職員の処遇について、これも答弁をされました。市職員は、ほかの部署に異動です。嘱託職員の方は、希望があればそのまま残っていただきますということではありますが、処遇の中には当然待遇も含まれるわけですね。そこで、残った人たちの待遇について検討をしてみました。体協からの指定申請書によれば、館長、事務局長、一般職員、嘱託職員、そういう構成になるわけですが、館長は年収324万3,900円、事務局長は年収294万9,400円、一般職は268万1,300円、そして一番この施設の管理運営にたけていると思われる嘱託職員の方は年額150万1,500円。館長、事務局長、一般職員はどこからどう来られるかわかんけれども、少なくとも余り経験のない人かもしれません。その人たちは324万から268万までの年収、一番実質的な管理になれてる嘱託職員の方が残るとするならば150万1,500円、このことに対して執行部としてどのように考えられたのか。

以上4点であります。

○教育部長（浦川康徳君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

このたびの体育施設の指定管理者制度導入につきましては、多種多様な住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、民間の有するノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、施設管理に要する経費の削減だけではなく、平成18年に作成しました人吉市集中改革プランの中で定員適正化計画を達成するための取り組みといたしまして、平成20年度からスポーツパレス等のスポーツ施設の指定管理者制度導入の実施を位置づけております。以上のことから、スポーツパレス等の体育施設につきまして、指定管理者制度を導入することとした次第でございます。

次に、理由というふうなことでございますけれども、きのう、笹山議員にも申し上げまして、若干長くなりますけれども、これまで地方公共団体と事業の企画運営等において共同してきた体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ活動を中心とする……

○14番（立山勝徳君） よかですか、答弁中ですが、もうきのう、そういったものは聞き飽きてる状況です。ですから、私が尋ねたのは、7条に対して、どうして公募によらない方法でいきなり体育協会を指定をしてきたのか、そこなんです。そこを教えてください。まず、私の時間の制限がありますから、執行部は制限がありませんので、7条関係を、管理者指定の手続に関する条例7条を読んでみてください。それに合致してるかどうかということをお聞きしてるんですから。

○議長（大王英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時48分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部に申し上げます。昨日も申し上げましたとおり、質問の趣旨等々、論点は整理されておりますので、しっかりその点を考慮し、しっかりとした答弁方をお願いしたいと思います。

では、答弁をお願いしたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君） 貴重な時間を大変申しわけございません。では、先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、直営がいいのかどうか、議論をしたのかというようなことでございますけども、まず、政策審議会と行政経営会議にお諮りし、決定いただいております。

次に、体協選定の理由が7条と照らし合わせてどうかというようなことでございますけども、体協が有するノウハウの活用、競技、大会等の運営、生涯スポーツへの理解など、また、施設に対する理解度、危険管理も含めまして、また、市が進める健康施策等に合致いたしましたので、そういう判断をいたしております。

それから、利用者のニーズでございますけども、休館日につきましては、現在、毎週月曜日と年末年始の6日間が休館日となっておりますけども、指定管理者に移行いたしますと、毎月第1月曜日と年末年始の2日間だけの休館日とし、施設の利用者促進を図られる計画でございます。また、開館時間も利用者のニーズに柔軟に対応していただくというようなことでございます。

それから、コスト削減でございますけども、5年間で約9,600万円を見込んでおるところでございます。

それから、館長、事務局長、そういった分と現在の嘱託職員の方の給与の開きがあるというようなことでございますけども、館長、事務局長は職責、そういった面から給料の月額を出されておるようでございます。また、嘱託職員の方では、業務の内容が現在と同じく利用受け付けを主とした管理業務となるようでございますので、給与は日額6,450円で、ただ、現在、月17日の勤務日数がございますけども、月平均19日ぐらいを予定しておられるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 4項目の質問に対しまして、今、浦川部長の方から答弁があったわけですが、まず、直営で経営形態を変えながらやったらどうかということを検討したのかと、研究したのかということについては、たしか、今よく聞き取れなかったんですが、政策審議

会の方で、政策審議会に聞いたと言われましたかね。そこんところよくわからなかったんですよ。であれば、政策審議会の方で、そういう、いわゆる委託をした方がいいのか、直営でどういう形でやった方がいいのか、つまり経費削減と市民ニーズ、利用者ニーズにこたえるという立場で、どちらの方がいいかという議論を政策審議会ですでにされてますか。もうここになりますと一問一答でいくことにします。

○議長（大王英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時1分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○政策審議会会長（上田 泉君） こんにちは。まず、大変お時間をとらせましたことにつきまして、おわび申し上げます。答弁の正確を期するために、議事録を確認してまいりました。

立山議員が御質問されました、直営にした方がいいのかどうかを審議会で検討したかどうかということをございますけれども、この件につきましては、政策審議会では検討はいたしておりません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、上田政策審議会会長の方から明快に答弁がありました。政策審議会としては審議してない。浦川部長の方から、お諮りをしたということであります。政策審議会としては、教育委員会から上がってきたこの問題について、握りつぶしたということになるわけですか。

○政策審議会会長（上田 泉君） お答えさせていただきます。

政策審議会では、まず教育委員会の方から、集中改革プランに基づき、スポーツ施設につきまして指定管理者の選定に入っていきたいということで審議の依頼がございました。そこでは、基本的で、具体的な運営方法とか、管理者の選定につきましては、これから具体的に要綱等、あるいは中身を煮詰めながら要綱等を作成しまして、最終的には人吉市指定管理候補者選定委員会へ諮っていくんだということで、そこで検討していただくということでございましたので、そのような指定管理者の導入に向けて検討していただくという基本的な方向性を政策審議会承認したところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ということは、指定管理者を決める、その方向での政策審議会の議論だけであって、その他の選択肢については、全く政策審議会の中でも議論がされなかった

ということで理解していいわけですね。

○政策審議会会長（上田 泉君） お答え申し上げます。

お見込みのとおりでございます。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 市が有してる公の施設を、どう経費を削減しながら、しかも利用者のニーズに的確にこたえるという立場で、指定管理者制度もあれば、一般の委託制度もありますし、また直営でできないのかという選択肢もいろいろあるわけです。そういった選択肢をきちっとそれぞれに議論をして、最終的に指定管理者制度の導入が一番いいという答えが出たのであれば私もそのことは認めるんですが、そういったほかの選択肢は全く見向きもしないで、指定管理者制度だけに議論を絞ってしまったと、そこに市の執行体制の問題点があると私は思いますし、その点については強く強く指摘をしておきたいというふうに思います。

それでは、続いての質問になりますが、なぜ公募によらない方法を選択したかの中で、7条の資格者と言えるのかどうかについて、まだ明確な答えをいただかなかったというふうに思います。7条に照らして、施設管理者としての実績もノウハウもない体育協会をいきなり指定管理者として適当であると判断をされた、その理由が、7条にうたわれてるこの条文に適合してるのかどうか、そのところについて説明をいただきたいと思います。

○総務部長（秋山健児君） 選定委員会の立場からお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども説明をいたしました、第1回目の体協を指定管理者として選定していただきたいということで教育委員会から依頼がありまして、選定委員会といたしましては、もう少し具体的理由についてということで求めております。そして、その具体的理由が上がってまいりまして、その中で、一応そういった理由であるならば第7条の規定に適用するという判断をいたしまして、そして体育協会の方へ申請書をお願いをいたしました。

そして、申請書を受け取って、ヒアリングをいたしまして、その結果、5つのまた質問項目をさらに追加して質問をしないと、そこをやっていけるかどうかというような判断ができなかったものですから、その5つの項目をまたお願いをしまして、5つの項目の回答を得まして、その5つの項目とそのヒアリングの結果をあわせまして、選定委員会としては第7条の指定管理者として適切であると判断したところでございます。

もちろん最初から公募するとかしないとかというより、公募が原則でございますので、第7条の指定管理者として適当であるかということ判断をいたしました。ですから、選定の中では、もし的確でないとするならば、それは指定管理者としての指定はなかったということになるわけでございますが、基本的には、そういった再度の提案書並びにヒアリングを受けて、指定管理者とするに足るということで選定委員会は判断したということでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 選定委員会では、7条に照らして適合するという判断をされたということでもありますから、もう少し具体的にお尋ねをしたいと思います。

ここに指定管理者の指定申請書があります。この中でちょっと触れてみたいと思いますが、まず、財政の問題についてちょっとお尋ねしますが、現在市で直営している場合の体育施設11カ所の使用料の決算書を見てもと1,488万1,000円、指定管理者と指名された人吉市体育協会から出てきました申請書によれば1,480万円です。つまり、18年度の歳入実績1,488万1,000円に対して、体育協会が指定管理者になった場合には1,480万円の歳入を見込みます。民間のノウハウという立場から考えるならば、さらに経費削減の努力がなければならぬはずですね。少なくとも1,500万、1,600万の利用料は上げますよと、それが民間の努力、ノウハウじゃないんですか。それをそのまま、18年度の歳入実績をそのまま1,480万円、歳入見込みとして、あなた方が言われる民間のノウハウを持った団体として申請が出てきてる、どこに民間のノウハウがここの中で生きてますか。

歳出についてちょっと見てみましょう。歳出で、18年度の実績、直営の実績が2,506万でしょう。2,506万。申請書でも歳出の委託料は2,506万、申請書でも2,574万です。18年度の実績の委託料2,506万に対して、申請書では2,574万の委託料です。どこに民間のノウハウが生きてるんですか。少なくとも事業費の7,850万ですよ、その中で2,570万円の委託をします。再委託ということになるんですよ、約3分の1近くが。どこに民間のノウハウが、7条に適合するという判断がこの中に見られるんですか。その点についてお尋ねをします。

もう一つ、財政の削減効果が、先ほど教育部長がたしか9,600万と言われましたね。これは5年間ですか。5年間ですね。職員5人のよそに直ただけで、4,177万8,000円が1年間に人件費が削減されます。掛ける5年間で2億889万円の人件費がほかの部署での人件費に移り変わるわけですから、スポーツ施設の人件費は、それだけで2億円以上が減るんですよ。9,600万円の削減というのは、人件費がよそに変わっただけの削減額でもまだ十分につりが来るという計算になりはしませんか。こここのところについて、7条に照らしてどうやっぱり判定をしてきたのか、7条に適合するとして判定をされたのか、申請書を見た限りではそのことは出てこないんです。

体協の実績を見てください。添付されてはおりますが、施設管理に関する事業実績は全くないんですよ、全く。規約を見てください、規約を。施設管理関係の規約は全くないんですよ。こういう物をもとにして、何で7条に適合するというふうに判断をされたんですか。私はそこが理解ができない。お答えください。

○総務部長（秋山健児君） 先ほどの経費の問題でございしますが、歳入につきましては、現在の利用料ということで、歳入を大きく見積もりますと経費の方に負担がいきますので、減員のところで提案をいただいております。

それから、経費につきましては、先ほど委託料については何ら変わってないということで

すが、この辺については、施設の維持管理につきましては、経営努力はしていただくわけですが、維持管理についてはさほど経費の変動はないと考えておまして、選定委員会では、部分的に委託を出した方が、全体的に一番経済的ということで判断をして、その委託料で判断をいたしております。

それから、経費の問題につきましては、当然職員を引き上げて、何名か引き上げてまいります。その中で、それは集中改革プランで5年間で40名を削減するという基本的な方針がございまして、そういったところに、指定管理者に出して職員の削減を行いまして、採用抑制をしながら人件費の削減を図っていくということの一つの制度にのっとった今回の指定管理者導入でございますので、引き上げた職員がふえてくるということじゃなくて、その分は採用抑制をしてやっていくということでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） では、部長、いみじくも言われましたね。利用料を上げないために、歳入見込みを実績に合わせてもらった。いみじくも言われましたよね。そうでしょ。利用料にはね返らないように、18年の実績に利用料の歳入見込みに合わせてもらった。私にはそうとれたんですけど、違いますか。

○総務部長（秋山健児君） 済みません、もう一回説明をさせていただきます。

歳入の方は、一応固く見込んだところでの歳入を一応抑えたということでございます。それ以上に——幾つかの質問をいただいているんですが——それ以上に収益があった場合は、ここは営利企業ではございませんので、その分についてはスポーツ振興基金や施設の充実の方に充てていただくということになっておりますので、体育協会の方へ入っていくお金ではございません。一応事務局の職員の費用とかその辺差し引いて、維持管理費引いた残りはすべてそちらの方に充てていただくということでございますので、歳入につきましては、今利用者が、もうふえればそれにこしたことはないんですけど、その辺で歳入を見込んだという、固く見込んだということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 聞きまして、もうこれは執行部と体協が最初から口裏合わせでやってきたということが明確になってきましたね。なってきましたよね。利益があるなら、それは体協の今後の運動資金にやりますよと、それは指定管理者が自分で決めることじゃないですか。何でそこまで執行部と口裏合わせてやるのかわからないですよ。ましてやですよ、ましてや、いいですか、そぎゃんにこにこしないで聞いてくださいよ、ね。体協の事務局は、教育委員会のスポーツ振興課です。体育協会の事務局長はどなたがされてるんですか。少なくとも市の職員の方が、それは体育協会の事務局長という形ではありますけれども、その事

務一切はやっぱり事務局長がせざるを得ない、せざるを得ない、職務上ね。大変ですよ。そういう形の中から、いわゆる教育委員会のスポーツ振興課の中で、体育協会という公益団体、公共団体の事務局を市の職員がしながら、そこでつくられた申請書、計画書が出てくる、それを教育委員会で審議する、それをさらに選定委員会で審議する、まさに官製談合そのものじゃないんですか、形として。言葉は悪いけれども。私は体育協会を非難しているんじゃないんです。体育協会は29のスポーツ団体が加盟をしますし、およそ1万人を超えるぐらいの会員がいるんじゃないかなというふうに思ってますけども、確かにスポーツの実技、あるいはルール、あるいは指導的の力量、そういったものを十分兼ね備えたメンバーであります。しかし、施設管理を経験したことは、体育協会としては全くないんです。何のノウハウもない。ただ、スポーツをやっているから、将来期待されるからというその一言で、7条に適合しますよと、そういう断定をした執行部の判断に私は誤りがあるというふうに考えてます。

もうあと4名の方がきょうは質問されるわけですから、時間もなくなりましたので、最後にお尋ねをしておきたいと思いますが、きのうからきょうにかけて、笹山議員、そして私がこの問題についての質問をしまりました。だれかれが悪いということではありません。体育協会を非難しているわけではありません。選定の理由がどうあったのかということを確認にして、本当にそれだけの資格が、現時点においてその資格がある団体なのかどうかということを確認してほしいという立場での議論をしてきたわけです。この議論のやりとりを聞いて、教育委員会の最高責任者であります教育長並びに、執行部の最高責任者であります市長の考え方なりそういったものについて明確にさせていただいて、今後指摘をされた問題がどう解決をされるのかということを含めてお尋ねをして、終わりたいと思います。

それから、もし仮に、このような状況の中で市体育協会が指定管理者になるということになった場合に、今からつくり上げなければならない組織、実態のない組織なんですから、指定管理者としては。その組織に対して市の意思が、どうやはり反映することができるのか。3万7,000人の市民の公の施設に対して、市民が選んだ市長の意思がどれだけ反映することができるのか。それを明確に契約書の中でうたうべきだと、これは人材の登用を含めてうたうべきだと。今までの施設管理の実態がある団体であれば、私はこういうことは言いません。ない団体ですから、施設管理に関しては。だから、その中に市の執行部の本当に生きるのか、人材の登用を含めて公の施設の最終的な責任を負わなければならない市の立場からの市長の考え方を求めておきたいと思います。

以上、答弁をいただきまして終わります。

○教育長（鳥井正徳君） まず、議員の質問に対しまして、いろいろ答弁に不十分なところ、あるいはよくわからないところ、そういうことがはっきりできなくて大変申し訳なく思っています。また、議員の皆様方にも、こんなに時間をとらせてまして深くおわびを申し上げたい、このように思います。

責任者である私の見解ということですが、私がこの問題をずっと進めていく中で、もちろん4月からずっと教育委員会でも検討してきたわけですが、一番頭にありましたのは、議員が心配して恐らくお尋ねになったと思います、経営実態がないのにとのことでした。先ほども議員が指摘されましたけれども、この点についてどうしたらいいのかと。もちろん、このことについては選定委員会でも十分検討されたとは伺っております。しかし、私はその検討に加えまして、要は管理する事務局のスタッフ、それと設定されます管理運営委員会の権限といいますか、どのような形にするか、この二つがしっかりして、これがきちっとできたならば十分やっていける、このように今思っております。

ですから、執行部がどうかかわるかという今の質問ございましたけれども、管理運営委員会には、必ず設置者であります教育委員会も入ることになると思います。そこでしっかりと意見を申し述べたいし、設置者として要望するところは要望する、指導するところは指導する、そういう体制をつくらねばならないというふうに思っているところでございます。この管理システムは、本当にいろいろな方からスタッフを集めて、そしてどこにも負けないシステムをつくる、運営の方はその指導を仰ぎながら、あるいは指導しながらお任せをするということになると思いますけれども、そういうふうに今は思っているところでございます。

最大の努力は今述べたとおりでございますので、そういうことで、私はこれに向けて取り組んでいきたい。これがしっかりすれば、部長も答弁しましたように、スポーツの人吉のスポーツ振興に日ごろから貢献いただいております専門家が多い体育協会が、生まれ変わって、人吉市のスポーツの振興、さらに子どもから高齢者までの健康維持向上に必ずや貢献をしていただく、そういうふうに信じております。

いろいろ議員から指摘がありました。それは真摯に受け止めまして、一つ一つ、4月まで時間もありますので、できるだけ真剣に取り組んで反映していきたい、このように思っているところでございます。どうぞ、説明不足の点もあったかと思いますが、そういうところでございますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君）　こんには。立山議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

民間委託並びに指定管理者制度、この選定方法を初めとして、さまざまなその要件を満たす法人、または、今回の場合は任意団体でございますけれども、その要件を本当に満たしているかどうかというのは、かなりの集中審議を今後行い、そしてそれを透明性の高いものに仕立て上げていき、そして市民の皆様方の御納得がいくようなあるべき方向を今後探っていかなければならないというふうに考えております。これに附帯いたしまして、外部団体への市職OBの登用等々に関しましてもかなりの目配りを今後していかなければならないというふうに、就任以来感じているところでもございます。

今回の体育協会への指定管理者の導入につきまして、やはり私が一番当初危惧をいたしま

したことは、法人格を有していないということでございます。経営はやはり法人格を有するものによって行われるべしと、これは一つの鉄則であろうというふうに思っております。この鉄則が外れた中での任意団体というのは、非常に、ここには御指摘のとおり、さまざまな問題点が生まれてくるのではなからうかなというふうに感じております。

よって、法人格取得の、可及的速やかにそれを対応をお願いをしまいたいと思っておりますし、先ほど御指摘もございましたとおり、やはり民間の経営者が見て納得いくような経営計画、これをやはりきちんと整備する必要があるのではなからうかなと思っております。

それから、経営組織並びにそこで働く人たちの人材の見きわめ並びに給与体系、こういうものもきちっと経営計画の中に、民間で申します就業規則等々に当たるものも整備附帯する必要があると思っております。

それから、安全管理のシステム構築、私が一番頭をよぎっておりますことは、今年の夏でございましたか、埼玉県のパールで起こりました事故でございます。やはり、安全の管理という面では厳しすぎるほどの管理を行っていかねばならない、その安全管理のシステムはどのように今後構築されていくのか、安全性はどのように保たれていくのか、これはもう市民の皆様方が一番関心のあるところであろうと思っておるわけでございます。

それから、きのう笹山議員の質問の中にもございましたけれども、契約期間の妥当性、こういうものももう一度見直してみる必要があるのではなからうかと。そして今後、教育長の答弁にもありましたが、契約書における指定者としての市の関与、管理運営のみならず、すべてにわたる関与をどのように行っていったらいいのかということもきちっと協議をし、策定をしていかねばならないと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今お二方からそれぞれ考え方を述べていただきました。市長の考え方については、私が懸念をした部分についての、十分わかった上での答弁をしていただいたなというふうに思いますが、教育長に、私はもうやめようかと思ったんですけど、二つだけ引っかかりました。

今日の事態の混乱は、説明不足もあったと思うけれど、ということでありましたけれども、説明不足の部分を私は言っているわけではありません。それは何遍でも聞けばいいわけですから、説明不足は納得できるんですね。説明不足から来たんじゃない、実際の、今までの教育委員会の対応のあり方そのものが問題であったから私は指摘したんですから。その点について、私の意見として申し上げておきます。

それから、いろいろ問題があったけれども、管理事務局と管理委員会がしっかりすればそれでいいんだということですね。このことについても、教育長は少しことの重大さと言いますか、重さというのがわかってないんじゃないかと。確かに人吉市体育協会というのは、こ

それはそれぞれの競技に秀でた、スポーツに秀でた集団であります。しかし、施設管理については全くノウハウのない集団ですね。そして、今後もこの11の体育施設を最も使うべきである、使うであろう集団ですね。みずから使うであろう集団なんです。その集団が、使う、利用する側の集団が、即施設の管理者になる。このことの重さというのがよくわかっているのかなと。利用する人がみずから管理になる。私的な民間の施設であればそれでいいんですよ。しかし、公の施設、市の施設、3万8,000人市民の施設なんですよ。それを、特定の利用団体の代表が管理運営をやっていくことの重さ。その重さをわかった上での今の答弁だったかなというふうに思いますので、もう改めて答弁は求めませんが、その重さについて考えておいていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○教育長（鳥井正徳君） 聞いておくだけでは——ちょっと一言言わせていただきます。

実際、体育協会は今までの歴史から考えますと、議員御指摘のとおり、教育委員会のサポートのもとですべての事業をやってきた経緯がございます。非常に、そのところは私も何とかしなくちゃならない、体育協会、それと文化協会は独り立ちしなくちゃならないんだと、そのためにはスポーツ振興課は手を引くんだということを、去年あたりからずっと言ってきて対応をしているところでございます。それで、管理事務局のスタッフあるいは管理運営委員会のことを申し上げましたが、とにかくここだけはしっかりしてもらわんと、という意味で申し上げました。

それから、運動施設を、やる29の団体が管理するのかということですが、これも議論にありました。将来、地域型スポーツに移ろうとするのにこれでいいのかと。どういう関係するのかということまで、それ随分議論をいたしました。しかし、結論は出ておりませんが、万全の議論をしたということはお望みしたいと思っております。総合的にこれは考えねばならないことでございますので、そういう点から、教育委員会といたしましてもまた努力をしたいというふうに思っております。

失礼しました。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） また教育長の方から答弁がありました。お聞きをいたしまして、終わりますが、あと、これは議案でありますので、所管の委員会の審議に待ちたいと、そういうことを申し上げて終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時48分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼

ぶ者あり)

12番。

○12番(田中 哲君)(登壇) 皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。ただいま大分白熱したやりとりがあったわけでございますが、私も含めましてあと4人ということでございますので、時間を取り戻したいと、このように思っております。協力のほどをよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、2点ほど質問いたします。

1点目は、企業誘致と簡易型インターについてということで通告しております。

次に、2点目は臭気対策、これは大柿町にあります球磨焼酎粕リサイクル施設の臭気対策についてということで通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、1点目の企業誘致と簡易型インターについてであります。この質問は関連しての質問でございますが、最初は個別に質問し、後で両方含めたところの質問をしてまいりたいと、このように思っております。

では最初、企業誘致についてお尋ねします。

市長はこの4年間で、マニフェストに掲げた計画の実施と同時進行で、労働生産年齢人口の拡大ということで企業誘致を果敢に行い、人口減少に歯止めをかけ、もって人吉市の発展の起爆剤としたいと、その抱負を6月議会の冒頭で所信表明されております。また、同議会の井上議員の、今後の企業誘致の現状と今後の進め方という質問に、市長は、50名、100名程度の企業誘致も大切ではございますが、1,000人規模の企業誘致に果敢に取り組みたい。そのためには、梢山工業団地だけに視点を置いた企業誘致を行うべきではない。1,000名規模となると100ヘクタールの用地が必要になるし、工業用水を初めさまざまなインフラも整備しなければいけない。人吉市で用地確保が困難なところは、近隣町村ともよく協議していくと答弁されております。

私も過去に、熊本市の周辺や、県北または大分県、宮崎県の大手企業の企業誘致の例を挙げ、この問題を質問してきたところでございます。

しかしながら、近年の急激な日本の社会情勢の変化がございまして、また、進出に対しての厳しい企業論理が、例えばインフラ整備とか用地の問題とかそういったいろいろな条件整備が、企業側から見て当地が魅力に乏しいとも思われたものと思います。皆様よく御存じのように、県内でも熊本市周辺や県北に企業進出はあっても、なかなか人吉市を含めたこの県南までは進出してこない。その間、人吉も当然、企業誘致のためいろいろな施策をやってこられたところであります。しかし、御承知のように、人吉が東京、大阪、福岡で継続して行っていました企業誘致のためのネットワーク、人吉市地域開発懇談会、これも平成15年で中止せざるを得ないほど難しい問題であり、そういうことで、さきの4年間の企業誘致の実績は皆無であったのではなかろうかなと、このように思っております。もう企業誘致の時代

は終わったとか、企業誘致はあきらめざるを得ないというような言葉さえ聞かれ、企業誘致を言うことがはばかれるといたしますか、アナクロニズムされた感があったところでございます。

しかし今回、再度田中市長が果敢にこの問題に取り組まれようとしておられるということで、その姿勢を評価し、企業誘致へ向けて、私としても微力なりともできる限り協力を惜しまないと、このように思っているところでございます。

そこで、最初に企業誘致に関しまして、現在までも二、三社の打診が来ているとの担当部署の答弁が過去にあったと思うわけでございますが、その件はどうなっているのか、また、6月議会の田中市長答弁の中で、有力企業の経営者との懇談をしてきた中で、1社より提案があったと答えられておりますが、そちらの方はどうなっているのか、最初、俣野部長にお尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） こんにちは。質問にお答えいたします。

まず一つ目の、二、三社の打診があっているが、その件はどうなっているかというふうなことでございますが、企業名など具体的には申し上げられませんが、それらの企業につきましても引き続き商工振興課で交渉を現在行っておりますが、なかなか厳しい状態にございます。

次に、有力企業の経営者との懇談で1社より提案があったが、それはどうなっているかとお尋ねでございますが、それにつきましては、木質食品トレー関係のコンサルタントを御紹介していただきましたが、林野庁のパイロット事業で、生産、パテント、運営、物流、マーケティングなどのデータ収集を行うための工場を設置したいということでございまして、これは地元の森林組合などが事業主体となって立ち上げるということでございました。そこで、早速人吉市森林組合と事業費負担の問題や原材料の確保の問題などを協議しましたが、今後はあさぎり町に建設中の大型製材団地にかなりの量の原木が必要であり、事業費の負担と原材料の確保が難しいというふうなことで、人吉市森林組合は本事業に参画できないとの判断がございましたので、断念しております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次に、田中市長に4点ほど質問をしたいと思っております。

6月の市長答弁を聞いていて、1,000人規模とは限定しませんが、そのような規模の企業誘致が見込まれるといたしますか、なにがしかの期待を持てるのかどうか、また、そういう企業との接点はあるのかどうか。

次に、用地確保も大変難しい問題と思いますが、市長の考えの中では用地の大体のめどはあるのでしょうか。余り具体的な地名を言われると地価の高騰を招きかねませんし、また、企業誘致もままならない時期から用地確保に先行投資するのも批判のそしりを拭えないとこ

ろであります。大体のめどなくしてこの問題は語れない問題でございますので、市長が考えておられます大まかな位置的なもの、支障のない範囲で答弁いただければと思います。

次に、近隣の首長さんたちも企業誘致を主要な施策に掲げられておりますが、それらの首長さんたちと、また自治体と、何らかの取り組みというものはあるのでしょうか。これから、近隣の首長さんたちとどういった方向で取り組んでいかれるのかどうか、以上、市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

1,000人規模程度の誘致が見込めるかということでございますが、現在では、まことに残念ながらめどは立っていないというのが現実でございます。

施政方針でも申し上げましたとおり、東京で行われました熊本県主催の企業誘致セミナーにおいてパンフレットを配付し、工業団地のPRを行ってまいりました。また、先月末には福岡市で企業誘致の説明会を行っております。翌日には、ポイントを絞った企業誘致ということで、福岡県内にある企業を戸別に訪問し、工業団地のPRを行ってきたと報告を受けております。今後、このような地道な活動が大きな成果として結びついていくというふうに期待しているところでございます。

次に、大規模な用地、大体のめどというものはあるかという御質問でございますが、人吉市の場合は、広い平坦な土地というのは農振地域であったりして法的な規制があり、そのまま使えるというふうな大規模な用地というのは御承知のとおりございません。

また、山林や丘陵地など、排水工事や取り付け道路などのインフラ整備や造成費に莫大な費用がかかってまいりますので、20ヘクタールとか30ヘクタールを超えるような平坦な土地を探すのはなかなか難しい状況でございます。しかし、現在商工振興課では、できるだけ費用がかからず大型企業が誘致できるような候補地がないか、関係部署と協議をしているところでございます。

次に、これから近隣の首長とどういった方向で取り組んでいくのかということでございますが、熊本県の北部地域は、御承知のとおりもう企業誘致が非常に盛んに活発に行われておりました。県南地域、特に人吉球磨に企業誘致の情報が少ないのが現状でございます。去る9月3日、錦町におきまして人吉球磨地域企業誘致担当課長連絡協議会を開催いたしました。人吉球磨が一体となって企業誘致に取り組んでいくことを確認し、首長間におきましても同様な確認をいたしているところでございます。先日の東京での企業誘致セミナーの折、錦町、あさぎり町長からは、人吉球磨が一体となって今後取り組んでいかなければならないと、企業誘致担当者の連絡会議をまた開催をという旨の話があったところでございます。今後とも、人吉球磨一体となって企業誘致に取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次に、今回の企業誘致と関連して取り上げています簡易型インターについて、丸山部長にお尋ねでございますが、国土交通省は来年度から自動料金収受システム、いわゆるE T C搭載車専用の高速道路のインターチェンジ（I C）を、全国で本格導入する方針を決めたそうであります。大がかりな工事の要らない簡易型で、5年から10年かけて全国で200カ所から300カ所ぐらい設置するそうであります。

インターチェンジは普通、高速道路会社が整備しますが、自動料金収受システム（E T C）専用のインターチェンジは、高速道路の利用促進と地方活性化を目的として、国の負担でつくる方針とも報じられております。そこで、そのような詳細な情報を市としてつかんでおられるのかどうか、つかんでおられたらそれについての詳細な情報をお願いしたいと。

以上でございます。

○建設部長（丸山善利君） こんにちは。それでは、御質問にお答え申し上げます。

簡易型インターについて詳細な情報をつかんでいるか、また、つかんでいたらその情報の内容はどの御質問でございますが、県に確認いたしました。現在県や市町村でつかんでいる情報は、新聞報道による情報あるいは国土交通省のホームページで公開されている情報などでございます。そこで、今のところ市といたしまして持っております情報といたしまして、まず、E T C専用の簡易型インターチェンジ、議員申されましたスマートインターチェンジ、全国のこれまでの導入経緯と現状について御説明をさせていただきます。

平成16年度から国と地方自治体共同でスマートインターチェンジの社会実験を全国で39カ所実施し、平成18年度に社会実験の実績を踏まえて、サービスエリア、パーキングエリアに接続するスマートインターチェンジの本格導入を行うための要件や手続などを定めた制度実施要綱を策定し、現在31カ所が本格導入され、4カ所で社会実験を継続中、残る4カ所が交通量、採算性などの要件を満たさず休止という状況のようでございます。

次に、スマートインターチェンジ導入に向けた進め方でございますが、まず、地方自治体が主体となってインターの必要性、計画交通量、それに係る費用などを検討し、自治体、地方整備局、高速道路会社などによる地区協議会を立ち上げて社会実験を行います。この社会実験を行うために設置するE T C施設は国が負担いたしますが、アクセス道路は自治体負担となります。この社会実験を通しまして、交通量、採算性、社会便益などの整理分析、また課題の把握などを行い、要件をクリアいたしますとスマートインターの恒久化が決定され、国土交通大臣から連結許可がおりて初めて本格導入となるようでございます。本格導入の要件をクリアできなかったところは社会実験を継続する、あるいは、見込みがないと判断されると休止となるようでございます。

また、新聞報道で、議員申されました全国200から300カ所設置するとされておりますインターチェンジも、ただいま申し上げました手続を経て設置されることとなるわけでございますが、現在のところ本格導入に向けた制度実施要綱が制定されておりますのは、サービスエ

リア、パーキングエリアからの接続型でございます。

人吉市では蟹作インターと、例えば申しますと本線に直接接続するスマートインターチェンジでございまして、このようなケースは現在のところ全国で社会実験を継続している1カ所のみという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次に、国土交通省が全国の自治体にアンケート調査を行ったようでございます。私の知り得た情報では、そのうち161の自治体からそういう簡易型インターの設置の要望があったと言われており、そのために国土交通省は年内に策定いたします「道路整備中期計画」に盛り込むということにしたそうでございますが、そこでいう国土交通省からのアンケートの調査とは、いつどういった形と内容で、どういった自治体に依頼があったのか、また、人吉にもその調査の依頼が来たのかどうか。また、全国161の自治体が設置の要望をしたとなっておりますが、九州管内ではどこの自治体が設置の要望をしているのですか、お尋ねいたします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

簡易型インターのアンケートについてということで御質問でございますが、県の担当課また九州整備局八代河川国道事務所を通じまして国土交通省本省に問い合わせを行っておりますが、これまで国土交通省のスマートインターに関するアンケートや要望の有無等の照会に、人吉市として回答したことはございません。ただ、道路整備に関する中期計画、議員申されました策定に当たりましては、本年4月から5月にかけて、全国の全首長に対して今後の道路政策や道路の整備管理に関します意見のインタビュー形式での聞き取りや、意見書の提出を求められたことはございます。その中でどのような意見が出てきたかをまとめた資料を見てみますと、スマートインターチェンジの設置を推進すべきとの意見もあったとの記載がございました。

幾つの自治体、どこの自治体が要望しているのかまでは記載してはございませんでした。このような状況で、九州管内でどこの自治体が要望しているのかなど、把握は現在のところできていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次に、田中市長にお尋ねします。

市長にはそういう国土交通省の情報は入っていたのでしょうか。入っていたのかどうかのみでお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

国土交通省が道路特定財源を使ってE T C専用の簡易型インターチェンジ、いわゆるス

マート I Cにつきまして本格導入をするという方針、その情報は得ておりました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次に、田中市長は企業誘致には工業用水を含めたインフラの整備を進めなければいけないと6月の議会で述べられております。企業が進出する条件の一つが輸送コストの削減、もしくは輸送時間の短縮も大変重要だろうと思います。そのことは、近くを高速道路が走っているかどうか、それと高速道路へのアクセスの問題は大変重要な問題であろうと思うわけでございます。また、広い用地を確保するには、球磨川を挟んだ梢山工業団地を含めます北部よりも南部、もしくは南部に位置する近隣の町村の方が適地が多いのではなかろうかと思われるところでございますが、そういった場合、幹線道路は国道219号線であり、また国道221号線であろうと思います。そしてその場合、高速道路へのアクセスも、鬼木の人吉インターよりも現在閉鎖してあります蟹作インターの方が断然有利であることは論を待たないと思います。

この蟹作インターは、既に皆さん御承知のように、上り線のみの変則的インターであります。高速道路ができた時点は暫定的に使用され、人吉市の南部の利用者、それから錦町、中球磨、上球磨関係の利用者に大変便利なインターだったわけでございます。それから、閉鎖後もずっとインターの開設に向けてのいろいろな動きがあったとも聞いております。今も蟹作インターの開設を望む潜在的な高速道路の利用者は大変大きいと思いますし、また、人吉市及び球磨地方の南部の高速道路の利用促進、そして地方活性化を目的とするという今回の国の簡易型インターの趣旨にも合致するものと思います。まして、上り線のみとはいえ、既存の施設が使用可能でございます。新設は下り線のみで、これは先ほど詳細に説明いただいたように、どの候補地よりも経費の面で有利に思われるところでございます。また、田中市長が言われるように、1,000人規模の企業誘致へ向けて、国がインフラの整備を行ってくれるという、まさに田中市長に取りまして、まことに心強い、そしてこの時期を得た助っ人が現れてきてくれたのではなかろうかなと、このように思っているところでございます。市長、千載一遇のチャンスではないでしょうか。そこで、この蟹作インターの位置づけと開設について、田中市長はどう思われているのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

議員が御指摘のとおり、蟹作インターが開設となりますと、人吉市南部の利用者それから錦町を初めとする中球磨、そして上球磨の皆様にとって大変利便性は高まりますし、また、人吉インター付近の帰省時の交通緩和もなされ、特に今おっしゃいましたとおり、企業誘致といたしましても大変有利なセールスポイントの一つになるというふうに考えておるところでございます。

ただ、先ほど建設部長が御説明をいたしましたように、インフラ整備におきましては、こ

これは地元の負担でございます。さらにまた社会実験を行い、交通量や採算性などの要件をクリアしてまいらなければなりません。社会実験を行うためには上り線1車線だけではだめでございます。いわゆる下り線が必要となってまいります。その下り線のインフラも含めまして地元負担でございます。蟹作インターの場合は、上り線への乗り入れは既存の道路が使用可能ではございますが、下り線の下り口がございませんので、新設となるわけでございます。下り線を新設するとなりますと、現在調査しましたところ、住宅等々がございまして、台地を削ってつくるといことになりまして、大規模な工事になるかと存じます。高速道路のまた本線におきましても、加速帯、減速帯を設けるための本線拡幅が必要でございます。さらに、国道219号線におきまして高速道路進入車のための右折レーンを設置するなど、拡幅が必要でございます。蟹作インターで社会実験を始めるためには、相当な地元負担の経費の投資が必要になってくるわけでございます。交通量、採算量、社会便益など、本格導入の要件をクリアできなければその投資はむだになるということでございますので、社会実験に着手する前に、必ず要件をクリアできるという確かな見込みが必要であろうかと考えているところでございます。

本年度中に策定されます道路整備中期計画には、簡易インター、いわゆるスマートインターチェンジの整備促進が盛り込まれる予定でございますし、国土交通省は道路特定財源を確保し、整備のための自治体の経済的負担を軽減したい意向のようでございますので、今後示される国の具体的政策や社会実験の動向を見守ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、広域行政組合理事会におきましては、スマートインターチェンジに関しての調査研究を郡市一体となって進めてまいるといための研究会を設立するという承認をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 確かに、今回の簡易型インターの取り付けにつきましては、サービスエリアもしくはパーキングエリアに接続するETC専用車用となっているのを説明いただき、それから、今後クリアすべき要件、または蟹作インター、直接本線に接続する簡易型インターで、そのようなケースで社会実験を継続しているのは1カ所というような説明を丸山部長から答弁いただきました。また市長から、蟹作インターの開設に向けては工事費の問題、技術的問題等答弁いただいたところでございますが、その点も、あくまでも直接本線に接続する従来型のインターの開設についての説明であろうと思います。今回、国土交通省が言うETC専用の簡易型インターということであれば、そのあたりはもう少し簡単に、つまり工事費的にも技術的にもクリアできるのではなかろうかなという希望を私は持っているところでございます。この簡易型インターにつきましては先ほど述べましたように、今後5年から

10年にかけて全国に200から300カ所ほど設置することになっているようでございます。また、既に161の自治体が要望しているとの情報もあるわけでございますので、ぜひとも他の自治体に乗り遅れることのないように要望しておきたいと思っております。

そして、大胆的に言わせていただきますと、蟹作インターは上り線のみでも十分その役割を満たすものと思われまます。すなわち、蟹作インターを企業誘致をも見据えたところの産業用のインフラ整備の一環としてとらえるならば、そういった進出企業等にとりまして、この高速道路の存在意義は本社や工場間とのアクセスが主と考えられます。そうなりますと、その進出した企業の本社や工場はほとんどは都会といいますか、人吉市より北の方といいますか、そちらに存在するわけでございまして、この人吉市を走っています九州縦貫道路でいえば上り線の利用が主でございます。人吉市以南を利用する、例えば観光での利用者、これは在来の人吉インターを利用していただければよいことであろうと思っております。そう言ってみたら、蟹作インターの簡易型インターを提案したところでございます。

ただいま市長の答弁では、今後国の動向を見守りたいということでございますが、市長の言われます1,000人規模の企業誘致の重要なインフラ整備、セールスポイントでもあらうと思われまますので、くどいようでございますが、他の自治体に乗り遅れることのないように要望しておきたいと思っております。

次に、執行部として、この簡易型インターを含めた人吉球磨の交通体系について何らかのアクションをとられているのか、お尋ねします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

執行部として簡易型インターについて何かアクションをとっているのかということでございますが、先ほど市長がお答えいたしましたように、スマートインターチェンジを含めた人吉球磨の交通について研究するために、人吉球磨地域交通政策研究会を人吉、球磨郡の全市町村の担当者レベルを立ち上げまして、11月21日に第1回目の会議を開催したところでございます。今後も情報収集や意見交換を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 簡易型インターを蟹作に開設するこの問題は、蟹作インターが過去に暫定的に使用されていた経過もあり、潜在的利用者も人吉インターに劣らず多いと思われまます。また、田中市長が言われる1,000人規模の企業誘致も大変これはセールスポイントにもなると思われまます。そこで、この件に関しまして最後に田中市長に、こういった大規模な1,000人規模程度の企業誘致と簡易型インター設置に向けての決意のほどをお聞きしたいと思われまます。

○市長（田中信孝君） 球磨郡と一体となりまして企業誘致にも取り組んでまいりたいと思われまますし、川南地区に企業誘致を推進するに当たりまして、非常に有利な条件ではなかる

うかなというふうに思っているところでございます。よって、郡市一体となりまして、企業誘致並びにスマートインターチェンジのテーマに果敢に挑戦してまいりたいと存じております。

以上、決意いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 企業誘致と簡易型インター設置、私はこの点が入吉の、引いては入吉球磨の地域経済の起爆剤になるものと確信しておりますので、両方の実現に向けて努力を傾注していただくように強くお願いしておきます。

次に、2点目でございます。大柿町でございます球磨焼酎粕リサイクル施設の臭気対策についてであります。この件は昨年も先輩議員によって質問もされ、球磨焼酎リサイクル株式会社におかれましては対応策をとっておられるとの答弁もあっておりますが、それでもなお地元では風向き、特に雨の降る前には特に臭気が強く、我慢できないときは球磨焼酎粕リサイクル施設の方に直接電話で操業を見合わせてもらうとのことでございます。実際私も、このリサイクル施設のそばの県道人吉水俣線といいますが、それは直近にして施設から50メートルぐらいのところを走っている道路でございます。この道路を私よくウォーキングしていますので、この地元の声をよく聞いているわけでございます。臭気の方も時々実際体験もしております。また、この施設の煙突といいましょうか、煙突らしきものと言っております。現在、ものの燃焼後の煙を出すことは法律で禁止されておるとお思います。そこで、煙突から出ているのは焼酎粕の燃焼後の煙ではなく、自分といたしましては水蒸気であろうと思われませんが、大量に排出をされているその様子を見てみると、地元民と言わず不安に思っているところでもございます。その煙突も、創業時よりは臭気対策としてとられたものと思っておりますが、以前より大分高くなっております。それはそれで、球磨焼酎リサイクル株式会社の誠意も見られるわけでございます。しかし、それでも風向きによっては、さきに述べましたように臭気がしており、地区住民にとりましては降ってわいたような臭気といえますか、嫌なおいでございまして、施設そのものが迷惑施設にもなりかねないところでございます。せっかく地元で施設を受け入れてもらった経過があり、地元対策は万全にお願いしてあるものと思っております。

そこで、この臭気対策を含めた環境問題の地元対策はどうなっているのか、経過を含め説明をお願いしたいと思います。なお、昨年度の先輩の質問に対しまして、現在の脱臭機械装置では限界があり、もっと脱臭能力の高い機械の納入を検討しているとの答弁があっておりますが、その後の経過はどうなったのでしょうか。また、先ほど申しました、煙突から排出されている煙らしきもののこの正体は何なんのでしょうか。白い煙みたいな、モクモクと大量に出ていますが、人体もしくは環境に影響はないのでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、臭気対策を含めた環境問題の地元対策についてでございますが、ことし9月に開催いたしました地元町内役員などからなります球磨焼酎粕リサイクル施設監視委員会に、臭気への今後の対応策として御説明をいたしております。そこで、今後の処理出荷方式といたしましては、有機肥料原料用の契約分といたしまして少量の乾燥品出荷を除く以外は、これまでの乾燥出荷方式から濃縮液出荷方式に移行いたしましたので、乾燥工程で発生いたします臭気の軽減を図ることができるようになり、煙突からの水蒸気もほとんど出なくなります。したがって、脱臭機械装置の導入につきましては現在のところ見合わせております。今後は、臭気の状態、地元や監視委員会の意見を聞きながら対応を講じていきたいと考えております。

また、煙突から排出されている煙らしきものの正体と、人体もしくは環境への影響はということでございますが、排出されている煙につきましては、乾燥工程からの排気を脱臭のために水で洗浄した際に発生する水蒸気でございます。したがって、人体、環境への影響はありません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次にお尋ねします。

監視委員会の内容はどうなっているのでしょうか。また、ほかの同様な施設の状況、特に臭気問題はどうなっているのかお尋ねします。

なお、地元では発生している臭気は煮汁のにおいではないと、つまり焼酎粕のにおいではないというふうに聞いております。焼酎粕のにおいでないとしますと、においの正体は何なんでしょうか。何か消臭液か薬品のにおいか、それとも何か触媒として何かを使用しておられるのでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、球磨焼酎粕リサイクル施設の監視委員会の内容につきましての御質問でございますが、監視委員会は、平成17年8月に設置されたものでございまして、所掌事務につきましては、施設の公害防止及び施設周辺の環境整備を図るための意見を述べるようになっておりまして、球磨焼酎リサイクリン株式会社代表取締役の諮問に応じ招集されております。構成につきましては、大柿町内会役員の方から3名、球磨焼酎リサイクリン株式会社役員から3名、人吉市職員から福祉生活部長、経済部長、市民環境課長の3名と、合計9名となっており、委員長には地元町内会長を選出いただいております。

ことしの9月6日に開催されました監視委員会におきましても、町内から地元感情を配慮した臭気対策の意見があり、現在の乾燥出荷から濃縮液出荷による処理方式に移行することでにおいの軽減を図るということで説明を行いまして、了承を得たところでございます。

次に、ほかの地域での同様な施設の臭気問題などの状況についての御質問でございますが、規制基準に適合した稼働は行っているようでございますが、周辺住民からの意見、苦情が出ているという情報はつかんでおりません。

次に、臭気につきましては、最終工程として乾燥させるときに副資材として麦ぬかを使用しておりますので、主にそのにおいではないかと思えます。また、このプラントは水シャワーによる脱臭方式を採用しておりますが、脱臭装置の洗浄、消臭において、より効率よく臭気成分を吸着させるために、薬剤といたしまして化成ソーダと次亜塩素酸ソーダを添加しております。ただ、先ほども申し上げましたように、濃縮液出荷に移行したことで乾燥工程がほとんどなくなりましたので、においの発生の原因が軽減されておまして、煙突からの水蒸気の発生も少なくなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 次の質問でございますが、現在のこの臭気問題がクリアせずに、今以上に焼酎粕がふえることに不安があるとの声も出ていますので、以下のことをお尋ねします。

現在、球磨焼酎リサイクル株式会社の間操業率はどうなっているのでしょうか。それと、球磨焼酎の全メーカーの焼酎粕の処分状況はどうなっているのでしょうか。それと、全量を球磨焼酎リサイクル株式会社に持ち込んでいるのかどうか。また、球磨焼酎リサイクル株式会社の現在の操業率で、焼酎の全メーカーが排出します焼酎粕の何割ぐらいを処分しているのでしょうか。それと、将来は割と近くの他県の、例えば大口市とかえびの市でございますが、そういったところの焼酎粕も受け入れるような計画もあるように聞いていたわけでございます。今後、施設の規模拡大の計画はあるのでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

リサイクル株式会社の年間操業率についての御質問でございますが、現在の施設の処理能力は年間1万3,000トンでございますが、平成18年の実績で1万1,200トン进行处理していますので、量では86%の操業率となっております。しかし、焼酎粕の発生には季節変動がございますので、時期によっては施設自体は100%近い状況で稼働しております。

球磨焼酎の全メーカーの焼酎粕の処分状況についてでございますが、平成18年度の焼酎粕の量は2万3,400トンとなっております。しかし、大手の1社は自社で処理施設を持っておりますので、その分と、数社自社で処分されておりますので、その自社処分以外のほとんどはリサイクルで処理されております。

また、リサイクル株式会社で、焼酎全メーカーが排出する焼酎粕の何割を処理しているかのお尋ねでございますが、平成18年度実績で1万1,200トン进行处理しておりますので、当施設にて48%を処理していることとなります。この量は、先ほど申しましたが、当施設の

稼働率からすると86%に当たりますし、時期によっては100%近い状況で稼働しておりますので、これ以上稼働時間や日数がふえることはないと思っております。

また、人吉球磨以外からの受け入れについてでございますが、受け入れは考えておりませんので、今後施設の規模の拡大の計画等はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま、臭気対策ということで、今までの経過とか球磨焼酎リサイクル株式会社の臭気に対する取り組み方も説明いただきました。

それと、地元の方の不安というものに対しましても詳細に説明をいただきました。今後臭気に対しては、答弁の中にございました新しい濃縮液出荷という新しい手法で対処することとありますので、その方法に期待するとともに、濃縮液出荷開始時期をお尋ねしたいと思えます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

球磨焼酎粕リサイクル施設では、臭気に対しまして新しい手法で対処する方法といたしまして、先ほど答弁いたしました臭気対策のとおり、12月より従来からの乾燥品としての一部の出荷を除きまして濃縮液での出荷をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま俣野部長の方より、既に今月より臭気を抑えた濃縮液出荷という新しい方法を採用されているようでございますので、今後地元住民とその推移を見守り続けたいと思えます。くれぐれも球磨焼酎粕リサイクル施設が、受け入れてもらいました地元住民の迷惑施設にならないように、誠意ある対処をお願いし、質問を終了します。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後2時46分 休憩

午後3時1分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。

○3番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の豊永であります。早速、もう時間も押しておりますので入っていきたいと思えます。

きょうは三つの点で質問していきたいと思えます。

まず、読書推進について、そして自由校区について、三つ目が寄附条例についてであります。

そして、人吉図書館について、子ども読書活動推進計画について、進捗状況、会議の開催について、学校図書館について、学校での取り組みについて、自由校区（特別区域）の対応について、寄附条例について、この順番で質問してまいりますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、読書推進についてです。

子どもがより読書に親しむ環境をつくるために、子どもの読書活動の推進に関する法律が平成13年12月に施行されました。同法によって、国の基本計画をもとに地方自治体も独自の推進計画を策定することが努力義務として規定されております。翌14年8月には、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が発表され、これに基づき熊本県は、平成16年7月に肥後っ子いきいき読書プラン（熊本県子どもの読書活動推進計画）を作成しました。人吉市も、平成19年3月に人吉市子ども読書活動推進計画を作成されました。この計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5カ年とすることになっております。また、その間の平成17年7月には、読書活動にかかわりの深い文字・活字文化振興法も施行され、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進が図られております。

このように、次々と法律や計画が出てきたのは、やはり読書の重要性が再確認されているからではないでしょうか。読書は、学力の基礎となる読解力や豊かな感受性を身につけるために、子どもにとって欠かすことはできません。しかし現在、テレビ、ビデオ、インターネット、携帯電話などのさまざまな情報メディアの発達普及により、子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘され、問題視されております。

さきの子どもの読書活動の推進に関する法律の中の第2条の基本理念は、「子どもの」——ここでいう子どもは、おおむね18歳以下の者です。「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることをかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とあります。また10条には、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。」「子ども読書の日は、4月23日とする。」と定められております。

人吉図書館においても、読書推進の催しなど新聞報道でも数多く紹介されております。子ども読書フェスタでの優良読書者の発表や表彰なども行われ、また、ボランティアグループ、絵本の読み聞かせの会による読み聞かせなど、地域や学校で活動され、読書推進に尽力されていることに対して敬意を表するものであります。

そこでお尋ねしたいのは、読書離れが言われている中で、人吉図書館で人吉市内と市外を

合わせて年間の利用者はどれくらいでしょうか。また、人吉市図書館の年間の図書購入予算はどれくらいあるのでしょうか、をお尋ねしまして、1回目の質問を終わります。

○教育部長（浦川康徳君） では、お答えいたします。

人吉図書館についてでございますが、すべて18年度実績でお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、年間利用者数につきましては、人吉図書館の入館者数は、乳幼児から成人までを含めまして4万3,551名でございます。このうち、図書及びCD、カセット等の利用者数が、人吉市民の方で1万9,975名、球磨郡内の町村の方が3,921名、合わせまして2万3,896名の方々に御利用いただいております。

次に、年間の図書購入費ということでございますが、479万8,542円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） ただいま答弁いただきました。

かなりの人が図書館を利用されていることがよくわかりました。人数的には、一人の方が何回もカウントされているとは思いますが、これだけの方の利用者の方が本を借りられているというわけでありますので、人吉市図書館としましても図書の充実が求められていると思います。

また、年間の予算も、約500万に近い予算を購入費に充てられているということで、よくわかりました。その年間の予算の中で図書を購入されているわけですが、購入の際の図書の選定の基準というのはどのようにされているのか、また、新刊が毎月発刊されておりますけれども、どのくらいの期間で購入はされているのでしょうか。

それから、利用者のリクエストを募っておられるとお聞きしました。リクエストの全部を購入するわけにはいきませんが、そのリクエストに対しての状況をお尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

まず、購入図書選定の基準と選定方法でございますが、選定基準は1冊おおむね1,000円から3,000円程度といたしております。1,000円以下は自分で購入をお願いすると。しかも一人年間20冊まで、専門書や偏った思想本は購入できないというふうにいたしております。

選定方法でございますが、図書館の全職員、市職員が4名、嘱託司書3名、パート1名で選定会を開催いたしまして、購入判断を行い、毎月購入いたしております。

次に、利用者からの購入リクエストへの対応でございますが、選定基準を説明し、先ほど申しました選定基準でございますが、予約リクエスト用紙で受け付けをいたしております。リクエストいただきました人数と冊数は、18年度が149名で398冊、19年11月末現在が101名で371冊でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今の答弁で、リクエストに対してはかなり柔軟な対応をされていることがわかりました。利用者の声を聞くというのは大切であろうと思いますので、引き続き実施していただきたいと思います。

次のお尋ねですが、人吉図書館では、現在図書館にはない本を相互対策によりほかの図書館から貸し出しをされているとお聞きしました。その相互対策の利用状況と、また郡市内各所を巡回されております移動図書館車——さわやか号ですかね、の利用状況をお尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

相互貸借の利用状況でございますが、18年度は121冊でございます。このうち、人吉図書館からの貸し出しが7冊で、平成19年11月末までは95冊の相互貸借をいたしておりまして、資料の取り寄せは国立国会図書館からも行い、郡市民の方々の要望におこたえいたしております。この相互貸借は、備えつけの相互貸借申請書に御記入いただきまして、1回に7冊までの2週間の貸し出しといたしております。

続きまして、移動図書館車の利用状況でございますが、巡回いたしております各小中学校、保育園、幼稚園、希望ヶ丘等を含めまして32カ所、このうち、議員も御承知と思いますけども、郡内で移動可能なところは巡回いたしておりまして、山田小学校など、希望のありました7カ所を含んでおります。18年度の巡回数は、人吉市内が647回、貸し出し図書が1万9,168冊、郡内で126回、3,380冊でございます。なお、平成19年12月7日までの利用状況は、322回、2万8,297名、貸出冊数で2万695冊でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今答弁いただきました。移動図書館車がかなり活躍しているのがよくわかりました。小学校を初め保育園、幼稚園などかなり巡回されているようであられます。保育園の園児たちもかなり楽しみにしているところでもありますので、行き帰りの際にはどうぞ交通事故等には十分気をつけていただきたいと思います、お願いいたします。

以上何点か図書館の利用状況を質問しましたけども、ことし作成されました「人吉市子ども読書活動推進計画」、この冊子はここにありますが、この目的はもちろん読書の推進ですけども、図書館としてこの推進についてはどうお考えなのでしょうか。また、計画の中に人吉市子ども読書活動推進会議を設置しますとありますが、現在この推進会議は設置されているのでしょうか。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

子供の読書活動推進計画の中で人吉市子ども読書活動推進計画の推進に当たりましては、人吉市図書館を中心に保健センター、保育所、幼稚園、学校、コミュニティセンター、民間団体等が積極的に情報交換を行い互いに協力して総合的な推進体制を整備することが必要で

ございます。そのためには各関係機関や民間団体等との連携を深め計画の進捗状況を把握するとともに、計画の効果的な推進を図るため人吉市子ども読書活動推進会議の設置を掲げております。この計画書をことし4月25日に市内各小中学校、保育園、幼稚園、関係官公庁等へ約300部を配付いたしており、現在も機会あるたびに配付はいたしております。そのようなことでその推進に努めているところでございます。人吉市子ども読書活動推進会議の設置につきましては、策定検討委員会が中心になると思われましても、現在各団体の推進状況の調査を行っているところでございまして、その結果の取りまとめができ次第、早いうちに設置してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） この計画がつくられましてまだ1年もたっていない。また調査も今現段階は調査中ということで、そういうことで結果的には推進計画、今推進中ということで。わかりました。

この計画の中身を読みますとかなりやっぱ取り組みについて、各学校、また、家庭における取り組み、いろんな推進の計画が盛り込まれております。ぜひこの計画に沿って読書推進を図られていただきたいと思います。また、この推進協議会におきましていろんな進捗状況の把握を、この計画自体が5年間ありますので定期的に、年に1回か何回かちょっとわかりませんが2回、3回と数を多くして進捗状況を聞きながら推進していただきたいと思います。

次に、学校図書館についてお尋ねしていきたいと思います。

文部科学省は、平成14年からの5年間で学校図書館の図書整備のために毎年130億円、総額650億円を地方交付税で措置しております。これが18年度で終わったことから、平成19年度から新たに学校図書館図書整備計画として5年間で1,000億円、毎年200億円を地方財政措置とすることが決まりました。1,000億円のうちの400億円、毎年80億円は蔵書をふやす費用に、残りの600億円、毎年120億円は古い本を更新するための買いかえに充てることになっております。しかしながら、御存じのとおり地方交付税で措置されたものは各自治体で自動的に図書の購入費用になるわけではありません。地方交付税は用途が制限されずどう使うかは各自治体の裁量によるので他の予算に流用されることがあるようであります。

そこでお尋ねします。人吉市の学校図書購入費はどれくらいの予算があるのでしょうか。また、人吉市の小中学校の学校図書館図書標準に対します蔵書整備率はどれくらいでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

まず、学校図書館の図書購入経費についてでございますが、平成19年度の予算額は、小学校105万7,000円、中学校150万1,500円、合計で255万8,500円となっております。

続きまして、学校図書館図書標準に対する蔵書整備率でございますが、平成18年度末現在で小学校が85.4%、中学校が93.4%、小中学校合わせまして88.4%でございます。この蔵書整備率でございますけれども県内でも高い方でございます。本市にとりましても非常に厳しい財政事情がございますが財政当局と協議を重ねながら全校が図書標準を達成できることを目指して、今後とも学校図書の整備に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 小中学校合わせて平均88%の蔵書の整備率、かなり好成績だとは思いますが、まだ各学校ではひらきがあるようであります。図書の標準の達成率という点から見ますと、人吉の小学校では1校が113.8%の整備率です。中学校では104.8%、一中が達成されております。100%全部にするにはやはり財源が問題に出てくるわけですが、先ほども説明しましたが、地方財政措置としまして予算も計上されております。それはこれまでの図書費用に上乗せできる財政措置でありますので、厳しいとは思いますが、ぜひ図書の充実を図るためにもまた読書は大切だと教育長も言われておりましたので、ぜひ協議を重ねていただきまして100%に近づけていただきたいと思います、また、100%にしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、司書教諭の配置についてですが、子供の読書活動推進のために学校図書館法が改正され、2003年、平成15年度から12学級以上の学校には司書教諭を設置することが義務づけられました。そこで人吉市の現状をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○教育部長（浦川康徳君） 司書教諭配置の現状はということでございます。司書教諭につきましては、学校図書館法第5条に基づきまして、市内各小中学校に合計で16名を配置いたしております。これは、12学級以上の学校というような基準がございまして、内訳では、人吉東小が4人、人吉西小2人、東間小3名、西瀬小2名、中原小2名、計の小学校が13名でございます。それから中学校は、第一中が2名、第二中が1名、計の3名でございます。このほか司書教諭が配置されていない学校におきましても市の嘱託職員8名を学校図書館担当として配置し、図書館教育を公務分掌として位置づけることで図書館教育の充実に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 答弁いただきまして配置状況もわかりました。次の質問に行きたいと思っております。学校の取り組みについてですが、読書推進に関しまして各学校の状況をお尋ねしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

各学校とも年1回、学校訪問を指導訪問をやっておりますが、校長室にまず入ります。そ

の次に入るのは図書室でございます。図書室は話し合いが始まる前にまず図書室に入って図書室の雰囲気状況を把握するようにしております。

なぜかと言いますと、本市の教育方針に三つほど掲げているわけでございます。一つは、効果的な読書活動の推進をする。それから、学校図書館の効果的な活用をする。それから、先ほどありました子ども読書活動推進計画の実践をすると、こういうことを掲げておりますので、また掲げておることの実践に向けてどういうふうにして取り組んでいるかということでございます。そういうことで小中学校とも読書活動推進の大きな柱として取り組んでいます。

そういうことですので、これに基づきまして市内小中学校におきましても図書館計画を独自に策定しまして、みずから学ぶ力を生む教育の一環として各学校が特色ある取り組みを展開し児童生徒の読書活動推進に努めているところでございます。

特に、小学校におきましては、市内のすべての小学校が保護者を初めとする地域のボランティアの皆様方に御協力いただきながら朝の自習時間を利用する等、読み聞かせや国内一斉の読書活動などに取り組むなど、あらゆる学習の基礎となる読む力、ひいては読解力につながりますが、の育成に重点を置いた活動に取り組んでおります。訪問しましてどこの学校も頑張っているなという感想を私は持っております。また、図書館教育担当を全小学校に先ほどありましたように嘱託員の皆様を含めて配置することで図書館経営の充実と魅力的な図書館環境の整備を図り、調べ学習や情報センターを拠点としての機能向上を目指しているところでございます。

財政当局の協力をいただいでできるだけ予算を減らさないように私たちも頑張りたいというふうに思っておりますが、非常に財政当局も協力していただきまして、そのために先ほどありました蔵書率などもずっと上がってきているというふうに思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今の説明で各学校の読書推進の取り組みに全力を挙げて活動されていることがよくわかりました。また、教育長も読書に関してはかなりの考えを持たれているということもよくわかりました。また、それを聞きまして読書の重要性も再確認した次第であります。

そこで、読書の重要性について保護者の方や子供たちはどう考えているのか。先ほど紹介しました子ども読書活動推進計画の中に資料として最後の方にアンケート調査が添付されております。その中で保護者への質問がありまして、この保護者の方の、これは校區別で言いますと東校区、西校区、東間校区、西瀬校区、中原校区、大畑校区、田野・大塚校区、あと、矢岳校区、この校区内の幼稚園、保育園または小学生の低学年1年、2年、3年生の保護者の方、1,610名の回答の中からの調査の結果であります。その保護者への質問で「読書離れ

の原因は何だと思うか」に対しまして、「テレビやゲームの時間がふえた」、これを選ばれた方が80.9%。また、「塾や習い事の時間がふえた」を選ばれた方は8.3%でした。また、「あなたは子供が読書することは大切だと思いますか」の結果は、「思う」が94.2%、「少し思う」が5.1%で、合計で99%以上のもうほとんどの方が読書の重要性は認識していることがこの結果でもわかります。また、子供に対するアンケート結果もありまして、対象人数はまた違まして、小学校の高学年から年齢的には18歳までの高校生ぐらいまでの方2,307名の方の調査結果であります。その結果では、「本を読むこと」が「好き」「どちらかといえば好き」と答えた方が合計で81.1%、「本を読むことは大切だと思いますか」では、「思う」「少し思う」の合計が89.5%でありました。子供も読書の大切さは認識していることがこの結果でよくわかります。

読書離れの原因として保護者の方はテレビとゲームが出ておりましたけれども、このテレビやゲームを短くすること、また、これをやらない日をつくるノーテレビデー、ノーゲームデーというのがあるんですけども、こういうやつをやることによってまた読書の時間をふやしていく手だてになるんじゃないかと思えます。

そこで一つお尋ねしたいと思います。数年前から人吉市の保育園では月1回ノーテレビデーを設けられて家族全員と一緒に取組んでおられますけども、これはテレビを長時間見ることによって発達に悪い影響を及ぼす可能性が指摘されたために実施されるようになりました。テレビを見ない日をつくるようになって子供と接する時間がふえてよかった、子供と一緒に本の読み聞かせや触れ合う時間がとれたと好評であります。親もテレビを見ないので子供とのコミュニケーションをとるにはこういう日を設定するのもいいのではないのでしょうか。そこで、人吉市内で現在ノーテレビデーなどの取組みをされている学校がありましたら、わかった範囲でお尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

議員御指摘のように保護者も子供も読書は大事であるという認識では非常に高いところがございまして、さて実践となりますといろいろな課題が多いようでございまして。その一環としてノーテレビ・ノーゲームデーについての実施状況でございまして、市内各小学校におけるノーテレビ・ノーゲームは、小学校では7校のうち2校が毎月1回ノーテレビ・ノーゲームデーを設け、その他1校がノーテレビデーのみを実施しております。中学校におきましては、3校のうち1校が同じく毎月1回を実施しております、小中学校合わせまして10校中4校が実施している状況でございまして。

実施しない学校でもいろいろPTA等でいろいろな話があるそうでございまして、まだ実施まで至っておらないようでございまして。要は子供にノーテレビデーを要求するならば親も保護者もノーテレビデー。一緒になってまず親がノーテレビデーを率先してやってみせる、そこから必要じゃないかなというふうに思っているところでございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） まだまだ取り組まれている所もまだ少ないようであります。今言いましたようにノーテレビデー・ノーゲームデー、もう親も家庭で一体となって取り組んでいくことが大切だと思います。今の現代では親子のコミュニケーション不足がささやかれておりますけども、こういうノーテレビデーとかノーゲームデーを持つことによってそういう触れ合いを持つことも大切だと思いますので、ぜひこのノーテレビ・ノーゲームデーを学校、小学校でも中学校でも取り組んでいただきますように御要望いたします。これで読書推進については終わります。

次の質問ですけれども、自由校区、正式には特別区域といいますけれども、この件であります。

現在、人吉市の小学校は、人吉東小学校、東間小学校、田野小学校、人吉西小学校、西瀬小学校、中原小学校、大畑小学校の7校であります。現在町内単位で指定された小学校に通学されております。しかしながら、自由校区、まあ特別区域ですけれども、同じ町内でもこの特別区域の町内の方は指定された小学校とは別に変更できる学校があり、そちらに通学されております。二つの特別区域があります。南町、寺町、田町、上原町、富ヶ尾町、この町内の指定校区は東小学校でありまして、変更できる学校は東間小学校であります。また、下城本町の1町内もありまして、こちらの方は指定校は西瀬小学校、変更できる小学校は人吉西小学校であります。この問題は以前にも先輩議員たちも議会で質問されておりますけれども、幾つかお尋ねしていきたいと思っております。

まず、この特別区域を設定されたのはいつからなのか。また、この区域を設定しなければならなかった経緯をお尋ねします。また、この特別区域の児童で指定校とは別の変更できる学校へ通学されている対象者は現在何名おられるのか、各町内の人数をお尋ねします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えをいたします。

市内における特別区域、自由校区ですけれども、については、ただいま議員から御紹介いただいたとおり市内に2カ所対象区域がございます。この設定時期とその理由でございますが、西瀬小学校から人吉西小学校への変更につきましては、対象区域の交通事情等を勘案いたしまして、通学路の安全確保の面から昭和51年から52年ごろにできたということで、もう30年以上も前でございます。また、人吉東小学校から東間小学校への変更につきましては、こちらの方は時期が明確ではございませんけれども、通学距離の適正化を図るような目的で、いずれも保護者や地域住民の方々から要望を受けまして設定したという経緯があるようでございます。

次に、特別区域に居住する対象児童のうち指定学校以外へ通学している児童の人数でございますが、まず南町からですが東小へ11名、東間小へ3名、寺町から東小へ10名、東間小へ3名、田町から東小へ1名、東間小へ3名、上原町から東小へにはありませんで、東間小に

8名、富ヶ尾町から東小へ1名、東間小へ6名、合計東小へ23名、東間小へ23名、何か平等に分かれているようでございますが、が、行っております。

また、西瀬小学校から人吉西小学校への通学につきましては対象区域が下城本町のみでございますが、現在30名中29名がございまして、そのうちの1名だけが西瀬小へ通学しております。ほとんど全員と言っていいぐらい西小の方へ通学しているところでございます。これが実態でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） ただいま答弁で下城本町で1名、また、東間校区の方では23名、東間校の方もまたかなり多いようであります。この人吉市においても小学校の児童数が減っている状況は、もう現在は深刻な問題であります。また、町内でも小学生が少ない、あるいはいないというのも寂しいものであります。例えばスポーツ大会でも人数が少ない町内とかは近隣の二、三町内での合同のチームをつくらせまして参加されている状態であります。子供の人数が少ない中で、校区別である校区運動会などの行事でその特別区域の子供たちはどちらの校区行事に参加すべきなのか、また、保護者はどちらを主としたかわりを持つべきなのかという問題もあろうかと思えます。また、町内会にいきまして子供会があると思えますけれども、特別区域では子供会も役員の方が一番苦勞されているのではないのでしょうか。町内が一つにまとめられないということです。別の学校に行かれていますのですから子供同士の交流も余りないようであります。保護者も同様で、本来ならば子供会をとおして保護者の交流はできるはずなのですがそこができない。地域のつながりがないと、そういう形で行われておりました。特に小学校の期間というのは保護者会などは行事が多いのでなおさらであります。

その方が言われたのは、同じ町内の子供なら子供の顔を見れば名前もだれだれさんの子供だと大体わかるのにそれがわからんとばい、おかしかると、こう言われました。こういう状況を教育長はどうお考えなのかお伺いいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

非常に難しいと思いますが、この特別区域の設定につきましては、本来対象区域の子供たちが安全に通学できるよう、また、距離的な面などさまざまな利便性を考慮した上で選択の幅を設けたものと認識しております。私も二中出身ですが、下城本町は当時は全部西瀬校に行っておりましたが、大きな道路ができて横断するのに非常に危険が増した、そのころからこの話が出てきたんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、特別区域があるがゆえに校区や町内の行事に参加しづらい、行事に参加してる子供の把握が難しいといった状況が生じていることは教育委員会といたしましても、何と申しますか、まことに残念でなりません。何とかならないかという気持ちがございまして。また一方では、特別区域設定当時のさまざまな実情やこれまでの経緯もございまして、特別区域を見直すことによ

る弊害についても考慮しなければならないとっております。

いずれにいたしましても今後、特別区域を見直すかどうかも含めまして、まず実態をきちんと把握した上で対象児童にとって最も望ましい状態を見きわめながら地域の方々の意見をお聞きしたりしながら慎重に検討を重ねてまいる必要があるかと思っております。保護者の皆様方、そして地域の町内会、校区子供育成会等の皆さん方におかれましても子供たちが自分のその地域に愛着を持って町内会や子供会の活動、そして、校区行事に積極的に参加できるよう考えていただき、御支援、御協力を賜りたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 私もその町内の方が悪いというふうには思っておりません。教育長も言われたとおり、この特別区域があるがゆえにこういう問題が出てきたんだと思っておりますので、もう今の時代では子供は宝であると言えますけども、今のこの少子化ではなおさらであると思っております。また地域にとっても宝であると思っております。学校と地域と家庭が一体となって地域ぐるみで育てていかなければならないと思っておりますので、こういう面では本当同じ町内の子供の顔がわからないという、これはもう本当に防犯面でも問題があると思っておりますので、ぜひとも検討していただきたいと強く要望しておきます。この件については以上で終わります。

続きまして、寄附条例についてであります。

厳しい財政難に苦しむ全国の地方自治体、近年そうした中小の自治体で全国から寄附を募り、それを財源にして政策を実現するという寄附条例を導入する動きが拡大しております。

寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉充実などを目的に複数の政策メニューを提示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附してもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して政策を実行するという取り組みであります。

長野県の泰阜（やすおか）村が2004年6月に、この条例を全国で初めて導入されております。泰阜村は積極的な在宅福祉の取り組みで全国に知られた人口約2,000人の山村であります。村が制定したのは「ふるさと思いやり基金条例」という名称で、1、老朽化した学校・美術館の修復、2、在宅福祉サービスの維持向上、3、太陽光発電エネルギーの活用・普及の三つの事業を提示しまして、1口5,000円で寄附を募りました。その結果、ことし11月末までに計の2,000万円が集まり、その4分の3までが村外からの寄附であります。寄附者からは、年老いても楽しく暮らせる村づくりに期待する。小さな村がいつまでも残るように頑張っていて、などのコメントも一緒に寄せられているようであります。

寄附条例は、地方税とは違った形で自主財源を確保できる意義が大きく、複数の政策を示して寄附先を選択してもらえるので、住民を含む寄附される方の要望が直接反映される効果があります。また、市民参加型の行政も加速し、要望のない政策には寄附が集まらずむだな公共事業は排除でき、しかも都会から故郷への寄附は都会から地方への新たな資金の流れを

生み出す効果もあると思います。

また、地方公共団体への寄附に該当するため寄附者に一定額の所得税控除が受けられます。現在、全国で27市町村で実施しており、熊本県では阿蘇郡の小国町で小国町ネットワーク基金事業の名称で実施されております。小国町ではやはり三つの事業を対象にして寄附を募っておられます。また、上天草市が市ふるさと応援基金条例案を12月議会に提出されるということでもあります。こういう寄附条例について田中市長は導入する考えはあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今回の質問通告を受けまして寄附条例について調べさせていただきました。ただいま議員の御質問にもありましており、平成16年6月、全国で最初の寄附条例が制定されてまして、現在では約30の自治体が制定または制定を検討されているというふうになっております。

この条例の特色といたしましては、地域住民の皆様あるいはふるさとを離れているがふるさとの手助けをしたいという方などから、まちづくりふるさとの応援または景観・環境保全、子供たちの健全育成などの自治体の政策を選択して寄附をすることができるということでございます。

現在、本市の条例規則等におきまして人吉市財産規則に寄附受納の規定がございますが、寄附をされる方が政策を選択できるものでは残念ながらございません。よって、市の政策を選択し寄附を行い、市民あるいは人吉市に思いを寄せる皆様の意思が市の政策に反映される仕組みの条例であれば寄附をされる方にも非常に有益ではあるのではなかろかと考えているところでございます。

しかしながら、皆様から寄附をいただくためには市の政策が他の自治体と画一的なものではなく、寄附に賛同されるだけ魅力のある政策項目を策定して、寄附をされる方々の納得のいく政策を実施することが非常に重要ではないかと考えておるところでございます。この点につきましてはマニフェスト及び第4次総合計画などに沿って見きわめていく必要があると考えておるところでございますが、議員から御提案いただきましたように厳しい財政情勢の中でもございますので、市政に関心を持っていただき、市民と協働してまちづくりを進める手だてといたしまして今後勉強させていただき、その方向に向かいたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） この寄附条例は、まだまだ全国的にも取り組みが始まったばかりで、まだ30カ所ですか、私27カ所と言いましたけども、ふえておりますけども、まだまだ私も勉強不足で、これから勉強していきたいと思っておりますけども、どこの市町村も財政難の中いろんな事業を展開されております。この寄附条例を導入したから楽になるわけではありませんけ

ども、寄附を通じて住民の方が一緒にまちづくりに参加できることが大事だと思います。関係部署におかれましても御検討いただきますよう要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。

　　暫時休憩をいたします。

午後3時49分　休憩

午後4時1分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

　　4番。

○4番（川野精一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。こんばんはに近い時間になってしまいました。4番議員の川野でございます。師走も半ばとなりまして、ことしもあとわずかとなりました。ことしは私にとって環境が一変し、時が進むのをこれほど早く感じたことはいまだかつてありません。毎日が修練、今を一生懸命、今回からの一問一答も精いっぱい努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

　　今回は、教育関係からいじめ問題について、全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）について、来年のおくんち祭について。市長の施政方針より、タウンミーティング「市長と語ろう　かがやきトーク」について。市民の声より、石野公園の立ち入り禁止看板についてを質問いたします。

　　まず初めに、いじめ問題ですが、昨日の御答弁と重複があるかもしれませんがよろしく願いいたします。

　　ことし11月15日、文部科学省が公表した2006年度の問題行動調査結果で、全国の小中学校が認知したいじめが前年度の6.2倍にふえ、12万4,898件であったことがわかりました。驚きの数字です。

　　近年、いじめによる自殺者が相次いだこともあり、文科省が今回いじめの定義を、「弱いものに一方的に攻撃を加え相手が深刻な苦痛を感じた」としていたものから、「心理的、物理的攻撃を受けたことで精神的苦痛を感じた」と被害者側に立って判断する方針に大幅に緩められたことと、約3万件あった県独自のアンケート調査の精査もあって、熊本県は1万1,205件で前年比125倍、1,000人当たりの件数で50.3件、全国平均は8.7件と、全国最多となりました。

　　私は、だからといって熊本県が全国一いじめの多い県とは思っていません。むしろ他県の数が少な過ぎると考えていますし、熊本県は本気でこの問題に取り組んでいる証拠ともいえます。

いじめの全国調査は、社会問題化した1985年度に開始されました。初年度はおよそ15万5,000件、しかし、当時の文部省が86年度にいじめの定義を明確にすると3分の1に激減、その後も減少傾向にありました。しかし、94年愛知県のいじめによる自殺事件が社会問題となり、いじめの定義の解釈を拡大すると2.6倍にはね上がりました。そして、96年以降はまた減少へと推移します。

この経過から子供たちが苦しむいじめに対して正面から向き合い解決しようという姿勢ではなく、件数減らしが目的とされてきたのではないかとの見方をしてしまいます。もちろん一生懸命いじめの解決に当たられた先生や学校もあっての上でのことです。

文科省は、今回の結果を学校現場がいじめの発見に努めている証拠と評価していますが、見て見ぬふりでは件数はふえず、その結果、調査と実態はかけ離れたものとなり、子供たちの命にかかわる重大な事態に効果的な対策を講じられません。

調査結果によると全体の81%は解決済みと回答されていますが、いじめの中身は冷やかしかからかい、仲間はずれや無視が大半で、多くは解消済み、解決済みかもしれませんが、近年のいじめはインターネットも伴い、ますます陰湿化の傾向にあり表面にあらわれにくくなっていると言われています。

私は、この問題に対して子供たちが人として成長途上にある以上、あって当たり前と見るのが現実的であり、いじめを許さないという毅然とした人吉市の方針を、学校・家庭・地域で意図的に育てていくことが何よりも大切であると考えます。

また、認知のきっかけは、1、本人の訴え、2、アンケートなど、3、学級担任の発見、4、保護者の訴えの順で、先生だけでいじめを見つけるのは困難な状況があります。そして、教員の勤務実態調査では、恒常的に平均2時間残業しているのに子供の個別指導に割く時間は平均10数分前後しかなく、その中でいじめを見つけることは簡単なことではありません。子供たちの本音を素直に話せるような触れ合いの時間が必要です。

また、効果的な方策としては、滋賀県において公明党議員の考案で2001年からスタートしたメンタルフレンド制度、これはスクーリングケアサポーターと呼ばれる心理や教育関係の学科に通う大学生などを学校や家庭に派遣し、子供や保護者を支援するもので、大学生が相談相手となり、かかわった9割の子供たちのいじめや不登校が好転してる例もあります。いじめや不登校について現場の経験が浅い若い先生ほど対応に不安を感じるというアンケート結果も出ており、教師を目指す大学生にとっても学生時代に教育現場で得る経験が将来の自信につながる本事業は画期的であります。

そこで、1回目の質問ですが、人吉市における2006年度の問題行動調査結果、特にいじめの実態について具体的な数字や例、特にいじめ言葉を挙げていただき、その対策についてのお考えをお聞かせください。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

いじめの問題経過等について議員がおっしゃるとおりでございますので、私は別に違うことというようなことはないかもしれませんがお答えを申し上げます。

人吉市における2006年度の問題行動等の結果でございますが、議員おっしゃいましたように、いじめの定義が変わりました。いじめられた児童生徒の立場に立つということでございますので、前、18年度途中までありましたような身体的な攻撃とか継続性とか深刻な苦痛とかそういうのじゃなくて、それもですけれども、一定の人間関係のあるものの中から、普通遊んでいる友達の中から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じている、こういう調査が変わったわけでございますので、特に熊本県といたしましては、11月の自殺予告の手紙を契機にそういうことで詳しくアンケート調査をしたわけでございます。ところが、県では3万件も、人吉市で260件も出てきたわけでございます。これはどういうことかということで家庭訪問や子供の面談をして精査しました結果、人吉市では小学校が46件、中学校16件、合計62件を認知したところでございます。62件というのは多いんじゃないかという誤解を受けやすいことだとは思いますが、各学校で子供の一人一人の思いを大事にしながら精査した結果でございます。幸いに多くのいじめが早期に発見できまして、対応することができまして、ほとんどといいますか95.8%は解消できたというふうに報告を受けております。

いじめがあたかもゲームのような感覚で行われているということも世間一般で目にすることでございます。が、私は、人吉市ではゲームのような感覚というのは余りないんじゃないかなと思っておりますが、実際に人吉市内の小中学校でゲームのように行われたという報告は今のところありません。また、いじめの言葉の横行については、最近の日本語の乱れといえますか、若者が使う言葉の中に「うざい」とか「きもい」などを初めいろいろと使われるようであります。ひどいものになりますと「死ね」などという言葉が平気で安易に使われている傾向があるようでございます。そのほかここでは口にはできませんが人権侵害である言葉も使われた節があります。解決には努力しましたが憂慮しているところでございます。いろんなマスコミ等を通じてこういう人権侵害に当たる言葉もこれから用心しないとふえてくるということも感じております。各学校においてもそのような言葉を発せられたときはすぐに指導していただいている状況ですし、人権教育や道徳教育など心の教育には力を入れている状況でございます。

最近の言葉は次々に新しい言葉がつくられて流行する傾向がございます。すぐまねをするということでございますが、子供たちは大人のまねをします。子供を守り育てるためには何よりもまず大人全員が言語環境を見つめ直すことが大切だと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁を賜りました。教育長もおっしゃったとおり、言う方は普通

の流行語的に発する言葉があるんでしょうが、これを集団で言われたりとか隠れて言われたり、そういった被害者の方はかなりつらいものがあると思いますし、そういうものの蓄積によって大切な命が失われるということも実際あっております。こういうものに関して私たち大人がきちんと襟を正して言葉の正しさを伝えていかなければいけないというふうに思います。

次の質問ですが、先ほど鳥井教育長のお話の中にも若干出てまいりました。いじめの早期発見、未然防止について現場の取り組み、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

学校に対する施策といたしまして文部科学省から平成19年2月に、いじめを早期に発見し適切に対応できる体制づくり、そして3月に、いじめ問題に対する取り組み事例集が配付され、平成19年3月には熊本県教育委員会からいじめ対応の手引きを全職員に1冊ずつ配付され研修等も実施してきたところでございます。本年6月は県下一斉に「いじめ根絶月間」としてさまざまな取り組みがなされました。県ではいじめ根絶シンポジウムの開催やいじめ根絶のためのポスター、標語の募集も行われ、人吉市からもポスター57点、標語392点を応募したところでございます。

特に人吉市では、いじめ根絶月間について生徒指導関係の会議や社会教育関係の会議等においてチラシを配付したり説明したりと、その啓発に一生懸命に努めてまいりました。いじめ不登校対策連絡会の開催や、小中学校校長会で作成してもらっておりますスローガン「いじめをなくそう、人は皆喜びあふれ幸せに」の調和啓発を行い、それに伴う校長先生の思いを直接子供たちに訴えるという取り組みなども行ってまいりました。

各学校においてはアンケートの実施、教育相談の実施、必要に応じた家庭訪問、いじめ根絶集会等の実施、校長講話の実施、人権学習の実施、いじめ根絶のための校内研修の実施など、さまざまな活動を実施しております。中には子供たちによる、これは生徒会によるんですが、いじめ根絶宣言を制定する学校があったり、心のつぶやきアンケートや心のチェックカードを利用したアンケート、または定期的にアンケートを実施してきめ細やかに対応するなど、児童生徒一人一人を大切にされた対応が実施されているところでございます。とにかく一生懸命にいじめをなくす、出さないということで全力で対応しております。

このように、しかし、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも発生する可能性があるという認識は大事でございまして、学校現場では危機感を持って一生懸命取り組んでいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） さまざまな対策がとられてる、同世代の子を持つ親としましても、通います学校で現場の先生方、一生懸命対応されていらっしゃいます。ただ、そういった先

生方が子供と触れ合う時間が少ないのではないか。次の質問に入りますけども、先生の子供と触れ合う時間の確保について教育委員会の考え、取り組みをお聞かせください。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

学校訪問等で一番言いにくい言葉と申しますか、遠慮して申しますのは、子供と触れ合う時間をふやしてください、今の学校の現状によりますとなかなか触れ合う時間がとりにくい現状にあるのは事実でございます。しかし、議員おっしゃいますように子供と触れ合う時間というのは教員にとって一番大事なことでございます。学校現場ではそういう公務処理、部活動等を含め残業、持ち帰りの仕事等、私的な時間を献身的に子供たちのために使っているのが現状でございます。また、学校に求められる役割の大きさは次第に肥大化し、大変多忙を極めています。学校に求める前に家庭で行わなければならない教育も学校任せにしているという社会全体の現実があります。このような中、子供と触れ合う時間の確保は大変重要なことであると私たちも先生方も認識はしております。教育委員会としまして子供と触れ合う時間が確保できるように学校にお願いしているところでございますが、例えば部活のない日の設定、さらに昼休みに子供と遊ぶことの奨励、これは昼休みは勤務時間外でございますので余り声高に言えない面がございます。ほっとしてるときに子供と遊べと、しかし、先生方は子供が好きだから遊んでやってくださいという現状でございます。さらに教育相談や個別の面接等の実施、さらに子供理解の時間、子供情報交換会の設定などを行ってまいります。

いずれにせよ子供に寄り添い、子供の心が見えるような取り組みについて配慮をお願いしているところでございますが、家庭で行わねばならない基本的なしつけまで学校にお願いするんじゃないで、そこだけでもしていただきますと触れ合う時間がふえるんだがなとも思っているところでございます。

以上、お答えいたしました。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ４番。

○４番（川野精一君） 御答弁ありがとうございます。教育長おっしゃるとおり子供を取り巻くには、学校・家庭・地域すべての連携が必要だと思っております。御答弁をいただきました。

続いての質問ですが、滋賀県におけるメンタルフレンド制度のような取り組みを実施する予定はございますか。また、既に取り組んでいることがあればお聞かせください。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

私もこのメンタルフレンド制度というのは、本当にできたらいいなと思っている一人でございます。非常にこれは参考になることでございますが、例えば大学生ボランティア等を長期休業中の帰省にあわせて活用するという事も考えられますが、人材を確保し継続的に子供にかかわっていくことが可能かどうか判断が難しいところがございます。また、本市ではスクールカウンセラーの配置や心の教室相談員の配置、親と子供の相談員の配置など行って

いるところでございます。また、学校支援の観点から人吉市全体で学校支援ネットワークの会議、連携強化のため人吉市全体でのネットワーク、これは福祉等とも関係がございます。連携がありますが、養護児童及びDV防止対策連絡協議会、これに入りまして相談体制も充実させる予定でございます。もう計画を進めております。

第一中学校では御存じと思いますがコミュニティスクールが実施されています。教科等支援コミュニティ、地域文化コミュニティ、体験活動コミュニティ、安全コミュニティ、環境美化コミュニティなどが設置され、地域の人材等の中からボランティア等を組織して子供の教育に当たろうということでございます。

今後さらに相談できる体制の充実、相談できる体制の充実についてさらに考えていかねばならないと思いますし、メンタルフレンド制度というのも本当に参考になるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁ありがとうございます。この件につきましては……。

それでは、次にまいりたいと思います。全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）について。

今回、1964年以来43年ぶりの全国学力テストは、さまざまな物議もありましたが、4月24日、全国233万人の小学校6年生と中学3年生を対象に、国語と算数、数学で実施されました。近年の学力低下が問題視されて、文部科学省が全員調査を復活させたものです。競争原理の導入になるとの理由で参加を見送った所もありましたが、私は、現状の子供たちの理解力や学習環境を把握し、補うべき部分の克服に教育努力を傾ける指針として賛成であります。今後は今回のデータを分析し、いかに活用するかを考えるべきです。学力のでき・ふできにとらわれず、とりわけ今回実施の調査結果のポイントとなる資料全34ページにおいて、自尊意識の調査の自分に「よいところがあると思う」、小学生72%、中学生61%の結果は問題だと考えます。子供たちに自信を与える教育をいじめ問題同様、学校・家庭・地域の連携で行う必要があります。

そこで本件1件目の質問ですが、人吉市として今回の調査結果をどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

今回の全国学力・学習状況調査は、学力の状況のみならず児童生徒の学習環境、生活環境等についても可能な範囲で把握するため実施されたものでございます。

ペーパーテスト測定可能な学力に加えまして、学習意欲や関心等の学力の一要素を把握するとともに、学習方法、学習環境、性格の諸側面等や、学校における指導方法に関する取り組みや学校における人的、物的な教育条件の整備状況等、学力との関連の把握等を分析する

ために質問し、調査も実施しております。

まず、ですから、このテストの結果は先生たちに一番、指導の方法そういうのを改善を促すテストと受け取っております。まず、先生方がこれまでの、この結果を見て指導のどこに欠陥があったのか、落ちがあったのか、いいところはどこだったのか、そういうのが私は一番大事だと思っております。それに議員からありました学習状況と自尊感情というのがありました。御指摘のとおり、72%、61%でございますが、自尊感情がその人自身に常に意識されているわけではないことから、学年が上がるごとに謙虚に回答した児童生徒も考えられますが、それでも自尊感情が高い状況とは言い難い。これは外国に比べても同じことが言えるんじゃないかと思っております。自分のよいところに気づくことは積極的に意欲的に経験を積み重ね、満足感を持ち、自己に対しても他者に対しても受容的である、このことにつながります。この調査結果から自尊感情を高めることも重要な課題の一つであるととらえているところでございます。

他の質問事項においても調査結果を踏まえ、学習環境、生活の諸側面等や学校における人的、物的な教育条件の整備状況等についてしっかり検討していきたい。私のところにもかなりのあれが来ておりますが、差し当たっての検討事項でございます。まだまだふえて、詳しく検討していきたいと、このように思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁賜りました。

次の質問でございます。今回の調査を踏まえて今後どのような対策や計画をお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

今後どのような対策、計画ということでございますが、質問し、調査結果等につきましては、課題把握、学力との相関分析を急いでいるところでございます。先ほど申し上げましたが、これが各学校から上がってきた、差し当たっての分析結果でございます。グラフ等を入れて、県や全国と比べてどこが劣って、どこがよかった。そして環境面はどうしなくちゃならないか、それをまだわかったのが余り早くではありませんので、今早急に学校で検討しているところでございます。したがって、この結果を受けて、こうだ、こうだということはまだはっきり申し上げられませんが、人吉市教育目標に学校・家庭・地域の連携を密にし、あらゆる教育活動をとおして児童生徒の確かな学力を身につけさせるとともに、子供たちの豊かな心を育て、人生や社会を乗り切っていく生きる力を育成すると掲げております。今回の質問事項の内容からこの人吉市教育目標の具現化に努めることが、今回の調査から明らかにされる課題解決への一つの道であると考えておりますので、どう結果を見て具現化するか、これが学校に課せられた課題でありますし、人吉市教育委員会についても課せられた課題で

あるというふうに思っておりますので、最終的な計画はちょっと待っていただくということになると思います。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁をいただきました。最終的な結果はこれからということで、このデータをぜひ生かしていただきたいというふうに思います。

そして、人吉市教育目標の中の生きる力、これに関しまして、これに自尊意識というものが強くかかわってくると思います。ここで市長の御答弁をお願いしたいんですけども、自分によいところがないと思ってる小学生が3割近く、それから中学生では4割ほどある現状が当人吉市にも似たり寄ったりであると。この現状を市長はどうお考えになって、いかにあるべきか、お考えをいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

いずれにしても自分自身のよいところを見出せないまんまに過ごしている小学生が約3割、中学生が4割ということでございます。よって、昨日も申し上げましたけれども、教育の一番の大切な要点の一つに、私はやはりほめることだと思います。それをもし自分自身で発見できないまんま、いわゆる心の迷いがある子供がいたとしたならば、やはり学校サイドの中でもその子供たちのよい点に気づかせてあげる、さまざまにほめてあげることが非常に大切ではなかろうかなと思っております。

平成4年に第一中学校のPTAにかかわらせていただきました折に、実は空き缶を集め、ネパールへ学校を贈る運動を展開したわけでございますけれども、できるだけたくさん持ってきていただきたいわけですが、しかし、その中に一人、空き缶をきれい展開をして、それをきれいに打ち伸ばして持ってくる子供が1人おりました。で、もうまさに将来はすばらしい板金工になるのではないかなと思ひまして、一生懸命その子を励まして、私も1年間その子と交流を深めたところでございますけれども、どんなことでも自分自身がよいと思うような自信をつけるためにはやはりほめることではなかろうかなと思っております。御承知のとおり朝から晩までけなされた子供とほめられた子供、そして、豊かな愛情を注がれた子供、将来ともに人生が変わってくるというのは一つの調査報告もあるわけございまして、大いにほめて育てる、もしくはそういう3割、4割の子供たちには周りがそれを発見できるようなやはり行動を起こしてあげることが大切なことではなかろうかなと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁を賜りまして、突然の御答弁ありがとうございます。

本当に子供たちは私たちの宝であります。いじめ問題にしても、これから子供たちを育て

ていくにしても、親の責任、学校の責任、地域の責任、それぞれを全うして、地域の宝である子供たちをはぐくんでいきたいというふうに思います。

続きまして、3点目の来年のおくんち祭につきまして、本年9月の第4回定例会におきまして松岡議員とともに青井阿蘇神社秋の大祭、例大祭おくんち祭の平日開催に伴う教育現場の対応について質問をさせていただきました。長い歴史に培われたおくんち祭は、郷土を愛する心をはぐくむ有意義な教育の機会であることを進言申し上げましたが、各学校での参加目的が異なっているのが現状でございます。学校サイドでも年度当初のスケジュールで当日は全校を休校もしくは短縮授業とし、代替授業日を設定するなどの統一見解があればスムーズな運営が可能かと考えますがいかがでしょうか。次年度の学校事業の策定に間に合いますよう、今回御提案も含めまして御質問いたします。

○教育長（鳥井正徳君） おくんち祭についての学校サイドはどうかということでございます。

おくんち祭は、長い歴史と郷土が誇る貴重な伝統文化であることは言うまでもございません。また、各校区に残る遺産や伝統芸能もその地域の住民の方々にとっては大切な宝でございます。人吉市にはそういうのがたくさんあります。子供たちの教育にとっては貴重な教材となり得るものでございまして、これらの遺産や伝統芸能を活用し教材化するに当たってどの遺産や伝統芸能を取り上げるかはそれぞれの学校の地理的条件や地域性が大きくかかわってくることになります。

したがって、すべての学校でおくんち祭の神幸行列がある日を1時間授業にし家庭に帰した場合あるいは学校を休みにした場合、いろいろ考えなければならぬことが出てまいります。保護者の責任のもと参加させることになります。そうした場合、例えば青井神社に遠い市内の小学校においてはパレードへの参加は現在非常に少ない。パレードに参加する児童はとにかくパレードに参加しない大半の子供はどうするのか、祭り見学への行き帰りはどうなるか、そういう問題も出てまいります。

そして、行列が終わるのは午前中でございます。大体昼までで終わります。現在のお祭りはその後子供が喜ぶようなことはほとんどございません。それで子供たちは遊んでる。特に学校から遠い所の子供たちは、昔は親が連れて祭りに来ていました。そしていろんなものがありまして祭りを堪能して帰っていましたが、現在は午前中は保護者が付き添っても午後は仕事に行くと、子供たちは家にいると。そういうもろもろのことも学校は考えるわけでございます。参加させるために早く家庭に帰したり学校を休みにしても子供たちが本当に祭りを楽しんでもらわなくては困るわけでございます。このような問題をクリアしなければ普通の日に祭りの行列があった場合、全校休日とか短縮とかは学校も簡単には決められない状況がございます。したがって、現段階では学校の地理的条件や保護者、地域の状況等を考えると、教育委員会で、こうしなさい、あしなさいということには厳しい状況があります。

おくんち祭が全市民のものとして今まで以上に盛んに、全町民が参加してお祭りを楽しむという雰囲気は早く出ることを、それならばまた対応も変わってくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

青井阿蘇神社は人吉市民の誇りであることから、各学校のおくんち祭への参加については今後さらに検討していただくよう学校側にお願いしていきます。ことしも何らかの形でどの学校も参加していただきました。それ以上にできないかというようなことを含めまして検討をお願いしたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁をいただきました。先ほど来から出てます、子供をはぐくむには学校・家庭・地域、この問題にも当てはまってくると思います。つまり、学校サイドでお休みを、もしくは短縮時間を設けて、親と、戻ってきた子供、下校した子供たちに例えば地域で、町内会で、それから親の責任で子供を学校に、お祭りに参加させる、そういった教育現場、学校の労苦もさながら私たち大人とそれと地域が関連してお祭りを盛り上げていく、そういう責任をしっかりと自覚させていただきました。

また、青井阿蘇神社は国宝指定を目指しておりまして、間もなく指定の調査団が人吉市に来られるというふうに聞いております。そういう部分でも国宝に認定されるぐらいの貴重な歴史的神社仏閣、それから教育の玉手箱を十分に活用した教育であってほしいというふうに考えます。この件につきましてはこれで終わります。

次に、タウンミーティング「市長と語ろう かがやきトーク」についてですが、田中市長がマニフェストにうたわれましたタウンミーティング「市長と語ろう かがやきトーク」が、計13回にわたり市内各地で開催されました。私は、うち3回に参加の機会を得ましたが、市長の人吉市を何とかせんにゃいかん、との市長の熱い思いを市民の皆様に伝えることができたよい機会であったと思いますし、議会とは違う立場で人吉市のリーダーがどのような考えをお持ちなのかライブで聞くことでまた理解も深まりました。しかしながら、私が参加した会場は参加者が少なく、せっかくの機会を大変もったいなく思った次第です。

そこで質問ですが、今回のタウンミーティングへの参加者は何名だったのでしょうか。それから、今回のタウンミーティングでの主な意見はどのようなものがありましたか、市長の感想もあわせて成果のほどをお聞かせいただきたいと思っております。また、今後のタウンミーティングの実施予定はございますでしょうか。

○総務部長（秋山健児君） 議員の御質問にお答えをいたします。

今回実施しました市長のタウンミーティングにつきましては、10月21日から11月28日の間、市内13会場にて開催をいたしました。参加人数につきましては合計で411名の参加があり、1会場平均30名強でございました。

それから、タウンミーティングの中でどのような意見が出されたかということで、多く出された意見についてお答えをさせていただきます。

まず、マニフェスト実現に向けた予算につきまして、特に人吉駅舎改築とその周辺整備などの財源に対する御質問がっております。次に雇用の場の創出ということで企業誘致につきましては、人吉市出身者に呼びかけてもらいたいという御意見や、農産物のブランド化におきましてはどのようなものをつくってどのように販売するのか、また、観光面におきましては大型バスの駐車場の問題、わかりやすい案内表示、球磨川下りのコースや発船場付近での屋形船、また、中心市街地整備におきましては物産館や道の駅などの多くの御意見をいただいております。そのほかにも生活に密着した問題や、各校区における独自の課題としまして、西校区におきましては、御溝川の改修問題、中原校区では川辺川利水問題、東間・大畑校区では有害獣、これはイノシシ、鹿の駆除問題について御質問、御意見をいただいております。また、出された意見につきましては、まず12月15日号広報にて報告版としまして多く出されました意見を中心に掲載することとしております。ただし、広報の場合は紙面の都合がございますので、全会場で出された御意見につきましては整理をした上で市のホームページや各コミセンでも見るようにしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御回答賜りました。今回のタウンミーティングにつきましては、私は市民の参加が少なかったんじゃないかというふうに思っております。市のリーダーが発言する場であるならば市役所挙げて広報すべきではないのかという思いがいたしました。この件につきまして執行部の御姿勢を聞きたいと思っております。お願いいたします。

○市長（田中信孝君） かがやきトーク実施をさせていただきますして、私といたしましては、会場によりましては多少の増減はありましたものの、411名の皆様方が御参加をいただき、私といたしましてはまことにありがたく感謝をいたしてるところでございます。マニフェストに関しましてもさまざまな御質問をいただきましたし、また地区地区のさまざまな問題も要請をいただいたところでございます。私の感想といたしましては、参加者の感想アンケートを見る限りおおむね良好であったのではなかろうかなというふうに思っております。

川野議員御指摘のようにもっと大勢の方々にお越しをいただき、お話を聞いていただき、または御意見を賜るということがもっとももっとこうふえてくればより身近な行政姿勢になっていくだろうというふうには思っているところでございます。よって、今後実施予定はあるかという御質問でもございますが、今回の実施したアンケートも踏まえまして、さまざまにどのような形が今後「市長と語ろう かがやきトーク」というものを実施していく中でよりよい大勢の方々に御参加いただき、御意見を賜る機会としていくにはどのようにしたらよいかということも検討して今後考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（秋山健児君） 今回のタウンミーティングにつきましては、初めての試みでもあり、日程や時間帯の設定、タウンミーティングアンケートで出されました意見など、検討すべき課題もございましたので、今後実施する場合におきましては課題への対応についても考えてまいりたいと存じます。

また、周知につきましては、市広報紙、市ホームページ、報道機関、それやら町内会長さんとおしての依頼、また、市職員におきましても部長会とおしての周知などを行ったところでもございましたが、実施までの期間が短く、全市民への周知徹底までは図れなかった点もあったかと感じております。今後実施する場合はこのような点に十分に配慮し、より多くの市民の皆様にご参加いただくよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 丁寧な御答弁をいただきました。

それでは、次にまいりたいと思います。次に、市民の声より、石野公園の立ち入り禁止看板につきまして御質問申し上げます。

今回、市民の方より、石野公園の古民家の所の看板が観光施設とは思えない文句でつづられていると聞き、調査を行いました。なるほど、これは告げるという「告」ですね、「告、許可なく民家に近づくことを禁ずる。石野公園管理室」の木製の看板が2軒の古民家の両サイドに計4カ所立ててありました。観光で訪れた人にとって不愉快な看板ではなかろうかとの思いと、どういういきさつでこの看板が立てられたか大いに疑問であります。

で、質問でございますが、この看板の意図は何であるのか御質問いたします。また、この看板の意図が危険を知らせるものだとすれば、保安上または危機管理の面でもその旨を書き入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。そして、この古民家は善意の方からの贈呈と聞きました。古民家の維持管理費はどこから出るのでしょうか。また、今後修理等の予定はございますでしょうか。そして、今後の活用方法についてお尋ねいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、看板の意図とは何かということでございますが、石野公園には二つの古民家がございます。旧高田家住宅は平成元年に、旧蓑毛家住宅は平成2年に移築されておまして、もともと古い建物でありますので傾きなどの老朽化が激しく横から支えをしているところで、観光客などの来場者の安全を考慮いたしまして、その周辺を立ち入り禁止とし、看板を設置してございます。

また、看板に告、告げるですかね。許可なく民家に近づくことを禁ずると書いてありますが、これは、昔話風に古民家にあった表現をしたつもりで作成しております。議員が御指摘されましたとおり古くて危険であるためといった表記はしておりませんので、今後どのよう

な表記が適切か関係各課と協議しながら修正してまいりたいと存じます。

次に、古民家の維持管理費ですが、土木費の都市計画費公園管理費で、他の公園と同じ費目でございます。現在修復の予定はございませんが、今後は譲り受けた方の了解を得ながら関係各課と協議を行い、後世に残さなければならない歴史的価値のあるこの古民家を財政的に厳しいときではございますが修復が可能かどうかを調査してまいりたいと存じます。また、今後の活用方法につきましては石野公園の運営委員会や事業審議委員会で協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁をいただきました。やっぱり危険なんですね。観光立市を推進する以上、文言等にも気配りをしないといけないと思います。また、安全の確保は何よりも優先されるべきと思いますし、これもわかりやすい表示とともに柵を設けるなどの安全策が必要だと思いますので、これは石野公園内にとどまらず、再度安全管理の徹底をいただきますようお願い申し上げまして、一般質問を終了いたします。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後4時59分 休憩

午後5時14分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 11番の森口でございます。よろしく申し上げます。大変お疲れさまでございます。終了時間がきのうの時間を大幅に上回るかなというところでございます。球磨弁で「どこ残そうに」という言葉がありますが、時間的には「どこ残そうに」という気持ちで上がってまいりました。どうぞよろしくおつき合いを願いたいと思っております。本日は2点通告をさせていただきました。まず、第1点目が市長の政治姿勢ということで、川辺川ダム建設問題に関する市長の政治姿勢についてお伺いをしてまいります。2点目は学校教育関連ということで、施政方針における全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の調査結果関連についてということで通告をさせていただきました。この件につきましてはきのう下田代議員、それからつい今しがた川野議員が質問をされておりました。随分議論されていたようでございますが、私は私なりに違った視点から、特に市長が施政方針で成績は全国水準だったということをおっしゃっておりますので、その成績に焦点を当てながら進めてまいりたいと思っております。

ところで、私は9月議会で川辺川利水事業問題を取り上げさせていただきました。そのと

きに、万が一ここで休止という事態になれば人吉球磨は撃沈の憂き目にあうという発言までさせていただきますが、どうもそのような状況になりつつあります。大変残念でございます。ただ、おとといですね、少しちょっとした動きがございまして、どのようになるのか予断を許さないというところでございます。そういうことを感じながら今上がっておりますが、私はこの利水事業に関して市長にまず冒頭要望をしておきます。

実は、先月の中旬ごろNHKテレビで「その時歴史が動いた」という番組やっております、1500年前の継体天皇の話をやっております。聖徳太子のおじいちゃんだそうであります、ごらんになった方もいらっしゃると思います。その方は北陸地方から大和の国へ迎えられて天皇になった方でございますけれども、この人の残した事業の一つに、御自分の出身地である越前平野の民を救うためにその平野に利水・治水事業を展開して、その事業は1500年たった今なお感謝の念を持って語り継がれているというようなことを放送してございました。それから時代はずっと下りますけれども今から250年前、これはもう市長御存じだと思いますが、米沢藩主の上杉鷹山は同じく米沢平野に堰をいろいろつくりまして、自国の領民を救うために大がかりな利水・治水事業を展開したと、大いに救われたと。で、新たな開田事業に対する希望の灯をともしたということもこれはもう有名な話であります。それからまたずっと下りまして、これは現代の今のお話でございますけれども、山形県に人口2万5,000人、豪雪地帯であります高畠町という町がございまして。これはいわゆる有機農業の里として大変有名でありまして、御存じの方いっぱいいらっしゃると思いますが、そこには高畠病という病があるそうであります。どういうことかといいますと、そこに訪れてその食と農業に触れた人はまた行ってみたいくなる、やみつきになる、そして住んでみたいくなるという町であるということで紹介されておまして、既に50名以上随分大勢の人が全国各地から若い人が移り住んで、農業にいそしんでいるそうでありまして、これもひとえに豊かな水と土地があるからであると紹介をされておりました。

そういうことをいかに水が人を救い地域を救い国を救ったかという話は全国至るところにあるわけですが、一方我々のふるさとを振り返ってみます、この人吉球磨を振り返ってみますと、周りを山々に囲まれまして、まことに日当たりもよろしゅうございます。風光明媚、真ん中に三大急流の一つ、母なる川球磨川がどっと流れております。そういう地域、農業にもうってつけの地域であるにもかかわらず、いまだに水不足に悩んでおられる農家の方が数多くいらっしゃる。しかも、その対象面積は絞りに絞っても1,299町歩という膨大な農地であります。まことに不思議な、摩訶不思議な土地柄かなあというのを今私は感じております。私は、この人吉球磨というのは、基盤づくりさえしっかりしておけば、これは世界的な食糧危機が、今そういう状況にありますけれども、発生しましても、たかだか人吉球磨10万程度の人間は、この盆地内の産物で十分生活はできる、それくらいの力を内在した盆地であろうと、私は思っております。そういうことで、いわゆる50年後、100年後を見据えた

農を基盤とした地域社会、持続可能な地域社会の形成というのが、結局はそういうことなのかなと思ったりしております。そこで市長におかれましては、これからいろんなことがあるかもしれませんが、ぜひとも休止になりましたときには、一日も早い復活に向けてあらゆる手だてをとりながら、活動を展開していただきたいということをまず要望をしておきたいと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

まず、市長の施政方針ということで、第1点目でございますが、11月29日の新聞報道、それから潮谷知事が退任の意向を表明されましたけれどもその翌日の12月6日の報道の記事についてまずお尋ねしてみたいと思っております。

要するに、ダム問題に関する潮谷知事がこれまでとってこられました中立という姿勢に対しての市長のコメントでございます。記事を持ってきておりますけれども、熊日ではこのように報道されました。「田中市長は同ダムに中立の立場を貫く潮谷県政の2期8年の間に地元の対立と混乱が助長されたと指摘。ダム問題は県政に横たわる重要な課題、知事が明確な判断を示すのは当然のこと」というように報道をされております。それから別の新聞では、「知事の2期8年はダムをめぐる地元住民の対立という実害を招いた」と、こういう表現されたかどうかわかりませんが、報道ではこういうふうになっております。

そこで、この問題はこの地域にとりまして最重要案件の一つでございます。そのことに対する市長の御意見が、私どもは報道を通じて知り得たわけでございます。市長の気持ちが報道を通じて知り得たところでございますけれども、こういう案件につきましては、やはり我々はその責務としてこの本会議場でぜひとも市長御本人の口から聞いておかなければならないと、そして議事録に残さなければならないという思いでこの点をまず通告しております。まず第1回目、改めて熊本県知事のこれまでの中立姿勢につきましての市長の御見解をお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

潮谷知事の2期8年の間、知事御自身、ダム問題に関しさまざまな御意見を聞かれてこられたと存じております。その中の一つ、以前、相良村体育館で行われた公開討論会でございますけれども、賛成・反対に入り口さえも分けて行われ、そしてその実際の公開討論会の内容はどうかと申しますと、内容はそれぞれ賛成・反対の答弁があったわけでございますけれども、しかしその環境たるや、やじ怒号が渦巻く中で行われて、かつてこのような対立と混乱を招いたような会合は、この人吉球磨地方にはなかったであろうというふうに私は感じた次第でございます。私自身も非常に嫌悪感が走るようなそういう会合でございました。

同じ地域に住む住民同士が激昂し言い争う姿は、ダムに対する対立や混乱を助長したと、私はそのように当時感じたわけでございます。もちろん水害という災害、さまざまにこの人

吉球磨地方受けております。それはもう御承知のとおりでございますが、しかし、住民同士が相争わなければいけないという人間の対立、それも大きな私は実害ではないかというふうに認識をいたしているところでございます。賛成・反対どちらの立場にあらうとも、まずは静かに相手の意見を聞き耳を傾けて、お互いの意見の違いを認識し合い、どのようにしたら解決できるだろうかというそういう姿勢こそが求められるのではなからうかなというふうに思っております。

しかもこのダム問題、御承知のとおりもう41年を経過いたしております。その中でさまざまにやはり翻弄されてこられた方々というのはもう申すまでもなく五木の方々でございます。その41年という経過、経緯、そして潮谷知事の2期8年というこの時間を考えますと、もし3期目に挑戦されるのであれば、ダム建設に関する是非をやはりマニフェストとして明確にお示しになるべきではないかと。もし中立として出馬をされるということであれば、いつそれを自分自身は明確にしますよというふうな御意見を述べられる機会、時期を示される必要があるのではなからうかという観点からコメントしたものでございます。

以上、お答えをいたします。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） お気持ちをお聞きすることができました。気持ちは私はダム推進のずっと立場で参っております。今市長がおっしゃったような気持ちをずっと実は持ち続けておりました。ただ正直言いまして市長の口から、私には突然のように思えたんですけれども、今のようなお気持ちをお聞きすることには少しちょっとした驚きを実は持っております。それが正直な私の今の気持ちです。

潮谷知事のことにつきましては、私も随分とここで御無礼ではございましたけれども言わせていただきました。と申しますのは、もうよく御存じのとおりなんですが、潮谷知事の前の福島知事それからその前の細川知事、細川知事も何とかしてくれということで現地に入られてみずから判こを押されてるんです。福島知事も、何とかしてくれということで、うまく話し合いが進みまして、みずから現地に入って判こを押されたんです。悲しいかなああいう事態になりまして、潮谷知事がその後をお引き継ぎになった。お引き継ぎになった途端に、あれは当選された翌日だったと思います、翌日か翌々日だったと思いますが、環境アセスという言葉が口にされまして、もうその環境アセスという言葉が出た瞬間から、ストップしたんじゃないかって逆行してしまったんじゃないかとダム問題が、そのような感覚を持っております。

それ以来、本当にこの人吉球磨は対立と混乱の地域になってしまった。イメージそのものも、この盆地がいかにも争い事にまみれた暗いイメージが定着してしまったんじゃないかなと思っております。毎日毎日ではないんですけれども、例えばさっきおっしゃった住民討論集会の模様なんかも、あれ9回でございましたか、開催されたその模様が大大的にメディア

を通じて外へ流される、あるいは普段からもテレビで対立があるんだとか、新聞でもそういう報道、そういうのばかりがこの人吉球磨から発信されてしまった。これは私はダムそのものに対してだけでなく、観光立市を標榜している人吉市にとっても非常に私は大きなダメージを与えてしまったと、そのようにとらえております。

といいますのは、やっぱり観光振興を図っていく上でやはりまず大事なのはイメージ戦略だと思うんですね。やっぱり観光地はイメージがよろしくない、どうもよくないんじゃないかと思っております。例えばゆっくりくつろぐとかのんびりしたい、あるいは明るく楽しくとか、そういうイメージがあって初めて私は観光地たり得ると思うんです。ところが、この人吉から流れ出る情報、発信される情報は、混乱、対立、住民同士のいがみ合い、そういうのがこの8年間本当通算もうほとんどだったと思います。そういうことで、私は非常にこのそういう意味でもこの人吉球磨に与えた影響というのは、失われた8年どころの話じゃない、もっともっとよく考えると大きな影響があったなと、今も大変残念に思っております。かつて100万人いた観光客が今80万人です。20万人も落ち込んだ、徐々に徐々に落ち込んでくる。やはり私はこちらから発信されたイメージがそういうものを、言葉には出さなくても県内外の人にそういう負のイメージを与えてしまったんじゃないかなと思っております。

これは二、三年前申し上げましたけども、地域流通経済研究所が調査したんです。そのときに、九州三十五、六ポイントで行ってみたい場所、人吉は下から二、三番目なんです。そういうイメージだったんです。ですから、この2期8年間というのは本当に残念な8年間であったと今思っております。

そこで、市長に改めて本日はお伺いするわけでございますけれども、市長はかねがねこのダム問題に対する御自分のスタンスとして、賛成・反対よくわからない、その意見を十分踏まえながら来年度中、ということは21年の3月が要するに最長で来年度中ということでございますけれども、それまでには決断したいということをおっしゃり続けておりますが、私は大変失礼なんですけど、賛成・反対よくわからないという部分は、実は市長御自身の部分も相当あったのかなというのを自分勝手に想像しておりました。といいますのは、6月議会でこの問題取り上げさせていただきまして、そのときに、これはもう当然のことだと思うんですが、本議会、前期ですけれども建設促進に対する意見書が採択されたことも御存じなかった、そのときのメンバー大半も残っている、そういうのを御存じなかったし、それから、例えば国会で40.7水害はダムの影響だという理論的な根拠はないんだというようなそういう調査報告でありますとか、いろんな治水に対するシミュレーションが書いてある冊子、その存在も御存じなかった、あるいは選択取水という最新技術を備えた、五、六年前にできました温井ダム等々も御存じなかったということで、市長がかねがねおっしゃっております賛成・反対よくわからないというそのよくわからないという部分は、私は自分勝手に市長御自身のことも大いに含めてのことだったのではないかなというような感じでございました。しか

しもう就任されてから7カ月半ぐらいですか、この間にいろんな利水関連あるいは治水関連、ほかの他町村長さんたちとの会合等々含めていろんな情報が入ってきて、随分わかりになったと思うんです。そこでお聞きするわけですけれども、私は6月に一刻も早く決断なさった方がよろしいのではないですかと申し上げておりましたけれども、市長としましては今なお来年度中に決断するというお考えについてお変わりがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。正直言いましてよくわからないという部類に私も入って現在もおると思います。さまざまに森口議員を初めいろんな方々から御教示をいただいたり反対の方々の御意見もお伺いしたりしているところではございますけれども、私も中立の立場で市民の皆様方の負託を得たわけでございます。よって、先ほど申し上げましたように41年も経過をしている、しかしよくわからないという立場の中で、軽々に判断をすべきではないと、やはりさまざまな御意見を賜る必要があるという立場でございまして、6月議会では来年度中にはダム問題、治水対策への意見、私の提案なりを申し述べさせていただきたいと申し上げたわけでございます。よって、この決断の時期は現在変わっておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 気持ちは変わらないという御答弁でございましたが、失礼な物言いをさせていただくかもしれませんが、市長の任期というのは4年間でございます。来年度中ということは最長2年間、その半分を中立という立場で、まあ選挙のときの公約はございましょうけれども、中立という立場でお通しになるのは私はあんまりよろしくないのかなと、いや、かなりよくないのかなという気持ちなんです。要するに中立なんですけれども見方によってはどっちつかずというような見方をされる方もいらっしゃいまして、やはりその辺のところは地域のトップリーダーとして、どっちにしろしっかりとしたスタンスを明確にすべきであり、その決断は一日も早い方がいいと私は今なお思っております。

そう言いながら、実は勝手に想像させていただきましても、私は心の中では市長は一勝手に想像させてください、容認の方へお向かいになってるのかなという気持ちが実はしてるんです。というのは、6月議会で基本高水7,000トンについて質問をいたしました。この数値につきましてはダム反対派の方々は絶対にお認めになりません。潮谷知事も、中立と言いながら、この7,000トンの数値には不満をあらわにされておりました。市長に私お伺いしましたら、この基本高水7,000トンという数値は、現在の知見に照らして妥当な数値であると思うという答弁をちょうだいすることができまして、実はそのとき私はおっと思ったんですけれども、そういうことを考えまして、自分勝手な想像では市長もそういう方向にあられるのかなと、想像の域を出ませんけれどもそのように思っております。

ただ、状況はここに来て大きく変わろうとしております。潮谷知事が退任の意向を表明されました。当然、退任されるわけですから知事選挙が行われます。それにつきましても当地元から御高名な方がおととい出馬をなさいました。この知事選挙への対応というのは、どなたがお出になろうとも私は、県下14市のその一つの市の長である方は立場を明確にして臨むのが私は責務であろうと思います。当然、そのようなしっかりしたスタンスは我々議員にも求められるわけですから、そういう意味からも知事選への対応、こういうのも出てまいりますので、田中市長におかれましては決断する時期は当然早まってくると思うんです。ですからせめて、今なお来年度中ということであれば、何だまた宙ぶらりんで延ばしちゃうんじゃないかという話にもなりかねませんし、市長のお立場等々も私は心配しながら、来年度中の早い時期に決断を下したいという立場になられた方が、私はリーダーのあるべき姿かなというふうに思っておりますが、重ねてお聞きします。今のお気持ちについてお答えください。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。御心配いただきありがとうございます。森口議員のもう御想像におこたえできずに残念でございますけれども、基本高水7,000トンにつきましては、基本高水が高ければ高いほど河川の治水対策が堅固のものとなり、安全で安心した暮らしが保証されるというふうに私は考えております。基本高水毎秒7,000トンにつきましては、国土交通省の見解とともに、私は昨年の川内川流域の災害時の最大流量が毎秒7,800トンであったと。その報告を受けまして、一山越えればこの人吉球磨地方であったわけですから、近年の異常気象を考えましても、7,000トンという数字は決して高い数字ではないと考えておるところでございます。このことによってにわかに決断がよって固まったというわけでもございません。市民の皆様方の御意見も賜り、慎重に私の意見をまとめたいと考えております。早まったということではございません。

お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） そういうお気持ちであったら仕方ございませんけれども、私は今なお一刻も早く決断をなさった方がよろしいのではないのでしょうかということをお聞きしたいと思っております。

それから、今洪水のこと少し出ましたけれども、ついでとっては何でございますけれども、洪水対策について少し市長の意見もお聞きしておきたいと思っておりますが、私は近い将来、川辺川が異常出水するのではないかなという心配を、強い心配を持っております。3年連続で避難勧告が出ました。あのときは雲の動きなんかにも助けられたんですけども、あれ同等かそれ以上ぐらいの雨降ったら、これはもう大変なことになるぞという意識が今あるんです。

といいますのは、せんだってずっと調査いたしましたけれども川辺川の上流域、川に対す

る土砂の堆積が物すごいんです。本当にふちというふちがなくなっちゃってます。以前は川船も随分浮かんでるようなふちがいっぱいありましたんです、それが全部埋まっちゃってます。だから、アユがとれないんじゃないじゃなくてアユとる場所がないんです。既設導水路活用案の取水口、行かれたと思いますけれども、あの場所も土砂がたまっていましたでしょ。ああいう状況、あそこも青々してたんですかつては。ああいう状況がずーっと中心地から上の宮園、上荒地付近まで続いているんです。これは地元の人が、特にここ数年で物すごいことになったというので、地元の人が驚いています。

ですから、私はああいうのを見たときに、もちろん相良村も土砂堆積してる部分随分ありますけれども、ああいう状況を目の当たりにしたとき、これは大変なことになるなというのを実感として持っております。よく、例えば自分ちの裏山が亀裂ができたり石垣が壊れそうになったりしたらすぐ大変だということになりますけど、どうもこの付近にいると上流域のその危険度がぴんときませんよね。ですから私はぜひとも市長に、市民を守るという職務の一環として、行って見ていただきたいと思います。半日もかからないと思います。川におりることもないし上から見ればわかりますので、ぜひともその目で確かめていただいて、そしてその対策として、避難勧告3年連続で出たあの避難対象地域、あそこに対する水防対策をぜひともその対策の再確認をやっていただきたい。これはハード面では急には無理でございましょうから、例えば地域住民の方を巻き込んだ避難訓練の実施でありますとか、そういうソフト面での対策、これはぜひとも今のうちにとっておいていただいた方がよろしいのではないかなというのを今強く感じております。その辺について、例えば避難勧告であったのが避難指示になったりする可能性もあります。住民の方は多分勧告も指示もあんまりよくわからない、その差もよくわからないんじゃないかと思うんです。そういうのも含めて避難訓練みたいなものをおやりになっておいた方がよろしいのではないかなと思っております。もし何かお考えがございましたらお聞きしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答え申し上げます。さまざまな地域、箇所での現地調査、視察も含めましてお時間をいただきたいと思っております。当然さまざまな箇所、場所等々をつぶさにやはりこの目で見ておくことは、いや、現場を知らずしてやはり物事は語れないわけですから、そのこともスケジュールの中に入れさせていただきたいと思っております。

また避難訓練でございしますが、先日、鶴田町内の皆様方が自主的に防災訓練を行われ、その防災意識の高さに非常に感服をいたしましたところでございます。そこで、薩摩川内市の方々のお話をお伺いいたしますと、よもや7,800トンの雨が降ってすべて、実は治水対策は川内川流域は終わっているものとおっしゃられたそうでございます。そのような中で7,800トンもの異常降雨、集中的な降雨でございましてけれども、そういうのが降ったことを想像だにできなかったそうでございます。よって、それから町内ごとに避難訓練を実施しておられると聞

いております。それまではハザードマップ等々の配布も行っておられたそうでございますが、実は住民の皆様方もハザードマップももらったけれども一体それがもう1週間も10日たてばどこに行ったかわからないというそういう現実もあるやにお伺いをいたしました。よって昼間、実はその家族の方が働きに出られてひとり暮らしになってしまうというお方もいらっしゃるでしょうし、夜だけの独居老人という方もいらっしゃるでしょうし、さまざまな町内のいわゆる住まいの状況を向こう三軒両隣、お互いに確認し合いながら私は避難訓練の実施を早急にしなければならないというふうに思っておるところでございます。もう6月に入りましてすぐ担当課には、地域生活課にはその訓練を行うように指示はいたしております。地元消防団の皆様方等とともに協力をし合いながら実施をしたいと思っておりますけれども、注意しておかなきゃいけないのは、豪雨のときには雨戸を閉める、雨の音が激しい、テレビはつけているということで放送、いわゆる広報車による広報等々では、到底避難勧告もしくは避難指示が行き届かないのではないかというふうな危惧もいたしているところでございます。よって、担当部、担当課とも打ち合わせをさせていただきながら、特に水害の被害に遭われる常襲地域の皆様方をまず手始めとしてその避難訓練を実施させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） ぜひともそのような方向で進めていただきたいと思います。市長の政治姿勢に関する件につきましてはこれで終了させていただきます。ぜひとも御一考いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、学校教育関連でございますけれども、この教育関連というのは非常に難しく、せんだつても申し上げましたが、100人寄れば100人の教育論があるというようなこともございます。それから、私にとりまして教育長それから教育部の方々スペシャリストでございますから、そういう方を相手にして議論をしていくというのはもう本当に難儀なことではございますけれども、素人考えも千に一つぐらいいいこと——いいことというかおやっと思うこともあるかもしれませんので、おつき合いを願いたいと思っておりますが、それにしても最近の世相、世の中が何か変だよねという声が随分多いです。我々日常会話の中でも、最近はおかしなよねという話がよく出ます。さっき川野議員も質問されておりましたいじめの問題でありますとか、あるいは親殺し、親だけじゃないですね、じいちゃん、ばあちゃんまで殺しちゃう、親殺しそれからあるいは子殺しとか、もう連日連日そういう報道がなされておまして、何か変だなというようなのが共通認識ではないかと思うんです。

その要因は、私はもういっぱいあると思うんです。もう絞り込むことができない、もう日本全体のいろんなことがあるんでしょうけれども、いっぱい要因があつて、そのうちの一つ、二つ私ちょっと自分なりに考えてることがあるんですけれども、例えば極端な人権尊重主義

でありますとか、これも極端な平等主義、そういう考えをお持ちになるような方が、少しずつこの日本という国にふえてるのかなという気もしたりしてるんです。

というのは、例えば法律にもそういう傾向がありまして、私はまことに不思議でしょうがないんですが、殺人罪というのは刑法199条です。以前はその次の200条に御存じのとおり尊属殺人というのがございました。要するに親殺し、簡単に言えば親殺しなんですけど普通の、殺人はどちらも悪いんですが、要するに赤の他人様を殺した罪と、自分の親とか要するに尊属を殺した罪には量刑に差があったんです若干。それはやっぱりよろしくないよということだったんでしょう。ところが、平成7年にその200条が削除されたんです。考え方として、赤の他人様であろうと自分の親、じいちゃんであろうと、同じ一個の人間じゃないか、人権も一緒じゃないか、そこに量刑の差をつけるのはおかしいという考え方だと思うんです。私は、まあ学者先生方が随分議論なさったんでしょうけれども、それは少し私どもの倫理観からして、やはり自分が今あるのは生んでくれた育ててくれた親のおかげですよ、その親に手をかけるのと見ず知らずの他人様に手をかけるのとでは若干の量刑の差があって当然じゃないかなと思います。平成7年ですから十二、三年前でしょうか、法律家の間では議論があったかもしれませんが、国民的な議論が沸き起こったという覚えはありませんので、国民が納得したということでしょう。そういうこともろもろ見てみますと、先ほど申し上げましたように、どうも、私が古い人間かもしれませんが、極端な人権尊重あるいは極端な平等主義、そういう考えをお持ちになる方が少しずつふえているのではないかなというように気がしております。

ただ、こういう世相でありまして、何とかしなきゃいかんというのは皆さん同じ思いなんでしょうが、教育問題について考えますときに、あれが悪いこれが悪いじゃもう何にも解決しないんです。非難の押しつけ合い、例えば親が悪い学校が悪い、地域が悪いなんつって、解決にはもう何にもならないと思うんです。

私は文科省のやり方にもどうも不満常々思ってるんですが、文科省もああやってふらふらしてますし、こうなった以上、やはり教育問題を考えるときには、教育行政の最小単位である全国各地の自治体ですね、自治体、教育委員会がやはり主体となりながら創意工夫を凝らしながら、時にはいい意味での競い合いをしながら、自分の地域の教育レベルを図っていくというそういう観点での子育てといいたいまいしょうか教育といいたいまいしょうか、そういうのを図っていくのがこれは大事なことかなと思っております。そして、その各地区の教育委員会がそうやって一生懸命やっていく、そういうのが寄り集まって日本全国の教育力アップといいたいまいしょうかモラルアップといいたいまいしょうか、そういうのがずっと沸き起こってくるのかなと、国に任せとってもちよっとあんまりよろしくないなという感じを私は持っております。そういう意味で、先ほど川野議員も議論されておりました例の学力テストについて私は、来年からもずっと実施されるそうでありますけれども、一つの地域づくりの材料としていい目

安になるのかなと思っておったところであります。

そういうことで、きょうは時間あんまりなくなってしましまして残念なんですけれども、私は地域づくりという観点からこの全国学力テストに焦点をぐーっと絞り込んで質問をしてみたいと思いますが、まず、一等最初にお聞きしたいのは、市役所の職員の方三百五、六十名でしょうかいっちゃうと思いますが、その中で人吉の市内の小中学校を学んだ方がいいでしょうか、要するに市内出身の方はどれくらいの割合でいっちゃうのかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（秋山健児君） 森口議員の御質問にお答えいたします。市職員全員のうち、市内小中学校出身者の割合はどれくらいかという御質問でございますが、特別職4名と指導主事2名を除く一般職363名をわかる範囲でございますが調べてみました。その結果、市外の小中学校出身者68名を除いた295名が市内小中学校出身者となり、その割合は81.3%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） ありがとうございます。81.3%の方が要するに役所の職員の方の中で市内出身者の方だそうではありますが、この数値というのは私は、過去もそうであったでしょうし現在がそうであるように将来も恐らくあんまり変わらない、8割ぐらいはスライドしながらそういうふうに移していくのではないかなと思っております。

なぜ私がこういうへんてこりんな質問を一等最初したかと申しますと、やはり地域づくりということを考えるときに、その主体となるのは私は市長以下市の執行部の方々、要するにどうしても最終的にはやはり行政力、執行部の力によるところが大きいんだなというのを感じております。これ今皆さんが一生懸命やってないという意味では決してないんですよ。結局は、例えば民間の方々の力をおかりするとか、あるいは外部の力をおかりするとかいろんなことがあります、いろんな審議会とかステージができると思いますけれども、そのステージの舞台回しを演じるのはやっぱりどうしても最後はこれはもう行政の力が大であると、そのように思っております。

地方の時代でありますとか、いろいろ地方が重視されております。今本当にあちこち行ってみますと地域間競争というのは非常に厳しいものがあります、どこも必死であります。そういう、大人になった途端にそういう競争社会に放り込まれてくるわけでありましてけれども、まさに、次から次に競争社会に送り込まれてくるのは、今人吉に限って言いますと人吉で学んでいる子供たちなんです。ですから、将来の地域づくりの根本となるものはやはり地域の子供たちの教育であろうと思っております。地域づくりは人づくりとよく言われますけれども、そういうことなのかなと思っております。

それで、2番目の質問そういうことを頭に入れながらさせていただきますが、市長はこの

学力テストにつきまして、全国平均水準の成績をおさめましたということでございました。私は気持ちの中でいろいろ考えますときに、じゃあ熊本県48市町村の中ではどうだったんですかと聞こうと思っておりましたけれども、昨日の下田代議員の答弁を聞いておまして、どうもそこまではまだ把握されていないんじゃないかなということを感じました。そこで改めてお尋ねするわけですが、48市町村内での結果は承知されていないんですかということと、その理由は何でございましょうかということでございます。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。議員が申されました競い合いながらの教育、これは当然教育界には大事なことと思っております。これは不易なものとしてずっと受け継がれてきたことだと思っておりますが、最近は教育に不易なものがぐらぐらいたしまして、そういうところがあってなかなか難しいところが、褒めましょうというならば、しかりましようもあって当然だと思っております。そういうようなことも含めましていつも考えておるわけでございますが、このたびの学力調査、県内48市町村との比較はできないのかということでございますが、この実施要領というのがございまして、序列化や過度な競争につながらないように特段の配慮が必要であること等に考慮し、市町村教育委員会に対し、その位置する都道府県内の各市町村の調査結果について提供することはしておりませんと。したがって、本市におきましても、他市町村と比較するデータの提供は受けていないところでございます。したがって比較しようがないのが現実でございます。先日の教育長会でこのことについても質問がございました。データはないのかと。県の方は、教育事務所の方はないと。ないのか把握してるのかそれはわかりませんが、提供はできないということでございます。そういうことで御了解をいただきたいと思っております。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） そこですね、文科省のやり方というのはそういうことだと思うんです。国は絶対もう当然承知してますよ、全国各学校の位置づけというのは。県もおっしゃったように承知してるかどうかわかりませんが、ただ市町村にはおろしてこないということとであります。どうもその辺のやり方が私は不思議でしょうがないんです、文科省の考え方が。せめて各教育委員会まではおろして、それから先の判断は各教育委員会に任せると、それくらいの私は度量があっていいし、文科省は各地区の教育委員会あるいは国民をもっともっと信じなきゃだめだと思っております。

と申しますのは国の施策、その他の施策は、やれ地方分権だとか地方は自立しなさいとか、そのために支援プログラムつくりましたよとって、ある意味競争を押しつけておいて、地域間競争を押しつけておいて、まさにその地域づくりの根幹である教育分野に入った途端に序列化はだめですよ、競争はだめですよと言うんです。どうもその辺が私には理解できないんです。私はもっともって地方は声を上げてそういうものに対して国、県へ私は教育委員会としても強く、そういうお気持ちがあれば抗議をしていってもよろしいんじゃないかと思っ

ております。どうもこの文科省が常々言うております競争はだめよあるいは序列化はだめよ、みんな一緒という感覚は、例えば円周率3.14を3でいいよって、みんな一緒だよってなりましたでしょ。今はまたもとに戻ったかもしれませんが。あの感覚、発想の仕方がどうもあるんじゃないかと思って、非常に私は残念に思っております。

ただ、成績だけじゃなくて、学力テストの活用につきましてはもうきのうもきょうも教育長がおっしゃってました。それは非常に大事なことであり、重要なことであるという認識は私も持っているつもりでございますけれども、成績に関してやはりそういう考え方について私は非常に不満を持っております。

そこで、そういうことで3回目の質問いきますが、10月17日に報道されました県内市町村教育委員会の全国学力テスト結果の公表方針について触れてみたいと思います。これによりますと、一部公表するというのが5市町、公表しない人吉を含む12市町村、それから検討中31市町村のようでございます。人吉市は公表しない。だけど説明責任はありますということをおっしゃっております。そこでその説明責任についてでございますけれども、だれがだれにいつごろどのような形で、どの程度まで説明をなさるおつもりなのかお伺いしておきたいと思っております。

○教育長（鳥井正徳君） お答え申し上げます。比較するという事は非常に難しいことでございます。条件が一緒ならばこれはいろいろな面で比較はできると思うんですが、教育の現場における条件が学校によって全部違います。人数も違います。またいろいろ違いがありますのでなかなかこう、それを比較することによって競争に走ってはいけない、この配慮はしなくちゃいけないと思っております。しかし、学校の先生というのは自分の教えたのがいいか悪いか非常に競争心があるんです。ほんにそれを持っていないと教育はできないと思っております。しかしそれを何かこう、その表現はですね、だけど全部できるように一生懸命やっている。この結果も、今度のテストのことにつきましても公表はしないということはもう申し上げましたので説明いたしません、保護者や地域住民に対してどのように説明責任を果たすかということも非常に大事なことでございます。ことし不十分であっても来年またやりますので、来年はこういうことに説明をやっていこうと、また再来年も恐らくあると思っておりますので、そういうことから、学力調査から見える課題、学力調査から見える課題については説明する必要があります。それはもう私のところにもかなり上がってきております。その時期、方法等については校長会、教頭会で今後検討していくということにしております。具体的には校長が担任があるいは係、担当がPTA総会や学級懇談会、それから中学校では個人面接、小学校では保護者との対談、対面、面談等で説明を申し上げて、説明責任を果たすことになると思っております。どこまで、あなたの点数はこれだけだけど、自分の点数は子供はわかっているわけです。そういうことを含めて、おたくの子供さんのテストは何点ですけど県の平均はこれだけです、そういうようなことで、そういう点はできると思ってる

んです。もう点数は渡してあるんですから。それと、このためには学習状況、環境をどのようにしたらいいでしょうかと、それを具体的に親に話をして協力をしていただいて、来年のまた結果を楽しみにしてますよとか、そして励まして、それについて頑張るような姿勢を我々は盛り上げていかなきゃならん、そういうふうに思っております。

以上でございます。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 現状では妥当なお考えだと思います。せっかくですから私はきょうは地域づくりという観点から議論させていただいておりますので、他市の状況もここに出ておりまして、一部公表するといった地域は、例えばその理由について、学力アップのため市民と共通理解が必要である、あるいは教師や保護者に示す授業や生活の改善につなげるために公表するんだということでもあります。これは私は非常に大事なことで、そういう考え方大事だと思いますし、私は賛同いたします。ただ人吉市は公表しないということなんですけれども、今の御説明のとおり説明責任あるんだということでございますので、考え方としてはやはりこういう今申し上げましたところと考え方はあんまり変わらないのかなと思っております。

中には、私びっくりしましたけど、第三者に知らせる必要ないと回答している教育委員会ございまして、この第三者という意味よくわかりませんけれども、私は地域づくりということを考えましたときに、こういう考えをする地域と、ここに出ております例えば市民と共通理解が必要だからそういうのを検討していくという地域とは、将来こんな私は差が出てくるんじゃないかと思っております。そういうのを感じております。

それから、随分公表をしない理由で競争をあおるからという理由が、競争をあおるというのが随分あるんです。この競争をあおるという考え方についても不思議な部分を、もちろんあおっちゃいけませんけれども私は常々感じているんですが、この競争をあおるという言葉がだんだん拡大解釈されて、中には競争することはいけないんだというような考え方が広く、広くではございませんがそういう考えをお持ちになる方もいらっしゃるようです。

市長は、要するに教育方針として知育・徳育・体育・食育について一生懸命頑張ってまいりたいとおっしゃっております。私は重要なことだと思うんですが、この知育・徳育・体育・食育、これ横並びで重要なことだと思うんです。一つも欠けてはいけない。それで、まあ人吉はそういうことないと思えますけれども、競争をあおるという言葉を強く言われる人に対して申し上げたいのは、例えば体育の分野で、体育も知育も重要なんですよ子供にとっては。体育の分野では運動会がいい例でございます。大観衆の前で一列に並ばせてピストルで用意ドーンと競争をあおり立てるんですからね、体育の分野では。私それだめだと言ってるんじゃないんですよ、スポーツ大好きでございますので、運動会大いに結構と思っておりますけれども、体育の分野では用意ドーンとあって、要するに得意な子もいるでしょう不得

手な子もいるでしょう、そういうのもお構いなくあおり立てる。途端に知育の部分になると極端に競争はだめだ競争はだめだとおっしゃる方がいらっしゃるわけでございますけれども、その辺も少し考えた方がいいのではないかなと思ったりしております。

そこで、時間ちょっとあります。いいコラムが新聞に載っておりましたので、私せっかく持ってきましてので紹介させていただきますが、平川さんという東京大学の教授の人ですが、こういうコラムがあるんですけども、この方がおっしゃってるのは、北京で中国語を習う学生で漢字を知らぬ西洋人は早く落後する——中国にはどんどん欧米あるいは東南アジアから留学行ってますから。で、漢字知らない西洋人はもう早く落後するんだそうです。残るのは韓国人と日本人。だが両者は違う。韓国人は前の席から座る、日本人はばらばらと後ろに座る。どこに座ろうが自由だという人は答えるも答えないもおれの自由だと思っているらしく、きちんと返事しない。これほど教えにくい人種はないと中国人の先生が苦笑していた。子供のしけつの悪さが管理のしつけの悪さになった。日本は劣化しつつある国である。ということを書いていらっしゃる。これ国際学者なんですけれども、週に1回いい意見を載せられますので、どうぞごらんいただきたいと思いますが、これ見たときに、韓国一生懸命やってますよね、この間のテストでも結果が出てましたけど、これ見たときに、どこに座ろうが自由だという人は、日本人のことですよ、答えるも答えないもおれの自由だと思っているらしくという一文に触れたときに、私、ぱっと思い出しましたのは、例えば二、三年前まで公民の教科書に載ってましたね、子どもの権利条約を歪曲して遊び・遊ぶ・遊び・遊んじゃえ、それが子供の権利、子供の人権なんだよ、自由なんだよというのが、公民の教科書に載ってたんですから、こんなでかく、それを教えてたんですから学校で。そういうのをぴーんと思い出して、あるいは男女共同参画基本計画の中のリプロダクト・ヘルス・ライツ思想を極端に考える人、産むも産まないも自由だ、あるいはジェンダーフリーの極端に考える人とか、そういうのが浮かびまして、なるほどこういうこともあるかもしれないなと思った次第であります。そういうのを裏づけるような結果がきのうも話に出ておりましたOECDのあの惨たんたる結果でございました。私は順位もずーんと下がったこともさることながら、点数が韓国あたりの点数ともうこんなに開いちゃってるんです、順位はどうでもいいんです、その辺のところ残念だなと。日本人はかつてこうではなかったんだらうけどと、勤勉が売り物で世界と競争しながら一生懸命やって今を築いたんだけれども、残念だなという思いをしたところでありました。紹介させていただきました。

最後に、教育長のお気持ちぜひとも地域づくりという観点から気持ちをお伺いしておきますが、私は別にきょう成績のこと言いましたけれども、市内の学校の成績はどこがよくてどこが悪かったんだと言うつもりは毛頭ないんです。狭い地域なんです。たった小学校7、中学校3しかない。ですから地域づくりという観点から、何かこう地域まとまったそういう教育力アップのための方策をお持ちであるかどうか、そういうことを最後にお聞きしておきた

いと思います。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。答えにならないかもしれませんが、私は人吉型の教育というのを模索を、教育長になりましてからずっと模索をしております。時々人吉型の教育をやろうという言葉も使っております。その中で地域と関連があるかどうかわかりませんが、どこに行っても、人吉球磨で育った子供たちがどこに行っても生きる力を十分持って活躍してほしい、そのためには基礎学力がないとだめ。だから基礎学力はいろいろありますけれどもリテラシー、いわゆる読み書きの力、これを何とかしてつけない、そのために人吉市内の全小中学校においてこのたびその読み書きそして英語の単語、これの調査をすることにいたしました。これはもうやるからねと、ことし習った漢字、計算、単語は出るんだぞと、もう保護者にも子供にももう言ってあります。ただし学校でほんなら勉強せろ、そういうことは言いませんけど、個人が一人一人が2月にはそういうのがあるんだ、じゃあ勉強しようと、目的はそういうふうに、子供たちが漢字、読み書き、計算それから単語、これは自主的にその年に覚えてしまうんだという気風を広めたいということで始めたものでございます。もう既に問題作成に12月中にはでき上がる予定でございます。まあ昔言っておった100問テストでございます。ただ小学1年生には漢字が100問ありません。ですから習った漢字は全部ということになるかもしれません。ただ、中学校の英単語では、聞きますと、いやあ3年生100問で足るもんですかと、もうちっとたくさん出しましょうと、今度はまた採点が大変でございますが。それで、そういう気風を盛り上げていきたい。これは全小中学生ですからもうほかにはない。もしこういうのが充実していけば、全国のテスト何だということになるかもしれません。そうすると、これが例えば100点満点の90点ぐらいみんなとるようになると、これは学力高いと言っていいんですから。そういうことで、一つの実践ではございますけれども、できるだけ地域に密着したそういうことで対策を講じていきたいと、ひとつ議員にも御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 今のお話聞いて安心いたしました。これも新聞記事持ってきたんですが、国立大学の教員の間から、九九さえできない学生もいる、そんな学生に何を教えたらいいのかという談話も載っているくらいであります。今のお取り組みは非常に結構なことであらうと思っております。地域づくりのためにもひとつお力、アイデア等々發揮していただきたいと思えます。終わります。

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後6時26分 散会

平成19年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成19年12月13日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成19年12月13日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議第 90号 | 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議第 91号 | 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第 92号 | 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議第 93号 | 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議第 94号 | 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第 95号 | 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議第 96号 | 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議第 97号 | 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議第 98号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第10 | 議第 99号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第11 | 議第100号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第12 | 議第101号 | 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第102号 | 人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第103号 | 公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第104号 | 人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第16 | 議第105号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第106号 | 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第107号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第108号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議第109号 | 訴えの提起について |
| 日程第21 | 議第110号 | 訴えの提起について |
| 日程第22 | 議第111号 | 訴えの提起について |
| 日程第23 | 議第112号 | 訴えの提起について |
| 日程第24 | 諮第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

日程第25 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
2. 三 倉 美千子 君
3. 松 岡 隼 人 君
4. 本 村 令 斗 君
5. 松 田 茂 君

日程第26 委員会付託

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
- ・ 追加日程

議第113号 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）

議第114号 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第3号）

議第115号 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第116号 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第117号 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議第118号 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第119号 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第120号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 委員会付託

=====

3. 出席議員（20名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 松 岡 隼 人 君 |
| 2 番 | 井 上 光 浩 君 |
| 3 番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 4 番 | 川 野 精 一 君 |
| 5 番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 6 番 | 村 上 恵 一 君 |
| 7 番 | 西 信 八 郎 君 |
| 8 番 | 松 田 茂 君 |
| 9 番 | 永 山 芳 宏 君 |
| 10 番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 11 番 | 森 口 勝 之 君 |
| 12 番 | 田 中 哲 君 |

13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福祉生活部次長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	簀 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地域生活課長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農業振興課長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君

教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教 育 総 務 課 長	坂 崎 博 憲 君
農 業 委 員 会 長	吉 川 泰 人 君
農 事 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	赤 池 謙 介 君
庶 務 係 長	村 並 成 二 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、その後委員会付託をいたします。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。

○6番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。きょうは午前中、3人は終わりたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

本年2007年も残すところ、あと19日となったわけでございますが、市内は年末という雰囲気にはほど遠く、業種を問わず中小企業は非常に厳しい状況下にあると思っております。

そのような中で、中心部に建設中の大橋が明後日、あさっての14日から歩行者だけでも通行できるようになるということは、非常に明るい話題のような気がします。

また、悲願の完成まであと4カ月、開通イベントも（発言する者あり）訂正いたします。あさってではなくて、あしたでした。悲願の完成まであと4カ月、開通イベントもインパクトのあるものにといいことで、商店街の若手が今一生懸命模索しているところでございます。

今回は、2点、まちづくり、中心市街地活性化法と市営住宅について、そして職員の懲戒処分等審議会のあり方についての2項目の質問になっております。

初めにまちづくりについてでございますが、10月の26日に中心市街地活性化推進委員会というものが設立されまして、民間主体の実現可能な活性化事業の検討作業に入っております。今年度末までに基本計画を策定、申請しまして、国の認定、つまりはお墨つきをいただきたいということで、一生懸命頑張っているところでございます。今回が商店街にとって、命をかけて、最後のチャンスではないかということで、今一生懸命頑張っているところでございますが、そこで、この中心市街地活性化法、活性化の一つの事業として、可能性があるのではないかといいことで、中心部への市営住宅の誘致について尋ねていきたいと思っております。

6月議会におきまして、井上議員が、市営住宅についての質問を行っております。ここでは、ちょっと少し違った視点での質問になるわけでございますが、建設部長は、6月議会での質問に対しまして、人吉市住宅マスタープランに基づき、今後の建てかえ計画を進めていくということでおっしゃっておりますが、そしてその中で、今後東間米山団地などの建てかえを計画されているということでございますが、そこで、今後、市営住宅の将来5年間の建

てかえ計画はどのようになっているかということをお尋ねしたいと思います。

第1回目を終わります。東間米山（よねやま）団地ですか。建設部では米山（こめやま）と言ったものですから、私は米山（こめやま）と頭に入っていました。訂正いたします。

○建設部長（丸山善利君） おはようございます。それでは、第1回目の御質問にお答えいたします。

今後5年間の建てかえ計画はどのようになっているかの御質問でございますが、平成14年度に人吉市住宅マスタープラン及び人吉市公営住宅ストック総合活用計画を策定しておりまして、それに基づいて建てかえ事業を行っているところでございます。

現在、東間団地の建てかえ事業を行っておりまして、昨年度に第1期工事といたしまして、5棟14戸が完成し、本年度は第2期工事といたしまして、4棟10戸の工事を行っているところでございます。工事の方は順調に進んでおりまして、平成20年、来年の2月には新しい東間団地が完成する予定でございます。

今後5年間の計画といたしましては、昭和40年代に建設されました、老朽化が著しく、床面積も狭い東間米山団地や鶴田団地の建てかえを計画的に進めていく予定でございますが、建てかえ事業を進めるに当たりまして、多額の事業費を伴うことでございますので、財政とも十分協議しながら、検討して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 東間米山団地、来年の2月には竣工ということですから、期待しております。

40年代に建設された団地等を含めてということでおっしゃいましたけれども、鶴田団地もそれに該当するのかなと思いますが、鶴田団地なども含めまして、非常にスペースが過去のものとは狭いというか、そういうものが多いものですから、スペースを求められると、この時代にあっては。ということで、新しく建てるものに関しましては、スペースが広がっていくということであれば、どうしても戸数に限度が出てくるということで、現況の25団地の戸数からちょっと減少していくのではないかなというような危惧もしているわけでございますけれども、市営団地の入居を非常に長期に待たされている方もおられるということも聞いております。団地によっては半年あるいは1年ということでも聞いておりますので、そういう実情も踏まえまして、建てかえた場合の絶対戸数、現在の戸数を維持できるのかなということでちょっと危惧しているわけですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、現在東間団地の建てかえを行っているところでございます。建てかえを進めております東間団地におきましては、議員御指摘のように、建てかえ前の戸数は38戸でございましたが、1戸当たりの床面積がふえること、また駐車場や緑地等を適正に

配置することといたしましたので、建てかえ後の戸数は24戸となりまして、14戸の減少でございます。また、木造で建てかえ計画しております東間米山団地におきましても、同様に建てかえ戸数の減が見込まれるものでございます。

今後、ストック総合活用計画におきましては、鶴田団地等の建てかえにおきましては、高層住宅と申しますか、少し高くしまして、戸数をふやし、現在の管理戸数を確保したいというふうな計画で考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 何とか戸数は維持したいということでございますが、鶴田団地があの箱物のまま、あの形で実現可能なのかな、どうなのかなと、建設費ということ考えた場合にも、ちょっと危惧する部分があるんですけども、数日前、ちょうど1週間前の日曜日、サンデープロジェクトで中心市街地が限界集落化していくという例が出ておりました。人吉の場合、まずまだ交通機関が確保されておりますので、まだ限界集落化ということまではないと思いますが、将来的には他人事ではないというふうに考えております。そして、また、まちの中から、子供たちの遊ぶ声が聞こえてこないというのが、今中心市街地の、中心部の問題点というか、そういうふうに考えております。運動会等では、町内対抗リレー、相当以前からメンバーが組めないような状況でございまして、町中に人が住むということが、こんなに重要なことかということで、以前から考えておったわけでございます。

しかし、鍛冶屋町におきましては、九電の社宅ができて、一変したわけでございまして、子供たちがかなりふえてまして、本当にあのかわいだけは、非常に子供たちが遊ぶ声が聞こえるというような状況でございます。

10月末には経済建設委員会におきまして、コンパクトシティの先例で有名な、代表的な青森市へ視察に行ったわけでございますけれども、青森市におきましては、国内でも屈指の豪雪地帯ということもございまして、御年配の方を中心にしまして、町中に住みたいという要望が非常に強かったということで、市内の中心部に居住空間をふやしていくと。中でも、民間のマンション等を借り入れ、市が借り入れて市営住宅として運営していくというような新しい施策をとっておられます。

そこで、今現在、中活法にのっかって、推進委員会を立ち上げて、今いろんな検討作業に入っているわけなんですけど、その中で出た意見等の中でも、この町中に市営住宅を持っていくことはできないかというようなことが意見で出ております。ということで、人吉市でも、市の基準に合った民間のマンションを市営住宅として借り入れることは可能であるかどうかと、こういうことをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

中心市街地に市営住宅を供給できないか、また青森市のような民間のマンションを市営住

宅として借り上げる方式はというふうなことでございますが、中心市街地活性化計画におきましても、夜間人口の減少を食い止め、中心市街地ににぎわいを取り戻す方策として、市営住宅の建設が考えられていたところでもございました。また、先ほど議員も申されましたように、青森市のように、市の基準に合った民間のマンションを市営住宅として借り上げる方式は、国の補助制度の中にも、方法としてございます。特に中心市街地に市営住宅を供給する手段といたしましては、非常に有効な方法だと考えているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、建てかえ事業を計画的に現在は進めておるところでございますので、新規の団地供給は大変難しい状況ではございます。

今後、中心市街地に市営住宅を供給することにつきましては、現在行われております中心市街地活性化の計画の全体の見通しの中で、財政とも十分協議しながら検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 絶対数が減るというふうな、私は危惧を持っているんですけども、以前のマスタープランでは、そうだったのかもしれませんが、どちらかといいますと、鶴田団地等も平屋的なつくりになっていく可能性があるのではないかと。例えば鶴田団地の建てかえの時点では、非常に仮設の住宅も必要になってくるわけですよ。そういうことを考えたときに、中心部に、民間の、今回の推進委員会でもし決定して、国からももちろんお墨つきをもったらならばの話なんですけれども、そういうことが実現するならば、鶴田団地の建てかえ時点では、市内の方に移っていただいて、鶴田団地は箱物じゃなくて、米山団地みたいな、あんな形の住宅にするというような、結局は市のマスタープランを考え直さなければ、こういうことも実現しないのではないかなということも考えているわけでもございますけれども、最近中心部に、マンションが2棟、2カ所建設されまして、非常に球磨川を眺められて、いい立地のところに建ったわけでもございますけれども、賃料を見ますと、非常に高い賃料でございます。一般市民にはちょっとほど遠いような金額でもあるわけでもございますけれども、こうなったときには、一般住宅としてというよりも、どちらかといいますと、リゾートマンション的な、週末利用になってしまうんじゃないかなというふうな危惧があるわけでもございます。ですから、町中に定住される方にできればお借りいただきたいというのが、私の願望でございます。私だけじゃなくて、中心部の住民の願望だと思っております。

平成8年に公営住宅法が改正されて、民間の住宅の借り上げ等も可能になったということでもございます。市としても、一度に多額の資金を必要としない方法ではあると思っております。民間が建てたものを借り入れるということになれば、そういうことも考えまして、歩いて暮らしやすい中心市街地ということで、これはコンパクトシティを目指すとするならば、人吉市の場合、中心市街地活性化法にのっとっての重点区域は18ヘクタールですから、この中に

ぜひ市営住宅を誘致できるような、この推進委員会でも重点的に進みますし、できれば市の方にも協力を仰ぎたいというふうに思っております。

私は、最後は市長がお答えになるのかなと思ったら、部長がお答えになったものですから、市長にもこの点におきまして、どうでしょうか、町中をどうにかしたいというお気持ちを強く持っておられると思いますけども、町中に市営住宅、借り上げ方式ということもありますけども、どのような御意見を持っておられるかなと思ひまして、お聞きしたいと思ひます。

○市長（田中信孝君） おはようございます。村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、中心市街地活性化法による人吉市の認定でございますが、かなり努力をいたしませんと、この認定は難しいというふうに今逆に私は心配をいたしているところでございます。それとあわせまして、中心市街地活性化法による、いわゆる認定をいただく、いただかないの前に、もう5年も前から申し上げておりますけれども、この中心市街地、いわゆる歩いて暮らせるまちづくりとして提言をさせていただいているところでございます。「市長と語ろう かがやきトーク」の中でも、申し上げさせていただきましたけれども、中心市街地の中に大工町というまちがございます。ここはもう久しぶりに小学1年生が誕生したということで、まちを挙げてお祝いをされるぐらい、おっしゃるとおり限界集落へ近づきつつあります。私たちの一般的なイメージでは、人吉市の周辺部がそのように陥っていくのではなかろうかなというふうに思いがちでございますが、実は町中の方が限界集落化しているという現実がございます。

しかし、人吉市は、従来から歩いて暮らせるまちとして、昔は人吉七町と申しました。非常に便利なまちでございます。しかし、それがどんどん人口減少により、また高齢化により、瓦解をしていっているという現実がございますので、ここを何とかしなければならぬということでございます。

しかし、建設部長も申し上げましたとおり、財政面、これは一つ大きく押えておかなければならないと思ひます。それから、今後のマスタープラン、これも沿って考えていかなきゃいけないと思ひしております。よって、中心市街地に民間の借り上げというものも含めまして、今後さまざまに検討していかなきゃなりません。また中心市街地、どこまでを中心市街地として策定していくかという、その地域の策定も今後行っていかなきゃならない。そのためには、さまざまな都市計画等の見直しも必要になってくるのではなかろうかというふうに思ひしております。将来、中心市街地の都市計画の中で、見直せるものは県と協議をして見直しを進めるようにと、担当部課にも指示をいたしているところでございます。

よって、今後何が一番歩いて暮らせるまちづくりとして効果的なのかということも含めまして、検討させていただきたいと思ひしております。

以上、お答えといたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） おっしゃるとおり、この推進委員会、今一生懸命、血眼になってやっていますけども、命をかけるぐらいの気持ちでやらないと、国のお墨つきはどうかと。国の方も財政難という状況でございます。熊本県下でもう2市が選ばれているということをお聞きしましたら、非常に厳しい道のりではあるかなと思いますけれども、そこは何とか乗り越えたいと考えております。町中が限界集落化しないように、何とか町中の我々も頑張っているかなければいけないと思っておりますので、御協力ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、第2点目、職員の懲戒処分等についてということでございます。

新聞等でも報じられましたように、11月の28日の未明に、人吉下球磨消防組合の職員が、飲酒運転で検挙されるという不祥事が発生いたしました。その2日後の11月の30日が定例会ということだったんですが、この夕方に懲罰等の審議会が開催されまして、その処分が決定されたわけでございます。

私も、この下球磨消防組合の議員を務めておるわけなんですけども、12月の6日において、消防議会の方で協議会が開催されまして、この経過と処分についての説明を受けたわけでございます。

この内容につきましては、いろんな、協議会に参加した議員の中から、いろんな意見が出たわけでございますけれども、その前に、我々によく聞かれました。処分はどうなったのかとか、どうなるのかとか、あるいは新聞発表があった後は、ちょっとこの処分がいいんですかとか、いろんな意見が出ました。しかし、ここについては、もう決まったことに関しましては、停職の3カ月という処分が決まりましたので、言及をしません。

そこで、人吉市に照らし合わせまして、市の例規では、今回の、この同様な飲酒運転の場合は、どのような処分になるのか。ここをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務部長（秋山健児君） おはようございます。村上議員の御質問にお答えします。

酒気帯び運転での検挙の場合の処分はということでございます。本市におきましては、平成18年11月24日に、人吉市職員の懲戒処分等の基準等に関する規程を定めております。その規程によりますと、酒酔い運転及び酒気帯び運転を総称しまして、飲酒運転として、これは事故等を起こしてない場合のことでございますが、その飲酒運転をした者の処分につきましては、免職、停職、減給の三つといたしまして、具体的な裁量の決定に当たりましては、非違行為の動機、対応及び結果、故意または過失の度合い、非違行為を行った職員の職責及び当該職責と非違行為との関係、他の職員及び社会に与える影響、過去の非違行為、これらとあわせまして、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含めて、総合的に判断することになっております。

御質問に関しましては、職員懲戒等審議会での審議になりますので、具体的な処分についてはお答えできませんが、飲酒運転による悲惨な事故や認識の甘さが連日のように報道されております昨今では、市民感情も踏まえて、厳しい処分が下されることになるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 今お答えになった中身を照らし合わせますと、人吉下球磨消防組合と大体同じ基準でということです。考えてみたら、人吉下球磨消防組合の例規がどこを参考にしているかという、人吉市の方を参考にしているんでしょうから、同じ基準になるのかなと思います。

私も、飲酒運転について、まだ処分内容、道路交通法での処分内容というのが、はっきりと私もわからなかったものですから、いろいろ調べてみましたら、飲酒運転の中には、酒酔い運転と酒気帯び運転の2段階があるんですね。酒気帯び運転の中に、また2段階あって、呼気1リットル中のアルコール濃度によって変わるということです。その中には、2段階のうちの低い方が、点数では6点、免許停止が30日間、高い方が13点、運転免許の停止期間が90日ということです。酒酔い運転の場合は、明確な基準はないけれども、聞いたところによりますと、白線を引いて、その白線を歩かせてみてどうかということで警察が判断するというのを聞いております。これは25点ということですから、即免許取り消しということです。

ですから、今回の消防組合の職員の場合の3カ月間の処分というのは、まさにこの酒気帯び運転の道路交通法の90日、聞きましたら13点だったらしいですけど、13点の方の高い方だったらしいです。ですから、この道路交通法の処分と全くイコールの処分であったと。こういうことも市民の方はよく知っておられる方から言わせると、これにプラス処分するべきじゃないかというような意見も出てくるわけなんです。

ところで、この処分を決定するのは審議会でございますけれども、市の懲戒処分等審議会の構成メンバーはどのようなメンバーになっているのかということと、過去10年間で結構です、何度ほど審議を行ったことがあるかということをお聞きしたいと思います。

○総務部長（秋山健児君） 2回目の御質問にお答えします。

職員懲戒等審議会の構成委員でございますが、会長を副市長としまして、審議委員を総務部長、企画部長、福祉生活部長、経済部長、建設部長、教育部長及び総務課長といたしております。なお、現在は副市長が不在でございますので、総務部長が会長の職務代理を務めております。

また、この10年間で何度審議を行ったことがあるかという御質問でございますが、平成10年から現在までの10年間にしまして、10件の事案について審議を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 委員会のメンバーが副市長を委員長にして、各部長ということですか、あと総務課長が、プラスなんですね。ということは職員だけですよね。それと、ここ平成10年から19年まで、ことしまで10件ということですから、私はもっと少ないのかなと思っ

たんですけど、かなり多いかと、1年に1回は開かれているということです。新聞にはそんな載っていたかなというふうな感じで今聞いたわけでございますけれども。

やはり、市民の意識と今回の処分、下球磨消防組合の処分との意識の差が何か発生しているような気がするものですから、審議会の中に、学識経験者等、一般市民の方に参加してもらような委員会ができないものだろうかというふうに思うわけでございます。それも複数です。こういうことに関しまして、県内の設置状況も踏まえまして、お聞きしたいと思えます。市長の方に通告したと思うんですけども、お願いします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

人吉下球磨消防組合の職員の処分のこの軽重に関しましては、さまざまに御意見があるところでございます。

そのようなことを踏まえて、民間の方を懲戒処分等の審議会に入れてはという御提案でございますが、まず県内14市を調べてみました。実際に学識経験者として民間の方を審議委員としているところは上天草市1市でございます。本市と同じく職員のみを審議委員としているところが11市、熊本市と荒尾市に関しましては、審議会を設置せずに、それぞれの懲戒規程に照らし合わせて、市長が処分を下すという方式をとっておられるところでございます。

なお、上天草市の学識経験者にはどういう方が参加されておられるかと、問い合わせてみましたところ、市職員OB、教員OB、現職の郵便局長の3人というお答えでございました。

御提案いただいている本市の審議会の民間の方の参加につきましては、どういった方に参加をいただくかも含めまして、今後他の自治体の動向も見ながら検討させていただきたいと思っているところでございます。

いずれにしても、大事なのは、懲戒規程の運用を市民の皆様方の一般的な感覚で、目線で行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。よって、私の考えといたしましては、例えば停職3カ月の処分を受けたと。その処分の期間中に、一体何をするのかという規定は何もないわけでございます。例えばアメリカ等々ではボランティアにいそむとかいう一つのオピビリティが課せられているわけでございますので、そういった観点からも、今後検討をするように、下球磨消防組合にも指示をいたしましたし、この市といたしましても、本市といたしましても、その処分の期間中、何を行うのかということは検討課題というふうにさせていただいております。

以上、お答えでございます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 全くそのとおりです。処分期間中に何をするか。社会奉仕活動等、目に見える形で、それも、市民の方に、この職員はこうだったけども、反省しながらやっているぞというところを見せないとだめだと、私も思っております。

こういうことも踏まえまして、どちらかという、規程もある程度見直しながら、現況の

市民意識、国民意識に照らし合わせて、もう1回規程も見直すべきではないかなというふうに思っております。

それと、市長おっしゃいましたけども、他市の状況を見ながらじゃなくて、できれば、率先して、このようなことがあったわけですから、他市を引っ張っていくぐらいの気概でできれば、人吉モデルと言われるぐらいの形で、率先して、新たな見直しを行っていただければなと思っております。

逆に言えば、審議会が要らないと、市長本人が、市民レベルで、市民の目線で判断するんだという処分でも結構だと思うんです。それができれば可能なんですけれども、できれば、提言いただける市民の方を中に入れていただいて、市民レベルとの意識の差をなくすというような処分ができるような委員会を構築していただきたいというふうに考えております。それが市民の、私は、要望であると考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様おはようございます。16番議員の三倉でございます。12月も半ばになりました。先週は、朝マイナス1.5度C、マイナス2度C、またマイナス1度Cでしたので、原稿には例年どおりにたがわず、寒くなりましたというふうに書いておりましたけど、けさは本当に暖かく感じまして、外が10度C、家の中が暖房がなくて15度Cです。ところが、出かけますときに、ちょっと寒いなと思いましたので、再度見てみますと、外が8.5度C、家の中が13度Cでありまして、多分、晴れると寒くなるんだなと、心積もりで出かけてまいりました。

さて、先日、昔は青井さんの祭りに参加してから、稲刈りをしていました。一つの区切りとしておりましたけども、このごろは、青井さんの祭りの前に稲刈りが終わって、そして青井さんの祭りを迎えるということになったと。温暖化だなと、昔と違って来たというようなことが、一月前に、議員の中で話が出たところでございます。私も、12月の半ばですので、期日のたつのも早いなと思いつつ出かけますが、質問させていただきます。

さて、今議会から一問一答方式となりました。私の場合は、1問です。おくんち祭について、神幸行列についてでございますので、取り立ててそう気にすることもなく出かけてきたんですけども、登壇させていただいておりますけども、きのうの質問を見ながら、本当に、

上手に、本当に一問一答でやっておられましたので、感心をいたしました。ところが、私の場合は、答弁も短くてということですので、質問は答弁者ごとにまとめて行っていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

おくんち祭の神幸行列についてでございます。ことしも平成19年例大祭おくんち祭の行事が10月3日から11日木曜日まで、9日間行われました。神幸行列は、10月9日の火曜日に行われております。今年は、紺屋町を通りまして、お旅所で休憩後、九日町を通り、青井神社に帰られる行程でした。私は、午前中、肉屋さんの前で行列を迎えました。昨年同様、馬が3頭、市長は真ん中の車に乗っておられて、にこやかな笑顔で市民にこたえていらっしゃいました。

ここで質問いたします。市長として、ことし初めて神幸行列に参加された祭りの印象はいかがでしたでしょうか。お聞かせください。

○市長（田中信孝君） 三倉議員にお答えを申し上げます。

神幸行列に参加した感想はということでございますが、私は溝口県議みたいに若くもございませんし、イケメンでもございません。これに参加すること自体がいかがなものかと思っておりましたけれども、車ではなく馬に初めて乗りまして、馬上より市民の皆様方にごあいさつをするのはいかがなものかと思いました。おこがましいということもありますし、気恥ずかしいということもございます。しかし、市民の皆様方が喜んでいただくということであれば、喜んで参加させていただいたところでございます。行列に参加させていただきまして、気分は上々でございました。

以上、お答えといたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 2回目の質問をさせていただきます。

市民の声としまして、市は祭りへどれだけ協力しているのか。市の職員もたくさん祭りに出ているけれどもとのお尋ねがっております。

そこで、経済部長に、市が祭りに協力している現状についてお尋ねいたします。一つ、人吉市からおくんち祭りのために出している補助金の額は幾らか。二つ、どのような目的で出しているのか。三つ、政教分離、いわゆる政治と宗教については、どのような措置をとっているのか。四つ、市職員の取り扱いはどうなっているのか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○経済部長（俣野 一君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

市が祭りに協力する現状についてということでございますが、まず補助金でございますが、市では、人吉温泉観光協会に補助金を支出しておりますが、その予算の中から青井阿蘇神社奉賛会に200万円助成しております。なお、この助成の経緯でございますが、平成13年度か

ら70万円を200万円に増額しておりまして、時期につきましては、平成10年度より人吉温泉観光協会から支出していることがわかりましたが、それ以前については、関係書類が確認できませんでした。

なお、平成18年度におきましては、1200年祭ということで、通常の助成金200万円、それに1200年祭に対します特別補助金600万円の計800万円助成しております。

目的でございますが、あくまでも市民の皆様のため、あるいは観光産業に対する援助という目的で支出しております。

次に、政教分離についてでございますが、顧問弁護士の福岡氏の判断によりますと、本来的に超越的存在に対する違憲の念に発する儀式には一切支出すべきではない。あくまでも市民のレクリエーションのため、あるいは観光産業に対する援助という目的で、祭りの主催団体――神社ではなく、実行委員会などがございます――に間接的に援助、補助金等を行うという形をとり、祭りの主催、青井神社がたまたま宗教法人だったということにすべきである。ただし、支出の名目は儀式やお供え物ではなく、世俗的なもの、例えば宗教色のない祭りのステージ設営や、ガードマンの配置などに限らなければならない。以上の条件を守れば、支出の対象が宗教的意義を持たず、特定の宗教団体を援助、助長するものではなく、政教分離原則違反は問題にならないと思料しますとの判断での配慮をいたしております。

また、市の職員の取り扱いはどのようになっているかという御質問でございますが、奉賛会から2,000円の日当で何名参加してほしいという依頼が参りまして、それを受けまして、市役所の各課に振り分け、本人の同意を得まして、休暇をとって参加しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 3回目の質問を行います。

私はこの4年間、神幸行列の日に毎年赤い羽根募金の箱を首に提げて、募金のお願いをして歩いております。市議会より市議会議長が共同募金会支会長として、また厚生委員長は、支会員ということになっておりまして、おくんち祭街頭募金と歳末助け合い演芸会のときに募金のお願いに参加しておりますけれども、歳末助け合いはことしは大変盛況でございましたし、募金もたくさん集まっております。

募金は青井さんのお祭りを利用していただいている状況でありますので、ここでは問題外でございますが、ことしはおくんち祭のとき、ことしほど寂しい思いをしたことはありませんでした。この日ほど人吉の高齢化、少子化、人口の減少を一度に見て感じたことはなかったように思います。募金が今年の半分も集まらなかったこともありますでしょうが、それ以上に、行列の数、内容、観客の数等々から、祭りがどうなるんだろうということよりも、人吉はこれからどうなるんだろうと考えたりで、すっかり疲れてしまったわけです。半

日が1日歩いたようにも感じておりました。そういうふうに思いました。

祭りが終わりました、時間を置くことなく、祭りへの感想、要望、苦情、提案を聞くことになりました。おくんち祭については、市民の多くがいろんな考えや要望を持ち、また期待もしているところがわかりました。

そこで、議員である私に、市民の思いや希望を取り上げてほしいということで、今登壇しているわけです。また、他の議員さん方からも、僕も言われとっとたいとの声を聞いております。

まず、学校関係ですけれども、祭りをどうとらえているのか。市内全体のこととしてとらえているのか。おみこしを担ぐから1時間授業、担がないから学校は1日授業は不公平である。教育委員会が統一してほしい。おみこしに出るために学校を休む子供もいる。これは学校のお話です。校長先生のお話でした。

行列に出ないところの子供は、青井さんの祭りは、夜店に行ってもものを買うとしか受け取っていない。そういう行列に出ない、以外の校区の方からのお話です。

青井さんの祭りを知らない子供たちも出てきている。行列が終わると、保護者はさっと引き上げる。共同募金も集まらない。多分この方は共同募金、その日にたくさんしていただきますので、募金に立たれている方だと思いますけれども。

青井さんに対しての意識づけができていないし、薄れてきている。おくんち祭を歴史があり、市民の誇りとするならば、それだけの意識づけが必要。かたくなに伝統、伝統と言っておられないのではないか。

次に、小学生は1時間授業で、5時間は不足する、どうなるのか。1時間で帰された児童が、みんな行列に参加するのではない。学校は帰した後は、保護者の責任と言われるが、家族は仕事で面倒が見れない。いろんな事件が起きて、物騒な世の中なので、何が起きるかわからない。心配だ。教育委員会がかかわるのならば、日曜日にしていただきたい。

以上のような要望がっております。

そこで、教育長に質問をしたいと思います。一つ、今まで述べましたような状況や、要望があることを教育長は御存じでしょうか。二つ、要望に対してお考えをお聞かせください。

以上です。

○教育長（鳥井正徳君） おはようございます。それでは、三倉議員の御質問にお答えをいたします。

青井さんのおくんち祭につきまして、教育委員会に対して、いろんな要望等があるかというようなことは、正式に要望があつてはおりません。委員会にこうしてくれ、ああしてくれというような要望はございません。ただ、議員がおっしゃるような意見といいますか、考えはお聞きしております。

そこで、ふだんから学校もそうですが、子供たちへ地域の行事へはできるだけ参加するよ

うに指導しております。これは地域にはいろいろございますけれども、できるだけ地域の行事には参加すると。そういうふうには保護者にも働きかけをしております。

ここ数年、神幸行列が、学校が休みの日と重なりまして、確かに子供たちや保護者の方々の参加が多かったのは事実でございます。日曜日と行列が重なったということ。しかし、本年度は平日の実施となりました。青井神社、阿蘇神社に近い学校においては、地域の要請もありまして、本年度も参加をしました。1時間ということですが、授業の実施ということで、校長裁量のもと、子供たちへの安全面等の事前指導の時間は必要であるという判断から、1時間授業後、家庭へ帰すことにしました。この3校については、もう数年続いていることでございます。あくまでも地域、保護者の要望によって、そういうふうにお答えをしているわけでございます。

おみこしに参加しなかった学校においても、本年度は、低学年の生活科の勉強で、おくんち祭を見学し、またほとんどの学校が、いずれかの学年で青井阿蘇神社について取り上げ、学習をしてきております。特に3年生の教材には、お祭りという教材がありまして、その教材の真価のためにおくんち祭を見学しているところでございます。

教育課程の編成は御存じのように、校長裁量でございますので、それぞれの学校の判断のもと、おくんち祭への対応をとってきているところでございます。

しかし、おくんち祭は郷土の貴重な伝統文化でもございます。市民の誇りでもございます。

一方、おくんち祭だけじゃなくて、各校区に残る遺産や、伝統芸能もその地域の住民の方々にとっては大切な宝でございます。どちらも教育にとっては貴重な教材となり得るのでございますので、それを教材化しながら、いろいろな条件を、地理的な条件や地域性を考えながら、取り上げて勉強しているというのが、祭りに対する学校の姿勢でございます。すべての学校で、おくんち祭の神幸行列がある日を1時間授業にしたり、休日とした場合の問題点等については、きのうの川野議員の御質問にもお答えいたしましたとおりでございます。クリアすべき問題が山積をしております。その問題点としては、きのうお答えしましたので、省略をいたしますが、したがって、おくんち祭の参加についても、学校の地理的条件や、保護者の考え方、学校としての神社仏閣への対応の仕方、地域の状況等を考えますと、教育委員会でどうせよというように統一することは難しい状況ですし、できないというのが、教育委員会の考えでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 4回目の質問をいたします。

3回目の質問で、学校への要望、意見等を上げましたけれども、そのほかにいろいろ出ておりますので、述べてみます。

1,200年の歴史が続いている。1,200年前はどうであったのか。時代に沿ったものにしてき

たから、続いているのではないか。1,300年続けるのならば、基準は守るが、時代に合った方法で行っていかないと続かないのではないか。歴史を変えるとということではない。祭事、神幸行列を休日にしてほしい。今のままでは、衰退は目に見えている。仕事で車を使うことが多いが、あちこちで交通どめに会い、仕事にならない。みんなから寄附ばかり集めて、寄附をしても、働いている人は、見にも行かれない。だれのための祭りか。神幸行列の順路も一工夫していただきたい。

そのほか、平成13年10月に第3次行政改革大綱実施計画のための職員の意見としまして、温泉祭りやくんち祭のとき、学校や市役所を休みにして、全員参加の祭りにすれば、もっと人は来ると思う。また、くんち祭は、九日にこだわらず、「くんち」にこだわらず、「くんち」に近い日曜日にしたらいいと思う。これは6年前になりますけども、市職員からの要望が出されております。

行列に参加する人たちで、日曜日にするよう、青井神社にずっと以前に、要望したことがある。もう10年ぐらいか、20年にもなるかもしれないと話してくださった人もおられます。

以上、できるだけ市民の方々からお聞きしたとおりに述べてみました。私は、おくんち祭は、だれのために行われるのかとの質問を受けたとき、突然でしたので、神様かな、神様でしょうし、市民のためかなと、クエスチョンの形ではっきりだれとは答えられなかった。神様と市民のためかなというような答えをしたんですけれども、市長に質問をいたしたいと思えます。市長に、だれのための祭りかと市民からお尋ねがあれば、どのようにお答えになりますか、お聞きしたいと思えます。

2点目に、市長は人吉市は観光と農林業で食べていけるようにしたいとおっしゃっております。人吉温泉焼酎まつりとおくんち祭は人吉を代表する二大祭りと言われますが、そのおくんち祭の観光としての位置づけ及び観光振興の観点から、どのような取り組みを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

以上です。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

だれのための祭りかという質問でございますが、約11日間にわたるくんち祭でございますが、神式行事の部分もあり、また神幸行列のように、郡市民にとりまして、伝統的行事であるとともに、歴史を紡ぐ文化行事でもある。よって、後世に残していかなければならない大切な文化行事であると考えております。だれのための祭りかといえば、神式行事は祭神等、そこに暮らす人々のためのものであり、神幸行列はそれを見学する人々にとっても、収穫への感謝、または無病息災を願う祭りの一つであろうというふうに考えております。

観光としての位置づけでございますけれども、私の考えは、ぜひ人吉くんち祭を、長崎くんち、唐津くんちと並び称されるような九州三大くんち祭というのに、ぜひ仕立て上げていきたい。市民の皆様方と一緒にあって、九州には三つの大きなくんち祭があると。長崎、唐

津、そして人吉くんちと、そういうふうに入々の口に入るようなお祭にぜひ仕立て上げていきたいというふうに入っているところでございます。

よって、観光で潤うまちづくりを目指す本市にとりましても、くんち祭、青井さんのくんち祭というのは、歴史的にも価値のある、最もこの人吉球磨地方で、重要なお祭りであるというふうに入っているところでございます。

先ほどの市民の要望として、日曜日に開催するというふうな御提案も議員からございましたけれども、私もさまざまな方々から、土曜か日曜日にやってくれたらなという御意見は賜っているところでございますが、その開催日と申しますか、1,200年前は土曜も日曜もなかったわけでございますし、明治以降、太陽暦が採用されて以降、こういうことも一つの問題になってきたのではなかろうかなと思っておりますが、私といたしましては、行政の長といたしましては、何曜日に開催すべしというふうなことは慎まなければならないというふうに入っております。

ただ、今後、市民の皆様方にぜひ考えていただきたいと。長崎くんち、唐津くんちは、なぜあれだけ生々発展をしているのか、必ずこの祭りが行われるときは、全国放送版並みでテレビ放映されるわけでございます。よって、ここら辺の長崎くんち、唐津くんちの祭りのあり方等々も、一つの検討課題であろうと。そこから青井阿蘇神社のくんち祭はどうあるべきかということを入市民の皆様方にお考えいただければと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 御回答いただきました。それでは、5回目の質問をいたしたいと思います。

おくんち祭については、今まで述べましたように、多くの意見や要望が出ております。これまでの一般質問におきましても、おくんち祭に出やすい環境をつくっていただきたい。人吉球磨の小学校はみんなで地域の祭りに参加しようということができないか。なるべくたくさんの子供たちが参加できるように御検討いただきたい。

昨日は川野議員が、おくんち祭の当日は、全校休校もしくは短時間授業とし、代替授業日を設定するなど、統一見解があれば、スムーズな運営が可能かと考えますが、その意見に関しては、教育長はそれはできないというような回答をいただいておりますけれども、そういうふうな質問がなされております。

市長は、9月議会で、「どのようにしたら、小学生の皆さん方がおくんち祭へ参加していただくか。小学生の皆さん方が、おくんち祭へ参加していただくかという観点から申し上げたわけでございます」というような答弁をされた場面がありました。いずれも、こういうのは、小学生の皆さんをおくんち祭に参加させたい。いろんな教育のためとか、そういうことだと思っておりますけれども、その思いからの発言だったと思っております。

市民の要望や、一般質問で出された要望あるいは集客、観光の面、学校関係、保護者関係から考えましても、神幸行列が休日に、土曜も学校は休日ですけれども、一般の仕事の方たちは土曜日はこのごろは働く人が多い。こういう経済状況です、そういうのがあってますので、とにかく休日に行われれば、多くの問題が解決できるんじゃないかと考えます。

九州内の神社やくんち祭を調べてみました。ある神社では、9日とは、くんちですね、全然関係ない日に、くんち祭が行われ、以前から11月2日から4日の3日間とも神幸行列を行うけれども、中日の3日は文化の日で祝日であり、観客の数は多いと、それはもう全然違いますというようなお答えでした。今、九州内ですので、三つって、くんち祭はおっしゃったですから、あとの二つも調べてみたんですけど、一つはそういうことであります。また、以前から毎年7月の第4日曜日とか、あるいは敬老の日の休日に行われている神社もあります。

一番近くが八代神社でしたし、妙見祭は途中で変わったなというのは意識しておりましたので、お尋ねしましたら、八代市内の学校が1時間授業で帰っていたそうです。郡部はそれは対象外で、参加しない人は1日授業と同じように郡部は1日授業だったそうです。普通授業であったということです。300年続いたものをなぜ変えるのかというような反対もありましたけれども、もう八代神社としましては、矛を担ぐ人がいなくなった。昔は、気持ちよく出れたのが、仕事の都合で出れなくなった。1,000人ぐらい必要だそうです。矛を担ぐのに。その方たちが以前と違って、仕事を休んで出ることができなくなったということです。

それと、集客の問題もある。郡部からは来てくれないというような問題もありまして、いろいろ検討された結果、神事は今までどおり11月17日に行いますけれども、11月18日に開催されていた行列だけを、平成5年から、勤労感謝の日の祝日に開催するようになったと説明してくださいました。また、日にち変更後はどうでしたかとお尋ねしますと、お客さんの数も多くなりまして、特に県外からのお客さんが多くなったように思いますというようなことでした。

変更には反対もあったが、時代に合ったものにしていかなくてはお祭り自体が成り立たなくなり、集客にもつながらないというような、そういうようなことでした。

休日でない郡部だけでなく、外からの観光客も望めないということでもあります。

もう一つ、今度は人吉市内の神社のお祭りの例を挙げてみますと、12月13日の平日にしておりましたけれども、若い者が出れなくなった。手伝いする人もおらなくなって、大変なので、もう20年前から、近くの日曜日、12月13日の前後かの日曜日にということで、先日行われておりますけれども、こういう状態になっているのが現状です、市内でも。

それぞれの神社で、支える皆さんの判断で、時代に合った祭りがされて続いてきている。そういう現状だと思います。1,200年も続きました。今、国宝指定の申請もしているほどの青井神社のお祭りが、今後にもぎわい、全市民、できれば郡市民こぞって参加し、集客もできて、観光にもつながる、そんなおくんち祭を私は期待したいと思いますし、市民の皆さん

もそういうような期待して要望されていると思います。決して青井神社の祭りをマイナスの面で考えているわけじゃないということを中心に置いていただきたいと思いますけど、私もそういう意味でちゃんと青井さんの祭りにはぎやかにしてほしいし、こういう疲弊した経済状況ですので、人吉市の観光のためにも、本当十分活用させていただいて、そういうような意味から質問をしておりますので。とにかく、今みたいに市民の皆さんが青井神社の繁栄、ひいては人吉市の繁栄を願っての要望だとお聞きいただきたいと思います。

神幸行列を何で動かさないのか、10月9日から動かさないのかというのは、1,200年も全然変わっておりません。それで残したいということ以外に、理由が私わからないんです。いろんな方に聞いてみると、「何さま要望してもできんとげなばい」と、それが昨日もだれか教えてくれました。私も多分、宮司にお会いすればわかるのかなと思ってますので、質問が終わって、ゆっくりしたらまたお尋ねにも行きたいと思いますが、「何さま何ぼな、20年前も10年前もしとつとばいと、だけどできん、できんものはできんということばい」ということで、市民の方たちそれはわかってないと思いますし、できれば、今まで述べたみたいに、日にちを休日に変えていただければ、本当にみんなの要望が満遍なく受けられるということになると思いますので、10月9日ですと、来年も再来年もそうなります。あと2年置いたら続いて4年間また平日になりますので、こういう問題が必ず出てくると思いますので、神幸行列が休日にとり行われますように、今市長が、市の長としては、申し入れがなかなかできないということでしたけども、青井神社とか、関係者の方々と政教分離の件を頭に置いていただいて、本当にお話し合いをしていただくように、市長に私は要望したいと思います。私が市長に要望です。市長は青井神社と、そして関係する方々と話をしていただいて、できるだけ、本当に市民の要望がかなえられるように、市のためにもなるように、補助金も出していますことですし、なるようにということをお願いしたいと思います。要望したいと思います。これから市長の答弁をお聞きしまして、そして私の質問を終わりたいと思いますので、お願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答え申し上げます。

来年はエジプト学で有名な早稲田大学の吉村教授も来られまして、RKK取材をしたいという申し出もあっております。ぜひ全国へこの青井阿蘇神社のくんち祭を情報発信していただきたいと思っているところでございますけれども、昔は人吉球磨一体となって、くんち祭が行われていたと。私が子供のころも、郡部の方からも、たくさんの方々がお見えになって、そして中川原にはもう、御承知だと思いますけれども、サーカスもかかりまして、非常ににぎわいを博したということ承知いたしております。

ですから、もう一度そのにぎわいを取り戻すために、どんな仕掛けが必要かということで、人吉球磨の小学生に呼びかけて、一つの形態を整えたいというふうにも思っているところでございますが、そうなりますと、議員おっしゃいますとおり、日曜日でないと、そういう小

学生も集まることはできないということになってくるわけでございます。今おっしゃいましたとおり、青井阿蘇神社も商売の神様でもございますので、三倉先生がおっしゃいましたことは、御祭神には伝わっているというふうに私は思います。どうぞ、ここにもたくさん若い方々も本日傍聴にお見えでございますので、民間の中で、そういう検討会をぜひ立ち上げていただきたいと。そして市民、住民の皆様方、またはこの青井阿蘇神社のくんち祭というのを1,300年、また2,000年へと歴史を紡いでいくためにどうあるべきかということは、大いにけんけんがくがく議論を重ねていただきたいものだというふうには思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） それぞれに、御答弁いただきました。私は、芦北から来ているんです、水俣の隣の津奈木という小さいところから。人吉に来まして、本当にお祭りはありますし、まちはきれいだし、うらやましい限りなんです。人間のつながりといいますと、今でも帰りますと、家の電話が鳴っていたら、隣から走ってきて電話に出てあげる、親戚の者が、そういうような状況ですし、私らもそうしてきたわけです。人のつながりはすごくありました。そういうところは人吉に来まして、40年ぐらいになりますが、十分に人吉の市民でありますし、青井神社さんには、すごく期待をするところでもありますので、でも皆さんの市民の要望があつてますし、きょうは多分私に意見を寄せられた方は、関心を持ってどこかで聞いていただいていると思います。答弁いただいたことで、皆さんがおわかりになっていると思いますが、ぜひ市長に、いい方向で行きますように、お願いをしていただくように御要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君）（登壇） おはようございます。1番議員の松岡隼人でございます。今回で3回目の一般質問をさせていただきます。当選させていただきまして、1年もたたないうちに、一般質問が一括方式から一問一答方式へと変更になりました。私も議会運営委員として議論させていただきましたが、これまでに先輩方が進めてこられた議会改革が、まさに今実ったと感じております。先輩方の御努力に敬意を表しますとともに、より活発な議論ができますよう努めてまいります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

施政方針よりマニフェストについて、まちづくりより大橋開通イベントについて、市民の声より大規模商業施設について、この3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目でございますが、施政方針よりマニフェストについて、目的、コンセプトは何か物事を起こすときの原動力となります。市の経営に関してもそうだと思います。ことし初めてのマニフェストを用いた選挙において、見事当選された田中市長に、いま一度、目的と

マニフェストの内容を、しっかり確認しておきたく、まだ1年もたっておらず、時期尚早かもしれませんが、市長の話聞きながら、目的とマニフェストの検証を私なりにしてみたいと思います。

まずは、タウンミーティング、「市長と語るひとよし“かがやき”づくりトーク」を終えたその感想を伺うつもりでしたが、昨日の川野議員の質問に対して、おおむね良好だったとおっしゃいました。私は東西コミセンでお聞きしましたが、観光の話がほとんどだったように思います。市長は駅をつくります。町中にシンボルタワーをつくります。温泉町に温泉センターをつくりますとマニフェストをしっかりとおっしゃっておられました。

財源については全くおっしゃっておりませんでした。今回は、このことにつきましてはお尋ねをいたしません。マニフェストとは公約です。期限、財源、数値目標、そして工程を明確にした具体的政策、つまり目的を達成するための方法、手段なわけです。ということは、マニフェストの上に目的があるはず。タウンミーティングの資料には、マニフェストはしっかりと書いてあります。しかし、この目的がどこにも見当たりません。よって、市民にはマニフェストイコール目的に聞こえているのではなかろうかと、私感じております。6月の第3回定例会の所信では、市民みんなが笑顔で暮らせるまちづくりや、笑顔のまち人吉、思いやりのまち人吉、おもてなしのまち人吉などの表現が出てくるので、恐らくこのあたりが目的だろうとは思いますが、決まった表現が、文言がいつもあるわけではないので、わかりませんが、1問目です。市民にわかりやすい目的を簡単につくられたらいかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） 松岡議員にお答えをいたします。

松岡議員におかれましては、就任直前の1期生の皆様方のマニフェストの勉強会の中でお伝えをしたと思っております。また、東西コミセンの中でもマニフェストの資料はお渡しをいたしているところでございます。

そこにビジョンというものをまず最初に掲げさせていただいております。そのビジョンというのは、この人吉市を世界に誇れるまちにしましょうと。そのために現状として、人吉市はどこにも負けないような観光資源、または一次産業資源がありますというふうに現状を分析いたしております。よって、私そのビジョンとして、きちんと掲げさせていただいている世界に誇れるまち、世界に誇れるまちというのは、どういうまちかと申しますと、今議員が御指摘、また予想されましたとおり、笑顔で暮らせるまち、みんなが健康で笑顔で暮らせるまち、そしておもてなし、優しさあふれるまち、そういうものを実現するために、マニフェストはあるわけでございます。よって、そういう目的に対して、手段があるわけでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 大変わかりやすく目的を述べていただいたと思います。市民の方に

も、まず初めに、その部分をお伝えされた上で、箱物政策といいますか、その辺のことをお伝えされた方がよろしいのではなからうかと、私自身思っております。

次に、6月にお伺いしました市民憲章についてですが、市民憲章では、まちづくりのための行動目標、まちの理想像を上げて、空間環境的な達成目標を示すとか、個々、人の生活を快いものにするために社会生活的な努力目標を示すものです。人吉市が進むべき方向が示されております。

6月にお尋ねしましたときは、検証をしていくとおっしゃっていましたが、あれから半年がたちました。市長は、マニフェストを語られるときに、ビジョンとして世界に誇れるまちや、健康で笑顔を実現するためにまちづくりをするという目的をしっかりとお持ちだと思えますが、市民憲章の取り扱い、今後のことをどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

例えば、新しく会社を設立し、そして創業をするときに、確かに会社には、今議員がおっしゃいます目的である経営理念というのが必要でございます。この経営理念に照らし合わせて、経営計画、事業計画をつくっていくわけでございますが、しかし創業期には、そういう経営理念とか、または社風とかいうものは、ほとんどの会社が存在し得ないというふうに思っております。

なぜならば、そのそこで働く創業期において、人々のチームワークというものが、まだ醸成されていないからでございます。2年たち、3年たち、そして社風ができ上がってまいります。その社風ができ上がった中で、こんな企業を目指していこう、こんな社会貢献をしていこう、こんな社員でありたいという、いわゆる社会性を持った存在価値が明確になってくるのではなからうかなと私は思っているところでございます。

よって、今後人吉市にもきちんとした市民憲章がございしますが、そういう市民憲章、今後どのように変化していくのか、そういうことも頭に入れておかなければなりません。まずは、市民の皆様方とともに、郷土をともに働かせていただきながら、健康で笑顔で暮らせるまち、または幸福量というものが大切にされるまち、いわゆるインドの東北にありますブータンという国を一つの私はモデルとしてまいりたいと思っているところでございますけれども、幸福量というものはかされる、そういうまちづくりに向けて、そういう目的に向けて、市民の皆様方とマニフェストを一つ一つ実現をしていく。また市民の皆様方の課題を一つ一つ解決していく中で、人吉市の新たな風が起こってくると思っております。いわゆる先ほど申しました会社でいえば社風でございます。そういう中で、改めて、市民の皆様方とともに、私からこういう市民憲章とか、私からこういう市の理想、理念であるとかというものを提案させていただくのではなく、市民の皆様方、お一人お一人のその心の結集として、わき起こってくるような、そういう市民憲章ができてくるのではなからうかなというふうに思っているところでございます。

目標実現のたびごとに、このまちの新しい風土、文化、生活、規範というものが生まれてくることを私は願っているところでございます。そういう環境が醸成された中で、もう一度市民の皆様方とともに、市民憲章、つまり我々の生き方、生活基幹、または市民としての理想郷というのはどこにあるのかというのを話し合っても遅くはないというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 今、市長のお考えをお聞きしました。協働という言葉が出てまいりました。確かに私たち市民、市の方にばかり何をやってくれ、かにをやってくれと、そういうことを言うつもりは毛頭ございません。市民のために市はつくられていくべきだ、市は進んでいくべきだというふうに考えております。私たちも、精いっぱい努力しながら、市のために、市がもっともっとよくなるために働いていきたいというふうに考えております。その中で、また私たちの方から、こういうふうにやってくれ、強く申せるように、私たちも努力をしてまいります。

それでは、マニフェストの中身について、次はお尋ねしてまいります。

きのう、一昨日と、農業や教育の面に関して、先輩方たちが質問されておられますが、私はいつも市長がおっしゃっております観光という面からお尋ねいたします。

今定例会初日の所信の中でも、観光で生きるまちづくり、観光立市、観光客や観光という言葉がたびたび出てまいります。観光という言葉の意味を広辞苑で調べてみますと、ほかの土地を視察すること。また、その風光などを見物することと書いてございます。市長がいつもおっしゃるこの観光という言葉ですが、そういう意味でおっしゃっているのでしょうか。または違う意味でおっしゃっているのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） 観光という言葉、広辞苑、その他の辞書で引きますと、さまざまな定義が生まれてくると思いますが、観光というのは、私の知る限りでは、中国の故事の中から、その国の光を見るということからこの観光という言葉が生まれたというふうに私は認識をしているところでございます。

英訳しますと、サイトシーイングでございますので、まさにさまざまな場所、さまざまなところを見て回るというのがサイトシーイングであろうと思っております。

今後のそういう観光はどうあるべきかということを考えますと、もちろん見る、聞く、そしてそういう中に楽しみがある、体験がある、学びがある、または観光といいましても、例えばスポーツ交流も一つの観光でございます。

そのような中、さまざまなその分野に観光というのは、今後多岐にわたって展開されてくるものであろうというふうに思っております。観光といえば、まずは他の地域の方々が、こ

の人吉市に来て、この人吉市を味わっていただく。もちろん食というもの、これも最も大切な観光の一つの要素でございます。観光ということであれば、乗り物に乗る、見学する、そして知る、学ぶ、食べる、そういうさまざまな人間の五感、六感を刺激するような体験、非日常の体験こそが観光であろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 今、多岐にわたって、観光という言葉一つにつきまして、市長の考えがいろいろなことが観光に含まれているというふうに私理解しました。

そこで、平成17年の観光客数は、人吉の、82万2,782名、宿泊数は20万5,467名です。観光客80万人の中に、私も五、六人分ぐらいは入っていると思いますが、ちなみに人吉に観光客が一番多いイベントは花火大会だと私認識しております。観光という意味で、今市長がおっしゃいましたが、人吉市、他の人が、この地人吉市に来て味わってもらう、食や乗り物に乗ったり、見学したり、学んだりというふうにお答えになりました。よそから、他の地域から人吉に来られることもですが、人吉球磨の人たちが人吉の中で動くことも観光だというふうに、この数字はあらわれております。

例えば、そういう意味からしますと、例えば、交流、先ほどスポーツによる交流という言葉が出てまいりましたが、という言葉がわかりやすくなかろうかと、私考えております。交流人口を増加させる、という言い方をしますと、今市長がおっしゃった観光という意味をすべてこの言葉で含んでしまうんじゃないかと思うと私は思っております。

人口がどんどん減っている状況では、この交流人口、ほかから人吉に来てもらうことももちろんですが、この人吉球磨の中での交流、このような面も重要になってまいると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） 交流という言葉は、広辞苑で私引いておりませんので、どのような定義かわかりませんが、読んで字のごとく、人間と人間がそこで出会っていく、それがさまざまな交流ということではなかろうかなと思っております。

そういう大きな定義の中で、観光というものも一つの交流でございます。いわゆる、よく言われますように、交流人口をふやしましょうと。定住人口とともに交流人口をふやしましょうということでございます。交流という言葉の方が、観光という言葉のより包含した言葉ではなかろうかなというふうには思っているところでございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 交流についての市長の考えをいただきました。観光を含む、その大きいものが交流というふうな回答だったというふうに思います。

今の手段、市長が上げられてますマニフェストにおいて、人吉市における観光人口、私は

交流人口と言いたいんですが、増加するののかということを考えてみたいと思います。

人吉市以外から人吉市に来ていただける方、仮に旅行者とでもいいでしょうか、目的があるというふうに私は思います。よく観光資源という言葉で表現されますが、人吉市には豊富にあると市長も言われます。私もそう思います。だとしたら、人もたくさん来られてもいいはずじゃないかと、私思いますが、なぜ来られないのでしょうか、市長のお考えを聞きます。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

そういう仕掛けがしてこれなかった、こられなかったというのが大きな要因だろうと思います。例えば、人吉駅には大型バスの駐車場がございません。バスガイドの皆さん方の意見を聞いてみますと、からくり時計を見学に行っても、バスをとめるところさえないと。いわゆるそういう仕掛けが今までされてこなかった。例えば球磨川下り一つにとりましても、本当に観光客というのは非日常を求めてまいります。旅行者というのは、非日常、自分自身が今まで生活している圏域から飛び出して、新しい自分自身を発見したり、楽しんだりするというそういうものを求めてくると私は考えております。例えば球磨川下りにしましても、果たして感動を与えているだろうか、喜びを与えているだろうかという観点から大いに見直す必要があると思っております。

人吉駅におり立ちまして、一番最初に見えるのはタクシーと駐車場でございます。人吉温泉、これを売り出すとしたならば、タクシーと駐車場を人吉駅におり立った方々に見せて感動があるだろうか。感動というのは、いわゆるリピーターを生んでいきます。よかった、うれしかった、楽しかった、また行こうね、そういう感動を与えることによってお得意様づくりができる。つまり、信者づくりができる。つまり、信者と書いて、もうけることができるわけでございます。なぜ観光客が減り続けているのか、観光客の皆様方に楽しんでいただけるような仕掛けがしてこられなかったというのが私は原因だろうと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 今市長から、感動を与えていないから、端的に言いますと、そのように私受け取りました。仕掛けがなかったのと、仕掛けがなかったのが大きな要因だと、駐車場がないのが大きな要因だというふうに私は受けとめました。

感動を与えるというのは、私は駐車場ではないというふうに感じております。感動を与えるのは魅力、私はそのように考えます。魅力がないから人は来ない、そのように思っております。魅力とは、らしさ、個性、アイデンティティー、これは私の考えですが、そのように考えています。人は魅力ある人に、魅力あるまちにひかれる、だから感動する、そのように思っています。

例えば、私、勤労青少年ホームの陶芸講座に通っておりますが、そこで、市長も御存じだと思いますけど、久保田先生に陶芸を習っております。世界に誇れる陶芸家、人吉市の宝だ

と私は思っております。たくさんの方が会いに来られます。交流人口の増加に大変貢献をしてらっしゃいます。人が人に会いに来られます。この久保田先生に大変な魅力があるから人は会いに来る、そして、感動するというふうな感じを私は抱いております。

まちの魅力とは、そのまちの歴史だと考えます。ここに人が住んでずっと生活をしてきた、この地域独特の歴史が受け継がれてきたものがイコール個性、らしさ、アイデンティティーだというふうに思っております。よく言われますが、縦糸を太く強くしていくと、同時に私たちが横糸となり、しっかりと編み込む、それが子孫に伝わる。だから、このまちを、人を輝かせる、魅力あるまちにするためには、歴史をひもとくといい。そして、それを磨き上げる。そこに感動が生まれる。そのように感じております。私はそういう政策がとられないものかと考えております。ハード面の整備もいいと思います。仕掛けをされるのもいいと思います。外向きなアピールばかりではなく、内向きに対してのらしさ、個性、アイデンティティーを確立するための、人吉らしさを出すための政策についてはいかがお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） 駐車場では感動を覚えないというのは当然のことでございます。これは仕掛けでございます。仕掛けと、それとおっしゃる魅力づくりとは別でございます。しかし、単なる駐車場をつくるから、そこに駐車場としての魅力がないわけでございます。駐車場としても、そこに駐車場の中に木々を植え、緑を配置した駐車場、そこには感動が生まれます。一刀両断で駐車場イコールそこには感動がないというふうには切って捨てられない部分が私はあると思っております。

また、人吉市には久保田先生を初めとして、さまざまな陶芸家、工芸家、また美術家、また音楽家という方々がいらっしゃいます。こういう方々を今後やはり私もコンセルジェとして、まちのコンセルジェとして光を当て、そして、交流人口の中で、交流者の中で、旅人の中で大いに交わっていただき、その方々の魅力または人間性を御自分の心を洗う糧としていただければ、本当に私もいいまちづくりの一つができるというふうに思っているところでございます。感動は人の心が生み出し、自然のそよぎが生み出すものというふうに認識をいたしております。

お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 市長の考えもよくわかりました。駐車場に対する思いも伝わってまいりました。感動という言葉、その感動を起こすには魅力があると私は言いたいわけですが、それだけであってもいけないと思いますので、魅力あるまちづくり、魅力ある人、そして感動する駐車場、感動する駅をつくっていただきたい、そのような政策をとっていただきたいと思っております。

私、先ほど内向きのアピールしてはいかが、内向きのアピールに対しての政策はございませんかというふうにお尋ねしたわけです。尋ねっ放しでも、頼りっ放しでもいけないと思

ますので、私なりの内向きの政策を考えてみました。人吉市民の人吉市民による人吉市民のための人吉映画をつくる。人吉市民に人吉をアピールするために、例えばウッチャンを監督にしてするとか、市民総参加型の映画をつくる、映像にする。映像にすることにより、人吉市民が人吉市を再発見できるし、例えば映像に撮る前には掃除をしようかなと、そういう気持ちにもなるかもしれません。まちはきれいになる可能性もあります。そして、人吉、このまちに誇りを持っていくんではなかろうかというふうに考えます。

そして、もう一つ、今定例会は教育長の人気が大変高いようですが、私が学校へ行ってみた感じでは、小学校では大人より人吉のことについて勉強がされているというふうに感じました。ごみの分別やクリーン作戦、地域貢献、また地域社会で生きるために地域のことを小学校では先生たちはしっかりと教えてられると、私はそのような印象を受けております。子供を教育するのは大人です。社会のしわ寄せが弱いところへ、高齢者や子供たちへ行くんだというふうに思っております。だから、まずは私たちがしっかりすべき、自分がやるべき、変わるべきだと、そこが重要だと思います。だから、今以上に大人向けの講座とか、授業とか、大人がもっともっとすべきだと、やるべきだと、そうしないと、まちはよくなりません、子供たちに教育もできない、責任は大人、親にある、子供は被害者だというふうに感じておりますが、市長はいかがお思いでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

内向きのらしさ、人吉市らしさということで映画はいかがかというお話でございましたけれども、じゃあその映画をつくる目的は一体何なんだと、その目的、先ほどから議員がおっしゃいましたその目的は何なんだと。映画をつくることは手段、もちろんそれが人吉市のらしさ、内向きのらしさにつながってくるとしたならば、それをどこにどのように有機的につなげていくのかというふうな、やはりもう少し一歩先を進んで物事を考えてみたいと思っております。

私はまず、まちづくりにしましても、何にしましても、もちろん私が述べておりますビジョンとか、さまざまなマニフェストの中にある方法手段であるとか、そういうものは掲げさせていただいておりますが、やはり市長みずからが一歩実動の歩を進めなければ、だれもついてこないというふうに認識をいたしております。青の洞門というのがございます。青の洞門も、みずからが一歩歩を進めて、大勢の村人からばかにされ、やゆされていく中で青の洞門が掘り抜けられたというお話もございます。やはりまずみずからが歩を一歩進めることが最も大切なことではなかろうかなと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 市長から、まずみずからが一歩進めると、まず動くという言葉いただきました。この人吉市のまち、私たちが大好きな人吉市のまちがもっともっと輝くよう

に、しっかりと地に足をつけて、もちろん私たちも一生懸命頑張ってまいりますが、お互いに協力し合いながら進めていきたいと、そのように考えてまいります。タウンミーティングをされる際には、まず目的をわかりやすくしっかりと述べられた上でマニフェストを語っていききたいと、そういうふうによ望をしておきます。

最後にですが、先ほど三倉議員の話聞きながら、私も少し話したくなりましたので、一言私なりの考えを述べさせていただきます。今自分がここにいるのは、ここに特にふってわいたわけじゃあございません。お父さんがいて、お母さんがいて、そのまたお父さんがいて、お母さんがいて、それぞれにまたお父さんがいて、お母さんがいて、そして自分がやっとここにいると私は考えております。地域にしろ、祭りにしろ、何でもそうだと思います。それをしっかりとわかっておれば、答えはおのずと出てくるのではなからうかと、それを忘れているから今の日本はおかしくなっているといっているとは思っております。

しかし、人吉市はまだまだ大丈夫だと、文化財も大事に守られ、そして、歴史もしっかりと重んじられております。しかし、おくんち祭の日が変わったときは、人吉市も危ういかなというふうに感じますので、これからも私たちしっかりと頑張ってまいりたいと思います。これでマニフェストについての質問は終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（大王英二君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（松岡隼人君） 午前中に続きまして質問させていただきます。

それでは、大橋開通イベントについてです。

球磨川にかかります大橋の開通イベントについてお尋ねいたします。大橋は本年12月14日、あしたに、あしたですね、に歩行者のみですが通行可能となります。人吉市民が待ちに待った全面開通を来年4月に控え、市としては開通イベントか何かを考えていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

市として何か考えているかという御質問だったと思いますが、市といたしましては、現段階では道路などの開通時に行われますような一般的なものという考えで、そのほかの市としてのイベントにつきましては現在考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 一般的な式典は考えておられて、イベントは考えておられないということでしたが、実は大橋開通の際に橋上で大綱引きのイベントをやろうというふうに民間で大変盛り上がっております。その経緯を少し述べさせていただきますが、九日町商店街の若手有志がよかばい会という会をつくっておられますが、この会は、市民を集めて市長選挙に伴いアンケートの作成をしたり、人吉市歴史勉強会をしたりと精力的に活動をされております。私もお誘いを受けまして、いろいろな勉強をさせていただいているところですが、その中で7月末に、「大橋と街並みの変遷」という題で益田先生を講師に歴史勉強会をされました。来年4月に大橋が開通することはわかっておりますが、イベントの話もなく、時間もなくなってきておりました。そんな中、この先生の話が、また大橋の歴史を知ったことによりまして、若者たちが今まで以上に愛着がわき、そして自分たちでやろうという話になりました。とりあえず実行準備会議と銘打って、9月初めに若手有志に呼びかけて意見交換会から始めました。意見交換会ではいろんなアイデアが出ましたが、その中で大橋上で綱引きをすることに決めました。決めたものの、市に聞いてみないとわからないということで、有志約10人で11月1日に人吉市役所に田中市長を訪ねました。そこで全面的に協力をするといういい返事をいただき、すぐに実行委員会を設立しました。

その計画しているイベントの内容を簡単に説明いたしますと、まずは城址公園の馬場で綱を練ります。406年の歴史がある川内大綱引きの取りまとめ役の川内大綱引き保存会から30名ほどお手伝いに来ていただきます。保存会の方とは人吉市のみこし団体の方々が昔からおつき合いをされておりましたおかげで快く了解していただいております。保存会御指導のもとに市民約400名で、直径約1センチ、400メートルの縄を150本用意いたしまして、それを半分に折り、200メートル300本の綱を練ります。でき上がった直径30センチ150メートルほどの大綱を大橋へみんなて運びます。橋上で川北、川南に分かれて、300人対300人で3本勝負を行います。そして、この勝負に勝った方から渡り初めをしていただくというわけです。

大綱引きをする理由ですが、大橋の歴史をひもときますと、1607年、相良清兵衛の時代に大橋、小俣橋がかけられました。ちょうど400年前になります。それからこの橋は何度も流されながら、何度もつくられ、球磨川の兩岸の人々を結んでまいりました。人吉市の歴史を400年間見てきたわけです。130年前には西郷さんもこの橋を渡り、青井神社へ行ったと言われております。その後はすぐに焼かれてしまいました。先人たちが苦勞され、何度もつくってこられた大橋の人吉市の歴史に思いをはせ、敬意を表しながら、400人で協力して、細い長い綱を、歴史を太く強く練り、この行為こそが、この思いこそが今の人吉に欠けているもの、しかし、最も大事にすべきことではないか。歴史をひもとき、太くする、そして、それを子孫にしっかりとつなぐ。「綱でつながる人と人」、これをキャッチフレーズに、また、今後のSL復活、新幹線全線開通へももちろんつながってまいります。川内の方々との御縁も大切に、今後の交流も深まってまいります。たくさんの人を巻き込んで綱を練ること

に大きな意味がある、そのように考えております。そして、何より感謝して大橋を使わせていただきます。それぞれのお思い、歴史背景のある川北、川南の渡り初めを、綱引きの勝負をすることにより、もめごともなく、とり行えると考えております。このような理由で大橋開通イベントは大綱引きをすることに決定いたしました。

田中市長には11月1日に快く了解をいただきましたが、再度確認の意味を込めまして、今説明しました大綱引きのイベントに人的・予算的協力をしていただけるのか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 大綱引きに関してお答えをさせていただく前に、先ほど午前中、松岡議員の最後の言葉の中に、今後マニフェストを市民に伝えるとき、目的をはっきりと述べてから伝えていただきたいというお話がございましたけれども、少し認識が違うようでございますので、お話をさせていただきたいと思いますが、マニフェストをかがやきトークの中でお話をさせていただく中、私は必ず目的は申し上げております。それは「観光で食べられるまち、農業で食べられるまちにしましょう」というふうに呼びかけをまず冒頭させていただいております。これが目的でございます。そして、そのために観光手段としてどんなことをやっていくのか、農業を活性化するためにどんなことをやっていくのか、それはひいてどんなことになるのか。つまり、徳島県上勝町を例にとりまして、健康で元気で明るい笑顔のあるまちになるんだ。つまり、稼ぐことによって、もうかるまちになることによって人は生きがいを見出し、そしてやりがいを見出し、それがひいては元気、健康につながっていくんだというお話を私はさせていただいているところでございますので、目的に関しましては、かがやきトークの中ではきちんと私は伝えておるつもりでございます。そのことを申し上げておきたいと思っております。

さて、大綱引きでございますけれども、民間の力で開通イベントを行いたいという申し出、大変感激をいたしておるところでございます。しかし、お話はお伺いはいたしましたけれども、大綱引きの目的並びに事業計画など詳細にわたる企画書はただいまいただいております。それらが出そろったところで考えさせていただきたいと思っております。人的協力と予算に関しましては、民間でできることは民間でおやりいただくことがベストでございますが、大綱引きが今後どのようなビジョンや目的、まちづくりに持続的に貢献されるかなどを見きわめた上で勘案をさせていただきたいと。しかし、このように民間の中からぜひ大橋の開通イベントをやりたいというその意気込み、その情熱には心から敬服するものでございますので、協力できるところは協力をしてまいりたいと思っております。ただ、川内や加世田の大綱引きと同じように、同工異曲にならないように御注意をお願いしたいというふうに私は申し上げておるところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） マニフェストに対する目的のお話大変よくわかりました。観光、農業で食べられるまちが目的だと、そのために今マニフェストを手段方法として進めていくと、はい、それをしっかりとわかりやすく市民の方にも伝えていただきますようお願いをしておきます。

また、大橋開通イベントに関してですが、企画書をしっかりとしたものをまた持ってまいります。その中で前向きに協議検討していただきたいと、そのように考えております。

大橋に関連いたしまして、大橋の全線開通の日にちは決まっておりますでしょうか、建設部長にお尋ねします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

全線開通の日程は決まっているのかということでございまして、開通式の日程等、そのようなことかなということでお答えさせていただきますけれども、現段階で決定してはおりませんが、申し上げますことは、平成20年4月、来年の4月に供用したいということで工事を鋭意進めていますということでございます。現在、上部工を終えまして、あしたから歩行者の方は御通行いただくということでございますが、兩岸の取り付け道路工事、照明設備工事、それから中川原への斜路工事などを行っております。また、水道管やNTT、九電、ケーブルなどの添架物工事も行っております。今後、実施工程を踏まえながら、開通日程等について検討して決定したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） それでは、また建設部長にあと1点、開通日というのは大体いつごろ決まりますでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

開通日ということでございますが、先ほども申しましたように、現段階では日程につきましてはまだはっきり判断することは難しい状況でございます。先ほども述べましたように、今後、添架物工事等の実施工程を踏まえながら、開通日程につきましては判断していきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） まだわからないということでした。大橋の工事に関しましては、当初予定より大分工事は延びておるようでございます。市民の方々は、大橋開通を大変待ちわびておられます。早く通していただきますように、そしてまた、日にちも決定していただきますようお願いいたしまして、大橋開通イベントについての質問は終わります。

続きまして、大型商業施設、複合型商業施設についての質問をさせていただきます。

人吉市宝来町一帯の旧人吉木材市場跡地などに建設が計画されています複合型商業施設に

ついてお尋ねします。この施設に関しましては、平成18年9月4日に人吉商工会議所におきまして、株式会社オフィスパークレーより説明が1回あっており、平成19年10月オープン予定ということでした。しかし、何の動きもなく、1年がたちました。市民の間からもどうなっているのかという声が多数聞かれます。そんな中、株式会社オフィスパークレーより、本年9月21日に人吉商工会議所や人吉市の商工振興課に対して説明がなされたと聞いております。どういう説明がなされたのか、内容についてお尋ねいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

大型商業施設についてという御質問でございますが、旧人吉木材市場跡地に建設を計画されております大規模商業施設でございます複合型商業施設につきましては、議員御質問のとおり、昨年9月4日に人吉商工会議所におきまして、開発業者でございます株式会社オフィスパークレーから地元説明会が開催され、ことしの10月にオープン予定として説明を受けております。それから約1年が経過しておりますが、その間、市、商工会議所への連絡も一切なかったところでございます。

ことし9月21日にオフィスパークレー出店開発部の方から、出店に関する計画概要の説明をお受けしました。その中で、計画がおくれた理由といたしまして、計画地の中央を流れております御溝川についての協議が長引いたようでございます。今回の出店計画の説明は、店舗配置計画図と商業施設計画スケジュール案に基づいて行われております。その中で、店舗数といたしましては、8店舗が計画されております。具体的な内容を申し上げますと、スーパーマーケットが800坪、1,000円ショップが450坪、カジュアル衣料が180坪、チャレンジショップが50坪、アミューズメント、これはゲームセンターでございますが、これが380坪、眼鏡店が40坪、飲食店が2店舗で170坪、レンタルビデオ店が210坪で、総店舗面積が2,280坪で約7,530平方メートルとなっております。敷地面積は約2万平方メートル弱となっております。

また、計画スケジュールとしましては、ことしの12月に開発行為の申請と大店立地法による届け出を行い、2カ月以内に法にのっとりまして説明会を開催し、市の意見、県などの協議を受け、8カ月経過後の来年10月に営業開始を予定されておりますが、現時点では開発行為の申請、大店立地法による届け出は出されていないようでございます。

以上、お答えいたします。

ちょっと答弁の訂正をさせていただきます。「100円ショップ」のところを何か「1,000円ショップ」と言ったそうでございます。大変失礼いたしました。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 部長の説明によりますと、人吉木材跡地、商業施設計画スケジュールと店舗配置計画図の二つ、2点について聞かれたということです。現状と今後の予定は、

開発行為の申請、大店立地法による届け出はまだ提出されていない。ことし12月に申請を出し、申請後2カ月以内に地元説明会を開催、大規模小売店舗立地法、協議8カ月を経て、平成20年、来年10月ごろに営業開始予定ということでした。

この施設の店舗面積は1,000平方メートル超ということで、もちろん大店立地法に基づいて計画されなければなりません。大店立地法第1条では、周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することが目的とされております。具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音などの問題に適正な対処がなされること、小売業の健全な発展が図られ、国民経済及び地域社会や質的にも均衡のとれた発展を遂げるよう配慮することになっております。

市民の不安要素はまさにそこにあるわけです。当該地域は現在でも朝夕には交通渋滞を招いている地域であります。そこで、立地に際して生じる可能性がある交通渋滞、交通安全、騒音などの問題について人吉市の御意見をお聞かせください。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

大店立地法に関しましては、ただいま議員から御説明がありましたとおりの趣旨、目的で制定がなされております。市といたしましては、法の趣旨にのっとり、議員御指摘のとおり、交通渋滞、交通安全等の問題について、設置者に対し配慮を求めることになるものと考えます。特に今回の案件につきましては、まだ大店立地法に基づく届け出が提出されていない段階ですので、正式な出店計画等が把握できていない状況でございますが、当該地区は現在でも朝夕に交通渋滞を招いている地域でもあり、交通渋滞や交通安全の確保については懸念されるところでございます。したがって、さらなる交通渋滞による地域住民の利便性の低下や交通安全上の危険性が発生いたしませんよう、特に配慮を求める必要があろうかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） もう1点の不安要素であります小売業の健全な発展という点に関しまして、九日町などを中心とする地元中心商店街への影響についてはどのように考えておられますか、お尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

九日町などを中心とします中心商店街の影響についての御質問でございますが、人吉地域におきましては、郊外の大型小売店舗等の出店が相次いだことなどによりまして、中心市街地においても、商店の閉店による空き店舗の増加が見られるなどから、今回の商業施設の出店に関しましても、多少なりの影響は懸念されるところでございます。

本市におきましては、個店の集まりであります中心商店街の活性化も重要でございまして、商店街は単なる買い物の場ではなく、地域コミュニティの場として、少子高齢化が進む中、医療・福祉施設との連携など、歩いて暮らせるまちづくりとして、その重要性は以前より増しているものと思われまます。中心市街地の商店街も個店を取り巻きます経営環境を客観的に見つめ、個店の強み・弱みを洗い出すなど、現状を整理しながら、顧客としての消費者を明確にするなど、大型店にない商店、おもてなしの心でサービスを提供することで顧客満足度を高め、大型店との差別化を期待するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 今部長から御意見をいただきました。大店立地法の協議、8カ月中に住民の意見を言う機会、市の意見を提出する機会があるというふうに認識をしておりますが、まだ申請が出されてない状況なので正確なことは言えないということだというふうに思いましたが、人吉市が、その立地が周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行えることを確保するための手続を定めたものが大店立地法であるというふうに認識しておりますので、当該地域が、地域の住民が感覚的に不快と感ぜないようしっかりと意見を言っていただきますよう切にお願いをしておきます。

この件に関してですが、一つだけ関連としてお聞きしておきたいと思ひます。村上議員が午前中もおっしゃいましたが、中心市街地の認定に向けて、民間が中心となって市と協力しながら取り組んでおられます。民間主導の民間の努力は当然のことながら、中心市街地の活性化に関する法律によりますと、第5条に、「地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する」と地方公共団体の責務がうたっております。

この施設は、平成10年4月に施行されました中心市街地活性化法に基づき市が作成した人吉市中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域内に計画を予定されております。これからの中心市街地のあり方について非常に重要な問題だと思っております。人吉商工会議所としては、区域の見直しも視野に入れて進めておられておると聞いておりますが、人吉市は中心市街地区域の、中活法によります中心市街地区域の見直しは考えておられますか、お尋ねいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

今回の施設の設置場所は、平成11年3月に策定いたしました人吉市中心市街地活性化基本計画の区域内に所在しております。中心市街地の活性化につきましては、平成18年5月に中心市街地活性化法の改正法案が可決されまして、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指し、意欲のある地域において基本計画の策定が進められております。本市におきまし

ても、市、商工会議所並びに地元中心商店街などでも改正中活法に基づく中心市街地の活性化に向けた活発な議論が重ねられておりますが、旧基本計画の検証と素案について検討協議の段階でございまして、まだ具体的な基本計画ができ上がっていない状況でございます。

議員御質問のように、改正法に対応して中心市街地の活性化を考えていく上でかぎを握るのが、中心市街地活性化区域をどのように設定するかということであるかと思われまます。いずれにいたしましても、中心市街地活性化のためには地域が一体となった事業を推進することが重要でありますので、先ほど申し上げましたように、現在、商工会議所並びに地元中心商店街等で中心市街地の活性化に向けた活発な議論が重ねられてございまして、その結果をもとに協議調整を行うことになろうかと思ひます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） こちらもまだ具体的な案ができ上がってない状況だというふうにとらえました。現段階ではなかなか難しい問題だとは思ひますが、これから中心市街地のコンセプトを決定していくことイコール区域の設定につながってくるというふうには考えております。中心商店街はもちろんのこと、人吉市全体の問題ですひので、人吉市には申請をするという責務があります。議論をしっかりと重ねて方向づけをしていただきたいと、そのように思ひております。

以上をもちまして全質問を終わらせていただきます。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時16分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 13番議員の本村です。それでは、通告に従ひまして一般質問を行っていきたくと思ひますが、まず、全面的に内容を言っておきますと、まず最初の国営川辺川総合土地改良事業につきましましては、事業組合は解散すべきだという立場から質問を行ってまいりたいと思ひます。

それから、二つ目の特別支援教育につきましましては、非常に大切な施策でありまして、この取り組みについては充実させるべきであるという点から質問を行ってまいりたいと思ひております。

それから、三つ目の学校の教育環境の整備につきましましては、大変夏場等に暑い環境の教室があるのがわかりましたので、そこら辺について質問を行ってまいりたいと思ひます。

四つ目、妊婦健康診査につきましては、これはもっと公費で負担できないかということで質問します。

五つ目の国民健康保険につきましては、滞納世帯にもっと温かい対応をすべきではないかということで質問していきます。

六つ目の後期高齢者医療制度については、これについての制度の内容について質問していきたいと思います。昨日同僚議員の方から、立山議員の方からかなり細かく出しています。質問がなされていますが、この制度かなり問題点があると思いますので、そこを明らかにしていくという立場から、質問として重なる部分もあるかと思いますが、答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、国営川辺川総合土地改良事業につきまして質問します。

本年11月21日、九州農政局は地元5市町村長から相良村を除いた市町村の関係農家のうち、26.4%しか説明会に参加してないことや、相良村からは同村が国営利水事業に参加しないことにつき聴取しました。翌22日にその報告を受けた若林農林大臣は来年度の予算措置は難しいと説明し、また、九州農政局の出先機関である川辺川利水事業所を閉鎖する方針も打ち出しており、国営利水事業の休止に言及しています。もともと事業組合は国営利水事業を推進するものとして設立された経緯があります。国営利水事業が休止される中で、民間金融機関から借り入れまでして同事業組合を存続させる根拠は全く見当たりません。

事業組合の組合長でもある田中市長にお伺いします。事業組合は解散すべきではありませんか。（発言する者あり）失礼いたしました。6市町村長に、協議に参加している田中市長にお伺いします。事業組合は解散すべきではありませんか。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

これ以上川辺川総合土地改良事業組合へ負担金を出すのはむただから、解散すべきではないかというふうな御質問でございますが、まず、事業組合がどうして設置されているかということに考えを及ぼしたいと存じます。球磨郡市の北部台地の畑地かんがい及び用水改良を行い、土地利用率の向上等により農業経営の近代化を図るという事業目的を果たすためには、国営を初めとした川辺川総合土地改良事業の事務事業をそれぞれの関係市町村の窓口において、国、県との協議調整を効率よく行えないことから、地方自治法第284条第2項に基づき、一部事務組合を設置して、川辺川総合土地改良事業に関する事務事業を行ってきたものでございます。

よって、先ほどお話がありましたように、事業休止という危機的状況にあるからこそ、これまでの歴史をどのように整理するのか、水を必要としている農家に対してどういう手当てが行えるかなど、まだ課題は山積いたしております。そういうことからしますと、一部事務組合としての役割は今後も重要であると考え、これ以上負担金を出すことがむただということにはなり得ないと思えるわけでございます。

また、相良村が身の丈に合った農業をやるからという事由で事業組合の解散がまかり通るとも考えておりません。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） いろんな面から考えていくために残されると思ったけど、実際に運営面ができなくなってるんじゃないかちゅうのが結論だと思うんですね。11月27日の人吉新聞、先ほど言いましたけど、借り入れの問題ありましたけど、借り入れもありますね、今後の運営協議、不足分は借り入れでというのがありますが、こう書いてあるんですね、「今年度の組合の運営資金として、当初予算では約6,650万を見込んでいるが、その9割以上は組合を構成する6市町村からの負担金、最大受益地の相良村の負担金は6市町村の中で最も多く、1,422万9,230円だが」というふうに書いてあるんですけど、これに相良村一番負担割合が多くて、21%ぐらいあるのかなと私思ってますけど、そうなると、相良村の資金がないと、資金面でも事業組合が運営できないのは明らかではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） 相良村の不払いがあるからこそ一時借り入れをしなければならないと、当然相良村には不払い分、未納分に関しては請求を行っております。今後さらに一步突っ込んだ請求を行っていかなければならないと思っております。いずれにしましても、この事業組合をどのような方向に持っていくにいたしましても、まずはこれを整理整頓するための人手というのが必要でございます。そのためのやはり資金は必要となってくるわけでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） いずれの場合で、解散を決めて、解散に向けてのあれわかりますよ、資金、必要な分とするのは。しかし、この相良村が出資をしない部分で、もうこれ以上の運営難しいと思えますが、それでも請求していくと言われましたが、この状況では到底相良村が出すとは思えません。そうしたときに、それ今後どうするのか、その分さらに借り入れしていくのか、来年度から。そういうことを続けていくおつもりなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） 事業休止の危機的状況にあるとはいっても、その事業休止宣言がされたわけでもございません。また、事業休止という法的な項目があるわけでもございません。あるいは、今後さまざまに相良村においてもどのように変化していくかわかりません。また、復活という道もあると思えます。だから、今さまざまな様子を伺って、そして、どのような道を選択していくのがベストであるかということを協議していかなければならないと、そう思ってるところでございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 休止という、ちゅうかな、今言われましたけど、全国のやっぱり事業なんかで休止というのは、もう中止の一步手前だ。例えば羊角湾ありますけど、休止となって、最終的に事業が数年間とまって、その後に中止となる、こういうふうなのが休止の、ちゅうことだろうと思います。

そして、相良村の復活が言われましたけど、それはほとんど考えられないと思います。なぜかという、こないだの休止になるときの人吉新聞を見てみますと、相良村長、矢上村長はこのように言われています、「国営利水事業に参加するのは不可能な状況、数十年も望む間に農業者も高齢化し、お金を払ってまで水を欲しいという農家の割合も少なくなった。事業に参加し、2億円使い、支払いが出てきたら、償還が始まった当初から財政破綻が予想される。村は負担に耐えることはできない」などと述べ、できれば休止に向けた御英断をと言われてます。

また、昨年じゃなかった、ことしの7月31日には、このようななぜ相良村が参加できないのか、それを考えるか、表題は「国営川辺川利水事業」です。このパンフレットで、これを全戸に配られたということです。ということは、かなりもう意志ははっきりしたものであると思います。また、村議会の議決も、国営事業から離脱することは議決としてしています。このことを考えれば、相良村は復帰することはもうほとんどないと思うのが筋ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） 相良村も今後どのように変化するかわからないという状況でございます。もちろん99%、残りの1%もあるわけでございますが、ただ、この一部事務組合におきましては、地方自治法286条におきまして、一部自治体が脱退するからといって、脱退宣言をして、それ脱退が認められるというものではございません。御承知のことと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今後どうなるかわからないちゅうわけですよ、要するに。すぐ戻る、復活する見通しはないんですよ。ないのに、あれですよ、年間、人吉市のこれの負担金見てみますと、今年度の予算として541万5,000円払うこと、そうですね、それが問題じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

よって、先ほど申し上げましたように、さまざまにどの方向に行くのか見きわめていかなければいけないということでございます。ただいま本日ここで結論が出てるわけではございません。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今すぐに見通しが無いのならば、やっぱり私は、これはこんな負担金もあることだし、すぐに解散すべきだと、それをするべきだと思います。それで、もしまた必要があれば、そのときにそういう措置とか起こすべきであって、今の状況では解散すべきであるということを私は申しておきたいと思います。

それから、二つ目に入っていきたいと思います。二つ目の問題は特別支援教育についてです。

平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、文部科学省は障害のあるすべての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。平成19年4月1日付で文部科学省初等中等教育長から各都道府県教育委員会委員長に送られた「特別支援教育の推進」という通知を見てみましたら、このように書いてあります、「都道府県指定都市教育委員会に当たっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援の一層の推進がなされるように御指導願います」というものです。

教育委員会の方にお伺いしてまいりたいと思いますが、各学校において特別支援教育が一層推進されるべきだという認識はありますか。以上、お伺いします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

議員御指摘のように、特別支援教育は非常に重要であり、文部科学省でも通知が来ているのはそのとおりでございます。特別支援教育の趣旨を踏まえた取り組みをどうするかということでございますが、特別支援の教育の理念で重要なことが二つだけ出てきております。1点は、特別支援教育の対象をこれまでの特殊教育の対象の障害に限定しないということでございます。知的おくれのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されることになったことが一つでございます。もう一つは、特別支援教育の推進は、一人一人の違いを認め、すべての人が生き生きと活躍できる、ともに生きる社会の基礎づくりであると。これは我が国の現在及び将来の社会にとって非常に重要としてとらえている点でございます。

このような視点に立ちまして、熊本県は県内すべての市町村を特別支援教育体制推進地域として指定しております。推進事業実施要項を定めて、県全体での整備を目指しているところでございます。本市におきましても、この県の実施要項に基づきまして特別支援教育の充実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ただいま答弁いただきましたが、充実に取り組んでいきたいということでした。私、要項について調べていくと、文部科学省は特別支援教育支援員の活用を推進していることがわかりました。文部科学省中等教育局特別支援教育課が平成16年に出した

「特別支援教育支援員を活用する」というパンフレットですが、コピーをこういうふうに入れましたが、これにはこのように書いてあります、「小・中学校において障害のある児童・生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助など、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の活用が、障害に応じた適切な教育を実施する上で一層重要となってきました。このことは地方公共団体からも国に対して要望されていたところですが」、というふうに書いてあります。

そこで、教育長にお尋ねしますが、人吉市内の各学校に特別支援教育支援員を配置すべきではありませんかということをお尋ねします。

○教育長（鳥井正徳君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

私は4月以来このことで頭のいっばいの日が続きました。といいますのは、人吉市におきましても、特別支援を要する子供たちがふえているということでございます。文部科学省の調査でも、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症による学習や生活の面で特別な支援が必要な児童・生徒が約6%いる。そうすると、学級に2人ないし3名ということになります。今まではいわゆる特殊学級、特別支援を要する学級に何名かいましたけれども、それに近いといいますか、注意欠陥、学習障害の子供たちがおりまして、どう適切な対応をするかというのが今求められていることでございます。そのために特別支援学級支援員を配置するようにということでございます。

人吉市の小・中学校においても、学習や生活面で特別な支援が必要な児童・生徒が増加している現状でありますので、そのような児童・生徒が在籍する学校は特別支援教育支援員の配置を強く望んでいます。もちろん学校の大小にもよりますけれども、どこの学校でも望んでいる現状でございます。今はあいている時間を使って、特別支援の子供に、その該当する子供に全職員で当たっている現状でございます。

このような実態を踏まえ、教育委員会としましても、特別支援教育支援員の配置について全力を挙げて努力をしてみたいと思います。ぜひ4月からということでございますので、全力を挙げたいと、財政面もでございますので、そういうことを考えて全力ということでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今教育長の答弁で大変な学校の状況よく感じました。私も先生方にお話聞いたんですけど、まさにそのことを言われたんですね。こう言われたんですね、特別支援教育の理念に賛同するし子供たちのためにも推進しなければならないと、自分たちもそう思っていると。しかし、やっぱりさらなる職員が必要になっているのが現状だと。例えば発達障害児の子供が、授業中にやっぱり暴れ出すこともやっぱりあるそうです。そのときに

対応はやっぱり1人はその子の感情に合わせた指導する先生と、やはりほかの子供たちをまとめてどう対応すべきか指導して、再び授業に復活させる先生が必要だというふうに言われました。私は、このように特別支援教育支援員の役割は小・中学校の先生方の思いにも合致するものであり、また、取り組みの充実の上でも欠かせないものだと私も感じております。

教育長の方では、先ほど全力を挙げて努力したいと思いますがと答弁されましたので、これ財政面のことにもかかわりますので、市長の方にもちょっとお伺いしたいと思いますけど、特別支援教育支援員は財政的措置が明確に設けてあります。先ほど述べましたパンフレットにこう書いてあるんですね。文部科学省が平成18年5月に実施した、小・中学校における介助員、学習支援員の活用状況調査の結果、既に8,922校の小・中学校において1万3,616人の特別支援教育支援員が活用、これ1校当たり平均活用人数1.5人だそうです、されていまして。このような実態を踏まえ、政府においては、平成19年度に特別支援教育支援員2万1,000人相当分の約250億円、これを地方財政措置することを決定し、平成20年に3万人相当分、これどんな数字かということ、すべての小・中学校の数に相当するんですよ。つまり、全校に配置できるだけの措置を予定しているということらしいんですよ。

そこで、今、先ほどからお話ありましたけど、発達障害を持つ子供たちがふえている今日、特別支援教育の推進は、子供たちの学力、そしてまた人権意識、そしてまた互いに支え合う心を向上させる上で大変重要だと私も思っています。田中市長は人吉一中のPTA会長でもありましたので、その重要性十分理解されると思っています。そこで、お伺いしたいんですけど、市長に、特別支援教育が推進されるよう財政的な面を含めて教育委員会をしっかりと応援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

私が小学校・中学校時代さまざまなやはり級友がおりまして、それをやはりクラス全体で支えていくという非常にいい環境があったんですね。そういう環境をぜひ今の子供たちにも味わってもらいたいし、整えていきたいというふうに念願をいたしておりますので、支えてまいりたいと思っていますとここでございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 市長、支えていただくと答弁していただきました。ぜひ来年度予算からできないかどうか、そこも1点お伺いいたしたいと思います。

○市長（田中信孝君） ぜひそのことに行政といたしましてどのように取り組むことができるか、果敢に挑戦をしてまいりたいと思っています。

以上です。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 果敢に挑戦していきたいと思われましたので、ぜひよろしく願いいたします。

もう1点、この特別支援にかかわるといいますか、教育にかかわるんですけど、本議会におきまして、全国学力テストの結果の公表に関する論議もなされてるんですけど、私、競争社会に出ていく子供たちに対して、どの生徒にも生きる力を育てていくためには、支え合う人間関係をつくれる生徒に育てていくこと、このことこそ私は大切だと思ってます。過剰な競争は、そのような生徒を育てるためにも、また特別支援教育の理念にも逆行するものだと思います。全国学力テストの結果を市町村単位、学校単位で公表しないとした教育委員会の判断を評価すると、このことは申し上げたいと思います。

それから、次の方に、質問に移ってまいります。次の質問は学校現場の教育環境の整備について質問していきたいと思います。

こんなことがわかってきたんですね、夏場の学校の教育環境において、子供たちの健康にかかわる重大な問題があることがちょっとわかってまいりました。近年特に温暖化の影響もあると思うんですけど、ある学校の先生に伺うと、こんなふうに話されたんですね。近年大変暑い真夏日が多いが、学校校舎の構造上、2階、3階にある教室などの気温が大変高くなっていると。ある先生が試しに授業中に温度計を置いていたら、針は40度を指していたそうだと。こうなってくると、学習環境というばかりじゃなく、子供たちの健康にかかわる問題だと思う。何らかの対策を人吉市にしてほしいが、まずは教室の温度がどのくらいまで上がっているのか調査をしてほしいと述べられました。熱中症も考えられる心配な状況だと私も思っています。

そこで、教育委員会にお尋ねしたいと思いますが、夏場そのような教室の温度がどれくらいまで上がっているのか調査すべきではありませんかちゅうことをお伺いしたいと思います。

○教育部長（浦川康德君） こんにちは。お答えいたします。

今まで夏にそういう学校の教室内での気温がどのくらいの温度になるか、そういったことにつきまして、系統立てた調査は行っておりません。したがって、議員御指摘されますように、来年の夏に各学校で温度や天候などの調査を行いまして、まず現状を把握させていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 調査したいちゅうことでした。大変な面は、深刻な面がわかれば、対策を打ってほしいと思いますけど、まずは調査されるということで、その調査結果しっかりと出していただきたいと思います。

それでは、次に移りまして、4番目の妊婦健康診査の方について質問してまいります。

妊婦健康診断は回数が多く費用が高額なことから、公費負担の拡大を求める声が高まっていると思います。きのうなんですけど、寝るころの時間、私の妻が聞いておったんですけど、熊本県の報告で、飛び込み出産です、それまで健診も受けずに飛び込み出産された方が23件

とあったと報告されて、というのが出てたと言っていました。その理由が、1番は経済的な理由になってるそうです。2番が未婚ということなんですけど、やはり経済的支援の重要性が示すようなこんなデータも出てきてるんじゃないかと思います。

それで、今、人吉市における妊婦健康診査の状況はどのようになっているか、お伺いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

妊婦健康診査の現状につきまして、現在、熊本県の医師会と契約をし、実施しております。一般健康診査を1人につき年2回、原則、前期と後期に各1回、また出産予定日において35歳以上の妊婦を対象に超音波検査を1回、一般健康診査の結果、妊婦または出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いがある場合に、必要に応じて精密健康診査を公費負担で実施をいたしております。

なお、過去3年間の受診件数及び決算額でございますけども、平成16年度は806件で443万5,840円、平成17年度では768件で428万3,810円、平成18年度におきましては769件で419万380円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今、基本的に2回の診査があつてるちゆうことを答弁いただきましたが、通達が出てるとというのがわかったんですけど、厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課課長は、平成19年1月16日付で都道府県の母子保健主管部長あてに、「妊婦健康診断の公費負担の望ましいあり方」という通知を出しています。この通知は、平成19年度地方財政措置で妊婦健康診査も含めた少子化対策について総枠において拡充の措置がなされ、各市町村において妊婦健康診査に係る公費負担について相当回数の増が可能となることを述べ、各自治体に積極的な取り組みを求めています。通知は、1、公費負担回数の考えについてにおける項目で、望ましい公費負担の回数と原則とする公費負担の回数について具体的に述べています。

そこで、お伺いしますが、この通知の1、公費負担回数の考え方についてはどのように書かれているか、御答弁をお願いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について、1、公費負担回数の考え方について、（1）妊婦が受けるべき健康診査の回数については、母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施についてにより、次に示すとおりとすることが望ましいこととされており、これに沿って受診した場合、受診回数は13ないし14回程度となると考えられること。このため、公費負担についても14回程度行われることが望ましいと考えられること。（2）財政厳しい折、（1）の公費負担が困難な場合、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康

診査の時期及び内容については、少なくとも次の5回と考えられることから、経済的理由等により受診をあきらめる者を生じさせないため、これを基本として、5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられること。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今答弁いただきましたように、14回程度行われることが望ましいと、また、5回程度の負担を実施することが原則ちゅうのが明らかにこれに述べてあります。

そこで、またお伺いしますけど、この妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についてという通知に基づいて、妊婦健康診査の公費負担の充実を図るべきではないですかちゅうことをお伺いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

妊婦健康診査の財政的支援につきましては、先ほどの望ましいあり方を受けまして、熊本県においてアンケート調査や市町村代表と県医師会の打ち合わせ会議等を開催し、健診の内容、公費負担の回数、設定料金等のさまざまな議論がなされておりますが、各市町村の費用負担拡大等により、合意に達していない状況でございます。

このような状況の中、本市におきましても、妊婦健康診査の重要性、必要性は十分承知をいたしておるところでございます。平成20年度におきましては、受診内容の充実に向け、公費負担分を増額する方向で検討を進めておるところでございます。

しかし、議員の御意見の回数増につきましては、新たな財政負担を伴いますことから、他市町村の動向を踏まえ、参考にしながら今後検討をしてまいりたいと考えております。ちなみに、5回実施した場合の財源でございますけども、1,100万ぐらいを試算をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 尾方福祉生活部長、今、他市町村を参考にしながらと述べられましたが、それならなおさら、妊婦健康診査の公費負担の充実を図るべきだと私は思います。厚生労働省は各都道府県に対し、各市町村の状況調査を求めましたが、その結果をまとめ、10月31日には妊婦健康診査の公費負担に係る調査結果についてを発表しています。調査結果は、これは私も手に入れましたんで、見てみたんですけど、平成19年の8月現在で、公費負担の全国平均、これ2.8回となっております。これ3回に近いものだと言えます。熊本県の平均はまだ2.2回と低いんですけど、県内の48市町村のうち、今年度ふやしたところがもう既に2あります。今年度中にふやす予定であるところが1、来年度ふやす方向で検討しているところが28となっております。このように、熊本県内の6割を超える市町村において、公費負担を2回にとどまらず、ふやしていこうという傾向が見えるところなんです。ぜひとも妊婦健康診断の公

費負担充実がされるようにしていただきたいと思うということを述べておきます。

それから、次に、5番目、国民健康保険のことについてちょっと質問していきたいと思いますが、国民健康保険証の取り上げでは、市民の命にかかわる重大な問題です。ところが、新たな資料が手に入り、人吉市は全国の実態と比較すれば、資格証明書及び短期保険証の発行は多い方であることがわかってきました。厚生労働省の資料から調べたところ、国民健康保険の滞納世帯に対する資格証明書、短期被保険証の発行の割合は熊本県が全国1位です。その中で人吉市の資格証、短期被保険証がどうなっているのか大変気になるところです。平成19年6月1日における人吉市の滞納者数と資格証明書の発行数と交付率及び短期被保険証の発行数と交付率はどのようになっていますか、お伺いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

平成19年6月1日現在で国保の加入世帯数が8,819世帯、そのうち国保税の滞納世帯が1,716世帯、国保世帯の19.5%でございます。そのうち資格証明書交付世帯が84世帯、滞納世帯の4.9%、短期被保険者証交付世帯は932世帯、滞納世帯の54.3%でございます。

それから、議員さん先ほど保険証の取り上げとおっしゃいましたけど、取り上げはいたしておりませんので、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） そうですね、今答弁いただきましたけど、特に資格証明書の交付世帯数について質問して続けていきたいと思うんですけど、熊本県国保老人医療課が出している資料が手に入りましたので、見てみますと、先ほど述べられた、平成19年6月1日現在で、熊本県、資格証明書交付世帯率、これは熊本市が1.7%、八代でも4.1%となってます。熊本県下においても、平成19年6月1日で18の自治体は、保険証を渡さずに資格証明書の交付をしているところはないですね、渡してるんですね、保険証を、18の自治体ですね、ちゃんと、きちんと。交付率はゼロちゅうことです。その中であって、人吉市の4.9%は高いと私は思います。

厚生労働省保健局国民健康保険課は平成19年3月29日付で地方厚生局社会保険担当課長あてに、「平成19年度における国民健康保険の事務打ち合わせの留意事項について」という連絡文書を送っています。そこにはこんなように書かれています、「資格証明書及び短期被保険証の交付は保険税滞納者との交渉の機会がふえますので、滞納理由についての弁明の機会の付与を通じて、納付相談、納付指導を実施することができること、並びに、生活に困っている世帯を発見し、生活保護等により支援することはできます。以上のことから、資格証明書及び短期被保険証の交付は、単なる収納対策ととらえるのではなく、被保険者の支援という視点でこれを有効活用することが重要でありますので、納付基準を定めることは必要ですが、滞納者に一律に交付するのではなく、個別事情を勘案しつつ交付するように助言してください」というものです。このように、通知は、資格証明書や短期被保険証が発行されてい

るような人は生活保護等による支援をするように言っています。しかも、単なる収納対策ととらえるのではなく、被保険者の支援という視点が大切だと言っています。

そこで、伺いたいんですけど、この通知について御存じでしたか。また、この通知に従って対処されますねということをお伺いしたいと思います。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

資格証明書の交付はすべきではないということでしょうか。国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす制度でございます。その精神は相互扶助に基づくものでございます。よって、医療費の一部として皆様に応分の負担をしていただき、国民健康保険税は制度の運営上、極めて重要な財源でございます。

資格証明書につきましては、平成13年度から交付が義務づけられておりまして、公平の観点からも交付しているところでございます。別に人吉市が厳しくしているというわけではございません。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 先ほどお伺いしたのは、今まで資格証明交付されていましたが、その中で平成19年にそういうさっき読み上げました連絡文書が出たということです。その趣旨に基づいて対応すべきじゃないかということをお伺いしたんです。お伺いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） 失礼をいたしました。議員お示しいただきました平成19年度における国民健康保険の事務打ち合わせ指導監査でございますが、留意事項についてと題する平成19年3月29日付の地方厚生局社会保険担当課長あて厚生労働省保険局課長補佐事務連絡につきましては、厚生労働省から九州厚生局に対してなされたものでございます。その中に滞納者に一律に交付するのではなく、個別事情を勘案しつつ交付するようとの指導がされているわけでございますが、本市におきましても、制度導入当初から運用の第一にとらえ交付を行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） この通知がやっぱり出た背景を考えるべきだと思うんですけど、この資格証明書なんですけど、平成13年に国は法律を改悪し、資格証明書の交付を義務づけました。しかし、その後資格証明書では受診した際に窓口で全額納めなければならないために、医療を受けられずに症状の悪化や死亡する事件が全国で多発しました。その反省に立ち、厚生労働省は今回の連絡文書を出しているわけです。

長崎県は五島市の議会においては、一般質問において中尾郁子市長が、この連絡文書の趣旨を踏まえて資格証明書の発行はそぐわないと、救済策を検討すると答弁しているんです。ただ、この趣旨そういう状況等を出された趣旨を含めば、やはり今までの資格証明書の出し

方について、もっと考えるべきじゃないかちゅうことをお伺いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

証明書の交付につきましては、さきに答弁させていただいたとおりでございますが、毎年度の初めには基準の見直しを行っておりまして、交付につきましても払うに払えない世帯に対しまして特別の事情等を考慮しまして、例えば病弱な方がいる世帯とか、子供が生まれたばかりの世帯などには資格証明書の交付を行わないなど、今後もケースによって柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ぜひこの通知のもっと出された背景とか考えられながら、大変な世帯の対応によって柔軟に考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後に、後期高齢者制度について質問していきたいと思います。

今、後期高齢者の生活は本当に大変になっています。この間、高齢者には老齢者控除や定率減税が廃止され住民税が3倍、4倍となり、それに伴って国民健康保険税、介護保険料と負担増には著しいものがあります。おまけに来年4月のスタートの後期高齢者医療制度は、高齢者に一層の負担増と差別医療を強いるものです。日本医師会は高齢者の配慮に欠けるなどと批判し、低所得者から保険料窓口負担を問わない新しい高齢者医療制度の創設を2007年3月に提案しています。また、自治体からの見直しを求める意見書が11月4日現在で2,800自治体を超え、さらに広がってます。

熊本県後期高齢者医療広域連合会が11月19日に開かれました。県連合会は保険料を平均で年額7万7,600円、最低1万4,000円、最高50万円としています。人吉市において新たに保険料が発生する人や、これまでの国民健康保険料より保険料が上がってしまう人がいるのではないかと心配するところです。

そこでお伺いしたんですけど、人吉市において新たに保険料が発生する人やこれまでの健康保険料より保険料が上がってしまう人はありますか。また、その場合、一般的な例でどのくらい上がるのかお聞きしたいと思います。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

後期高齢者医療保険料は均等割額と所得割額の合計でございます。また、国民健康保険税はこの2種類にさらに平等割額と資産割額が加算されております。保険料の所得割額を算定する所得率は8.62%と決定しておりまして、国民健康保険税の9.3%より低率ですので所得割額は安くなります。しかしながら、国民健康保険税では加算される平等割額及び資産割額がないことと、単身世帯と複数世帯では医療費の平均的な給付に差がありますことから、均等割額は4万6,700円と国民健康保険税の2万7,000円よりも高めに設定をされております。

このような理由から、保険料が国民健康保険税より下がる場合と上がる場合がございます。

単身世帯と後期高齢者の2人世帯を例に挙げて比較しますと、総所得金額がゼロ円の場合、単身世帯の国民健康保険税の年税額1万6,400円が保険料では1万4,000円になりまして2,400円安くなりますが、2人世帯では2万4,500円が2万8,000円となりまして、逆に3,500円高くなります。

また、厚生年金の平均的な受給者の総所得金額80万円の場合、単身世帯では8万7,400円が7万7,800円になりまして9,600円安くなります。2人世帯では10万9,000円が11万5,100円となりまして6,100円高くなります。

なお、世帯の人数構成による均等割額軽減の違いや国民健康保険税で資産割を賦課されていた世帯など、ほかにも多くのケースで国民健康保険税に比べて増減する場合がございます。

以上でお答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 13番です。あと扶養家族の場合も、今までは保険料がたしかなかったのが発生するという事をお聞きしてますので、その方は2人世帯当たりと扶養家族当たりを持つ世帯が保険料が上がるのだなというのが、今の答弁からと一般的に言われてることがわかるんですが、下がるところもあるって言ったんですけど、今後の方も、心配な面もあるんです。さらに保険料が上がるんじゃないかという危惧があります。保険料は2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みになっていると聞いています。さらには全く容赦のない徴収の方法が加えられるのではないかと思います。年金が1万5,000円以上の方の保険料は、介護保険料と合わせて年金天引きで徴収されると聞いています。

そこでお伺いしたいんですけど、これら保険料が引きあがる仕組みは、年金天引きでの徴収は本当ですかということをお伺いしたいと思います。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、保険料の2年ごとの見直しでございますが、医療費が上がると保険料も当然上がるということでございます。保険料見直しについても法で規定されておりまして、抜粋して申し上げますが、第104条第3項に「保険料率はおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と規定されておりまして、

したがって、保険料は医療費などの給付見込みや保険料以外の収入見込みをもとに2年ごとに見直される予定でございますので、保険料の増減はあるものと考えております。

それから、保険料の年金からの天引きでございますけれども、制度の根拠法であります高齢者の医療の確保に関する法律の第107条第1項に徴収の方法としまして「特別徴収と普通徴収」が規定されておりまして。特別徴収は「市町村が老齢年金給付を受ける被保険者から老齢等年金給付の支払いをするものに保険料を徴収させ、かつその保険料を納入させる」と規定されておりまして。介護保険料と同様に年金から差し引かれることになっております。なお、

年金の受給額が年額18万円に満たない方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の半分以上を超える方は普通徴収となりまして、納付書または口座引き落としにより納付していただくことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 2年ごとにそこで計算されるということですが、例えば今回上がってしまう人もありますが、またさらに医療給付費の増加とか高齢者人口の増に投じて保険料がまた上がってしまう、そういうことではないかと思えます。

また、それから先ほど申しましたように、年金天引きとなることもわかりました。

それから、年金が月1万5,000円以下の方の保険料は、窓口納付だそうですが、制度上ではこれまでなかったように、保険料を滞納したら保険証が与えられないということが起こってしまうということです。

この後期高齢者制度ですね、もと厚生労働省幹部やマスメディアが、うば捨て山と呼ぶように、医療費がかかるといって高齢者を邪魔者扱いにし、暮らしも健康も破壊していく最高の制度だと思います。先ほどの国民健康保険と同じように保険証を取り上げるということは絶対あってはいけません。このことを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後3時17分 休憩

午後3時32分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。

○8番（松田 茂君）（登壇） 皆さん、こんにちは。いよいよことしも残りわずかとなってまいりました。平成19年の師走議会3日目、最後の質問をさせていただきます8番議員の松田でございます。

一般質問に入ります前に11月に文化課より青井阿蘇神社を国宝に登録させていただくための報告書ができ上がってまいりました。報告書は国指定重要文化財青井阿蘇神社社殿等建造物調査報告書なるものでございます。私はこの報告書が私の手元に来ましたときに、まさしく一気に読み上げてしまうほどに非常におもしろい内容になってるなということが、一番最初手元に届いたときの感想でございます。特に、青井阿蘇神社の隣に建つとります青井大宮司家、現在は橋本様の住居でございます。そこは昔は中に入り込んでよく遊んでいた建物なんです、この報告書によりまして、実は江戸期に建てられた実に由緒あるすばらしい建物であるということがわかりまして、非常にびっくりもしましたし、まさかこんな近場にこう

いうすばらしいものがあつたのかということ改めて私自身考えさせられる思いがしました。本当にすばらしく、よくできてる報告書だと思います。これは鶴嶋専門員を初めとする文化課のスタッフの方を初め、編集に携われました皆様の御努力によるもんだと心より御礼を申し上げる次第でございます。

それからまた、平成19年11月14日、久留米市で開催されました「アグリビジネス創出フェア2007 in 九州」というもので、3位銅賞の入賞を果たされました球磨焼酎リサイクリン株式会社でございます。この受賞の理由は、地域内資源循環の確立が報告され、焼酎かすを資源として米、卵が具体的成果品として発表され、ブース説明も好評であったというのが受賞の理由でございます。地下工場長以下、スタッフの皆様方の努力のたまものだと考えております。

それからこれはもう一件、本当にこれもう言いたくて言いたくてしようがなかったんですが、これは人吉第一中学校の1年生が、総合的な学習「校区を知ろう、地域の歴史・文化やそこで活動している人たちの話を聞こう」という取り組みが10月31に行われ、3コースの活動が準備をされました。Aコースは町づくりとウンスンカルタ、Bコースは第一中学校に身近な場所の歴史と文化を学ぶ、そしていよいよCコースでございます。これを言いたかったんです。鉄道文化と農業フロンティア精神に学ぶ。鉄道文化であります。御存知のように、このコースの講師は我々の先輩議員でございます立山勝徳議員が講師となり、御自分の鉄道マン時代の貴重な経験をあの矢岳の駅舎に保存してありますSLの場所に生徒たちと一緒に行きまして、本当に自分の貴重な経験を子供たちにお話をされたとき、その後、子供たちの前に立山議員がまたいろんなお話をされたときに、子供たちは身じろぎ一つせず真剣に聞き入っていたと。これは立山議員がおっしゃったんじゃないかと、今一中の教頭先生が私と同級生でございます。その彼が本当にそういうふうに言ってくれました。実にすばらしい、本当にこれこそ生きた授業じゃないかなと。こういう授業を僕はますます、この地域の学習の中に取り上げていただければ、すばらしい子供たちが本当に地域の歴史・文化、本当に地域で働いている方々に目を向ける一番の機会になるんじゃないかなと、そのように思っております。真剣に本当に子供たちの学習を考えるのであれば、地域にはまだまだいろんな宝物が埋まっております。そういうものを題材として、もっともっと子供たちにこの地域のことを知っていただきたいなど。本当にいいことをお教えしていただいたと思っております。

それでは、いよいよ一般質問に入らせていただきます。まどろみが非常に襲ってくる時間帯だと思いますけども、前の本村令斗議員がさらっといわれましたので、私も例にならいましたさらっといこうかなと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして1点、大きな1点、人吉の観光についてでございます。

その中でまず石野公園について、どうする、どうやる、どうなる。関連しましてスマートインターチェンジについての考えは。この1点をまず御質問したいと思っております。ここでは、

あえて石野公園が建設に至った経緯とどれほどの予算がこの公園に打ち込んであるかをここで御説明をさせていただきます。

石野公園の質問につきましては、昭和57年12月13日の故村山政一議員の質問から、平成18年6月14日の現議長の大王英二議員の質問まで52回の質疑応答がなされてきました。私の質問で53回目となります。本当に過去に数多くの質問があったんだなと思っております。この光輝く施設にするために、この施設をどうするんだろう。あえてここでいかほどの予算がかかったのかという数字を述べさせていただくのは、なぜこのように大規模なお金をかけてここに公園をつくったのか。それをいま一度皆様方にもお考えを願いたい。そういうつもりで今から御説明をさせていただきます。

この施設は、立地的には国道219号線と国道221号線に囲まれた場所で、隣接する錦町には大型商業施設があり好条件が揃う場所でございます。建設の目的は、人吉市の球磨川南部における総合公園、文化・教養活動の場、地場産業・伝統産業の育成振興を図るとあり、昭和59年3月の用地買収に始まり平成元年10月にオープン、その後、展望所などの工事が平成5年3月に完工し現在に至っております。

約19年ほどたった施設でございます。総事業費は国補助金7億4,954万9,000円、県補助金8,407万9,000円、起債6億9,556万5,000円、市債4億6,078万9,000円、計19億8,998万2,000円、約20億円。事業面積21ヘクタールの施設で、施設の内訳は皆様が御存知のとおりでございます。今後このような大規模な公園開発等は、財政的に見ましても恐らく無理でありましょう。そういうふうに私は考えております。

ならば、やはりこれほどの施設をつくったんでありますから、今の現状はどうであるか。市は一番最初にこの現状をどうお考えになって、今後この施設のあり方をどのようにしていかうと思っておられるのか。また、都市公園法などの兼ね合いから、現行の施設を含め、この施設を本当によりよい施設にするためにはどういう方策ができるんであろうか。それをまず第1点目にお尋ねをしたいと思います。

建設部長、経済部長、それぞれのお答えをお願い申し上げます。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

さまざまな方策を行うに当たりまして、法的な障害や条件は何かあるかという御質問だったと思いますが、ただいま議員からもいろいろと御説明いただきましたけれども、重複する部分もあるかと思いますが、今後さまざまな事業を行うに当たりまして、法律面での位置づけ、規制などはどのようなものがあるかというふうなことでございますが、まず、石野公園の経緯につきましては、ただいま議員から詳細に述べられていただきましたけれども、昭和59年3月に都市計画決定及び事業認可を得ております。62年1月に工事に着手し随時整備されてきたところでございます。都市計画事業及び国土庁並びに熊本県の補助事業によるものでございまして、公園内の一角には人吉球磨地域の伝統工芸、産物の継承、伝統の場の形成

など、伝統工芸の里づくりも行われてまいりました。その後、平成元年に都市計画公園法による供用開始の告示を行い、現在に至っておるわけでございます。総面積、公園の面積21ヘクタールが都市公園に位置づけされておるところでございます。

この石野公園の施設などの使用につきましては、建物などまた施設などの廃止や変更を伴わずに、当初の補助の目的に適合した使用であれば、都市公園法では特に問題ないのではないかと考えております。

ただ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、通常適化法とっておりますけれども、補助金の交付の目的に反して使用する場合には、関係省庁の承認を受ける必要がございます。当該財産の耐用年数を勘案して定めた処分制限期間を経過した施設につきましては適用されないようでございます。例えば、都市公園事業費補助の場合、施設の種類にもよってまいりますが、管理棟、休憩施設、キャンプ場、野外音楽堂などの鉄骨鉄筋コンクリートづくりは、50年から41年、主として木造の場合は24年から15年など設定されておるところでございます。

今後、新たな事業に取り組む場合には、これらのことにつきまして関係省庁また県との協議が必要になってくると考えられておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

今の石野公園の今後についてどのように考えているか、あるいは方策についてというふうな御質問でございますが、石野公園につきましては、平成元年に公園が開園されまして、ピーク時には平成元年に高速道路が八代人吉間が開通いたしまして、それから国道219号線、221線ということで、鹿児島、宮崎方面への交通路がございまして、そういうようなわけでピーク時の平成4年には18万3,660人という入園者数があったわけでございます。それから平成16年には5万4,817人まで落ち込みまして、そういうことで石野公園につきましては、第3次人吉市行政改革大綱の実施計画によりまして、民間計画の検討を行うようなことになったわけでございます。

その中で入園者の減少等により歳入不足のため、一般会計からの占める割合が大きいというふうなことで、石野公園を民間委託しサービスの向上や効率的な運営が図られるかについて協議を重ねてきたところでございます。これにつきましては、人吉クラフトパーク石野公園の運営計画についてで、こういう協議をしたきたところでございます。

その中で運営費につきまして、各工芸館管理運営事業委託とかあるいは売店及び伝統工芸案内業務委託につきましてはの見直しを行いまして、平成16年にクラフトパーク石野公園の運営計画を定めまして、それによりまして随時見直しを図っていったわけでございます。

そこで、平成17年度より管理室事務体制の見直しを行いまして、人吉市職員2名、嘱託職員1名から嘱託職員室長1名、嘱託職員1名の体制にいたしまして、人件費を1,050万円ほ

ど減額しております。また、さらに売店販売及び伝統工芸館案内業務等もポジシステム、すなわちバーコード対応のレジスターの導入を実施いたしまして、同じく人件費を約390万円ほど削減しております。また、各工芸管理運營業務委託料につきましても、開園当初から製作実演から自分にあったオリジナル作品づくりのできる体験施設とし、各工芸館にそれぞれ任せる方法、気軽に体験ができる環境づくりを行いながら委託料の見直しを行い、平成17年度より段階的に減額を行いまして、3年目の平成19年度から各工芸館の管理運営計画を果たしております。

そういったことで歳入不足を補ってきたところでございます。

また、これらの経費節減だけではなく、多くの方々に来所していただくために、毎年、季節に応じたイベントを工夫しながら開催いたしておるところでございます。

また、これからの方策でございますが、基本的なことでございますが、石野公園は国の都市公園クラフトパーク構想と伝統工芸の里づくりとして整備された経緯がございます。そういうふうな中で補助金の適化法ということがございます。適化法に触れない範囲での再生の取り組みを行うのか、あるいは適化法や都市公園としての位置づけなどを整理した上で行うのかといったことを選択した上で、どういう整備ができるのか見きわめることが、今後の石野公園の運営上のかぎになるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君） ここで時間の延長をいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）
8番。

○8番（松田 茂君） お二人の部長に大変行政マンとしての貴重な御答弁をいただいて、大変嬉しく思っているわけでございますけれども、今、経済部長がおっしゃったようなことを実際、本当に公園の中でやって、きちっとやってるようなことがあるのであれば、ここまでお客さんは減らないであろうというのが、本当は考え方なんです。運営委員会とか審議委員会等があるということも聞いております。そして、今おっしゃったようなことを聞いてると、「わあ、行ってみたいな。石野公園てすばらしいな。どういうところだろう」というのが、僕の頭の脳裏にはそういう思いが浮かびましたが、残念なことに今、石野公園に行きまして常日ごろですよ、平日にお客さんがいらっしゃるかということ、そういらっしゃる施設じゃないんです。

先ほど僕が金額を述べさせていただいたのは、あくまでも建設に携わるお金が20億円ほどかかっているんですと。その後、19年ほどたった中では、それに携わるランニングコスト等々を入れると、恐らく相当数の金額がこの公園には入っているわけなんです。今から見つめ直しをすとか、今からやっていくんだということが、果たしてこの石野公園を本気に活性化するために、今のような答弁で間に合っていくのかな。僕たちは本当にこのすばらしい公園を市民一人一人が一生懸命培ってきたノウハウ等々をもちまして、あの中で陶芸家がい

る陶芸館に陶芸さんがいる、それから全国に例を見ないかじ屋さんが入ってる。そして、導遊館、ここに松舟さんがいらっしやるんですけれども、ごらんになったかもしれませんが、ペットボトルでこのペットボトルが何とガンダムに変化をしているんです。内容を見るとすばらしいものがいっぱいあるんです。けれども、お客さんが来てない現実。

私は、お客さんが来てない現実を聞くために、陶芸館の皆様方にお集まりをいただきまして、ほんの1時間ちょっとの時間でございしましたが、お話を伺う機会をとらせていただきました。その中でやはり皆様方がお思いになっているのは、今、陶芸館で仕事をなさってる方々は、「ここで仕事をしていきたいんだ、ここでやるよ」ということをおっしゃいます。けども、真剣にあそこで仕事をしていくのであれば、ちょっとおかしいんじゃないかなということも実際私は思いました。

悔しい話なんですけど、私どものウナギ屋は大正10年創業いたしまして80有余年を数えるウナギ屋なんですけども、悲しいことに倒産をいたしました。倒産いたしまして、今、兄と父も頑張っている。私たちもどうかしてリセットをして、この地域で頑張っていかなきゃいけない。当初、倒産した理由をどこに求めたかと言うと、外的因子に求めたわけなんです。

「高速道路のできたもんな。こっちに客の来んごとなったもんな。うまかもんばつくとばってん、何で来やれんとかな」そういう外的な因子ばっかしに状況を求めていったんです。違うんです。

市長は民間からお出になって企業も経営され、いろんな方面でJ C等々でもいろんなことを経験されているから、恐らくわかってらっしゃると思います。敵はおのれにあるんです。中にあるんです。中にあるんです。

今、経済部長が答弁なさったようことは、非常に書面上はよくわかります。けども、こうやっていく、いかなきゃいけないというのがわかっているのに、どうしてやれてないんだろう。ロードサイドで219号線がぼっと出て車がさっと入ってきてトイレもある。ああいうすばらしい立地の場所がお客さんが来ない方が本当はおかしいんです。

それを審議会に任せてるんだ、入園料を無料にしたからお客さんが入ってくる、そういう経営とは甘いもんじゃないんじゃないでしょうか。20億円という貴重な税金を投入してつくったあの施設が、今はまさしく覆いかぶさったゆうとぬさんごたつ施設になつとるわけです。川野議員がお話をされましたけども、後ろに古民家が2棟建っております。1棟は蓑毛さんところから免田から持ってきたんですよ、それは。うちの親戚の持ち物だったんですよ。ゆうとぬさんごと幽霊屋敷ごとひなつとる。ばってんが、あれがうちの兄貴たちがJ Cで一生懸命してるときに、球磨川大学のときにあそこで、みなみらんぼうでしたっけ漫画家さんの、あの人たちがお見えになったときに、あそこでいろんなイベントをした経緯があります。つばん汁出したりとか、いろんな私たち、実にすばらしい施設なんです。あそこに塔があります。高い塔が、一番最初にあそこから球磨川が見えるって行って喜び勇んで行ったばってん

が、なんも見えんですもんね。何やらかて。一体何のためにつくったやろか。今行ってみてください。だれがああいうところに上がりますか。じゃ、何のためにああいうすばらしい施設をつくったんでしょう。

僕は市長がおっしゃるように、おもてなしをする施設としては抜群のロケーションのところにあると思うんです。それを今みたいに悠長なことで本当に石野公園に人をお呼びになって日曜、土曜、平日と言わずにバスがごった返すような施設になっていくとお考えでしょうか。僕は恐らくできないと思います。

そういうミスを経験した人間かもしれません。本当に情けない人間かもしれませんが、我々はそういうミスの上に成り立って、今、本当に勉強させていただいたことを今言ってるつもりなんです。我々はあの施設をどうにかして黄金色に輝いて、あそこから市の方にわんさかわんさかお金回ってきて左うちわでいくばいみたいな感じのような施設になるようなことを望んでいるんです。そのためにどうやっていくのか。どうやったらあの施設が本当によくなるのか。市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

まず、立山議員の御活躍を中心に格調高い御報告をいただきまして、松田議員の人吉への思いがよくわかるお話でございました。

石野公園は、おっしゃるとおり非常にもったいない施設でございます。がしかし、問題は一つはやはり外的要因と申しますか、アクセスにやはりあると思います。人吉市民の皆さん、どなたもがまず「遠か」という、そういう言葉がまず最初あそこには出てまいります。それから、高齢社会を迎えまして、やはり階段を上がってあの石野公園に行くということが非常に苦痛になってきておられる方々が多く見受けられると思うんです。それからもう一つ、やはりあそこで伝統工芸を楽しむことができる環境にはなっておりますけれども、もう一つあそこでさらにさまざまに楽しむものが今後必要になってくるのではなかろうかと。また、昔はありましたけれども、今あそこで食事をする場所もなくなってしまいました。焼酎館というものもございますけれども、あれも一応、何なのかよくわからない。昔のようにかめが置いてあるというふうな、そういう環境でございます。それから、これはその当時どのお考えになったかわかりませんが、野外のステージは逆光の中に立って見なければいけないと。ステージの方向がこれは全く違うのではないかというふうに思わせる環境にもなっております。

よって、育樹祭ことし熊本県でございましたので、早速あそこに記念に大きな人々が憩うことができるような、まず木を植えましょうよというふうな御提案をさせていただいたところでございますけれども、まず適化法は別にしまして、これからの活性化のための予算も別にいたしまして、何をやるかという、あそこをまず車を駐車して、上に上がっていくための動く歩道の設置であるとか、入ってすぐのあそこのお土産等々物産を売っているところを、

やはり人吉球磨らしい農家レストランに変えるとか、または焼酎のあの館も実際に焼酎ができるような免許、小さな例えば南稜高校にあるぐらいの小さな製造ができるとか、それが結果、農家の方々が米を持ち込まれてそれで焼酎に特化していくという、焼酎特区にするとか。今あそこで市職並びにOBの女性の方々がお茶席を構えておられますけれども、そのお茶席プラスアルファの食事の提供であるとか、さまざまに今後あの石野公園をやり直す抜本的にやり直す必要があると思っております。

それから、今のキャンプ場等々も非常にもったいない環境にありまして、御承知のとおり、前にはカマノクド、鳩胸川が流れているわけですが、鳩胸川の水質は別にしまして、もしあそこの川で泳ぐことができるようになったなら、もしあそこに一つの温泉郷というものが出てきたとしたらばという、さまざまな思いはあるわけでございますけれども、今後外すべきものはお国または県にもお願いいたしまして外させていただいて、じゃ、どこからどのようなお金、予算を持ってきてどのようにそれを投入をしていくのか、そして再生を図っていくのかということ、考えていかなければならないと思っております。

よって、御親戚の蓑毛さんから譲っていただきましたあの古民家等々、高田家の古民家等々に関しまして、将来は多分あれは一たんほどかなければいけないというふうに思っておりますので、早いうちにほどく許可を高田家または蓑毛家からいただいておりますようにというふうに思っております。そのときの古材をどのように今度はどこに活用するかということも考えなければなりませんし、あの辺一帯も非常にわかりにくくなっておりますので、あの辺一帯をわかりやすく、しかも何に活用していくかということも考えていかなきゃなりません。

おっしゃいました展望台といいますか展望所といいますか、あそこも冷暖房もございませんし、人々が活用できる環境にはないというふうにも思っております。

よって、皆さんと協議をさせていただいて、抜本的にやっていきたいというふうには思っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、石野公園に関しましては、庁舎内でプロジェクトチームが発足をしていると聞いております。責任者の方にもお会いをいたしまして、どういうふうにして思ってもらえるかと聞きましたときに、市民の目線に立って一生懸命審議をしながら考えていく。ものすごく素晴らしいことであろうというふうに思っておりますし、また、今市長がおっしゃいましたように、今後あそこを活用するには、それなりの予算の投入も必要であろうと。その予算の面に関しましては、今回詰めた御質問はしないわけではございますけども、やはりあのシステムを有効に活用するための方策は、なるべく早くお考えを願いたい。

そして、市長が今いみじくも観光立市人吉ということでおっしゃってる中で、食というも

のをお考えになっていると。やはりあそこで一番弱いのは、私も同様でございまして食ではないかなと思っております。この人吉球磨は、酪農・畜産が非常に盛んなところではございます。そういうものを例えばクラフト、ものをつくるばかりじゃなくて、例えば今市長がおっしゃいましたように、焼酎特区を持ってきてあそこで焼酎を醸造するんだと。そして醸造工程に入りますときには、いろんなもろもろが入ってまいります。お豆腐もあろう、それからいろんなものをつくっていくためには、農業、畜産が主であることゆえに、例えばベーコン、ハムができるであろう。それから、ここの土地柄可能かどうかはわかりませんが、チーズ等々の生産工房もあったっていいんじゃないか。

そういうことを思いましたのは、実はこないだ議員研修で行かせていただきましたときに、青森等々または会派の勉強に行きましたとき長野県、そういうところを見ましたときに、非常にそういうものがあつての賑わいを持ってた町がいっぱいありました。やはりあそこにもしも一つ欠けてるんであるとするならば、おもてなしの心を持った人たちは当然いるんだと。それから先ほどおっしゃっていただきましたように、お茶席を準備されて今、土日、2月からまた始められるそうですけども、ボランティアで一生懸命頑張っていらっしゃる。そういう方々との連携を図りながら、何とかあそこに食という部分を持ってくるようなことを考えていただければ非常にいいのかな。

ここに一つの資料がございまして、これは三重県伊賀市の例でございまして。ここは農事組合法人伊賀の里モクモク手づくりファームというのがございまして、ここは御多分に漏れませずに、最初16名ほどの養豚農家の方々がお立ち上げになったそうでございまして。一番最初は、どうしてもお客さん来なかったと。日に二、三万上げればいいような状態が五、六年続いたそうでございまして。それがひよんなことから、今は年間50万人、総売り上げ36億円、従業員が240名、うちパートが100名、そしてこういうところで働きたいという就業の問い合わせが年間300名ほど来る施設に生まれ変わった施設がございまして。

ここは阿蘇のファームランド等々からしましても、全然ちょっと意味合いが違うんですが、ここで一番すばらしかったのは、PTAのお母さんたちが、ここが立ち上がりましてのが1987年の7月でございまして。その当時、ソーセージ等々を工房としてお客さんに一緒につくっていただく。今はどこに行ったってあるんですけども、それを全国で初めて取り入れられた。それはPTAのお母様方が、子供と一緒にそういうものをちょっと実体験したいんだけどもということから始まって、あそこは実におもしろいことをやっています。ただ、この三重県のモクモクファームというのは、非常に市内から外れておりまして、交通の便なんかも決してよくない。けども、それがやはりプロの手によりまして、1次計画、2次計画、3次計画、4次計画と進めていく。その計画にのっとなって、市長がさっきいみじくもおっしゃいました経営の方針、経営のノウハウ、そういうものをすべて入れながら、儲かるための方策として進んでいかれたそうなんです。そういうことをなさって行って、今や年商36億円を数え

るぐらいになっていってる。実にすばらしいやり方かなと思っております。

やはり、この石野公園をやるにいたしましても、審議委員会にかけます。わかります、運営委員会やりましょう、わかります。みんなこういう気持ちわかります。けども、やはりじゃ、1期この4年間はこういうことに対して一生懸命頑張ってみようじゃないか。じゃ、次の4年間はこういうふうだ。次の4年間はこういうふう。こういうふうな営業として、なりわいとしてたっていくための経営計画、これをぜひとも立てていただきまして、このすばらしい20億円ほどかかりました施設を何とか宝の山にお変え願えるようなお知恵を出していただきたい。

そのためには、我々も一生懸命頑張ります。一生懸命頑張らせていただきますし、あそこでお客さんをどうしたらいいか。どうやって連れていったらいいのかというお考えを本当に一緒に考えていきたいと思えます。

それに関連を申し上げまして、きのう田中先輩議員の方が一生懸命御質問なさいましたスマートインターチェンジ、そういうふうにして交通のアクセス上から見ましたときに、スマートインターチェンジが蟹作にできたとき、あれがどういうふうな経済的な波及効果を生むのか、それをちょっとお聞きをしたいと思えますので、担当の部長の方からよろしく願いいたします。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

まず、スマートインターチェンジの考え方からということで申し上げさせていただきますが、きのうも御答弁申し上げましたけど、研究チームを発足させております。まず、研究チームの発足の経緯でございますが、「E T C専用インター、全国で200カ所以上を整備、道路特定財源を投入」という新聞報道や本年度策定予定の道路整備中期計画素案におきますスマートインター整備促進を受け、もとの蟹作インターの場所へスマートインターチェンジの設置に関しての調査・研究とくま川鉄道や路線バスなど、人吉球磨地域全体の公共交通についての研究を行うために人吉市が事務局となり、球磨郡内の町村の交通政策担当者と人吉球磨地域交通政策研究会を立ち上げまして、11月21日に1回目の会議を開催したところでございます。

このスマートインターチェンジができた場合の効果と申しますか、スマートインターチェンジが元の蟹作インターの場所にできたとした場合、石野公園へは短時間で行けることになるわけでございます。人吉市の川南の地域、国道219号線沿いの沿線、錦町やあさぎり町などの球磨郡の自治体、大口市方面の自治体などは、交通アクセスが非常によくなると考えられます。

また、大型連休やお盆、正月の人吉インター付近の交通渋滞も緩和され则认为られるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 市長にもお尋ねなんです、このスマートインターチェンジができました場合、先ほど交通のアクセスの問題おっしゃいましたが、先ほど言いました伊賀の里、できとりますモクモク手づくりファームなんです、そこには農学舎、要するに田畑を年間4万6,000円ぐらいでちっちゃな田畑を貸しまして、そこに野菜づくりとかそういうものをお教えするスペースがあるらしいんです。それがほとんどが名古屋とか大阪とか、そういうところからお見えになっている方が多いというふうに書いてあるんですけども、もしもこのスマートインターチェンジなるものが蟹作にできましたときに、その周辺、観光地等々に及ぼす影響、その付近どのようにお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） 実際に元の蟹作の取りつけ道路から、まず石野公園まで走ってみました。信号が青だった場合が約30秒で石野公園まで到達をいたします。信号が赤であった場合でも、1分以内に石野公園には到達をいたしております。これは大畑地区または錦、あさぎり、上球磨、さまざまところへの経済効果、多大なものが図れるというふうを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） おっしゃるとおりだと思います。どうぞ今後、これは広域行政組合の中でも恐らく議論的に上っていくんではないかと思っております。ぜひともいろんな障害等々あると思いますが、市長も大学等々、東京の方でお過ごしになったときに、首都高速道路とか第三京浜とか、ああいうときの高速道路の進入・出口等々は目にしてらっしゃると思うんですけども、ああいうふうな形で何とかできないものか、どうぞ御配慮いただきまして、今後一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、この項をこれで終わりたいと思っております。

続きまして、市の公有財産のあり方について、人吉城跡、人吉歴史資料館等々について御質問をさせていただきます。

皆様も御存じのとおり、我々は九州相良疾風の会という人力車を引く会をつくっております、来年が20周年を迎えようとしております。そんな中でこの歴史資料館に御客様を人力車に乗せてお運びすることが、ままあるわけでございます。そのときに、ちょっとお兄さん表で待ってね。僕のことをお兄さんとおっしゃっていただきますので非常に嬉しいんですが、乗ってる方は推して知るべしでございます。そういう方々が荷物をちゃんと人力車の上に乗付けて、じゃ、歴史資料館へどうぞ、お入りくださいとして行って、約二、三十分ほどで出ておみえになりまして、何も買うもんがなかったねという話がお一人、二人じゃないんです。ああ、そうですか。何も買うもんなかった。焼酎はどぎゃんですかって言うわけですよ。そうすると、焼酎はわかるて。ばってんが100人が100人、やはり焼酎をお買い求めになってお帰りになるお客さんばかりじゃないんです。せっかく歴史資料館に来たもんだ

けん、何かそういうもんでたぐいするもの売ってあれば嬉しかとばってんいうことをお聞きするわけです。

じゃ、こっからどういうふうなルートで人力車が出ていくかというのと、また水ノ手橋を渡りまして、鍛冶屋町方面に抜けていくんですが、鍛冶屋町方面に行きますとお茶屋さんがございます。お茶屋さんでお買い物なさいます。その隣のしょうゆ屋さんでもお買い物なさいます。両手にいっぱいのお買い物袋ばさげてきなつとです。そうすると、お茶屋さんに来て、「済いません、今お客さんたちじゃ幾らぐらい買いやったんな」と聞くと、「茂ちゃん、ありがとう。6,000円分ばかり買わした」って。「よかったね」、「うん、よかった。茶の1杯なつと飲んでいきなさい」で済むんですが、お茶を飲みながらそういう話をするわけです。

実は御客様方は、観光の御客様方はもちろん食もここに非日常を求めてらっしゃる、そういう御客様方もいらっしゃるんですが、何がしか記念になるものをお買い求めになりたいちゅうのがやっぱりあるわけです。

そういうときに、この歴史資料館の中で何か売られないのかな。何か別なものを売られるかも知れませんが、例えばミュージアムショップというんですか、そういうところにあるようなものは。そういうものを含めて何なつと、お客様がせっかくお金を使おうとされるお客様方に、せっかく使っていただくんだつたらば、人吉のこういうものをお買い求めくださいということと言えるんじゃないか。そういうものが歴史資料館でできないのか。

もう一つは、この城内近辺に朝早く来たりとか、子供を送っていったりとか、または市役所や議会事務局に用事がありましたときに、観光バスが結構とまるんです。それも午前中の11時、11時半ぐらいにとまりますと、バスからおおりになってきた御客様方が、おのおのお弁当をお持ちになってる御客様も多数いらっしゃる。でも悲しいかな、どこで食べようかなと言うてうろんころんしとんなつとが大多数なんです。ふつと見たときに、前もちょっと聞いたかもしれませんが、座るところもなかなかならば、そういうところをちょっとあずまや風のもんも何もないと。それが果たしてお客さんに対する親切なおもてなしと言えるのかな。そういうものが何でできんのかな。できないんだつたら、やっぱりできない理由があるんでしょね。その点について、教育部長の方にお尋ねをしたいと思っておりますけども。

○教育部長（浦川康徳君） お答えいたします。

人吉城歴史館の開館に当たりましては、その入館料の徴収並びに館内販売の可否につきまして、文化庁並びに熊本県教育長に協議いたしております。その結果、営利を目的としない教育的な事業の一環で建設するものであり、入館料は無料か維持管理に必要な程度の金額にすること。補助事業にかかる施設や敷地内において、恒常的に営利目的の販売をしないようにといった指導がっております。

したがって、人吉城歴史館の入館料は一般を200円、高校生以下を無料といたしてお

ります。また、人吉城歴史館で現在販売しているのは、教育委員会で刊行しております人吉市史第2巻と人吉市歴史研究の2種類でございます。いずれも郷土史関係の図書で、教育・文化の普及を目的に販売いたしているもので、実費を原則に販売しており、営利を目的とした販売はいたしておりません。

議員の御質問にあります記念になる簡単なお土産品につきましては、館内展示図録や展示ビデオのDVD、球磨絵図翻訳本、人吉城絵はがきなどが考えられます。こうした人吉城歴史館らしい、お客様に喜んでいただけるお土産品の企画開発を行いたいと考えております。また、公務員的なお土産的な発想ではいけませんので、ぜひ議員にもアイデア等をお貸しいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それからベンチやあずまやというようなことでございますけども、ベンチにつきましては移動が可能なものであり、史跡人吉城跡の管理団体である人吉市の許可で設置可能と思われるので、球磨工業高校の伝統建築コースに依頼して、学校のPRにもなる木製ベンチを広場周囲に設置できないか検討してまいりたいと存じます。また、民間の諸団体や個人にも、景観にマッチしたベンチの寄贈をお願いするなど、市民の皆様働きかけを行い、その充実を図ってまいりたいと考えております。

あずまやにつきましては、国の許可が必要となりますので、現在立ち上げております史跡整備の全体計画を策定するプロジェクトチームの作業の中で適正な配置、規模、内容を十分に検討いたしまして、実現に向けて取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 大変素晴らしい御意見いただきましてありがとうございました。今、部長がおっしゃいましたように、じゃ民間の発想でそこでやってくれと言われるんだったらば、がんがんやります。がんがんやらせていただきたいです。でも、それができないからこそ、今思い悩んでいるんです。民間の中では、人吉橋からこの一帯を通行どめにしたらどうだろうか。そして、そういうふうな恒久的なものが建てないんだったらば、映画のセット的なものでもいいから、ここにお土産露店、お漬物屋さん、ちょっとしたお茶飲みどころ、そういうものを情景にマッチした形でつくることのできないのかなということが、やっぱり入ってくるわけです。でも、それでは現行、今部長がおっしゃいましたように、なかなか難しいんだと。

もしも民間の今発想でどうぞということがあれば、我々はやりたいと思います。今にでもすぐにでも、あしたからでもやりたいんです。それほどここにはお金を生むべき施設、環境が整っているんです。今、国は三位一体の政策、できることは地方でがんがんやりなさいと言いながら、そういうものに関しては、いや、そういうことは国が助成金ばやっとならば、ちょっと待ってくれよって、これは文化庁がやったことやけんが、そら金ば取っとはおかしか

ぞと。そういうことを言われれば、じゃ何のための地方改革なんですか。じゃどうやってここは税収が伸びていかないのに、市としてお金もうけをすればいいんです。どうやってやればいいんです。そういう議論に走っていかざるを得ないんです。

そこをあえてやわらしく言ってるのは、恐らくできないだろうと。もしもこれを専門技官なんかには言うとなんか倒れちゃうかもしれないですもん。もうやめてくれて言いなかつかんしれんけん、それはオブラートに包んだところで言おうと思ったんですが、もしもそういうふうにおっしゃるのであれば、あしたからでもやりたい若い連中はいっぱいおります。それができないからこそ、じゃどうやっていくんだらうと、そういうことをお考えを聞いていきたいと思っております。

市長、お考えいかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

まず、人吉城歴史館、歴史的な展示物または整理をするために建てられたと思いますが、松田議員おっしゃるとおり、私の感想も来る人のことを全く考えていないというのが、私のまず第1番目の感想でございます。

しかもあそこの展示物、さまざまに見ますと相良家初代から37代までさまざまに資料もあることではございますが、やはり相良清兵衛に特化した歴史館にすべきであるというふうには私は思っております。清兵衛屋敷跡でございますし、あの地下遺構というものが相良清兵衛の特別な思いによってつくられた地下遺構でございます。

社会教育課に対しましても、相良清兵衛はキリシタンであったと、ここを売り出していく必要があると。いや、そのことに関して証拠がないと。いや、そうではなかったという証拠もないのではないかと。実はあそこにも織部灯籠、御承知のとおりキリシタン灯籠もありますし、さまざまな民間の研究の中でも、ひょっとしてこの地方は隠れキリシタンの里ではなかったのかとか、もちろん一向宗の隠れ念仏の里ということは、もう証明されておるわけでございますけれども、実は相良清兵衛という方は非常に寛容の精神に富んだ人ではないか。その証拠に千々岩ミゲルの子孫が、やはりこの地域に相良清兵衛を頼って参っております。

ですから、あの相良清兵衛を中心にまず歴史館を仕立てていく必要がある。そういう中で、さまざまに清兵衛に特化したお土産というものも考えられるのではなからうかなと思っております。例えば、清兵衛の落し物というおまんじゅうがあってもいいかもしれません。

先般、私もあそこに立っておりましたら、バス2台でお越しになられて見学をして、そしてその後、おっしゃるとおりお弁当を持ってきておられましたが、食べる場所がないということで、歴史館の軒下で皆さんお座りになったり、または歴史館の北側の石垣のところで三々五々お座りになって、お弁当を広げておられたりしたわけでございます。先ほど申し上げましたように、観光客、来る方々のことを考えてあの歴史館は建てられていない。これが行政の一つの方法、やり方なんだらうというふうに思いますが、そこでやはり民間の知恵を

生かしまして、今後多いにあの城址公園を活性化していかなければならないと。

私は特区申請をというふうに社会教育課に申しておりますけども、どうやら文化庁は特区申請をしてほしくない。あそこにテーマパークをつくるわけではございませんので、さまざまな規制をぜひ外してください。来年の1月14日になろうと思っておりますけれども、やっと池坊文科副大臣がお越しになる予定でございます。つぶさに御視察をお願いいたしまして、早急にさまざまな規制というものを外していただきたい。

また、新幹線つばめを設計されました水戸岡鋭治先生にもお願いをして、移動可能な、移動が可能であればよいだろうと、移動可能なあの城にあったおしゃれなテントまたはそういう構造物による茶店、お土産、そして休憩所、城址公園の歴史館の道路を挟んだ前、あそこにもやはりおしゃれなテーブルといすがあって、どなたでもお使いいただく。またはそこで移動可能な車とか屋台とかによるお茶の販売であるとか、さまざまにおっしゃるとおり、この歴史公園は活用が可能であるというふうに考えているところでございます。

よって、このようにさまざまな今後経営計画、事業計画をきちっと立てまして、もちろんそのためにどのように観光客の方に喜んでいただくかという仕掛けも含めまして、考えていく必要があるというふうに思っておりますので、そのプロジェクトは既に立ち上がっておるところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 心強い御答弁をいただきましてありがとうございます。やはりだれのために何のためにやるのかというを考えていただきたい。今、市長がおっしゃいましたように移動可能なもの、非常に魅力のあるもんだと僕も思います。ぜひともそういう方向性にのっとなって、この城址公園の開発をきちっと計画にのっとなってやっていただければいいなと思っております。

続きまして、観光の面から見ました人吉橋の重要性でございます。

これは御存知のように、橋がかかりまして50年ほど年数がたっているわけではございますけれども、今特に大橋が工事をされている。それから市内で言うならば水ノ手橋とそれからこの人吉橋しか通れないような状況にあるんですが、たまたまその人吉橋の方を仕事で行ったりとか用事で行ったりするときに、自転車でだったりとかジョギングで行ったりすることが多々あるわけです。そのとき皆さん方もお気づきかと思いますが、あの橋はよう揺るつとです。それからお車に乗ったらわかりますけども、あのつなぎ目がぬさんごとがたんがたんていうとも、知つとんなるはずですよ。

あの橋は、やはりその人吉市民のライフラインを守る一つの大きな重要性を持ったものなんですけども、大口からまっすぐ、219号線からも来る、マイクロバスも来る、さっきおっしゃいましたように、今度は駅舎の開発等々をするんだったら、そこにもまっぼし行く。青

井神社はある、そういうもんときにもしもあの橋が、もしもですよ、もしものことがあったときに、一体どうなるんだろう。そういう危惧を抱かずには得ないわけです。これは先輩議員の皆さん方も御質問なさいまして、事細かな数字等々をお話をされてますんで、そういうところを質問しようとは思いません。あの橋の重要性を観光の面から見た重要性をいかに執行部として考えていらっしゃるのか。部長の方に答弁をお願いしたいと思いますが。

○建設部長（丸山善利君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたように、人吉橋は重要な橋でございます。本市の中心市街地と国道219号線を南北に結ぶ幹線道路にかかる通勤・通学はもちろん、医療機関へのアクセス道路、また観光拠点を結ぶ道路として日常生活に欠くことのできない重要な橋梁でございます。

しかし、議員も申されましたように、供用開始から50年を経た現在、経年変化によります耐久性の低下が懸念されております。昨年でございましたが、ことしの早期でございますが、床板コンクリートの剥離や議員御指摘のとおり伸縮継ぎ手部の騒音被害が発生しております。19年度におきましては調査も行っておりますが、今後通行車両や歩行者の安全確保のために、整備につきましてどのような整備が必要か、十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 何とぞよろしくお願いを申し上げておきます。本当に大事な橋だと僕も思っておりますので、何とかやっていただきたい。

それともう一点、上流側に歩道と自転車等々が通るところがあるんですけども、あれは橋の方から外灯が出てるんですが、あっちの方は意外と暗いんです。何で暗いかというと、僕ちょっと目の方を扱ってから、ちょっとまだぼやっとしている部分があるもんですから、あそこを歩いたり走ったりするときに、夜はなかなか暗うございます。その付近もあわせてお考えをいただきますようによろしくお願いをしまして、この項の御質問を終わらせていただきます。

最後の質問でございます。来年の人吉温泉球磨焼酎まつり、いろんなところでいろんなお話も出ているように聞くんですが、このお祭りに関しましてどういうふうにお取り組みになっていくのかなということについてお尋ねをしたいと思えます。

まず、経済部長の方から、この点お話をしていただければと思えますけども。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

人吉温泉球磨焼酎まつりの取り組みはというふうな御質問でございますが、県内はもとより九州有数の祭りへと発展させまして、全国各地から観光客誘致をもって観光浮揚を図り、本市の地域振興に寄与するよう、職員も一丸となって取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） ありがとうございます。この祭りは本当に昭和51年からこのネーミングになりまして、来年で大体32年ぐらいいを迎えるお祭りだと思います。これは先人の皆様方が数多くの知恵をお絞りになり、また実行委員会組織という中で本当に皆様方の知恵を出し合いながら発展をしてきた祭りだと思います。

が、いかんせんやはりいろんなものの考え方の中には、もっとよりよいお祭りにしていこうという考えが出てくるのは当然なのかなと、私はそのように思っております。まだ実行委員会とか、この祭りに関してどうやっていくんだという具体的なものが上がってきてはおりませんので、このお祭りに関する名称等々はまだ聞こうとも思いません。がしかし、やはり今からしますと来年のお祭りをやるにしても4月か5月ということになりますので、あと5カ月しかありませんので、市長、恐らくこういうお祭りに関してはいろんなアイディアンティーをお持ちだと思います。その一たんでよろしゅうございますので、何かございましたらばお話をさせていただければと。

○市長（田中信孝君） お答えを申し上げます。

人吉市の春に行われますお祭り、私が覚えている限り、昔は桜祭りと言ったり温泉祭りと言ったりしておりました。約30年前に温泉焼酎まつりというふうに名称が変更されまして、たまたま当時、その温泉焼酎まつりの計画実施を私が青年会議所時代に担当させていただきました。当時、場内グラウンドをお城広場として、さまざまな方々に催し物やら出店をしていただき、人吉球磨を意識いたしまして「11万人の個展」と銘打って、人吉温泉球磨焼酎まつりを展開したところでございます。

一つのそういう広場をつくっていくというものの原点であったろうかというふうに思っておりますが、その当時、私が意識をしてつくりました、あそこの祭りは、人吉球磨の人々を意識してつくったわけでございます。

今後、人吉が観光で食べられるまちになるためには、せめて九州じゅうからお客様がお越しになれる祭りに仕立て上げていかなければならないというふうに思っております。例えば、牛深のハイヤであるとか山鹿の灯籠踊りであるとか、九州各地からさまざまなお客様、また東京からもお越しになっておるところでございます。

現在の温泉焼酎まつりは夜のパレード、これはもう市民の皆様方、団体さまざまに御協力をいただいて大賑わいをしているところでございますが、夜のパレードを除きますと、産業祭と何ら変わらないと。同じような祭りの形態は、お隣の錦でもあさぎりでもあっているわけでございます。確かに人吉球磨の人々を目当てにしてでは、このお祭りでよいかもしれませんが、今後、いわゆる観光立市という観点から、三倉議員にもお話を申し上げましたけれども、やはりくんち祭も九州三大くんち祭の一つに仕立て上げていかなければならない。春のお祭りも、やはり先ほど申し上げましたように、九州じゅうから人がお越しいただくような

祭りに仕立て上げていきたいと思っているところでございます。

よって、名称もぜひ皆様方のお知恵をお借りしまして変更させていただきたいと思ひますし、開催日もやはり5月の半ばの土日に行うのではなく、一番人が移動する5月の連休中に行う必要があるというふうに私は考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 私もそのように思う一人でございます。何とかこの人吉温泉球磨焼酎まつりを本当にどこにも負けない大きなお祭りとして発展させていただくためにも、どうかすばらしいアイデアと、それからもろもろの皆様方の御意見を聞きながら、最大成果があらわされるようなお祭りにさせていただきたいと思っております。

今後、これは恐らくまた実行委員等々を立ち上げられるかもしれませんので、そのときにみんなと一丸となって、本当にすばらしい祭りをみんなでつくり上げていくんだ、そういうお祭りとしてお考えをさせていただければ非常に助かると思ひます。

本当はもっともこの件につきましては市長と丁々発止の意見のやり取りをしたいと思ひますが、何分時間が迫っておりますし、後ほどのことも考えましてこの項をこれで終わりたいと思ひます。

最後に2点ほど。一つは、こないだから皆様方に御紹介をしておりました「北辰斜にさすところ」の映画が、12月の22日土曜日、お正月ロードショーといたしまして東京新宿シネマスクエア東急というところで興行が決定をいたしました。

それから、このシネマ東急を皮切りにしまして宮城、大阪、京都、広島、愛媛、名古屋、岐阜、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、札幌での興行が決定をいたしました。本当にこれは皆様方のお力添えがあればこそ、このように大きな映画になったと思ひます。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。ぜひとも熊本のDenkikanでは1月の5日から興行が入りますので、どうぞ1,500円、券お買い求めになりましてお正月のひとときをこの映画で過ごしていただければなと思っておりますので、どうぞ映画館の方へ足をお運びいただきたい。

また、当地におきます映画の上映会等々も今後、実行委員会等々でお話の上に上がってまいりますので、そのときもぜひともごらんいただきますように、よろしく御願ひ申し上げます。

それからもう一点、当市に……

○議長（大王英二君） ちょっと松田議員、一般質問でございますので。

○8番（松田 茂君） ああ、そうですか。じゃ、以上でございます。どうも申しわけございませんでした。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで日程の追加についてお諮りをいたします。

議第113号から議第120号までの8件を日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、8件を日程に追加し、直ちに一括して議題といたします。

=====

追加日程 議第113号から議第120号まで

○議長（大王英二君） 執行部に提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 大変お疲れのところ恐縮でございますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第113号から議第120号までの8件は、人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与を改定する一般職員の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月30日に公布されましたので、本市におきましてもそれに準じまして職員の給与について改定を行うものでございます。

議案第113号平成19年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、人事院勧告に準ずる本市職員の給与改定に伴う経費の補正でございます。歳出におきましては、各款に人事院勧告に準ずる給与引き上げなど所要額1,132万3,000円を追加し、予備費を同額減額補正いたしております。現計予算内での組み替えでございますので、歳入の補正はございません。

議第114号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第3号）、議案第115号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）、議第116号平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）、議第117号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第3号）、議第118号平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）、議第119号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、いずれも人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第120号人吉市職員の給与に関する条例の一部改正案は、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されましたことに伴いまして、職員の給与に関し国家公務員に準じた改定を行うものでございます。

改正の内容は、若年層に限定した給料月額及び配偶者以外の子供などに係る扶養手当の引き上げを行い、並びに12月1日の基準日における勤勉手当の支給率を0.05カ月分引き上げ0.775カ月とするものでございます。また、平成20年度以降の勤勉手当の支給率につきましては、6月と12月をそれぞれ0.025カ月分引き下げ0.75カ月とするものでございます。現在、

厳しい地域経済状況下ではございますが、若手職員につきましては、平成12年度以降7年ぶりの給与改定でございます。これからも定員適正化計画のもと、職員数を減らす努力をしながら、一人一人の市職員が公務員としての使命と地域社会の一員としての役割を再確認し、多様化する市民ニーズにこたえられるよう取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時47分 休憩

午後5時19分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第26 委員会付託

○議長（大王英二君） 次に、日程第26、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第90号から陳第6号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託をいたします。

○議会事務局長（永田正二君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成19年12月第6回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。なお、議第90号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、3ページの別記1に記載してあるとおりでございます。議第113号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、4ページの別記2に記載してあるとおりでございます。また、陳情の件名につきましては5ページに記載してありますので、念のため申し上げます。なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 90号	平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委 [別記1]
議第 91号	平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）	総文
議第 92号	平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 93号	平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 94号	平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 95号	平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 96号	平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 97号	平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）	経建
議第 98号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 99号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第100号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第101号	人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	総文
議第102号	人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	総文
議第103号	公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の制定について	総文
議第104号	人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第105号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第106号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第107号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第108号	公の施設の指定管理者の指定について	総文
議第109号	訴えの提起について	経建
議第110号	訴えの提起について	経建
議第111号	訴えの提起について	経建
議第112号	訴えの提起について	経建
議第113号	平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委 [別記2]
議第114号	平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第3号）	総文
議第115号	平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第116号	平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第117号	平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第118号	平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第119号	平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第120号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	総文

	いて	
陳第 2号	「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情	厚生
陳第 3号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情	厚生
陳第 4号	「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情	経建
陳第 5号	「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」の提出を求める陳情	経建
陳第 6号	認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情	厚生

〔別記1〕

議第90号 平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）			
○総務文教委員会	《歳入》	全部	
	《歳出》	2款	総務費（3項 戸籍住民基本台帳費を除く）
		9款	消防費
		10款	教育費
		14款	予備費
		第2条	債務負担行為の補正
		第3条	地方債の補正
○厚生委員会	《歳出》	2款	総務費（3項 戸籍住民基本台帳費）
		3款	民生費
		4款	衛生費
○経済建設委員会	《歳出》	6款	農林水産業費
		7款	商工費
		8款	土木費

[別記2]

議第113号 平成19年度人吉市一般会計補正予算(第4号)			
○総務文教委員会	《歳出》	1款	議会費
		2款	総務費(3項 戸籍住民基本台帳費を除く)
		9款	消防費
		10款	教育費
		14款	予備費
○厚生委員会	《歳出》	2款	総務費(3項 戸籍住民基本台帳費)
		3款	民生費
		4款	衛生費
○経済建設委員会	《歳出》	6款	農林水産業費
		7款	商工費
		8款	土木費

〔提出陳情件名〕

陳第2号 「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情

陳第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情

陳第4号 「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情

陳第5号 「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」の提出を求める陳情

陳第6号 認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情

〔継続審査件名〕

○厚生委員会

陳第1号 一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時21分 散会

平成19年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成19年12月20日 木曜日

1. 議事日程第5号

平成19年12月20日 午前10時 開議

日程第1	議第98号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第99号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第100号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第101号	人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	
日程第5	議第102号	人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	
日程第6	議第103号	公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の制定について	
日程第7	議第104号	人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第8	議第105号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第107号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第108号	公の施設の指定管理者の指定について	
日程第11	議第120号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第12	議第106号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第13	議第109号	訴えの提起について	経建
日程第14	議第110号	訴えの提起について	
日程第15	議第111号	訴えの提起について	
日程第16	議第112号	訴えの提起について	
日程第17	議第90号	平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委
日程第18	議第113号	平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
日程第19	議第91号	平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）	総文

- | | | | |
|-------|----------------------|----------------------------------|----|
| 日程第20 | 議第114号 | 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第3号） | 厚生 |
| 日程第21 | 議第 92号 | 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第22 | 議第 93号 | 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第23 | 議第 94号 | 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第24 | 議第 95号 | 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第25 | 議第 96号 | 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第26 | 議第115号 | 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） | |
| 日程第27 | 議第116号 | 平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第28 | 議第117号 | 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第29 | 議第118号 | 平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第30 | 議第119号 | 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 経建 |
| 日程第31 | 議第 97号 | 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第32 | 諮第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 経建 |
| 日程第33 | 陳第 5号 | 「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」の提出を求める陳情 | |
| 日程第34 | 人吉球磨広域行政組合議会の報告 | | |
| 日程第35 | 人吉下球磨消防組合議会の報告 | | |
| 日程第36 | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について | | |

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第 1 から日程第36まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程
 - 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- ・ 追加日程
 - 発議第 1 号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 意見第 2 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

=====

3. 出席議員 (20名)

1番	松岡隼人君
2番	井上光浩君
3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西信八郎君
8番	松田茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代勝君
19番	簀毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
収入役	大松克己君
監査委員	篠崎國博君
教育長	鳥井正徳君
総務部長	秋山健兒君
企画部長	井上修二君
福祉生活部長	尾方篤君
経済部長	俣野一君
建設部長	丸山善利君

総務部次長	深水雄二君
企画部次長	上田泉君
福祉生活部次長	久本一富君
経済部次長	蓑毛幸一君
建設部次長	山上茂君
秘書課長	福山誠二君
地域生活課長	東俊宏君
財政課長	井上祐太君
福祉課長	椎葉幹夫君
農業振興課長	中村憲司君
管理課長	松田知良君
会計課長	大石宝城君
水道局長	濱田芳彰君
水道局次長	多武芳美君
教育部長	浦川康德君
教育部次長	中村明公君
教育総務課長	坂崎博憲君
農業委員会 農事務局長	吉川泰人君
監査委員 局長	松江隆介君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	赤池謙介君
庶務係	長	村並成二君
書	記	和泉龍二君

=====

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い各委員長の報告を求め、採決をいたします。

=====

日程第1 議第98号から日程第11 議第120号まで

○議長（大王英二君） まず、日程第1、議第98号から日程第11、議第120号の11件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第1、議第98号から日程第11、議第120号の11件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第98号から102号の5件の条例案及び改正案につきましては、国において地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、地方公務員法の一部を改正する法律が公布、施行され、育児のための短時間勤務制度の導入、また、自己啓発と休業を認める制度の導入がなされたことに伴い関係条例の整備・改正を行うもので、それぞれ関連性があるものでございます。

それでは、議第98号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行され、育児を行う職員が仕事と家庭を両立できるよう育児のための短時間勤務制度が国家公務員と同様に地方公務員においても導入されることに伴う条例の一部改正であります。

内容としては、育児短時間勤務ができる職員は、小学校に入るまでの子を養育する常勤職員とし、本人の申請により四つの勤務パターン（1日当たりの勤務時間、もしくは週の勤務日数を選択）の中から短時間勤務を選択するものとなっています。また、育児短時間勤務制度を利用する職員の業務を人的に補助する選択肢の一つとしての短時間勤務職員の任用や育児休業制度を利用した職員の職務復帰後における号級の調整などの条項を盛り込んだものです。

委員から、職員が休業し、すぐに短時間勤務職員を採用するというようにスムーズにいくのかとの質問に対し、その他の職員や臨時職員など補完できるという場合もあり、選択肢の一つと考える。また、短時間勤務職員の採用基準が、市職員退職者等となっているが、人吉市以外の公務員退職者等も該当するのかとの質問に対し、当該団体（人吉市）職員の退職者等となるとの答弁がありました。そのほか、民間の動向はどうか。子を養育する者とは、ま

た、その範囲は。など質疑応答がなされております。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第99号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、議第98号にて報告をいたしました育児のための短時間勤務制度の導入に伴い育児短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員の勤務時間等を規定するために関係条文の整理を行うものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第100号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、育児短時間勤務制度及び公務能率を上げるために一般職の任期を定めて雇用できる任期付短時間勤務制度を導入することに伴い、職員の給与について特例を定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第101号人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてですが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律により、制度化された任期付職員の採用等について、必要事項を定めるため条例を制定するものです。

委員から、任期の更新は最長で何年かとの質問に対し、最長5年を超えない範囲で更新することができる。また、給与の特例とはとの質問に対し、第2条の高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者は、弁護士や医師等を想定しており、特例を適用することとなるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第102号人吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてですが、地方公務員法の一部を改正する法律が公布、施行されまして、職員の能力開発の促進を目的として大学等の課程の履修、または、国際貢献活動などのため休業することを認める自己啓発等休業制度が国家公務員と同様に地方公務員においても導入されることに伴い条例を制定するものです。

委員から、今まではどのような対応をされてきたのか。市長の承認があればよかったのかとの質問に対し、修学部分休業制度の利用や年次休暇での対応であった。市長が特に認めたものという規定はないとの答弁がなされました。

そのほか、完全無給ではなく、修学にも費用がかかることもあり、何らかの費用の手当（1割または2割程度の給与支給）ができないものか等の意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第103号公益法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の制定についてですが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等への職員派遣について、必要事項を定めるため条例を制定する

ものです。

委員から、派遣先と現在の給与支払状況はとの質問に対し、社会福祉協議会、社会福祉事業団、商工会議所、中小企業大学校の4法人で、現在は兼務であるため給与の支払いは市が行っている。また、条例制定後の給与は派遣先からの支給になるのかとの質問に対し、基本的には派遣先からの支給となるが、業務内容により人吉市から支払うことができるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第104号人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、引用している条文に移動があったこと等に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく、認めることに決しました。

次に、議第105号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、日本年金機構法において、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部が改正され、同法の施行日が改められたことに伴い、さきの9月議会で認めております人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の未施行部分の施行日「平成22年4月1日」を「日本年金機構法の施行の日」へ改正をするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第107号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第108号公の施設の指定管理者の指定についての2案についてですが、この案件は、体育施設の指定管理に伴うもので、関連をしておりますので一括議題とし審査を行っております。

議第107号は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正するものでございます。そして、議第108号は、人吉市第一市民運動広場を初めとした11の施設を指定管理者として人吉市体育協会を指定するものでございます。

この案件は、今定例会の一般質問でも立山議員、笹山議員から取り上げられ、議場で議論がなされております。

審査としましては、一般質問で取り上げられました事項について、どのような論議がなされたのか。そのことを踏まえながら審査を行ってまいりました。

まず、人吉市体育施設条例改正案につきましては、新旧対照表を用いて、指定管理者による管理、業務、休館日、利用料金など改正内容の説明があり、指定管理者制度を導入する理由、指定管理候補者の選定についての経過報告、経費の削減効果、見込みなどについて一般質問の中でも答弁されておりますが、再度説明がありました。

次に、人吉市体育協会から提出されております指定管理者の指定申請書について、施設管理予算（案）、平成20年から24年までの5年間の収入及び支出の試算計画などについて説明

があり、そして、その申請を受け、指定管理候補者選定委員から申請者に対し投げかけられた5項目の検討事項について、また、その後の指定管理候補者選定委員から教育委員会へ出された要望事項6項目を含む審議結果等について通知の説明が詳しくありました。

それとあわせて指定管理候補者選定委員会の審議経過についても会長職務代理者の総務部長より報告を受けております。

審査の中での質疑応答について主なものを申し上げますと、まず、人吉市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の公募によらない指定管理候補者の選定等（第7条）について質問がなされております。

内容は、何をもとに公募によらないと判断したのか。要望をするということは、体制が不十分ということであり、運営ができると明確でない状況での判断はおかしい等の質問に対し、選定委員会としては、第2回の選定会議において、公募によらず、人吉市体育協会を指定管理候補者とする具体的理由を求め、教育委員会からは市の体育施設としての今後のあり方等について報告がありました。それを実現するためには、人吉市体育協会しかないと判断し、人吉市体育協会がその能力を有しているかという観点から選定に入った。スタッフ体制についても、事務管理や予算管理、また器具の使用や競技ルール等に精通したスタッフをそろえていくとの確認がとれている。また、ヒアリングの結果、選定基準に適合し、運営が可能であると判断したことから、指定管理候補者と選定をした。そのほか、教育委員会が体育協会を体育施設の指定管理者として提案した理由も含め、答弁がありました。

次に、人吉市体育協会から提出をされております指定申請書についての質問がされております。内容は、申請書は予算書等を含め市が作成したものではないか、施設利用料の試算は、市の指導によるものかとの質問に対し、予算等過去の実績の資料は導入要領の中に入っており、また、現体育協会事務局長がスポーツ振興係長を兼務しており、データとしての提供も可能である。利用料が5年間同額で試算されていることについては、過去3年間の施設使用料実績が落ち込んでいるという厳しい状況の中、教室等を開催し、1,480万円を維持するという計画はなされていると教育委員会から答弁があり、また、職員給与が5年間変化がない理由は、人件費の額等はどこを参考にされたのかとの質問に対して、人件費の額等は導入要領の基準額を参考に詳細の額は体協で決められてきたものであり、シビアに算定されていると評価しているとの選定委員会からの答弁がありました。

そのほか、利用料金の額を0.5から1.5までの範囲で乗じて得た額で定めることができることで、経営状況が悪ければ即利用料の値上げにはね返ることにならないか、また、重要施策に対する執行部の対応、考え方がおかしいのではないか。審査の流れと関係資料や説明から十分な審議がなされてきたと思う。指定管理者選定は、公募によることが第一と考える。しかし、人吉市における地元民間団体の育成が今後大切なことではないか。教育委員会は、今後引き続き人吉市体育協会に対し責任ある指導を行うことなどの意見が出されました。

慎重審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

なお、議第107号につきましては、少数意見の留保がなされております。

次に、議第120号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、職員の給与に関し国家公務員に準じた改正を行うものであります。

内容としましては、初任給を中心に若年層に限定しての値上げ、また、扶養手当について配偶者以外の扶養親族に係る手当の支給月額を500円引き上げ、並びに期末・勤勉手当のうち勤勉手当の支給率を0.05カ月分引き上げるものでございます。

なお、今回の引き上げは、平成12年度以来となるもので、平成14年、15年、17年度は引き上げを行っておりますとの執行部からの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

済みません、訂正します。14年、15年、17年度は引き下げを行っておりますとの執行部からの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告のとおり議第107号については、少数意見の留保がなされておりますので、少数意見の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第107号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例に反対の立場から少数意見の開陳を行います。

この議案は、11の体育施設の指定管理者に人吉市体育協会を指定することに伴って提案されたものです。

私は、この議案に反対する一つ目の理由は、今回の指定は、体育施設の利用料金の値上げにつながってしまう可能性があると思うからです。

選定委員会は、11月13日に体育協会を指定管理者候補に選定しましたが、しっかりとした業務体制や運営体制がとられる見通しが具体的に明らかになった上で選定すべきだと私は思います。ところが、総務文教委員会の中で、11月16日に選定委員会が教育委員会あてに出した体育施設に係る人吉市指定管理候補者選定委員会の審議結果などについてという通知の内容が明らかになりました。

この通知は、2、要望事項において、1、経費の節減及び業務の効率化を継続的に提供ができる体制を要望します。2、運営に関しノウハウを持った人材を確保し、市民の利便を考慮した運営をされることを要望します。3、現場責任者及び有資格者を適切に配置し、指揮系統や責任権限が明確な組織体制を要望しますなど六つの要望を行っております。

この通知より選定委員会が業務体制や運営体制に対して不安を抱いているということは明

らかだと思えます。不安が払拭されていないのに、選定するという結果を出すべきではないと思えます。

本議案の第11条では、指定管理者が体育施設の利用料金の額を1.5倍まで上げられるようになっています。必要なのは市長の承認のみです。もし業務がうまくいかなかった場合には、利用料の値上げとなってしまう可能性があります。

私がこの議案に反対する二つ目の理由は、人吉市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の第7条に反すると思うからです。

選定委員会は、9月19日に、人吉市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の第7条、公募によらない指定管理者候補者の選定などに照らし合わせて、体育協会を指定管理者候補として選定できると判断したとのことでした。しかし、第7条は、事業効果が相当程度期待できると認めるときとなっています。業務体制や運営体制に対して不安があるのに、事業効果が相当程度期待できるとは言えないと思えます。

以上のような見地から、私は、この議案に反対します。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告及び少数意見の報告に対し質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 総務委員長にお尋ねをいたしますが、私もこの総務委員長言われましたように、この問題については、一般質問でかなり詳しくお尋ねをしたんですが、積み残しの部分も時間的な制約でありましたので、あとは所管委員会の審議に待ちたいというふうに申し上げておきました関係で質問をいたしますが、総務委員会のこの議案についての審議の中で、いわゆるいきなり指名をされました人吉市の体育協会の代表を呼んで、直接申請者の意向なり、考えなり、そういったものを聞かれたのかどうか。まず、1点目がそこであります。

2点目でありますけれども、私を知る範囲では、人吉市体育協会のいわゆる組織目的、行動計画、そういったものを記した規約の中には、スポーツ施設の管理運営という条項はどこにも見当たりません。そういった意味では管理運営というのは、全くの畑違いということになるわけですが、その市の体育協会の規約との関連で、いきなり公募もしないで指定管理者にしてしまうということについて、どのように審議をされたのか。それが2点目であります。

それから、3点目ですけれども、私の質問に対して市長あるいは教育長は、かなりの危惧を持たれるような答弁をされております。危惧を持たれる答弁をされております。

例えば、市長は、法人格を有していない団体がいきなり指定管理者になることについては、もうかなりの強い危惧があったというふうに私は答弁の中から受け取ってるわけですが、この点については、どのように審議をされたんでしょうか。法人格がないということは、自己に対する責任がどうなるのかということも非常に関連をする重大な問題だというふうに

思ってますし、そこのところがどう議論をされたのか。以上3点お尋ねをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(大王英二君) 10番。

○10番(福屋法晴君) 今、立山議員の方から3点質問をいただいております。

まず、人吉体育協会の代表の考えを委員会の方に呼んで聞いたのかという質問に対しましては、呼んでおりません。

それと、2点目、体育協会の計画と規約について、また、管理についての質問であります。委員の方からこのことについて質問もありまして、説明の中で指定を受けた後に、その規約を新しく取り入れてつくるということになっております。現在の体協と新しい指定管理のそこが違いますので、それに沿った規約を出していただくようになっております。その審議はしております。

それと、3点目の市長答弁、市長が危惧されてるということで、委員会の中では法人をとるということで、これを早期にとる、早くとるといような話はしております。その審査はしております。それを委員長として教育委員会の方にもそれを確実に行うということで申し添えております。

以上です。

○議長(大王英二君) 14番。

○14番(立山勝徳君) ただいま総務委員長の方から審議経過について報告をいただきました。私が思いますのは、いわゆる指定管理者に指定をされた体育協会、しかも指定を受けた場合の計画まで出ているわけにありますから、その点について体育協会の代表を呼んで聞いてほしかったなという思いが一つあります。

それから、規約の問題については、指定を受けた後でつくるということで説明があったということではありますが、この問題についても公募があつて、公募があつてそういうふうになってるんだったらよほどいいんですが、規約もないのにそこをいきなり指定管理者に公募せずに指定をします。規約の方が後追いをすることについては、第7条に関していくなれば、そぐわないと私は思えてなりません。そこのところ少なくとも規約ぐらいはちゃんとつくった後でそれを指定するというのであれば、それはよろしいかなと思うんですけども、指定を受けてから規約をつくりますよと。全く逆じゃないかというふうに思いますし、その点の議論がなかったのかなというふうに考えます。

それから、もう一つ、委員長の報告の中で、教育委員会側の答弁として、施設管理をできるのは、体育協会しかないというような答えであつたと。これは、私は11の体育施設の管理能力を持ってる企業団体というのはたくさんあると思っております。ノウハウも持ってる企業がかなりあると思っております。そういうことを全く無視をして、体協しかないという言い方に対して、一体どういう考えをほかの企業団体に対して市は思っておられるのか。そこのところ

がわからないんですが、その点については委員会の中で体協しかないということに断定をしてしまったことに対する議論というのはなかったんでしょうか。

以上です。

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 指定管理者が体育協会しかないという教育委員会の答弁とは違うと考えております。選定委員会の方に出されたときに、流れなんですけど、体育協会でもいいのかというのを選定委員会の方に投げられ、選定委員会の方からまたそれに対するいろんな条件を出され、それに対してまた今度は協会の方から、またそれが選定委員会の方に返ってきて、そこで、今度はヒアリングをされて、それで、体育協会ということになるんですけど、そのほかにもこれは、委員会の中で話の中で、例えば県外とか、その他のところからするよりも、現協力体制のある体協の方が今後市の体制の中で育てるためにも必要ではないかというような考えのもとに、その体育協会を推薦されたというような話を行いました。

そのほかには、内容について深くは入っておりません。これは、選定委員会とか、そちらの問題になってきますので、委員会としては、その体育協会を指定するための話については審議しております。

以上です。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君） 委員長の方にお尋ねいたしますが、公の施設の指定管理者の指定の手續きに関する条例の第7条の規定を適用した申請については、これは第4条の書類の申請、それから、第5条を総合的に照らし合わせながら判断しなければいけないということになってます。

第4条を見ても、書類申請の中に、管理を行う公の施設の事業計画書及び収支計画書、それから、定款もしくは寄附行為の写し及び登記事項証明書、またはこれに準ずるもの。それから、当該法人等の経営状況及び運営状況を説明する書類、それから、第3号に掲げるもののほかの市長等が必要なものとして別に定める書類というふうな書類の提出が前提になります。

そこで、体育協会からの申請書を見てもみましたときに、私、収支計画書は、先ほど委員長が報告されましたように、20年から24年度までの5年間の収支の予算案計画が掲載をされて、それで審理をされたというふうに受けました。

ただ、どこを見ても事業計画書がなかったんですね、その申請書に。ですので、公の施設の管理をどういった形で運営するのか。その事業計画書が添付をされてない部分が本当にそういった運営の事業計画がない、そういった書類の中で選定の審査ができたかどうか。ちょっと疑問に思うところであります。そういった事業計画書については、どのように判断をさ

れたんでしょうか。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 事業計画に関しましての質問ですけど、まず、体育協会の方からその申請書というのは、提出されております。これは、その中で事業に関しては、今後先ほど報告しました1,480万、これを落すわけにはいかないということで、いろんなスポーツの、スポーツ関係の大会を開く。そういうことで予算をしていくということで計画はされております。

事業計画につきましても、その予算を落さないように、今のままでも落ちていきますので、それを落さないように計画をしていきたいということで、それをまた市としても、それを監視また指導していきたいというような委員会の中では話になっております。

以上です。（「5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 私が聞いたのは、申請書の書類の提出の中にそういった計画書を添付しなければならないと、条例にうたってあるわけなんですね。委員会の中でそういった答弁を受けて、そういった説明を受けたというふうな話であります。そういった条項をこういった形で事業計画を立てて運営していきますと、そういった書類が添付されて初めて事業計画書が出てくると思います。そういった事業計画書がないのに、そういった執行部の答弁等を受けて、それを受けた。それには書類そのものの、書類そのものがきちんとした書類の添付になっていないということであれば、審議の前にそれを選定委員会にきちんとした申請書を出させる。そういったところまで議論をし合って審議をしなければいけないんじゃないでしょうか。書類があるのかどうかと私は聞きたいところでありまして、審議の過程、経過の中で、討論の中で、審議の中でそういった執行部の意見があっても、それをきちんと条例として申請計画書とうたってあるわけですから、それが添付されて初めて正しい申請書の提出になると思っています。その点について、その申請書そのものについて、どう判断されたのか、審査はどうかとちゅうことです。改めてお聞きします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 事業計画とか、そういうのは、選定委員会の方に体育協会とのヒアリング、また提出書類の中で選定委員会の方で判断をされてきているということを説明を受けて、選定委員会の中には触れておりません。選定委員会の方には、出てるかどうかわかりません。審議としては、選定委員会の意向を受けてしております。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで議第108号については、討論の要求がありますので、ただいまから討論を行います。5番議員の発言を許可いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。議第108号公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

議第108号公の施設の指定管理者の指定については、人吉市体育協会に平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間にわたって11の体育施設について指定管理を指定するものでありますが、9月議会、そして今議会にわたり一般質問を行いながら、疑問点等に対して執行部の考え方を追求してまいりました。

しかし、執行部の答弁は、理解に苦しむ答弁であり、納得できる答弁は得られていないと私は思っております。

立山議員の質問に、田中市長は、要件を満たしているのかどうか集中審議を今後行う、透明性の高いものに仕上げ、市民の納得いくあるべき方向性をさぐっていかねばならない、外部団体の市職OBの登用にも目配りが必要である、今回の指定管理者の導入につき危惧していることは、法人格を有していないこと、経営は、法人格を有しているものが行うのが鉄則であり、この鉄則が外れた中での任意団体の選定については、さまざまな問題が発生すると思う、法人格の取得を速やかにお願いをしていきたい、民間の経営者が見ても納得する経営計画の整備も必要、組織経営、経営組織、人選、給与体系等、経営計画の中に附帯すべきであり、安全管理システムの構築が必要である、笹山議員の質問にあった契約期間の妥当性も見直していく必要がある、今後、管理運営を含めた市の関与のあり方についても、明確に策定しなければならないと答弁をされました。

市長の答弁から判断しますと、今回の体育協会の指定管理者の指定は、まだまだ審議の過程の中にある、審議の途中であるということになります。要件を満たしているか、今後集中審議を行うということ、また法人格を有していることが鉄則であること、納得のいく経営計画の整備が必要であること、安全管理システムの構築が重要であること、契約期間の妥当性を見直していく必要があることといった問題は、当然、教育委員会として指定管理者を導入する前提として十分な検討をしなければならない問題であり、選定委員会としても、このことを踏まえて審議をしなければならない問題であります。

しかし、これらの問題につきましては、市長の意向を全く無視をして、執行部により一方的に審議が進められてきたと言わざるを得ません。市長の考えと全く異なった議案が提案されているというものであり、市長みずから取り下げて、改めて十分な審議を行い、提案される議案ではないかと私は判断いたします。

指定管理者の指定の手続きに関する条例第7条の適用については、一般質問の中で明らかになったように適合していないと判断いたします。

その理由は、第7条を適用する場合には、同条例の第4条各号の定める書類の提出、それと、第5条各号に定める基準により総合的に判断することになりますが、体育協会が提出し

た申請書には、すべての書類がそろっているとは言えません。

管理を行う公の施設の事業計画書及び収支計画書については、収支計画書はありますが、事業計画書については平成18年度の事業報告と平成19年度の事業計画書が添付されているだけであって、この事業計画書に見ても11の施設をどのように管理していくのかは明記されておりませんし、施設の事業計画書そのものの添付がないと言わざるを得ません。

収支計画書についても、平成18年度の11施設の収支実績に基づいて、そのまま計上されているだけであり、体育協会として効果がどのようにあらわれるのか、その効果の判断もできる材料がありません。

体育協会の規約を見ましても、規約上、施設の管理運営をできるような条項はどこにも見当たらず、規約改正の書類も添付をされておりません。体育協会の18年度決算報告及び19年度予算書から当協会の経営状況及び運営状況の判断もすることはできません。

このように、多くの書類の不備があるものを第7条の適格者として審査ができるのでしょうか。選定委員会は、何を基準に審査をしてきたのか全く理解できないところであります。

選定委員会は、都合7回の会議を開催し、体育協会を選定をいたしました。11月16日付の審議結果の通知書におきまして、6項目の要望事項を出されております。

当委員会では、全7回にわたり、慎重審議を重ねた結果、今後の人吉市体育協会との協定締結事務手続に資するため、次の事項について要望します。

1、経費の節減及び業務の効率化を継続的に提供ができる体制、2、運営に関しノウハウを持った人材を確保し、市民の利便性を考慮した運営をされること、3、現場責任者及び有資格者を適切に配置し、指揮系統や責任権限が明確な組織体制、4、経理帳簿、台帳等を整備し、情報公開や監査請求に適切な対応ができる明瞭性ある経理、5、業務報告や事業報告を適切に作成し、みずから評価し、改善に積極的に取り組む体制、6、全国の類似施設や関連業務を研究分析し、優秀事例は積極的に取り入れるなど、市民が利用しやすい体育施設となるよう要望します。

以上の6項目であります。この6項目の要望事項は、選定委員会の審議の過程において、当然、このような項目をきちんとできる体制が整っているのかどうか、それを審議をするべきものであって、選定が終わってから、このような要望をするものではないと考えます。

管理運営を行うことが、できる体制の前提条件になるものでありますから、この項目を十分に審議を行って、そして、選定の結論を出すべきであります。

以上のようなことを踏まえると、市長の意に沿わないところでの議案の提案である。教育委員会は、体育協会を前提とした指定管理の導入であり、条例第7条の規定の適用を誤った判断で進めてきたこと、選定委員会の審査では、その教育委員会の方針にのっとっての審査であり、審査の過程においても十分な審査は行われてきていないと判断せざるを得ないものであり、体育協会そのものが体育施設の管理運営を行った経験がなく、何のノウハウも示さ

れない中で管理運営を行うだけの体制、体力も持ち合わせていないと言えます。

以上のようなことから、今回の体育施設の体育協会への指定管理の指定については、まだまだ疑問点が非常に多く理解できない。また、審議が不十分であり、市民が納得する十分な審議が今後も必要である。そういったことを申し上げ、議第108号公の施設の指定管理者の指定については反対をするものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（大王英二君） 以上で、議第108号についての討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は、分割して行い、議第107号及び議第108号の2件については、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第107号及び議第108号を除く議第98号から議第120号までの9件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第98号、議第99号、議第100号、議第101号、議第102号、議第103号、議第104号、議第105号、議第120号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第107号をお諮りいたします。議第107号について、総務文教委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第107号は原案可決確定いたしました。

次に、議第108号をお諮りいたします。議第108号について、総務文教委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第108号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時6分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第12 議第106号

○議長（大王英二君） 次に、日程第12、議第106号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程12、議第106号について、審査の結果を御報告いたします。

議第106号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、平成18年医療制度改革関連法の平成20年4月1日施行に関し、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が公布され、国民健康保険税の特別徴収が実施されることに伴い改正するもので、年金を受給される65歳から75歳未満の方を対象に、これまでの納付書による普通徴収法から一定の要件に該当される方について、介護保険制度と同様に年金からの天引きとなる特別徴収法が適用されるものです。

審査の過程において、委員から、どういう理由で特別徴収法が導入されることになったのか、また、今回の改正により特別徴収に該当予定の方は市内でどのくらいかとの質疑があり、執行部からは、特別徴収法が導入されることになった背景として、厚生労働省の通知によると、被保険者の利便性の確保や市町村の徴収事務の効率化などが目的とされており、納期内に納付しない世帯にかかわる事務負担の軽減や事務コストの低減などの効果を見込むもの、また、平成20年度から後期高齢者や前期高齢者の保険料が年金から天引きされることになっており、このような仕組みが機能するためには、国民年金の受給権の確保が必要であり、国保と国民年金の連携を強化していくことが重要であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠であるとの説明があり、また、該当予定の方は、若干の増減はあるが、1,125件との答弁がありました。

審査の結果、全会一致で、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで本件については、討論の要求がっておりますので、ただいまから討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第106号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この議案は、国民健康保険法施行令などの一部を改正する政令等が公布されたことに伴うもので、65歳以上75歳未満の方が公的年金の年額18万円以上などの条件に合えば、国民健康保険税を公的年金から天引きするというものです。

年額18万円は、1月当たり1万5,000円となりますが、このようなわずかな年金からも天引きしようというものです。

今、高齢者の生活は、本当に大変になっています。この間、高齢者には、老年者控除や定率減税が廃止され、住民税が3倍、4倍となり、それに伴って国保税、介護保険料と負担増には著しいものがあります。

年金は、生活費として充てるのに精いっぱい、国保税を払いたくても払えない方もおられることと思います。そのような方の国保税が年金から天引きされてしまえば、生活費に充てるべき分がなくなってしまう。まさにきょう食べる分の食費さえないという状況も生まれてしまうのではないのでしょうか。これでは、市民の健康を守るための国民健康保険制度が市民の命さえ脅かす制度となってしまいます。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君） 以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。議第106号について、厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第106号は原案可決確定をいたしました。

=====

日程第13 議第109号から日程第16 議第112号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第13、議第109号から日程第16、議第112号までの4件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 経済建設委員会に付託をされました日程第13、議第109号から日程第16、議第112号までの訴えの提起についての4件の審査経過と結果について報告をいたします。

これらの議案は、いずれも市営住宅の入居者が長期間家賃を滞納し、担当者による毎月の督促のほか、通告、訪問、呼び出しなどの手段を尽くしても誠意がなく、分納の約束などもほごにする悪質な滞納者に対して滞納家賃の支払いと住宅の明け渡しを請求して提訴するために議会の議決を求めるものであります。

審査の中では、各議案ごとに入居者の職業、年齢、滞納月数、滞納額、保証人との関係や特殊事情などの説明を受け審査をいたしました。

近年、このような悪質と見られる滞納者が後を絶たず、平成15年度から19年9月までで訴えの提起による議決した件数は69件に至っています。今回分まで含めると73件となり、担当者の苦労や努力もなかなか滞納の解消につながらない現状にあります。

一方、入居を募集している17団地で、入居を希望しているが入居できない待機者が103名もいる現状であります。議決後の対応としては、住居使用許可の取り消しを行い、期限を定

めて自主的な退去を促し、期限が過ぎても動きがない場合に、顧問弁護士に提訴を依頼することになります。

委員会は、全会一致で、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第109号から議第112号までの4件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第109号、議第110号、議第111号、議第112号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第17 議第90号及び日程第18 議第113号

○議長（大王英二君） 次に、日程第17、議第90号及び日程第18、議第113号の2件を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） 日程第17、議第90号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）及び日程第18、議第113号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教委員会に付託をされました総務部・企画部及び教育部関係につきまして審査の結果を御報告いたします。

まず、議第90号についてですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,340万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,730万円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金1億1,792万2,000円の増額、これは、生活保護費の最終見込みに伴う生活保護費負担金のほか、林業用機械購入に対する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金などの増。15款県支出金3,948万6,000円の増額は、軽度障害児保育事業に対します特別保育事業等補助金のほか、学童保育運営に対する放課後児童健全育成事業費補助金などの増。18款繰入金609万9,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計から18年精算に伴う繰入金の増。20款諸収入1,889万9,000円の増額は、人吉球磨広域行政組合から一般廃棄物処理施設建設事業などの精算に伴う還付金などの増。21款市債1,900万円の減額は、弓道場建設事業にかかわる事業費の確定に伴う減などが主なものでございます。

歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費のうち1目一般管理費、18節の備品購入費140万8,000円の増額は、西校区防犯パトロール隊夜間ベスト購入経費及び複写機の買い

かえ経費の増。3目文書広報費240万円の増額は、後納郵便料の増。4項選挙費、5目参議院議員選挙費1,678万円の減額は、経費の確定に伴う減。9款消防費、1項、3目消防施設費59万9,000円の増額は、木地屋、矢岳、大塚地区に設置しております衛星携帯電話機外部アンテナ購入経費の増。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費155万7,000円の増額は、大畑小学校の特別支援学級教室改修工事の増。3項中学校費、2目教育振興費134万6,000円の増額は、人吉市小中学校教育振興会補助金の増。6項保健体育費、1項保健体育総務費80万2,000円の増額は、ひとよし春風マラソン大会実行委員会及び九州実業団9人制バレーボール大会補助金等の増。2目体育施設費259万4,000円の減額は、弓道場建設工事費の入札残に伴う減額などが主なものでございます。

そのほか、各款項目中の一般職給、期末勤勉手当、共済組合負担金などの増減は9月の人事異動などによるもので、報告は割愛いたします。

次に、第2条、債務負担行為の補正は、体育施設指定管理料が主なものでございまして、期間を平成19年度から平成24年度までとし、その限度額を3億1,250万円と設定するものでございます。

次に、第3条、地方債の補正は、弓道場建設事業債及び地域再生事業債の限度額の変更で、事業費の確定によるものでございます。

委員から、衛星携帯電話機の現状と外部アンテナの形状はとの質問に対し、屋内使用の際、電波の受信状況が悪いことから、NTTと協議調査の上、屋外・屋内設置用外部アンテナの設置を行う。形状は、ノート型パソコン程度の大きさである。また、農地・水・環境保全向上対策事業費補助金の対象地区の面積はとの質問に、田代、大畑麓、上戸越、上原田の4地区で、合計面積239.01ヘクタールとなる。

そのほかALT（外国語指導助手）の入居住宅家賃の減の理由と、それに伴い報酬額の変更はあったのかとの質問に、これまでの4万円を限度としての支給を市職員の住居手当基準にあわせたものであり、それに伴っての報酬額の変更はなされていない。また、「ひとよし春風マラソン」への名称変更は、どこで決定されたのかとの質問に、人吉温泉マラソン大会実行委員会に変更決定がなされたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

次に、議第113号についてですが、先ほど条例改正の報告を行いましたとおり、人事院勧告により、給料月額及び扶養手当並びに勤勉手当を増額するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第17、議第90号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）及び日程第18、議第113号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）の2件について、厚生委員会に付託されました2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第90号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）の総務費のうち、戸籍住民基本台帳費につきましては、48万5,000円を増額するもので、内容は職員手当等の人件費を増額するものでございます。

民生費につきましては、2億8,419万1,000円を増額するもので、主なものは、国民健康保険事業などの特別会計繰出金に5,882万3,000円、心身障害者福祉費の扶助費に2,134万円、放課後児童健全育成事業補助金、次世代育成支援対策補助金などの児童福祉総務費補助金に8,022万6,000円、生活保護費の扶助費に9,944万7,000円の増額が主なものでございます。

生活保護費の扶助費9,944万7,000円の内訳は、4月から10月までの支出実績が前年同期と比較して増加傾向にあり、今後の見込みもふえるとの予測から5,909万3,000円を追加し、あわせて医療扶助費のうち支払基金に支払う年度最終月分の医療費を年度を繰り越して支払う形態から、他市に足並みをそろえ年度内に支払うよう変更するための4,035万4,000円を計上しているとの説明がありました。

衛生費につきましては、273万6,000円を増額するもので、内容は、保健衛生総務費の健康管理システム改修業務委託料105万円、保健センター費の備品購入費126万9,000円の増額が主なものでございます。

審査の過程において委員から、心身障害者福祉費の遊具等備品購入は、どのようなもので、保健センターのどこに配置されるのかとの質疑があり、執行部からは、遊具類は、全部で15種類あり、乳幼児健診等で発達障害を早期に発見し、いろいろな遊びや経験をすることによって発達を促していくために使用するもので、基本的には保健センター別館の2階での使用、収納を予定しているが、詳細については現在検討しているとの答弁がありました。

ほかに、母子福祉費の推移、放課後児童健全育成事業費補助金の内訳などについて質疑がありました。

次に、議第113号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）は、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じ、人吉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものです。

審査の結果、いずれも全会一致で、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 日程第17、議第90号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第3号）の中で、経済建設委員会に付託された6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費についての審査の結果を報告いたします。

まず、審査の方法について報告をいたしますが、委員会冒頭に永山副委員長から発言があり、当委員会で審査する6款、1項、4目、19節の補助金と6款、2項、2目、19節の補助金は、自分に関係があるので、その費目の審査の際は退席したいとの申し出がありましたので、委員会としては委員会規則第16条の条文等を勘案して、永山副委員長に関係がある2費目の審査を最後に回して審査を進め、残した2費目の審査は、永山副委員長退席の中で進めました。

まず、6款農林水産業費は、1,408万4,000円を追加補正するものでありますが、農業総務費で農業担い手対策補助金に55万円、その内訳は、新規就農者2人分の40万円、家族協定締結農家2件分の10万円、農業後継者の結婚祝い金1件分5万円であります。

次に、7款商工費は、364万円の追加補正ですが、その中で商工総務費から梢山工業団地造成事業特別会計への繰出金322万3,000円が主なものであります。

残しておきました4目畜産業費、19節補助金180万円は、畜産環境保全緊急対策事業補助金でありまして、事業費の半分を市が定められた補助金実施要綱に基づいて補助するものであります。

また、2目林業費、19節補助金990万円は、農山漁村活性化プロジェクト支援事業補助金であります。事業者負担が55%、残りの45%を国が補助するものであります。今回は、11林業事業体で組織する球磨川流域林業事業協同組合で活性化計画をつくっての申請に対して補助されるものであります。この2費目については、審査の過程でかなりの質疑、討論を行ったところであります。

次に、7款商工費は、364万5,000円の追加補正ですが、その中で商工総務費から梢山工業団地造成事業特別会計の繰出金322万3,000円が主なものであります。

次に、8款土木費は、1,746万9,000円の追加補正ですが、内訳は、道路橋梁費に972万8,000円、主なものは道路維持補修費700万円、一般廃棄物処理施設周辺整備事業として祇園堂栗林線道路改良工事に128万9,000円、道路台帳更新業務委託料に331万8,000円などがあります。

また、都市計画費に499万8,000円の補正であります。内訳として中川原公園電気設備工事費に117万1,000円、また、新しくかけかえられました大橋の両端にある4本の親柱に設置する陶板製作取付業務委託料420万円が計上されています。これは、犬童球溪の「旅愁」の歌詞、上村占魚の球磨川下りの句、与謝野晶子の歌、種田山頭火の俳句を焼きつけた陶板を親柱4本にそれぞれはめ込み、句碑的な親柱にしようとするものであります。

審査の中で、大橋のかけかえに関係して、旧大橋に使われていた石材の利用の仕方や中川

原公園に立ち入る歩行者の安全やキャンパー車の乗り入れなどについての意見が希望が出されました。

委員会は、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

90号が終わりましたんで安心して降壇してしまいましたが、大変失礼をいたしました。

続きまして、日程第18、議第113号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第4号）の中で、経済建設委員会に付託された6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費についての審査の結果を報告いたします。

6款農林水産業費に108万7,000円、7款商工費に63万8,000円、8款土木費に189万6,000円が、それぞれ追加補正となっておりますが、これらは、いずれも人事院勧告に基づいて実施される若い人たち中心の賃金改定によるものでありまして、給料、職員手当、共済費等の増額によるものであります。

委員会としては、全員異議なく、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの各委員長報告に対して質疑はありませんか。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君） 議第90号にかかわりまして、経済建設委員長の方に1点お伺いしたいと思いますが、先ほど農林水産業費にかかわりまして二つの補助金が永山副委員長の方にしかかわるので退席されたとの説明があったんですけど、この二つの補助金、議員みずからがつくった政治倫理条例に照らし合わせまして委員会でどのように整理されたかをお伺いしたいと思います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、質問がありました議案と人吉市政治倫理条例との絡みの問題についてであります。かなり議論をいたしたところでありますが、御承知のように、人吉市政治倫理条例というのは、平成10年12月にたしか制定をされたというふうに考えております。

そこで、一番、議論の焦点になりましたのは、その第3条ですね。政治倫理基準というものであります。ちょっとその文を読み上げてみますと、「市長及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。1、市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。2、政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。3、その地位、肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品、その他のいかなる自己の利益を求め、又は收受しないこと。」ここらあたりの条文に関して、かなりいろんな意見が出たわけですが、特に、議論の

前提といたしまして、例えば、総務部のこの条文に対する見解とか、県選管の見解とか、あるいは、顧問弁護士の見解も聞きたかったですけれども、それができませんでしたので、そちらの方の顧問弁護士の見解を聞くことはできませんでした。

ただ、県選管の見解といたしましては、この読み上げました第2項、「政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、」ということでありますから、寄附などに対してどうなのかということでも議論をしたわけでありますが、県選管の見解としましても、寄附には該当はしません。「など」をどうするかについては、これは人吉市が自主的につくられた条例でありますから、人吉市の中で判断をしてくださいというのが県の選管の見解でございました。

それから、市の総務課の方の見解も、そのようにやはり寄附そのものは問題ないけれども、「など」の中に含まれるかどうかということについて見解があったわけであります。

そこで、「など」について、かなりまた賛否両論がございました。「など」の中に、その補助金というのが含まれるのかどうかということでもあります。本来ならば、「など」と言った場合には、その次に細則かなんかを設けて、「など」という中身について一定の定義があればいいんですけれども、この倫理条例の場合には「など」を説明する定義がされておきませんので、ひとつのやっぱりそれぞれの議論の中で判定をせざるを得ないという立場になったわけであります。

そこで、いろんな例えば、副委員長自身の名前ではなくて、家族の人たちの名前に変えてはどうかと。その他いろいろな意見が出てまいりました。最終的に、「など」の中に補助金が含まれるか、含まれないかについては、定義がないという状況の中ではケース・バイ・ケースとして判断せざるを得ないと。

じゃ、今回の場合に、ケース・バイ・ケースとしてどう判断をするのかということになりましたけれども、今回の補助金が国の法律、それに基づく人吉市の補助金規程、補助要項、そういったものに基づいて補助をされておりますし、さらには、副委員長だけじゃなくて、人吉市の場合に、今までこの種の補助金が10人ほど、10件ほど補助をされております。永山副委員長の場合が、11件目ということになります。

そこから考えますと、やはり議員活動の中で永山議員の議員活動という政治活動の中で関連をして出てきた補助金ではなくて、一般的な補助金、つまり農業者としての補助金だという判定をいたしまして、ここについては、今回の場合には、このケースの場合には抵触をしないだろうというふうに判断をいたしました。

それから、3項の「地位、肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他」というのがありますが、これは、永山副委員長が議員でなくても、なくても当然補助される補助金だというふうに判定をいたしますので、やはり地位の利用があつての対象補助金ではないというふうに判断をしたところであります。

大体、以上であります。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君） 私も同じようなことをちょっと経済建設委員長に質問したいなと思ってたんですが、ただ私が非常にこの政治倫理条例をちょっと見て照らし合わせたときに、この政治倫理条例が基本的には議員提案で提案をされてつくってあるということ。それから、この目的、第1条の目的を見たときに、目的を照らし合わせて見たときに、結局みずからが厳しい倫理意識、それから、高潔な品位に基づいて行動しなければならない。そして、市民に対する信任にこたえなければいけない。また、正常で民主的な市政の発展に寄与しなければならない。そういった形で、非常にかなり議員に対して、もしくは市長に対して厳しい制約を課せると、そういった部分があると思ってます。

ですのでそういったことを判断したときに、やはり市民に疑念を抱かせるような行動をとっていいのかどうか。そういった部分が非常に気になるところでありますし、例えば、第4条を見てみましたときに、請負契約等については、市の方の請負契約については辞退をするように努めなければならない。企業の場合には、そういった市が発注する請負契約等については辞退をしなければならないというふうな、こういったかなり厳しい規約、規定まで課されてあります。

そういった中で、企業については、こういったかなり厳しい規約を課せながら、個人であれば、こういった第3条に照らして、そういった部分は、そんなに今回のケースについては該当をしないというふうな判断をされたようではありますが、ただ、そういったケースというのが今後も出てくる可能性もあります。そういったところでですね、その辺をこういった……

○議長（大王英二君） 5番議員、質疑でございますので、委員長報告に対しての質疑でございますので、意見の場じゃありませんので……（「はい」と呼ぶ者あり）そのあたりは整理をしてください。

○5番（笹山欣悟君） はい、整理します。そういったことで、そういった第4条等の絡みの中で、そういった判断をされたのか、1点改めてお聞きしたいと思いますし、あと、議選の監査委員の方には、こういった政治倫理条例等の関係で監査委員としてはこういった考えをお持ちなのか、お尋ねします。

○14番（立山勝徳君） 笹山議員の方からですね、4条との絡みについても言及をされたんですが、4条の場合には、これは請負契約ということで、一つの限定をされた条項でございますので、この補助金の関係では、そういった契約というのは出てまいりませんし、そこは、やはり直接抵触はなかろうという判断でありましたが、ただ、言われましたようにですね、この人吉市政治倫理条例は、平成10年に議員立法として、議員みずからがやはり自分たちの

政治活動のモラルをみずから縛っていかうと、そういう立場でつくった条例でございますので、最終的には一人一人のやっぱりモラルの問題に返ってくるというような議論などもですね、かなりいたしたところであります。

直接、条文に抵触をすることについてはないと判断をいたしましたけれども、市民の立場から見てそれがどう見えるか、そして、市民がどう判断するのであろうかということについてはもう、それはその人その人の、自身のですね、一人一人の責任の問題であって、委員会としてそこまで個人のモラル的な意識まで踏み込んでどうのこうのと言うのはやっぱりできないだろうと、あとは、市民がどう見てくれるのかということについてはですね、一人一人の市民の思いも見解もあるだろうから、それには、やはり申請者としての責任と覚悟というのはなければならないだろうと、そういったですね、議論も展開をしたところであります。

以上です。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）（「議長」と呼ぶ者あり）

17番。委員長報告に対しての質疑でございますので、同じ委員会でございますので、その点は……

○17番（山下幸一君） 私も属しておりますので、経済建設委員会に属しております。いろいろ議論をやりました。そういった中でですね、やはりこういう問題が、やはり議員立法で決めたやつですので、議員で決めた条例でございますので、今後、笹山議員が申し上げましたとおりですね、出てきてどういうふうに持っていったらいいかということが、我々も正直言いまして、委員会の中でも、いいだろうちゅうなことに決まったわけですので……

○議長（大王英二君） 17番議員、委員長に対しての質疑でございますので……

○17番（山下幸一君） だから、だからですね、この問題についてですね、やはりこれからも出てくるなと思いますので、こういう問題を見てもみますと、道義的というものが出てまいりますので、こういう問題をですね、議会の監査委員さんですね、そこあたりの御所見を私はお聞きしたいと思うんですが、そりゃ、できませんか、そこあたりは。

○議長（大王英二君） できません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）あくまでも、委員長報告に対しての質疑でございますし、別の場でそういった議論があるのであれば、監査委員等々の意見は別の場で設けていただくようお願いいたします。

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので採決をいたします。採決は分割して行います。

議第90号は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第90号について各委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第90号は原案可決確定いたしました。

次に、議第113号をお諮りいたします。議第113号について各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第113号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第19 議第91号及び日程第20 議第114号

○議長（大王英二君） 次に、日程第19、議第91号及び日程第20、議第114号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） 日程第19、議第91号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）及び日程第20、議第114号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第3号）につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第91号についてですが、人事異動に伴う職員手当の増額により、歳出の総務費と予備費の組み替えを行うもので、歳入歳出予算総額の変更は伴わないものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第114号についてですが、人事院勧告により、給料月額及び扶養手当、並びに勤勉手当を増額するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。議第91号及び議第114号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第91号、議第114号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時9分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第21 議第92号から日程第30 議第119号まで

○議長（大王英二君） 日程第21、議第92号から日程第30、議第119号までの10件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第21、議第92号から日程第30、議第119号までの10件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第92号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ6,318万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億9,047万3,000円とするものでございます。

内容は、歳入においては、国民健康保険税2億4,109万3,000円の減額、国庫支出金に1億3,092万3,000円の増額、一般会計繰入金に4,698万4,000円の増額、歳出においては、一般被保険者療養給付費に1億1,027万1,000円の増額、予備費に1億9,426万5,000円の減額となっております。

審査の過程において、委員から、国保基盤安定繰入金保険税軽減分の算定方法はとの質疑に対し、国保税の軽減分、7割、5割、2割の軽減をとっているが、その全額に補助がある。国と県から4分の3が補助金として入ってくるが、それが、一般会計の社会福祉総務費に入り、市の持ち出し分の4分の1を加えたところで特別会計に繰り入れているとの説明がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第93号平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ7,518万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,994万7,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の補正と各介護サービス費に要する保険給付費を年度前半の実績を踏まえ補正するものでございます。

審査の過程において、委員から、居宅介護サービス給付費の3,634万9,000円の増額について、要介護度のどのランクの利用が多くなっているのかとの質疑があり、介護認定者総数を昨年とことしで比較すると、3.1%の増となっており、要介護度の1の方は減っているが、要介護度の2から5の方はふえている。要介護認定率は、昨年4月現在で16.9%、ことしは16.6%とほぼ横ばいとなっているとの答弁があり、委員からは、要介護認定率が下がる方向で今後努力してほしいとの要望がありました。

また、委員から、要介護度1の方が減ったのは、2に上がったのか、それとも、運動や入浴などの支援事業の成果により要支援の方になったのかとの質疑があり、執行部からは、昨年から筋トレなど導入し、保健センターを中心に盛んに活動されているが、1年目でどれだ

け成果が上がったかという分析は難しいものがあるとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第94号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ6万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,047万5,000円とするものでございます。内容は、人事異動等に伴う人件費の補正が主なものでございます。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第95号平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出におきましては、水道事業費の支出予定額を63万5,000円増額するもので、内容は、量水器交換委託料の増額でございます。これは、これまで使用中のメーターだけを検針していたものを無断使用や不正使用防止の観点から、今年度から全戸検針を実施しており、満期の来た量水器は自動的に交換していくため、例年よりも量水器交換の件数を多く見込み、増額するものとの説明がありました。また、資本的収入及び支出におきましては、資本的支出の支出予定額を560万円増額するもので、内容は、茂ヶ野水源地保護地購入費で、今回購入予定の用地は4筆、地権者は3人、購入面積は1万8,664平米となっております。

審査の過程において、委員から、茂ヶ野水源地保護地購入の今後の計画について質疑があり、執行部から、平成20年度は9筆で1万8,100平米、21年度は7筆で9,456平米、22年度以降が3万3,332平米、保護地としての総取得予定地は7万9,552平米で、現在の市有地とあわせると10万1,695平米となる。22年度以降については、中期財政計画を見直しながら、経営に負担がかからないように計画的に購入していくとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第96号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ7億8,085万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,021万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、地方債の補正7億7,840万円の計上で、この公的資金補償金免除繰上償還借換債は、公債費負担の軽減対策として、徹底した人件費の削減等を内容とする財政健全化計画、または、公営事業計画健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成19年度から3年間で補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担分を軽減する措置を講じることとされたことにより、19年度においては、7%以上の高金利に地方債を繰り上げし借りかえを行うものでございます。平成20年度には金利6%台、平成21年度には5%台の地方債の繰上償還が予定されております。また、繰上償還することにより、平成19年度では約1億円、3年間の合計では約3億4,600万円の金利の負担軽減になるというものです。また、補償金免除繰上償還の条件として、公営企業経営健全化計画書を策定し、補償金免除額である2億5,854万6,000円以上の経営改善策を示すことになっており、その計画書案についての説明がありました。計画書案は、平成19年度から平成23年度ま

での5カ年計画となっており、水洗化率及び収納率の向上、職員定数の削減、平成21年度の使用料改定などが予定されており、国の承認後は市民に公表することになっております。

審査の過程において、委員から、この繰上償還の予算を認めることは、平成21年度の使用料値上げも認めることになるのではないかと、市民に公表すると、料金改定は確定することになってしまうのではないかとこの質疑に対し、執行部から、料金改定は、国の指導により、市の集中改革プランに基づいて計画書案の中に入れたもので、あくまでも予定であり、他の経営改善努力により改善額を達成することができれば、料金改定する必要はないと思っている。使用料改定は、下水道審議会で審議されることであり、決定ということではない。公表する場合、使用料改定は、下水道審議会の答申と議会の議決が必要であるということ付記して公表したいとの説明がありました。

また、委員から、この計画が実行されなかった場合はどうなるのかとの質疑に対し、執行部から、毎年ヒアリングを行い、不当に実施されないと認められたときには、繰上償還を中止、延期、または、繰上償還額を調整減額することがあるという特例がついているので、もし実施されない場合は、県を通じて指導があり、不当な事由であれば中止があると考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、公共料金の値上げも含まれるこのような計画書は、本来であれば、議員全員に説明し理解を得るべきものであり、予算審議に付随して説明されるべきものではない。なぜ、全員協議会で説明がなかったのか、いきなりこういった形で提案されても認めることはできない。また、収納率向上についても計画に上がっているが、努力するというだけでなく、具体的な説明が欲しいなど、議案提案のあり方について疑問の声が相次いだことから、審査を保留し、異例のことではありましたが、議員全員で協議すべき事案であると判断し、全員協議会の開催をお願いしたところでございます。

委員会としましては、全員協議会での意見を踏まえながら、審査を再開いたしました。その中で委員から、今回予算計上された公的資金補償金免除繰上償還借換債は、3年間で合計3億4,600万ほどの金利が軽減できるものであり、ひいては、市民の負担軽減につながるものなので、そういった部分では理解でき認めなければならない。下水道使用料値上げについては、料金改定以外の部分で経営改善の努力をしていただくということであれば、今回の議案とは切り離し、議案は議案として認めていいのではないかと、この計画書案については、引き続き内容を精査しながら十分な経営努力をお願いしたいなどの意見が出されました。

審査の結果、委員会としましては、今回執行部の不手際により、議案審査に混乱を招いたことから執行部に対して、次の3点を要望しました。

1点目は、公共下水道事業の5カ年計画となる公営企業経営健全化計画書案が、関係予算の付託議案審査の中で初めて説明されたが、このような計画書については、所管の委員会だけでなく、あらかじめ全員協議会で説明し、議員全員の理解を得る必要があるため、今後こ

のような案件についてはきちんと手順を踏み、議会への説明を怠ることのないよう十分注意していただきたい。

2点目は、このような計画書策定を進めるに当たっては、所管の担当部署は、関係機関と十分連絡調整を行いながら進めていただきたい。

3点目は、この計画書については、国及び県への報告だけでなく、厚生委員会の方にも単年度ごとに報告していただき、料金改定にならないような経営努力をお願いしたい。

以上の3点について強く要望をし、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第115号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第116号平成19年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第117号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、議第118号平成19年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第119号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じ、人吉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴うもので、審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

失礼しました。今、最初にですね、議第92号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ6,318万6,000円を「追加」と言ったんですが、「減額」に訂正させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

じゃ、終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。議第92号から議第119号までの10件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第92号、議第93号、議第94号、議第95号、議第96号、議第115号、議第116号、議第117号、議第118号、議第119号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第31 議第97号

○議長（大王英二君） 次に、日程第31、議第97号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 日程第31、議第97号平成19年度梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果を報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ322万3,000円を追加し、総額を943万3,000円とするものでありますが、これは、梢山工業団地内にある調整池ののり面に崩壊が発生したため、これを修復するための工事費であります。全会一致で認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。議第97号について経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第97号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第32 諮第3号

○議長（大王英二君） 次に、日程第32、諮第3号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第3号は推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第3号は推薦することに決しました。

=====

日程第33 陳第5号

○議長（大王英二君） 次に、日程第33、陳第5号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 日程第33、陳第5号「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」の提出を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

これは、悪質な商法による被害を助長していると言われる割賦販売法の抜本的な改正を求めるため意見書を提出してほしいとの趣旨で、熊本県青年司法書士会会長、今井一洋氏から、11月27日に提出されたものでありますが、委員会としては、住宅のリフォームを初め、寝具、呉服類、貴金属など、消費者の資金力を無視したたましととれる悪質な商法の犠牲者、特に高齢者の被害者が多く、大きな社会問題になっている現状にかんがみ、できるだけ早く割賦販売法の改正が必要であるとの判断から、全会一致で採択することに決しました。

後で意見書の提出をいたしますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 陳第5号について、経済建設委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第5号は採択することに決しました。

=====

日程第34 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第34、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、人吉球磨広域行政組合議会、平成19年第4回定例会の報告をいたします。

平成19年第4回人吉球磨広域行政組合議会12月定例会が、12月6日午前10時から、カルチャーパレス第2会議室において開会され、議席の指定、会期の決定が行われた後、人吉市選出の仲村勝治議員の辞職願の許可と、新たに永山芳宏議員の報告がありました。

次に、報告として、理事会代表理事により、汚泥再生処理センター談合事件に係る請負業者アタカ大機株式会社への損害賠償については、検察庁から弁護士を通じ裁判記録の謄写を入手し、現在、裁判を提起した場合の証拠となる実損害額の算定を行っている。最終的に勝訴にこぎつけることができるよう、今後も準備を進めてまいりたい。

また、汚泥再生処理センター整備計画書等作成業務委託入札に絡む競売入札妨害（偽計）によるてん補賠償請求の訴えの提起については、理事会では訴訟の提起を行う方針で意見の一致を見ているが、さらに、損害額の妥当性や民事上の監督責任、使用者責任等の所在を十分確かめ、裁判費用や見通しを見きわめた上で最終的な決定をする旨の報告がありました。

続いて、平成18年度人吉球磨広域行政組合歳入歳出決算の認定については、人吉市議笹山欣悟委員長から、慎重審議の結果、賛成多数により認定するとの結果の報告があり、賛成多数により認定することに決しました。

また、専決処分の承認は、水上葬祭場の駐車場敷地の購入に伴う公有財産購入費で、原案どおり可決され、続いて、平成19年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、平成19年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏等特別会計補正予算（第1号）、平成19年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の補正については、すべて原案どおり可決されております。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

=====

日程第35 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第35、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。
（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。

○2番（井上光浩君）（登壇） 日程第35、人吉下球磨消防組合定例議会の報告をいたします。

人吉下球磨消防定例議会は、平成19年11月30日午後3時より、1日限りの日程で開会されました。議第1号平成18年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入合計、予算現額8億9,923万4,000円、収入済額9億52万500円、予算現額に対する収入済額の比率は100.14%です。歳出合計、予算現額8億9,923万4,000円、支出済額8億9,043万5,639円です。執行率は99.02%、実質繰越額は1,008万4,861円です。

歳入の主なものとしましては、常備消防費分担金、構成市町村から成る分担金7億8,480万6,000円、庁舎起債償還分担金1,488万8,000円、救急特別交付税2,970万円、13年度、15年度、起債分特別分担金1,129万8,000円、退職手当特別負担金803万5,000円などです。

歳出の主なものとしましては、消防費8億5,070万9,288円、そのうち、一般職員給与3億9,225万4,900円、職員手当等3億396万3,384円、共済費1億849万4,348円。需用費1,866万4,006円などで、また、公債費としまして、3,386万4,552円などがあります。

議第2号は、人吉下球磨消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号は、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第4号は、人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第5号人吉下球磨消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、議第6号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第7号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第8号平成19年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について、これは、主に人事院勧告に伴い補正するもので、歳入歳出予算の総額に350万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,898万8,000円とするものです。

内訳としましては、歳入が6款繰入金のうち、財政調整基金繰入金350万円の増額、歳出が3款消防費、1日常備消防費、2節給料102万2,000円の増額、3節職員手当等の期末勤勉手当233万2,000円の増額、扶養手当184万3,000円の増額、児童手当129万円の増額、退職手当負担金264万3,000円の減額、4節共済費190万9,000円の増額、5款予備費225万3,000円を減額するものであります。

以上の議第1号から第8号の議案について慎重審議の上、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

=====

日程第36 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君） 次に、日程第36、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対して、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○総務文教委員会

(平成19年12月第6回定例会)

事件の番号	件名	理由
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民生活及び地域振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
陳第1号	一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第2号	「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第3号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第6号	認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第4号	「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時42分 休憩

午後1時51分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加いたします。

=====

追加日程 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（大王英二君） それでは、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長より指名をいたします。

選挙管理委員会委員に、高木正孝さん、横瀬三代子さん、熊谷明志さん、東統一郎さん、補充員に1番、坂本安人さん、2番、久保田睦雄さん、3番、蓑毛英一郎さん、4番、吉田幸男さんを指名します。

ただいま指名しました方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました委員4名、補充員4名の方々が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第1号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び意見第2号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の2件を日程に追加することに御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加いたします。

=====

追加日程 発議第1号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大王英二君） まず、発議第1号を議題とし、提出者の説明を求めます。（議長、11番）と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 発議第1号について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、現在ある総務文教委員会、厚生委員会及び経済建設委員会の3つの常任委員会に、新たに予算委員会を設置するものであります。予算委員会の所管する事項といたしましては、これまで総務文教委員会に付託し審議をいたしておりました一般会計予算の歳入に関する事項でございます。

また、予算委員会の構成につきましては、全議員が所属することといたしております。

よって、これまでの3つの常任委員会のいずれか1つに所属していることから、すべての議員が2つの常任委員会に所属することとなります。

以上が、人吉市議会委員会条例の一部改正案の概要でございます。

よって、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

平成19年12月20日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

本村令斗	立山勝徳
永山芳宏	福屋法晴
簗毛正勝	三倉美千子
下田代勝	松岡隼人
田中哲	井上光浩
松田茂	川野精一
仲村勝治	豊永貞夫
笹山欣悟	西信八郎
村上恵一	山下幸一
森口勝之	

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了します。

お諮りいたします。発議第1号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。発議第1号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

=====

追加日程 意見第2号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

○議長（大王英二君） 次に、意見第2号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 陳情案をですね、付託をされました所管の委員長という立場で、提出者を代表して提案をさせていただきたいと思っております。

意見第2号につきましては、案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第2号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）

現在、我が国では、高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、その結果、多額のクレジット債務によって自らの命を絶つ深刻なケースすら発生しています。

こうした被害が発生する要因として、クレジットが代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにもかかわらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられます。

よって、国におかれては、クレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、割賦販売法を抜本的に改正される

よう、下記事項について強く要望いたします。

記

1 クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。

2 クレジット事業者の不適正与信防止義務

契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとする。

3 過剰与信防止義務

クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認めるなど、同義務が実効性のあるものとする。

4 契約書型クレジットに関する規制強化

契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、かつ契約書面交付義務を明記すること。

5 指定商品（権利・役務）制及び割賦要件の廃止

原則として、指定商品（権利・役務）制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
経済産業大臣	甘利明様

意見第2号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則14条第1項の規定により提出します。

平成19年12月20日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

井上光浩 森口勝之

永 山 芳 宏	立 山 勝 徳
松 田 茂	山 下 幸 一
村 上 恵 一	簀 毛 正 勝
川 野 精 一	下 田 代 勝
仲 村 勝 治	福 屋 法 晴
三 倉 美 千 子	笹 山 欣 悟
本 村 令 斗	豊 永 貞 夫
田 中 哲	松 岡 隼 人
西 信 八 郎	

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第2号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。意見第2号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第2号は原案のとおり可決いたしました。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成19年第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 大 王 英 二

人吉市議会議員 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 福 屋 法 晴

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員